

ISSN 1341-0350

Sanyō ronsō

山陽論叢

第 25 卷

2018 年度

山陽学園大学
山陽学園短期大学

目 次

山陽学園大学

看護学部

論文

地域における更年期女性の健康支援実践の評価

～女性の健康セミナーにおける効果の検討～

..... 井上 理絵・富岡 美佳 … 1

経済連携協定 (EPA) 外国人看護師候補者の看護師国家試験の学習環境の現状と課題 (文献検討)

..... 久我原 朋子 … 9

豪雨被災地の医療・福祉施設における防災対策の変化

—台風9号被災後2年が経過する医療・福祉施設の

施設管理者および従事者への調査から—

..... 笹谷 孝子 … 25

小規模中学校におけるライフスキル教育に関する研究

..... 富岡 美佳・梅崎 みどり … 41

総合人間学部

論文

大学生による紙芝居制作・上演を通じた犯罪被害者支援ボランティア活動に関する考察

..... 上地 玲子 … 49

生活意識と被服着用行動の因果関係

..... 隈元 美貴子・柳田 元継 … 59

The Importance of Reflection in Study Abroad

..... Stephen M. Ryan … 69

尖閣諸島に関する中国史料の研究 (二) —使琉球録の検証を中心に—

..... 班 偉 … 81

ハンセン病療養所特有の語彙・表現

..... 山根 (吉長) 智恵・朴 珍希 … 97

研究ノート

地域食材の有効活用—岡山県南部の魚介—

..... 藤井 久美子 … 111

報告

保育士を対象とした「リアリティショック対応研修会」

..... 松浦 美晴・上地 玲子 … 123

地域マネジメント学部

論文

6次産業におけるボトルネックについての一考察

..... 岩本 隆志 … 139

持続可能性の規範からみたSDGsの構造分析

..... 白井 信雄 … 145

研究ノート

手話言語条例の継受

..... 澤 俊晴・小林 伸行 … 161

山陽学園短期大学

幼児教育学科

論文

成人の知識・能力のジェンダー格差

—知識・能力の性差の顕在化と、性別内・性別間分化の実態—

..... 岡田 典子 … 177

職場と養成校をつなぐ実践的指導方法に関する研究

..... 岡正 寛子・荒島 礼子・中川 淳子・森 英子 … 193

造形教育における版画制作—スチレン版による一版多色刷りについて—

..... 児玉 太一 … 203

親から受けた愛情の認識と女子短大生の結婚・出産に対する意識との関連

..... 権田 あずさ … 217

幼児教育学科におけるピアノ教育の方法試論

..... 田中 節夫 … 231

報告

メキシコチワワ州の先住民活動家・人権擁護家との対談

..... 江藤 由香里 … 245

食物栄養学科

報告

食品ロス削減の取り組み ―和気町立本荘小学校における食育活動―

..... 國本 あゆみ・向井 潤子・松井 佳津子

榎尾 幸子・小野 和夫 … 253

研究ノート

給食提供における幼稚園児の食事摂取状況

..... 松井 佳津子・榎尾 幸子 … 263

* * *

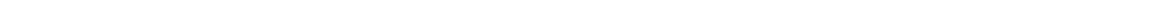
山陽学園大学

総合人間学部

論文

歌ことばとしての「心の闇」

..... 佐藤 雅代 … 1



論文

地域における更年期女性の健康支援実践の評価

～女性の健康セミナーにおける効果の検討～

井上 理絵¹⁾, 富岡 美佳²⁾

Rie Inoue, Mika Tomioka

キーワード：更年期女性, 健康支援, 健康セミナー

Key words : Menopausal women, Health support, Health seminar

要旨：【目的】地域における更年期女性の健康セミナーを実践し、その効果と今後の健康支援の在り方について検討する。【方法】「女性のための健康セミナー」に参加した対象者 20 名に対し自記式質問紙調査を行った。調査内容は対象者の基本的属性、更年期自覚症状の有無、更年期の知識、セミナー受講目的と満足度、更年期相談・治療への希望、とした。倫理的配慮として研究者が所属する機関の倫理審査を受け実施した。【結果】対象者の平均年齢は 52.0 歳 (±14.1SD) であった。セミナー受講の理由は「更年期に関心がある」が 70.0% と半数以上を占めていた。更年期の知識は「更年期以降のがん検診の必要性」「更年期症状の多様性」「更年期の治療法」については 50～60% の人が知っているとは回答したが、「更年期障害の診断方法」「閉経の定義」については 20% 以下であり、知識に関する差が見られた。更年期相談・治療への希望を複数回答で聞いた結果、「更年期学習会の増加」が最も多く 55.0%、次いで「婦人科受診のしやすさ」「更年期相談窓口の増加」が 50.0% であった。自由記載内容を検討すると、＜知識増加の希望＞＜更年期に関する意識の変化＞など 7 項目が確認できた。【考察】女性たちは、これから起こる更年期について関心が高いが、学習機会が少なく知識不足であることが明らかとなった。健康セミナーの継続や相談窓口の増加による健康支援拡大への需要が示唆された。

I. はじめに

女性には次世代を産み、育てるための妊娠・出産能力が備わっている。そのため、各ライフサイクルの時期に応じた変化があり、女性ホルモン（以下エストロゲンとする）の影響を大きく受けていることが知られている。これまでの医療は成人男性を標準として発展してきた経緯があるが、男女のホルモンバランスの違い（生物学的要因）や生活習慣の違い（社会文化的要因）などを踏まえた性差医療も注目されている中、女性のライフサイクルに適応した健康支援を考えることは重要である。

平成 27 年 (2015 年) 国勢調査 (抽出速報集計)¹⁾ の結果による日本の人口ピラミッドでは、大きな隆起が二つあることが特徴として報告されている。第 1 の隆起は「団塊世代」

^{1) 2)} 山陽学園大学助産学専攻科

(1947～49年生まれ)である。その子どもの世代が第2の隆起であり「団塊ジュニア」(1971～74年生まれ)と呼ばれている。2018年現在、「団塊ジュニア」世代は44歳～47歳となり、約380万人の女性が更年期を迎えていることがわかる²⁾。また、平成30年の労働力調査における労働力人口比率では、男性の45～64歳が0.9ポイントの上昇であったことに對し、女性の45～64歳は2.9ポイント上昇となっており、更年期女性の労働力は社会でも重要視されている³⁾。

社会で活躍する年代でもある更年期女性であるが、40～50歳代は、女性のライフサイクルの中でも劇的な内分泌変化を経験し、閉経を迎えることで骨粗鬆症など身体面での管理が必要となる時期である。一方で子どもの成長と独立、親の介護、夫婦関係や親子関係、毎日のストレスや悩みなど様々な環境因子があり、身体面のみならず心理社会的にも健康管理が必要な時期と言われている。

これまで更年期女性に対し、広く身体面や生活、心理面の支援が行われてきた。女性専門外来や更年期外来など医療機関が行っている外来の数は全国で300以上となったが⁴⁾、未受診者の多くは我慢している状況であるという報告があり⁵⁾更年期女性が自ら「受診行動」をとることは難しいことが明らかとなっている。また、更年期はエストロゲンの著しい変化に伴い、生活習慣や生活環境の改善が必要な時期でもあるが、更年期の自覚を持つことや積極的な健康管理を行うなどの認知が受診行動に関連していることも報告されており⁶⁾健康管理への対策が必要なこともわかっている。しかしながら更年期女性の健康に関する学習会は多いとは言えず、女性たちは具体的な対策を求めているのが実情である。来るべき老年期を健康に過ごすためにも、更年期女性に向けての健康支援対策を早急に検討する必要があると考える。

II. 研究目的

地域における更年期女性の健康セミナーを実践し、その効果と今後の健康支援の在り方について検討する。

III. 研究方法

1. 研究デザイン

自記式質問紙調査

2. 研究対象

地方都市Aに在住し「女性のための健康セミナー」に参加した22名を対象とした。その内、記述内容に欠損がある2名を除いた20名を分析対象とした。

質問紙調査への同意は健康セミナー開始前に口頭にて実施している。また、質問紙の回収をもって同意とすることとした。

3. 調査期間

2018年1月～3月

4. 調査方法と内容

女性のための健康セミナー受講前・後に質問紙調査を実施し、回収率は100%であった(集合調査法)。健康セミナーの内容は、1)年齢で変化する女性のからだ、2)更年期症状と更年期障害、3)受診と治療について、という3部構成で行った(表1)。

調査内容は、1) 対象者の年齢、2) 家族構成、3) 自覚症状の有無、4) 更年期の知識、5) 受講目的と満足度、6) 更年期の相談・治療への希望、とした。また自由記載の内容も分析し、今後の健康支援の在り方について検討した。

表 1. 女性のための更年期セミナー内容

項目	主な内容
1) 年齢で変化する女性のからだ	①女性の体の変化とホルモン ②女性ホルモンの働き ③閉経について
2) 更年期症状と更年期障害	①更年期とは ②ライフステージと疾患・病態 ③更年期症状と更年期障害
3) 受診と治療について	①治療の種類 ②具体的な方法 ③更年期の過ごし方

IV. 倫理的配慮について

対象者に研究の目的、主旨、を口頭で説明し調査は自由意志による参加とした。回収は講演終了後とし、回収時に個人が特定できないよう、会場内の回収場所に個別に提出してもらった。本研究は研究者が所属する大学の倫理審査委員会の審査・承諾（番号：平 29 大 019）を得て実施した。

V. 結果

1. 対象者の属性 (表 2)

対象者は、女性のための健康講座受講者 20 名。対象の平均年齢は 52.0 歳 (±14.1SD) であった。家族構成としては、家族と同居している人が最も多く 17 人 (85.0%)、次に家族以外と同居が 2 人 (10.0%)、一人暮らしが 1 人 (5.0%) であった。

表 2. 家族構成

	人数 (%)
家族と同居	17 (80.5)
一人暮らし	1 (5.0)
家族以外と同居	2 (10.0)

2. 健康セミナー受講の理由 (図 1, 2)

健康セミナー受講の理由で最も多かったのは「更年期に関心がある」14 人 (70.0%) であった。「その他」は 5 人 (25.0%)、「心身の不調」は 1 人 (5.0%) であった。「その他」の内容としては「体のことが知りたい」、「家族が更年期のため関心があった」であった。

身体の不調を理由にセミナーを受講した人は 1 人のみであった。しかし、体に不調を感じている人は 10 人 (50.0%) であった。体の不調を感じている人の内、更年期の症状であると自覚している人はその半数の 5 人 (50.0%) であった。また、「不調は更年期である」と自覚している人のうち、受診をした人は 40.0% であった。更年期の自覚があっても受診しなかった理由は、「病院に行くほどではない」であった。

受講している対象者は、更年期や身体に関心を持っているが、実際に感じている体調の不調に関しては受診をするほどの問題を感じていなかった。

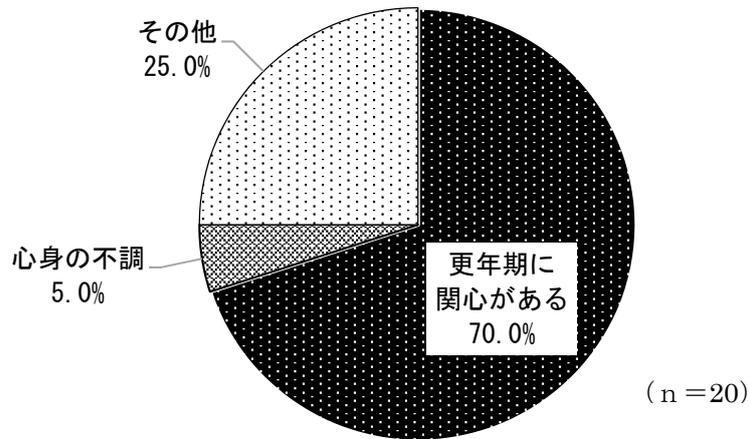


図1. 健康セミナー受講の理由

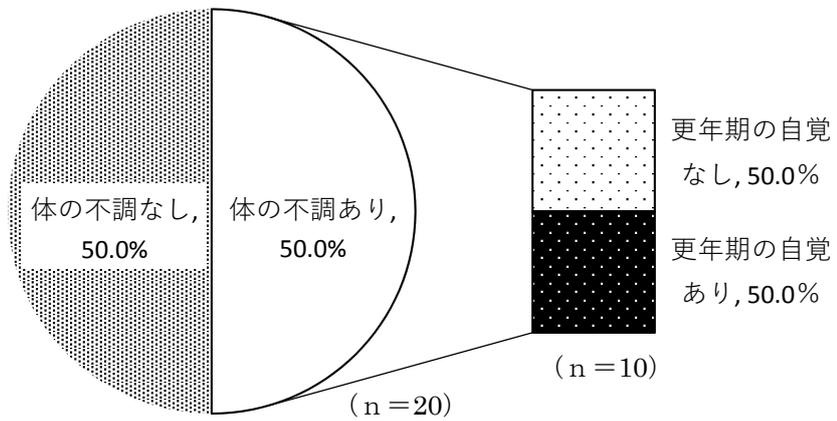


図2. 対象者の体調不良の有無と更年期の自覚

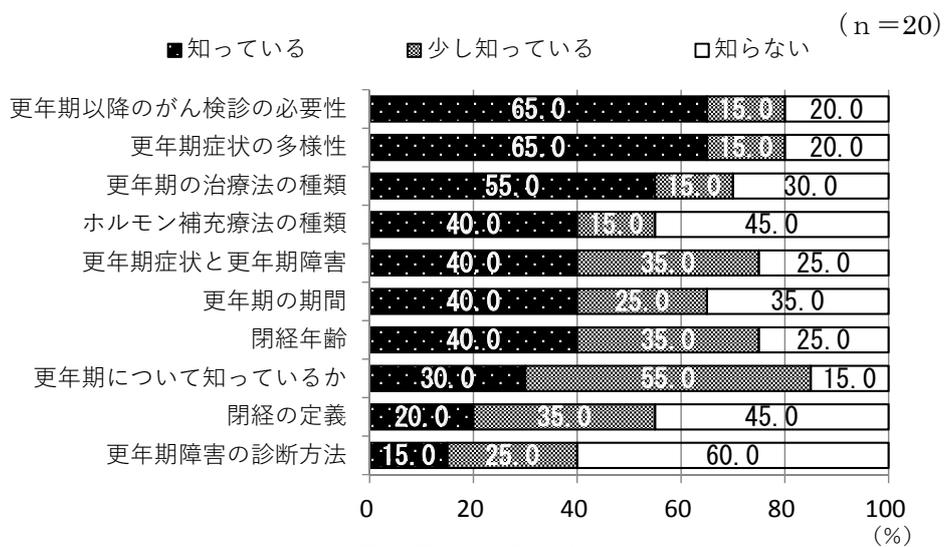


図3. 更年期に関する知識

3. 更年期に関する知識(図3)

「更年期以降のがん検診の必要性」, 「更年期症状の多様性」は13人(65.0%)が知っていると回答した。また「更年期の治療法の種類」を知っている人は11人(55.0%)であり, これらの項目については半数以上の人が何等かの知識を持っていることがわかった。

その一方で, 「更年期障害の診断方法」については, 知らないのは12人(60.0%)であり, 「ホルモン補充療法の種類」, 「閉経の定義」について知らないと回答したのは9人(45.0%)であった。「更年期の期間」について知らないと回答したのは7人(35.0%)であり, 女性たちは, 自分の体がどのような時期にあるのか, 体調の変化に応じた治療方法にはどのようなことがあるのか, どのような診断方法があるのかなど具体的な対策に関する知識は少ないことが明らかとなった。

4. 更年期相談・治療への希望(図4)

更年期相談・治療への希望について聞いたところ, 全体の5割以上の人「更年期学習会の増加」を希望していた。次いで「婦人科受診のしやすさ」「更年期相談窓口の増加」を希望する意見が多かった。また, 「他科医師の更年期への理解」を45.0%が望んでおり, 「更年期の相談員の増加」も45.0%の人が希望していた。

5. 自由記載の内容分析(表3)

自由記載の内容では, 「わかりやすい」「勉強になった」などの受講内容への満足感が見られた。また, 今回の受講を受け, 更年期を「自分のこととして捉えたい」「前向きに生きたい」など意識の変化も見られた。その一方で「更年期の症状がわからなかった」「ホルモンの変化に関する知識がない」など知識不足に関する意見や, 「更年期になると女性は男性化する」「初経が早いと閉経も早い」などの間違った知識も記載されていた。

他には, 男性や職場にも更年期に対する理解を求める意見や, 今後の体調の変化や将来に向けての不安などの意見も書かれていた。

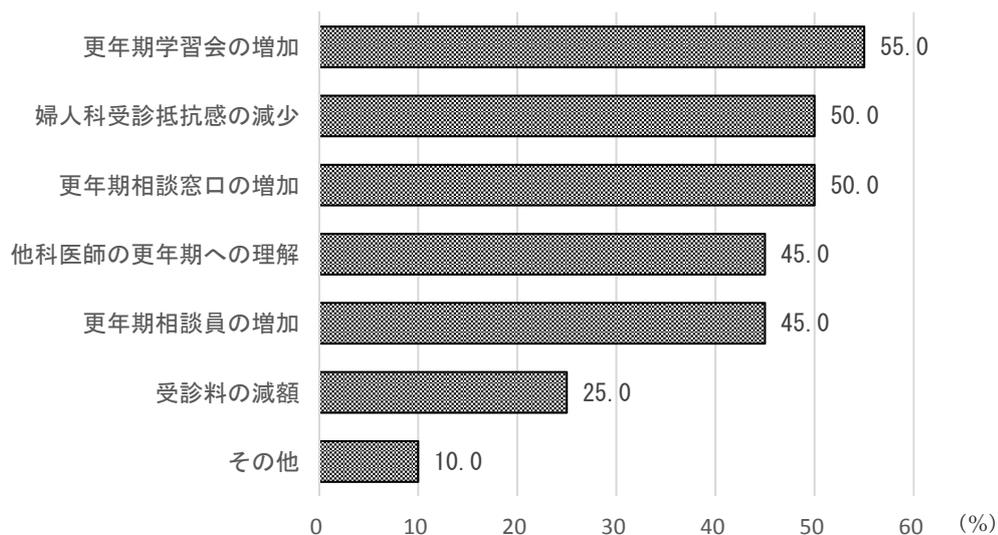


図4. 更年期相談・治療への希望(複数回答)

表 3. 自由記載の内容

カテゴリー	件数	内容
受講への満足感	5	貴重な話 (1) わかりやすい (1) 勉強になった (1) 更年期の理解が深まった (1) 更年期の知識が増加した (1)
知識増加の希望	3	多くの人に知って欲しい (1) 勉強会の増加 (1) 周囲に伝えたい (1)
更年期に関する意識の変化	4	自分のこととしてとらえたい (1) これからの人生を謳歌したい (1) 前向きに生きたい (1) (症状が) ひどくなったら受診したい (1)
身体に関する知識不足の認識	4	更年期の症状がわからなかった (1) 体に大変な変化が起きている (1) ホルモンの変化に関する知識が無い (1) 更年期の知識が無い (1)
間違った知識の表面化	4	更年期になると女性は男性化する (2) 初潮が早いと閉経も早い (1) 妊娠・出産しない人はエストロゲンの減少は少ない (1)
周囲の理解の希望	2	男性にも知って欲しい (1) 職場に理解して欲しい (1)
その他	2	子宮に疾患があるので結婚・妊娠に不安 (1) 不妊治療 (ホルモン療法) をやめると老化が進みそうで不安 (1)

VI. 考察

今回の調査では、対象者の約8割が家族と同居しており、家族との人間関係の中で日常生活を送っていることが明らかとなった。これは浅川らや堀込らの先行研究の結果とも一致する^{6) 8)}。女性の身体が変化する時期に家族と同居していることは、健康が維持できない状況に陥った場合、安心であると考えられることができる。その反面、家族から更年期の症状に対して理解が得られない場合、更年期の症状が増悪する可能性もあると考える。草野ら⁷⁾は更年期症状緩和の対策として、「夫婦の会話」「夫との仲が良好」に有意差が見られたと報告しており、夫の理解や気遣いが更年期の症状に有効であることが明らかとなっている。今回は家族との関係について調査項目を設定しなかったが、今後の健康支援で注目し家族とともに更年期女性の支援を考える必要があると言える。

セミナー受講理由については、7割以上が「更年期に関心があった」と回答している。今まで経験したことがない更年期について、多くの女性が自分の体の変化を理解したいと感じており、その結果が受講理由に反映されていると考えられる。

思春期から性成熟期の間、女性の体のバランスを保っていたエストロゲンが減少してくる時期が更年期である。エストロゲンの減少により、頭痛や肩こり、耳鳴りなどの体調不良の症状が出てくる。今回の調査でもセミナー受講者の半数が体調不良を自覚しており、この年代の女性が体調不良を自覚しながら生活していることがわかっている。しかしながら、身体の不調を感じ、更年期症状を自覚していても受診まで至っていないことも明らかとなった。未受診の理由は「受診するほどではない」であり、自分自身で解決に至っているか、または受診に至らないほどの軽症であったことが考えられる。しかし、更年期に関

する知識についての質問では「更年期以降のがん検診の必要性」「更年期症状の多様性」について6割以上の人を知っていると回答しているが、「更年期について知っているか」「閉経の定義」「更年期障害の診断方法」については、知っているという回答率が3割以下に減少し、具体的な内容については自信がないことが明らかとなった。マスコミや医療機関などの情報により更年期について知っていることはあるが、自分の体に起こっている変化や具体的な診断方法に関する知識に自信がないことが示唆された。この更年期に関する知識に自信がないことは、本来受診した方が良い症状を見過ごすことにもつながりかねない。前述したように、体調不良の自覚があっても受診に至らない理由が、本当に軽症ならば自己管理で対応することに問題はない。例えば食事に気を付ける、体を動かすなど、自分自身で健康に対する努力をすることは、更年期女性に必要なライフスタイルの改善に相当する。このようなセルフケアの実践により、自分の健康を自分で確保するという意識の向上にもつながる⁸⁾。しかし一方でこの時期は、ホルモンの変化によって高脂血症などの疾病を発症しやすく、安易な判断を行うことで重症化する恐れもある。小山ら⁹⁾は、更年期症状と類似した症状や自己の思い込みによって受診が遅れてしまう危険性について報告しており、本来受診が必要な他の疾患を見過ごさないためにも正しい知識の普及は重要となってくる。更年期相談・治療への希望についての質問で「更年期の学習会の増加」が半数以上となっている状況も踏まえ、一般女性への知識の普及が急務であることが示唆された。

同時に更年期相談・治療への希望では「婦人科受診抵抗感の軽減」が上位であった。体調不良の自覚があっても受診に至らない背景として、羞恥心などにより気軽に婦人科を受診できないという抵抗感についても考慮する必要がある。これは、更年期女性だけに限らず、女性のライフサイクル各期で言えることである。

自由記載の内容を検討した結果、間違った知識を信じている人や、体に関する知識不足が確認された。近年、更年期に関する雑誌やテレビの特集が組まれることも多くあり、女性の体の変化について理解が少しずつ深まっていることが伺える。しかし、「更年期になると女性は男性化する」、「妊娠・出産しない人はエストロゲンの減少は少ない」などの情報を信じていたことも明らかとなり、単なる噂や思い込みによって悩んでいる女性もいることが表面化した。職場の上司(男性)によって心無い言葉をかけられ、誰にも相談できず悩んでいたことも健康セミナー後の個別相談でわかった。更年期以降の女性の就労割合が増加していることによって、今後社会で活躍する女性管理職は増加することが予測されている。女性だけでなく男性も女性の体の変化を理解する必要がある、今後の知識の普及が急務であることが示唆された。女性を取り巻く社会が更年期を理解することで、女性の支援や意識向上につながると考える。

VII. 結論

- 1) 更年期女性の支援は、対象者の女性のみならず、夫や子どもなど家族を含めた支援対策が必要である。
- 2) 女性は更年期についての知識を持っているが、「更年期の正しい知識」には自信がなかった。今後はマスコミなど情報源にも注目し正しい知識の普及が急務である。
- 3) 健康維持時に向けたセルフケア実践への取り組みを考える必要がある、更年期女性の社

会進出の状況を鑑み、男性や職場に向けての更年期に関連した知識の普及が急がれる。

謝辞

本研究にご協力いただきましたセミナー参加者の皆さま、関係施設の皆さまに心より感謝申し上げます。

本研究は、山陽学園大学・短期大学学内研究補助（平成 29 年度）を受けて行われた。

参考文献

- 1) 「平成 27 年（2015 年）国勢調査（抽出速報集計）」（総務省統計局），2019 年 2 月 12 日入手，<https://www.stat.go.jp/info/today/114.html>.
- 2) 人口推計（平成 29 年 10 月 1 日現在） - 全国：年齢（各歳），男女別人口・都道府県：年齢（5 歳階級），男女別人口 - （総務省統計局），2019 年 2 月 12 日入手，<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2017np/index.html>.
- 3) 労働力調査（基本集計）平成 30 年（2018 年）平均（速報）結果の要約，2019 年 2 月 12 日入手，<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/index.html>
- 4) 性差医療情報ネットワーク 女性外来マップ(2018.1.28 更新)，2019 年 2 月 12 日入手，<http://www.nahw.or.jp/hospital-info>
- 5) 大関信子，水沼英樹，蓮尾豊他（2010）：簡略更年期指数（SMI）要受診者の受診率と受診関連要因の分析，日本更年期医学学会誌，Vol.18，No.2，213-221.
- 6) 浅川真由美，遠藤由美子，山口咲奈枝（2010）：更年期症状に対する受診行動の関連要因に関する検討，北日本看護学会誌，12（2），69-79.
- 7) 草野篤子，中松あずさ，瀧口真央（2008）：更年期症状と家族関係，白梅学園大学・短期大学紀要，44，111-124.
- 8) 堀込和代，河内美江，富岡千寿子他（2006）：更年期女性の更年期症状と健康維持行動に関する研究，更年期と加齢のヘルスケア，Vol.5，No.1，63-71.
- 9) 小山満子，佐藤由美（2013）：更年期症状による大腸がんの受診行動への影響，旭川大学保健福祉学部紀要，Vol5，19-24.
- 10) 高橋艶子，堀毛裕子（2009）：閉経に関する認知と更年期症状との関連，健康心理学研究，Vol.22，No.1，14-23.

論文

経済連携協定(EPA)外国人看護師候補者の看護師国家試験の 学習環境の現状と課題(文献検討)

久我原 朋子¹⁾

キーワード：経済連携協定(EPA), EPA 外国人看護師候補者, 看護師国家試験, 学習環境, 文献検討

Key words : Economic Partnership Agreement(EPA), Economic Partnership Agreement nursing candidates, Japanese National Nurse Licensure Examination, Learning environment, Literature review

要旨：2008年に経済連携(EPA)に基づく外国人看護師候補者受け入れが開始され、毎年EPA看護師候補者が来日し看護師国家試験を受験している。本研究ではEPA看護師候補者の看護師国家試験の学習環境に関する現状と課題を探り、今後の研究の方向性を明らかにすることを目的に文献検討を行った。キーワードを用いて英語及び日本語文献を対象にデータベース検索とハンドサーチを行った。採用基準、除外基準により27文献(英語9文献、日本語18文献)が選択された。

文献からEPA看護師候補者の看護師国家試験の学習環境の現状と課題として、【受け入れ施設の勤務時間、学習支援時間、内容、頻度は様々である】、【受け入れ施設の臨床看護師が業務指導に加えて学習支援をしている】、【看護助手として勤務することの葛藤】、【看護師国家試験合格の難しさ】、【EPA看護師候補者が看護師国家試験に合格する日本語力を習得することは時間を要する】、【専門用語に関するEPA看護師候補者の母語と日本語をつなげる教材が発展途上である】、【日本語研修の期間と内容と議論】、【EPA看護師候補者の母国の看護教育に看護師国家試験がない】ことが言及されていた。

今後、「日本の看護教育の必要性のニーズの把握」、「EPA看護師候補者の来日前の事前学習や帰国後の学習支援の充実を図るための検討」、「多職種、多機関連携・協働したEPA看護師候補者学習支援システムの構築」の方向性で研究の必要性があると考えられた。

I. 緒言

日本は2018年外国人労働者受け入れ拡大政策、外国人雇用対策に対する方針を発表した(厚生労働省, 2018a)。EPA看護師候補者の受け入れは2008年から開始され、それぞれ、日・インドネシア経済連携協定(2008年発効)、日本・フィリピン経済連携協定(2008年発効)、日本・ベトナム経済連携協定に基づく交換公文(2012年)に基づき実施されてい

¹⁾ 山陽学園大学看護学部看護学科

る(厚生労働省, 2019)。EPA 看護師候補者の要件は母国の看護師の実務経験(2~3年間)があり一定の日本語能力を有することで、母国(6~12カ月)と来日後の日本語研修(2.5~6ヶ月)を受け、看護助手として受け入れ機関、施設において就労・研修を受けながら日本の看護師国家試験を受験する(国際厚生事業団, 2018a)。3年間の日本在留資格があるが、1年単毎の滞在延長条件に看護師国家試験の合格基準の5割以上の得点が必要とされている(厚生労働省, 2018b)。来日後3年間国家試験に不合格であった場合、母国へ帰国するが、申請すれば短期滞在で在留許可を得て再来日し看護師国家試験を受験でき回数に制限はない(国際厚生事業団, 2018b)。日本の看護師国家試験に合格した場合に日本の永久在留資格を得て看護師として就労することができる(国際厚生事業団, 2018b)。

2018年の経済連携協定(EPA)外国人看護師候補者の看護師国家試験合格率は17.7%だった(厚生労働省, 2018c)。看護師国家試験の合否は彼らの人生を左右するものであり、同時に日本の医療看護分野においてEPA 看護師候補者が看護師として継続して就労することが期待されている。今後もEPA 外国人看護師候補者受け入れ政策は継続されていくことが予想される。これらの背景から日本のEPA 看護師候補者の看護師国家試験の学習環境に関わる現状と課題を見極め、将来にむけて研究の方向性を明らかにすることは、日本の医療看護分野の労働力不足や経済的側面において意義があることであると考えられた。そこで、本研究では、経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者の看護師国家試験の学習環境の現状と課題を探り、今後の研究の方向性を明らかにする目的で文献検討した。

II. 言葉の定義

1. EPA 看護師候補者

EPAとは、「Economic Partnership Agreement」の略であり、日本語では経済連携協定と翻訳され用いられている(外務省, 2019)。EPA 看護師候補者とは経済連携協力(EPA)に基づく外国人看護師候補者を示す。本研究では「EPA 看護師候補者」と表現する。

2. 学習環境

学習環境、「Learning environment」の定義として「Learning environment refers to the diverse physical locations, contexts and cultures in which students learn.」と言及されている(TheGlossaryEducationReform, 2018)。学習者の学習環境が、Physical location(物理的な学習者が存在している場所)、Context(事情、背景、状況)、Cultures(文化、信仰、習慣、教養、訓練が含まれる)で表されているという概念である。(TheGlossaryEducationReform, 2018)。これらの概念を参考に本研究では研究の操作的定義として、EPA 看護師候補者の看護師国家試験の「学習環境」を、①Physical location (物理的環境、所属している施設、その施設の人的環境含む)、②Context (心理的側面を含む)、③Cultures の3項目に定めた。

3. 受け入れ施設

EPA 看護師候補者は日本国内の「受け入れ機関」または「受け入れ施設」において雇用されている。それぞれ「受け入れ機関とは看護師・介護福祉士候補者あるいはEPA 看護師又はEPA 介護福祉士を受け入れている日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう」、「受け入れ施設とは看護師・介護福祉士候補者あるいはEPA 看護師又はEPA 介護福祉士を就労させている施設をいう」と定義されている(国際厚生事業団,

2018a)。本研究では、「受け入れ機関」と「受け入れ施設」を総称して「受け入れ施設」と表現する。

Ⅲ. 研究方法

1. 研究デザイン：文献レビュー

2. 使用したキーワード

日本、看護師国家試験、外国人看護師候補者、EPA、経済連携協定、看護師候補者、外国人看護師 Japan、Economic partnership agreement、EPA、Japanese national nurse licensure examination

3. 使用したデータベース：

医中誌 WEB、最新看護索引 Web、CINAHL、MEDLINE。

4. 期間

過去 10 年間 (2009 年～2018 年)。

5. 採用基準

- 1) 日本語、または英語で書かれているもの。
- 2) 原著、特集、短報、総説、実践報告、紀要を含む。
- 3) 厚生労働省、地方行政機関、非営利団体が発表している情報

6. 除外基準

- 1) 口頭発表抄録、会議録
- 2) 新聞記事
- 3) 地方の広報

7. 分析方法

EPA(経済連携協定)看護師候補者の看護師国家試験受験学習環境の現状及び課題について内容を抽出した。

8. 検索結果

各データベースによる検索結果を下記に示す。

1) 医学中央雑誌 Web

医中誌 WEB のシソーラス機能を参照し「経済連携協定」and「看護師免許 or 看護師国家試験」検索欄に挿入し検索した結果 13 件表示された。採用基準と除外基準に従い 12 文献を選択した。

2) 最新看護索引 Web

「経済連携協定」、「看護師国家試験」で 4 文献ヒットしたが、すべて医中誌 WEB で表示された文献と重複していた。

3) CINAHL、

「Economic partnership agreement」and「Japan」を挿入し検索した結果 18 文献表示された。定期刊行物 10 文献、介護福祉士について言及していた 5 件、日本以外の国についての 2 文献を削除し 1 文献が選択された。

4) MEDLINE

「Japan」、「National nursing examination or Japan's national licensed examination for nurse」and「EPA」で検索したが 0 件だった。

- 5) 前述の検索で得られた文献の引用文献の論文をハンドリサーチし関連する 7 文献を追加した。更に著者名検索を行い本研究のテーマに関連する 7 文献を追加した。
- 6) 最終的に合計 27 文献を本研究の分析対象とした。

IV. 結果

1. 対象論文数

27 文献が分析対象として選択された。表 2(英語 9 文献)、表 3(日本語 18 文献)に概要を示した。

2. EPA 看護師候補者の看護師国家試験の学習環境について

1) Physical location

Physical location は「受け入れ施設における学習支援」と「受け入れ施設の意見」について焦点をあてまとめた。

(1) 受け入れ施設における学習支援について

EPA 看護師候補者は日本全国にある受け入れ病院で看護助手として就労しながら、看護師国家試験にむけて学習をする。受け入れる施設は、EPA 看護師候補生の就労に関わる指導、看護師国家試験の学習支援、日本語習得の学習支援、研修責任者の配置、3 年以上の実務経験のある研修支援者の準備などが義務付けられていた(国際厚生事業団, 2018b)。それぞれの受け入れ病院により、勤務時間、学習時間、病院の提供している日本語教育や看護師国家試験への学習支援の内容と時間、頻度が様々であった(Hosono, 2011, 前田町子, 2014)。そして、多くの場合、臨床現場の看護師が EPA 看護師候補者に学習支援をしていた(平野裕子 et al., 2010c, 上野美香, 2012, 北村育子, 2011)。

EPA 看護師候補者の看護師国家試験受験対策としての学習支援は受け入れ病院・施設に一任されており、日本語教育、看護教育共に公的な学習支援が不足していると指摘されていた(Takahashi, 2012)。このように EPA 看護師候補者の看護師国家試験の学習環境として【受け入れ施設の勤務時間、学習支援時間、内容、頻度は様々である】ことと【臨床看護師が臨床指導に加えて学習支援をしている】ことが描写されていた。

(2) 受け入れ施設の意見

実際に EPA 候補者を受け入れた病院の意見として、EPA 看護師候補者の母国と日本の医療・福祉・看護教育システムに違いがあることや来日時の日本語力に課題があるため、EPA 看護師候補者が看護師国家試験に合格することはとても難しいことであったと言及されていた(平野裕子, 2009, Setyowati et al., 2012)。加えて、EPA 看護師候補者の日本語のレベルは様々であり、対象者の到達レベルに応じた、日本語の段階的な学習支援の必要性があると訴えていた(柿原奈保子 et al., 2015)。

一方で、EPA 看護師候補者を受け入れたことによる良い効果が報告されていた。例えば、「日本人看護師の言葉遣いが丁寧になった。」「職場が活発化された」「スタッフ間のコミュニケーションが明確になった」等が報告されていた(平野裕子 et al., 2010a)。

2) Context

Context は、「看護師国家試験合格率」と「EPA 看護師候補者の来日の動機と就労開始後の気持ち」に注目し結果をまとめた。

(1) EPA 看護師候補者の看護師国家試験合格率

EPA 看護師候補者の看護師国家試験合格率(厚生労働省, 2018c)を表 1 に示した。

表 1: EPA 看護師候補者の看護師国家試験合格率

年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
合格率(%)	0	1.2	4.0	11.3	9.6	10.6	7.3	11.0	14.5	17.7
合格者 (人)	0	3	16	47	30	32	26	47	65	78
受験者 (人)	82	254	398	415	311	301	357	429	447	441

出展：(厚生労働省, 2018c)

(2) EPA 看護師候補者の来日の動機と就労開始後の気持ち

EPA 看護師候補者の来日の動機は様々であった。例えばインドネシア出身の EPA 看護師候補者の来日の動機の第 1 位は、「自分のキャリアを伸ばしたいから」という理由であった。フィリピン出身者 EPA の来日動機の一位は「母国の家族を経済的に支援したいから」であった(平野裕子 et al., 2010c)。

EPA 看護師候補者の就労開始後の気持ちについては主に【看護助手として勤務することの葛藤】と【看護師国家試験合格の難しさ】について述べられていた。

EPA 看護師候補者が母国では看護師としての実務経験があるが、日本では看護師国家試験合格までの期間は看護助手として就労する。看護助手として働くことに対して「看護専門職としての技術の喪失の不安」を感じていた(山本佐枝子 and 樋口まち子, 2015)。また「日本で看護助手として働くことへの葛藤」を表現していた(Setyowati et al., 2010)。

更に、日本に来日してから、看護師国家試験の合格の難しさを実感し、日本語の漢字がある看護師国家試験に合格することはとても難しいことであると表現していた(Efendi et al., 2013)。また、EPA 看護師候補者のメンタルヘルスについて質問紙調査した結果、約 22%の者は精神障害のリスクがある状態だった(Sato et al., 2016)。その要因の一つは看護師国家試験の可否に対する精神的なプレッシャーだと推測されていた。(Sato et al., 2016)。

3) Cultures

Cultures は、「言語」と「看護教育」について焦点をあて現状と課題を抽出した。

(1) 言語

EPA 看護師候補者の言語に関することは【EPA 看護師候補者が看護師国家試験に合格する日本語力を習得することは時間を要する】、【専門用語に関する EPA 看護師候補者の母語と日本語をつなげる教材が発展途上である】、【日本語研修の期間と内容の議論】の主に 3 つのことが言及されていた。

【EPA 看護師候補者が看護師国家試験に合格する日本力を習得することは時間を要する】、この理由は、日本語の書き言葉が漢字、ひらがな、カタカナが混在しているためである。EPA 看護師候補者は医療・看護用語を漢字で読み理解することが一番の困難なことであったと回答していた(平野裕子 et al., 2010b)。そして看護師国家試験に合格することの難しさを実感したと訴えていた。(Efendi F 2013)

日本語教育の専門家は、一般的な日本語に加えて看護師国家試験に出題される可能性の高い、医療・看護の専門用語の頻出語彙をマスターすることが、看護師国家試験合格には必要であると強調していた(岩田一成 and 庵功雄, 2012)。そして、「日本語教師向け看護

師国家試験対策教材」が開発され、日本語教育の専門家が、EPA 看護師候補者への日本語学習支援方法について議論がされている(小原寿美 and 岩田一成, 2012)。

加えて【専門用語に関する EPA 看護師候補者の母語と日本語をつなげる教材が発展途上である】ことが述べられていた。例えばインドネシアでは母語が複数ある島独自の使用言語と国全体の共通言語・インドネシア語の 2 つが母語である(池田敦史 et al., 2010)。しかし EPA 看護師候補者は看護国家試験の問題を日本語で読み理解することが必要である。特に日本語の看護・医療専門用語の理解が欠かせないが、日本語とインドネシア語をつなげる専門的な辞書が整備されていないため、一部の EPA 看護師候補者は日本語を英語に変換し、英語からインドネシア語に訳して意味を理解する勉強をしていた(安藝佐香江, 2014)。

次に【日本語研修の期間と内容の議論】については EPA 看護師候補者が日本で就労しながら看護師国家試験の合格レベルに到達するための日本語の学習時間、期間が不足していると指摘されていた(水野かほる, 2010, Takahashi, 2012)。EPA 看護師候補者は全員が共通の日本語研修を受けるが、研修終了時の日本語能力は必ずしも同じレベルには達成していなかった(水野かほる, 2010)。実際、日本語の日常会話が満足できない日本語能力の段階で、病院での就労がスタートしている事例があった(服部満生子, 2010)。

また看護師と介護福祉士では国家試験に出題されている頻出語彙の分野が違う(水野かほる, 2010)。しかし EPA 看護師候補者、介護福祉士候補者は合同日本語研修を受けており、更に時間数の不足から日常会話に重点がおかれた内容であった。それぞれの職種に適した日本語研修の内容を柔軟に考え検討していく必要があることが指摘されていた(平野裕子 et al., 2010b)。

(2) EPA 看護師候補者の母国と日本の看護教育制度について

EPA 看護師候補者の出身国の看護教育制度に関することは【EPA 看護師候補者の母国の看護教育に看護師国家試験がない】ことが言及されていた。日本の看護師免許は看護師国家試験に合格が必須であるが、EPA 看護師候補者の母国の看護教育制度には看護師国家試験制度はないシステムであった(井野恭子 and 渡邊順子, 2014, Nugraha et al., 2017)。また、EPA フィリピン出身看護師候補者に日本の看護国家試験の英語翻訳試験を実施した結果、受験者の 64.4%(59 人中 38 人)の者は、日本の看護師国家試験に合格ラインに達していない結果だった(川口貞親 et al., 2010, Kawaguchi et al., 2012)。

V. 考察

1. EPA 看護師候補者の看護師国家試験の学習環境について

1) Physical location

(1) 受け入れ病院における学習支援について

受け入れ病院における EPA 看護師候補者の学習支援について、言及されていたことは、【受け入れ施設の勤務時間習、学支援時間、内容、頻度は様々である】【受け入れ施設の臨床看護師が業務指導に加えて学習支援している】状況であった。多く受け入れ施設の指導看護師が業務に関わる臨床指導と日本語学習支援、国家試験学習支援を同時に行うことは臨床現場の看護師の立場を考えた場合、エネルギーを費やすことであると考えられた。日本語学習支援について、EPA 看護師候補は日常会話に加えて看護師国家試験に合格するた

めの専門用語についても習得する必要がある。このような高度な技術を要する学習支援を受け入れ病院単独で全てを行うことは時間とマンパワーの点で困難な可能性がある。この課題の改善するために必要なことは日本語教育の専門家と看護教育者の連携した学習支援体制をつくることであると考えられた。

(2) 受け入れ施設の意見

受け入れ施設からの意見として、実際に受け入れた施設の臨床場面での良い効果を実感しているという実例があった(平野裕子 et al., 2010a)。一方で EPA 看護師候補者の日本語力が日本語終了後に必ずしも同一ではないことと、看護師国家試験合格が容易ではないことが言及されていた。これからのことから今後大切なことは、EPA 看護師候補者のレベルに加味した段階的な日本語研修の検討と、日本語教育の専門家が受け入れ施設と連携・協働して学習支援をしていくことであると考えられた。

また各受け入れ施設が実感している受け入れ政策の課題やメリットを集約し、詳細な分析をしていくことが大切であると考えられた。そして現在、臨床看護師が担っている日本語学習支援に対して日本語教育の専門家との連携・協働するシステムづくりが必要であると考えられた。

2) Context

(1) EPA 看護師候補者の看護師国家試験の合格率

EPA 看護師候補者は EPA 看護師候補者として来日した後に受験資格が得られる。EPA 看護師候補者の看護師国家試験合格率は 2016 年以降それぞれ 11%、14%、17%と経過していた(厚生労働省, 2018c)。日本語を母語である受験生は看護師養成教育機関で 3~5 年の教育を受けて受験資格を得て受験することを加味すると、EPA 看護師候補者の国家試験合格率は日本語を母語とする受験生と単純に比較できない背景がある。現在の受け入れ政策では、EPA 看護師候補者の日本の滞在期間が 3 年であるが、この 3 年という期限が妥当か検討するべきだと指摘がある(Yagi et al., 2014)。日本語が外国語である EPA 看護師候補者に妥当な滞在期間を今後、議論していくと同時に日本の看護教育を受ける機会、システムをつくる検討が重要であると考えられた。

また、この政策がより良い方向で継続されるように、合格の要因を分析することが重要であると考えられた。合格者を輩出した受け入れ施設を対象に看護師国家試験の合格に導く学習環境について研究を勧めていくことが必要であると考えられた。

(2) EPA 看護師候補者の来日の動機と就労開始後の気持ち

EPA 看護師候補者の来日の動機は様々であったが、看護師候補者の中に日本での就労経験を今後の看護師としてのキャリアに役立てたいという気持ちの者がいた。そして就労開始後に【看護助手として勤務することの葛藤】や【看護師国家試験合格の難しさ】を感じていた(Setyowati et al., 2010)。看護師としての経験を積み上げるためには看護師国家試験合格が必須である。EPA 看護師候補者は日本の看護教育を受ける公的なシステムはなく、看護教育は就労開始後の受け入れ施設に一任されている。しかし看護師国家試験の問題は「健康支援と社会保障制度」、「看護の統合と実践」などが含まれている(厚生労働省医政局看護課, 2018)。臨床を経験し、受け入れ施設からの看護師国家試験学習支援のみでこれらの範囲をカバーすることは困難である可能性が考えられた。今後、国家試験の合格に導く学習環境を整えるためには EPA 看護師候補者が日本の看護教育を受ける公的なシステム

づくりを検討する必要があると考えられた。

3) Cultures

(1) 言語

EPA 看護師候補者の学習環境の言語に関わることは、【EPA 看護師候補者が看護師国家試験に関わる日本語を習得することは時間を要する】、【専門用語に関する EPA 看護師候補者の母語と日本語をつなげる教材が発展途上である】【日本語研修の期間と内容の議論】が言及されていた。

まず、EPA 看護師候補者が日本語を習得するには時間がかかると言われている理由は、日本の書き言葉に漢字があるからである。EPA 看護師候補者は日常生活に必要な日本語に加えて医療・看護専門用語の習得が必要である。EPA 看護師候補者の母国では日本語を第 2 外国語として学習する機会が少なく、日本語が外国語として慣れ親しむ機会が乏しいことも時間を要する理由の一つであると予想された。

そして、EPA 看護師候補者の出身国の言語と母語と日本語の専門用語に関する教材が充分でないことが指摘されていた。これは日本の外国人受け入れ政策の歴史が浅いことが要因の一つとして考えられた。今後は、日本は看護師国家試験に出題される看護・医療専門用語の語彙の理解を助けるための EPA 看護師候補者の母語に配慮した学習教材の開発が急がれると考えられた。そして、臨床現場の看護師は外国語学習の教育の専門家ではない点を考慮し、言語教育の専門家が EPA 看護師候補者の教育に参入していく構想を活発化させていくことが肝要であると思われた。

更に、日本語学習支援について【日本語研修の期間と内容の議論】がされていた。例えば、約 2000 文字ある日本の日常生活で使用する常用漢字を日本の義務教育において小学、中学合わせて 9 年間かけてカリキュラムが組まれているが、EPA 看護師候補者の日本語研修期間は約 1 年～1 年半で学習期間が十分でない。学習時間について漢字 1000 文字(小学校 6 年生程度)の学習に少なくとも約 1070 時間必要と言われているが、EPA 看護師候補者の日本語合同研修は約 675 時間である(水野かほる., 2010)。EPA 看護師候補者の就労開始時に必ずしも日本語能力が充分ではない理由を裏付けていると考えられた。そして就労開始後も継続した日本語学習支援が必要不可欠であることが示されていると考えられた。

日本語研修の内容については看護師候補者と介護福祉士候補者に対して、合同で日常生活の日本語を中心に研修が実施されている現状である。看護師国家試験に出題される語彙と介護福祉士国家試験では頻出語彙が異なることを加味すると日本語研修は看護師候補者と介護福祉士候補者の専門分野別の研修が検討されることが理想であると考えられた。加えて、EPA 看護師候補者の学習支援が施設により差がでない方策を検討する必要があると考えられた。今後、看護師国家試験合格者が増えるよう学習支援の成功事例を増やしていくために、EPA 看護師候補者受け入れ施設間の、実践例や効果などの情報共有する活動を活発化していくことが期待されていると思われた。

(2) EPA 看護師候補者の母国と日本の看護教育制度について

EPA 看護師候補者の看護師国家試験学習環境に関わる看護教育制度については【EPA 看護師候補者の母国では看護教育に看護師国家試験がない】ことが述べられていた。日本では、看護師免許取得の必須条件が看護師国家試験に合格することであるが、インドネシアでは看護師国家試験制度はなく看護師資格が得られる(Nugraha et al., 2017)。母国の看

護教育に看護師国家試験制度がない EPA 看護師候補者に日本の看護師国家試験制度に慣れるための訓練、学習支援が必要であると考えられた。例えば、来日前の事前学習に看護師国家試験の出題範囲に関わる知識を母語で学習するシステム開発の検討が一案として考えられた。

2. EPA 看護師候補者の看護師国家試験の学習環境に関する今後の研究の方向性

本研究の文献検討で得られた知見を統合し、今後の研究の方向性を考察した。

1) 日本における看護教育の必要性

日本の看護師国家試験には、日本の社会保障制度、保健統計などが国家試験に出題されており、それらの知識を含む看護教育が EPA 看護師候補者に必要であると指摘されている(福武まゆみ et al., 2011, Takahashi, 2012, 柿原奈保子 et al., 2015)。しかし、現在の政策では看護教育を提供するプログラムは含まれておらず、教育は各受け入れ施設に一任されている。このことから、EPA 看護師候補者には日本語の学習支援に加えて、看護教育も必要で EPA 看護師候補者が看護師国家試験の合格に直結する知識を得る機会を提供することが望まれていると考えられた。

2) EPA 看護師候補者の来日前の事前学習と母国に帰国後の再受験に対する支援の充実

EPA 看護師候補者は看護助手として就労しながら看護師国家試験を受験するため学習時間に制限がある。就労しながら看護師国家試験を受験する EPA 看護師候補者がより一層、看護師国家試験合格に近づくためには、来日前の事前学習を充実させることが検討事項として考えられた。例えば日本の社会保障や保健統計に関連する内容を事前学習として母語でそれらの背景知識に慣れ親しむことが、日本で就労しながら勉強を続ける EPA 看護師候補者の助けとなることが考えられた。

また、EPA 看護師候補者は3年間、看護師国家試験に不合格時だった場合母国に帰国を余儀なくされるが、短期滞在ビザを申請し再度国家試験を受験できる。帰国後の再受験に対する者へなお学習支援、E-learning システムなどを活用して継続的な看護師国家試験受験への支援が望まれていると思われた。

3) 多職種連携、多機関連携した EPA 看護師候補者学習支援システムの考案

EPA 看護候補生の看護師国家試験の学習環境支援には多職種が連携・協働した教育システムづくりの必要性があると考えられた。理由は受け入れ病院の臨床看護師が EPA 看護師候補者に臨床指導、日本語学習、国家試験学習を同時並行で実施することは必要な時間とエネルギーが枯渇してしまう可能性が考えられたからである。例えば、日本語教師、看護教育者、インドネシア、フィリピン、ベトナムの言語学者等が連携・協働してそれぞれの専門性をいかした教材開発、学習システムを考案し、今後、介入研究などで効果を判定していくことが今後の研究として必要であると考えられた。

VI. 研究の限界と今後の課題

1. 本研究の論文検討は日本語と英語で書かれた文献に限定した。しかし EPA 看護師候補者はフィリピン、インドネシア、ベトナムである。フィリピン、インドネシア、ベトナム出身者の母語で書かれた文献・資料には、EPA 看護師候補者の実態や課題をより一層明らかにする情報が記載されている可能性がある。日本語と英語に限定したことが本研究の限界の1つであると考えられた。

2.本研究では「学習環境」を「Physical location」、「Context」、「Cultures」の3つの概念枠組みで捉えた。しかしこれらの概念に含まれる範囲は広く深いものである。本研究は、基礎的な位置づけの研究であったため、これらの概念の1つ1つを深く探求できなかったことが研究の限界である。今後はこれら各々の項目をより細分化して研究を勧めていくことが今後の課題である。

3.EPA 看護師候補者の母国はインドネシア、フィリピン、ベトナムである。各国に文化、生活習慣、思想、教育制度等の特徴がある。本研究では国を分けて分析できなかった点が研究の限界であると考えられた。今後は、国別に研究を進展させていくことが課題である。

Ⅶ. 結論

1.EPA 看護師候補者は受け入れ施設で看護助手として就労し、学習支援受け看護師国家試験を受験する。多くの病院で臨床看護師が臨床指導と日本語学習支援、看護国家試験学習支援をしていた。そして受け入れ施設により、就労時間、学習支援の内容・頻度は様々だった。日本語教育者や看護教育者が受け入れ施設と連携・協働し EPA 看護師候補者の学習支援システムを開発、構築していくことが期待されていると考えられた。

2.EPA 看護師候補者は全員が日本語研修を受けるが、日本の看護教育を受ける統一したシステムがない。看護師国家試験の学習支援は受け入れ施設に一任されている。しかし日本の看護国家試験で出題される問題の範囲は臨床現場で培う知識を超えている現状がある。看護師国家試験範囲の知識を得るために EPA 看護師候補者が日本の看護教育を受ける機会が得られるようニーズの把握が必要であると考えられた。

3.今後の研究の方向性として、①EPA 看護師候補者への日本の看護教育のニーズの把握、②来日前の事前学習や帰国後の学習支援の充実を図るための検討、③多職種連携・協働した EPA 看護師候補者の学習支援システムの構築が考えられた。

表 2：EPA 看護師候補者の看護師国家試験の学習環境に関する文献(英語文献)

引用	要旨
Efendi et al., 2013.	EPA 看護師候補生受け入れ制度で来日し看護師国家試験に不合格でインドネシアに帰国した者を対象にした調査。20人に質問紙調査、5名に半構成面接を実施。20人中18人が失業中であり、就職活動中。母国で新しい職場を探すことはとても大変なことである。母国に戻った後の人のために、特別な研修プログラムなどの検討が必要である。研究対象者は、「漢字がある日本の看護師国家試験に合格することはとても難しいこと」と答えていた。
Hosono, 2011.	EPA 看護師候補生対象のアンケート調査。 来日の理由として「自国で看護師免許があるが失業中で、EPA 看護師候補生受け入れ制度での来日を希望した」「母国での給料に不満があった」の回答があった。 「日本を選んだ理由は稼ぎたいと思ったから」と答えた割合が、インドネシア出身者よりフィリピン出身者に多かった。 フィリピン、インドネシア両国ともに、EPA 看護師候補生の全員が「日本の最先端の医療、看護技術を学びたいと思った」、90%以上の者が「2つの政府間のプログラムに貢献したいから」と回答していた。

Kawaguchi et al., 2012.	英語に翻訳した日本の看護師国家試験をフィリピン出身の EPA 看護師候補生に実施した。59 人中 21 人(35.5%)が合格基準に達していたが 59 人中 38 人(64.4%)は合格基準に達成していなかった。看護師国家試験の過去問に解いた経験者の 57.1%の者は合格基準に達成していた。過去問を解いたことのない者の場合は 23.3%の者が合格基準に達成していた。日本の看護教育、国家試験対策勉強が重要である。母国での出発前の日本語の研修を充実させる必要がある。
Nugraha et al., 2017.	3 年過程の看護教育カリキュラムをインドネシアと日本で比較した。教育カリキュラムは大きな違いがないが、インドネシアは感染症や外科看護に重点を置いているが日本は老年看護学や慢性疾患の看護に重点を置いている。看護師国家試験は日本では必須であるが、インドネシアの看護教育に国家試験はない。
Sato et al., 2016.	71 人の EPA 看護師候補者にメンタルヘルス質問紙(GHQ28)を用いて質問紙調査した。22.5%の者が精神的な問題のリスクがあった。「人種」「看護師国家資格取得」が主な要因と考えられた。看護師国家試験の後にも中期、長期的な支援の必要性があると考えられた。
Setyowati et al., 2012.	EPA 看護師候補者だった日本の看護師国家試験に合格した 2 名の EPA 看護師が、その難しさについて言及した。日本語書き言葉の特徴として、ひら仮名、カタカナ、漢字が混在していることが日本語学習者にとって困難なことである。 インドネシア、フィリピンなどの漢字に日常的に触れる機会の少ない国の出身者にとってはひら仮名、カタカナ、漢字が混在している日本語の特徴が看護師国家合格を難しくしている可能性がある。
Setyowati et al., 2010.	日本の EPA 看護師候補者と介護福祉士候補者にインタビューとアンケートを用いて、仕事のストレスと適応方法について調査。「言語的なコミュニケーションバリア」、「日本での報酬や待遇についての不安」、「看護助手として働くことへの葛藤」、「孤独感」、「看護師国家試験受験に対する精神的プレッシャー」、「来日前の時点で EPA 看護師受け入れ政策に関する情報提供不足」を訴えていた。
Takahashi, 2012.	EPA 看護師候補者受け入れは、日本語研修、滞在時の環境、看護師国歌試験、3 年間という期間にそれぞれ問題がある。日本語研修期間は現行の 6 ヶ月では不足、最低でも 18 ヶ月は必要である。来日後の看護教育も必要であり、その看護教育に対して公的機関のサポートが政策に含まれていないことは改善をしていくべき。母国にいる間に、母語で日本の看護師国歌試験の過去問の事前学習を検討。EPA 看護師候補生と日本の両方に有益となるように改善をしていくべき。
Yagi et al., 2014.	現在の日本の EPA 看護師候補者受け入れ制度には、3 年という期限がある。この期限が妥当なのか、その学習支援について振り返る必要がある。

表 3：EPA 看護師候補者の看護師国家試験の学習環境に関する文献(日本語文献)

引用	要旨
安 藝 佐 香 江 , 2014.	(特集)EPA 看護師受け入れをしている病院からの報告。EPA 看護師候補生の 1 人は「私はケアを行うために日本にきたのではない、看護師免許を取得するためにきた。もっと勉強時間を増やしてほしい」と主張した。政府からの事前の情報提供不足を表現していた。

久我原：経済連携協定 (EPA) 外国人看護師候補者の看護師国家試験の学習環境の現状と課題（文献検討）

池田 敦史 , 2010.	EPA 看護師候補生は日本の社会制度、保健統計含む看護教育も必要であるため3年間で看護師国家試験に合格することは困難である。EPA 看護師候補生への看護教育の研究を勧め、看護師国歌試験の試験問題の文章の見直しをしていく必要がある。
井野 恭子 , 2014.	(研究報告)看護師国家試験に合格した EPA 看護師の基礎看護技術の母国での経験録と日本人の新卒看護師の経験録を無記名の自己記入式質問紙調査を行い比較した。フィリピンでは直接的な生活の援助は家族が行うことが多く、看護師はその指導や観察をすることがほとんどで、看護師の業務としては診療の補助が多い傾向がみられた。母国での実務経験年数に限らず、EPA 看護師の母国での看護技術実践の状況に応じた、臨床現場での指導が大切である。
岩田 一成 , 2012.	EPA 看護師候補生が看護師国家試験に合格するためには、看護師国家試験に頻繁に出題されている医療・看護用語関連の語彙をマスターすることが重要である。
上野 美香 , 2012.	(原著論文)高齢者施設における半構造化インタビューによる研究。 臨床現場看護師が勤務後に個人的な時間を使い、EPA 看護師候補生に日本語学習支援を実施していた。日本語教育の専門家ではない看護師が EPA 看護師候補生に日本語学習支援を実施している現状に、臨床看護師が負担を感じている。EPA 看護師候補者は、専門用語、待遇表現、方言、聞き取り、発音などの課題があり混乱していた。日本語の習得が充分でない段階で、EPA 看護師が就労をスタートせざるおえない現状があった
小原 寿美 , 2012.	EPA 看護師候補者の看護師国家試験受験にむけた日本語支援、専門分野の支援は、受け入れ病院、施設に一任されている。学習支援方法は様々である。日本語能力検定の2級レベル(漢字1000字程度)の日本語能力がある場合でも、看護師国家試験に出題される専門用語は EPA 看護師候補生は理解できないため、看護専門用語の学習支援が必要である。看護師がアドバイザー的な役割で協力し、日本語教師が中心となり看護師国家対策支援をするモデルを提案する。
柿原 奈保子 , 2015.	(報告)佐賀大学医学部の看護学教育研究支援センターによる学習支援事業の開始の報告。 EPA 看護師候補者には日本語の学習支援に加えて看護教育が必要である。これまでの受け入れ病院側が勤務時間を削って EPA 看護師候補生に学習支援をすることには負担があり、看護教育に対して、大学が協力をすることは、受け入れ病院の負担の軽減につながる。 EPA 看護師候補生は、就労しながら勉強をするので、学習時間が制限されている
川口 貞親 , 2010.	フィリピン出身 EPA 看護師候補生に英語に翻訳した日本の看護師国家試験を実施した結果、35.5%(21/59 人)が合格基準に達成していたが、64.4%(38/59 人)は合格基準に達していなかった。EPA 看護師候補者が看護師国家試験に合格するためには日本の看護教育も必要であることを示唆している。
北村 育子 , 2011.	受け入れ施設と EPA 看護師候補者対象の聞き取り調査。EPA 看護師候補生を受け入れた現場の課題には、1 日本語習得支援、2 国家試験受験準備、3 候補者の多様性などがある。看護師候補者の日本語学習支援を臨床現場の看護師がしている現状に対して検討の余地がある。
服部 満生子 , 2010.	(解説)EPA 看護師候補生を受け入れた病院からの報告。2名の EPA 看護師候補生の受け入れ時の日本語能力は日常会話も通訳を介しての会話が必要な状況であった。(来日後の6ヶ月日本語研修後では研修期間不足している)病院看護部が看護師国家試験支援プロジェクトを計画し、一般的な日本語教育は日本語教師に依頼、看護教育は附属の看護学校に聴講生として参加させ、医学用語の指導には医師の協力を得た。学習支援として定期的に看護師国家試験模擬試験を実施した。

	EPA 看護師候補者の一人は、看護師国家試験の合格にかかわらず、3年後は母国に2人の子供がいるため帰国する予定と答えた。
平野裕子, 20009	(報告)インドネシアと日本は医療、福祉、看護教育に根本的な違いがある。EPA 看護師候補者対象に看護教育が必要である。来日時の日本語能力が重要である。日本語で日本の医療、社会保障制度、保健統計などを理解できる程度の日本語能力が必要である。
平野裕子, 2010a.	EPA 看護師候補生を受け入れた病院、施設の受け入れた後の職場の変化と、EPA 看護師受け入れについての調査結果。 EPA 看護師候補生を受け入れた病院から「日本人スタッフの言葉遣いが丁寧になった」「職場が活性化された」「日本人スタッフが明確な表現でコミュニケーションをとるようになった」の意見がみられた。 「将来の国際的な事業発展のために候補生を受け入れた」と回答しているところほど、多くの点で候補者の長所を高く評価する傾向がみられた。
平野裕子, 2010b.	EPA 看護師・介護福祉士候補生を受け入れた病院と施設を対象とした追跡調査。 現在の制度において、来日直後の日本語研修では看護師と介護福祉士共に同じ研修内容となっているが、看護師と介護福祉士では臨床場面で必要とする語彙が同一ではない。看護師、介護福祉士それぞれに適した教育内容、研修内容を今後は検討していく必要がある。
平野裕子, 2010c.	(原著論文) フィリピン、インドネシアからの EPA 看護師候補者対象の研究。 社会経済的属性、来日動機について調査、インタビュー調査の質的データを参考にした調査表を作成し配布し回収した。来日第1陣のフィリピン人100人と、来日第2陣のインドネシア人144名を対象にした。 来日の動機として、「看護師として良い経験になるから」、「語学力、日本語力の向上」、「海外での就労経験はキャリアに役立つから」と回答していた。来日の動機の第1位がフィリピン出身者は「家族を経済的に助けたいから」で、インドネシア出身者は「自分のキャリアアップのため」であった。
福武まゆみ, 2011.	インドネシア出身の EPA 看護師候補者、男女各1名と、臨床指導者対象にインタビュー調査。 候補者の1名は、日本語での会話に、説明を加えないと理解ができていない様子であった。午前中は看護師国家試験の勉強をして、午後から病棟で看護助手業務をしていた。看護学生が看護師の指導のもとで実習するのは違い、看護助手をしながら、看護師国家試験を受験することは、看護師国家試験に対して能率よく勉強ができない可能性がある。看護師経験を蓄積できるよう看護学生の実習を参考にした実習・演習を検討していくことが大切である。
前田町子, 2014.	EPA 看護師候補生送り出し国の現状、帰国者の推移、帰国者の状況、候補者・帰国者への支援、帰国者支援再チャレンジについて、病院関係者、日本語教師、看護の教員、NPO 関係職員、EPA 看護師、候補者に面接調査。 帰国後の EPA 看護師元候補生が、母国に帰国後に看護師としての就職が難しい理由として、「日本では看護師業務ではなく、看護助手としての仕事をしてきたことが、看護師のキャリアとしてはブランクになっていること」、「日本で就労を経験したことにより母国の収入が低く感じてしまい母国で就職したい気持ちにならないから」と回答していた。

水野 かほる , 2010.	(研究ノート・資料) 来日後の合宿形式の日本語研修期間が6ヶ月では短い。 一般的な大学生が日本語2級レベル(漢字1000字程度、小学生6年生修了程度)を習得するには、少なくとも約1070時間必要であるが、EPA看護師候補者の日本語研修は675時間である。
山本 佐枝子 , 2015.	(資料)2008年から2010年に来日したインドネシア、フィリピン人EPA看護師候補生16名への半構造化面接、修正版グランデト・セオリアプローチを参考に質的帰納的に分析(質的研究) EPA看護し候補生の就労期間中の体験について、看護助手として勤務について「看護師として働けない」「看護専門職としての技術の喪失の不安」を感じていた。

VIII. 引用文献

- Efendi, F., Purwaningsih, M., Qur'aniati, N., Kurniati, A., Sinka, E. J. & Chen, C.-M. 2013. Return migration of Indonesian nurses from Japan: Where should they go? *Journal of Nursing Education and Practice*, 3, 154-159.
- Hosono, Y. 2011. Accepting Nurse and Certified Care Worker Candidates in Japan: How a Bilateral Policy Decision is Implemented at the Administration Level. *Yokohama Journal of Social Science*, 16, 29-45.
- Kawaguchi, Y., Hirano, O. Y., Ogawa, R. & Ohono, S. 2012. Exploring Learning Problems of Filipino Nurse Candidates Working in Japan: Based on the Results of a Practice National Board Examination of Japan Given in English. *Southeast Asian Studies*, 49, 643-651.
- Nugraha, S., Tanaka, M. & Efendi, F. 2017. A Comparative Study of Nursing Educational System in Indonesia and Japan. *Jurnal Ners*, 3, 144-150.
- Sato, F., Hayakawa, K. & Kamide, K. 2016. Investigation of mental health in Indonesian health workers immigrating to Japan under the Economic Partnership Agreement. *Nursing & Health Sciences*, 18, 342-349.
- Setyowati, Susanti, H., Yetti, K., Hirano, O. Y. & Kawaguchi, Y. 2010. The experiences of Indonesian nurses in Japan who face the job and cultural stress in their work: a qualitative study *Bulletin of Kyushu University Asia Center*, 5, 175-181.
- Setyowati, Ohno, S., Hirano, O. Y. & Yetti, K. 2012. Indonesian Nurses' Challenges for Passing the National Board Examination for Registered Nurse in Japanese. *Japanese Journal of Southeast Asian Studies*, 49, 629-642.
- Takahashi, Y. 2012. Legal and Practical Problems Faced by Philippine and Indonesian Nurses in the Nursing Programs under Japan's Economic Partnership Agreements: Toward Solutions. *Asian Journal of WTO & International Health Law & Policy*, 7, 517-545.
- The Glossary Education Reform. 2018. Learning Environment [Online]. Available: <https://www.edglossary.org/learning-environment/> [Accessed 28 December 2018].
- Yagi, N., Mackey, T. K., Liang, B. A. & Gerlt, L. 2014. Policy Review:

- Japan–Philippines Economic Partnership Agreement (JPEPA)—Analysis of a failed nurse migration policy. *International Journal of Nursing Studies*, 51, 243-250.
- 安藝佐香江 2014. 看護補助者としての EPA 外国人看護師・介護福祉士候補生のモチベーションと教育. *病院*, 73, 292-294.
- 池田敦史, 深谷計子, 堀場裕紀江 & 菱田治子 2010. 経済連携協定に基づき来日した看護師候補生の現状と問題点. *聖路加看護大学紀要*, 03, 86-90.
- 井野恭子 & 渡邊順子 2014. 経済連携協定で来日した外国人看護師の看護技術の実践に関する研究. *日本看護技術学会誌*, 13, 75-83.
- 岩田一成 & 庵功雄 2012. 看護師国家試験のための日本語教育文法 必修問題編. *人文・自然研究*, 6, 56-71.
- 上野美香 2012. EPA によるインドネシア人介護福祉士候補者の受入れ現場の現状と求められる日本語教育支援: 候補者と日本語教師への支援を目指して. *国際協力研究誌*, 18, 123-136.
- 小原寿美 & 岩田一成 2012. EPA により来日した外国人看護師候補者に対する日本語支援: 国家試験対策の現状と課題. *山口国文*, 124-114.
- 外務省. 2019. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA) [Online]. Available: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/> [Accessed 1 January 2019]
- 柿原奈保子, 田中紗恵, 徳田俊江, & 新地浩一 2015. 経済連携協定(EPA)による外国人看護師候補生に対する新たな学習支援. *看護教育*, 56, 156-159.
- 川口貞親, 平野裕子, 小川玲子 & 大野俊 2010. 外国人看護師候補者の教育と研修の課題 -フィリピン候補者を対象とした国家試験模擬試験調査を通して-. *九州大学アジア総合政策センター紀要*, 5, 141-146.
- 北村育子 2011. 介護・看護を提供する組織の多様化への対応-EPA による外国人の受入経験を踏まえて-. *現代と文化: 日本福祉大学研究紀要*, 122, 45-59.
- 厚生労働省. 2018a. 外国人雇用対策(Employment Policy for Foreign Workers) [Online]. Available: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html [Accessed 22 December 2018].
- 厚生労働省. 2018b. 経済連携協定 (EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉候補者の滞在期間延長の条件となる国家試験の得点基準 [Online]. Available: <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000200057.html> [Accessed 30 December 2018].
- 厚生労働省. 2018c. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者の看護師国家試験の結果 (過去 10 年間) [Online]. Available: <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10805000-Iseikyoku-Kango-ka/0000157982.pdf> [Accessed 1 January 2019].
- 厚生労働省. 2019. インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れについて -インドネシア、フィリピン及びベトナムからの受け入れの概要 - [Online]. Available:

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html [Accessed 30 December 2018].
- 厚生労働省医政局看護課. 2018. 保健師助産師看護師国家試験出題基準平成 30 年版 [Online]. Available: <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10803000-Iseikyoku-Ijika/000158962.pdf> [Accessed 1 January 2019].
- 国際厚生事業団. 2018a. 2019 年度受け入れ版 EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受け入れパンフレット [Online]. Available: https://jicwels.or.jp/files/EPA_2019_pamph_r.pdf [Accessed 1 January 2019].
- 国際厚生事業団. 2018b. 平成 30 年度版 EPA に基づく看護師候補者受け入れの手引き [Online]. Available: https://jicwels.or.jp/files/EPA_H30_N.pdf [Accessed 1 January 2019].
- 服部満生子 2010. 外国人看護師候補者の受入れの現状課題. 看護, 62, 74-75.
- 平野裕子 2009. 外国人看護師・介護福祉士の導入・配属後の「ハネムーン」期が終わって-. 文化連情報, 44-47.
- 平野裕子, 小川玲子, 川口貞親 & 大野俊 2010a. 来日第 1 陣のインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を受け入れた全国の病院・介護施設に対する追跡調査 (第 2 報) 候補者及び経済連携協定スキームの評価に関連する要因の分析を中心に. 九州大学アジア総合政策センター紀要, 5, 99-111.
- 平野裕子, 小川玲子, 川口貞親 & 大野俊 2010b. 来日第 1 陣のインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を受け入れた全国の病院・介護施設に対する追跡調査 (第 3 報) 受け入れの実態に関する病院・介護施設間の比較を中心に. 九州大学アジア総合政策センター紀要, 5, 113-125.
- 平野裕子, 小川玲子 & 大野俊 2010c. 2 国間経済連携協定に基づいて来日するインドネシア人およびフィリピン人看護師候補者に対する比較調査-社会経済的属性と来日動機に関する配布票調査結果を中心に-. 九州大学アジア総合政策センター紀要, 5, 153-162.
- 福武まゆみ, 難波峰子, 島村美砂子 & 太田清美 2011. 外国人看護師とその指導者の国家試験に対する思い 看護師国家試験合格にむけての課題. インターナショナル Nursing Care Research, 10, 73-79.
- 前田町子 2014. EPA (経済連携協定) 看護師候補者受入れ政策と帰国者支援のあり方. 千葉大学人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書, 282, 6-30.
- 水野かほる 2010. ベトナム人看護師候補者・介護福祉士候補者に対する日本語教育の課題. 国際関係・比較文化研究, 9, 97-110.
- 山本佐枝子 & 樋口まち子 2015. 二国間経済連携協定 (EPA) による外国人看護師候補者の就労研修期間における体験. 国際保健医療, 30, 1-13.

論文

豪雨被災地の医療・福祉施設における防災対策の変化 — 台風 9 号被災後 2 年が経過する医療・福祉施設の 施設管理者および従事者への調査から —

笹谷 孝子¹⁾

キーワード：台風 9 号，豪雨災害，被災地医療・福祉機関，被災後 2 年，防災対策

要旨：我が国では、毎年のように自然災害による被害が発生しており、平成 30 年 7 月に西日本の広範囲に被害が及んだ豪雨災害は記憶に新しい。頻発する災害への備えには被災体験を教訓に活かすことが重要である。そのため、過去の豪雨災害についての研究を今後の防災対策に活かすことを目的に、平成 21 年 8 月の台風 9 号豪雨被災地の医療・福祉施設が、被災体験をどのように教訓として防災対策に生かしているかについて調査した結果を報告する。台風 9 号被災地佐用町内の 26 医療施設、12 福祉施設の施設管理者 38 名とそれぞれの施設に勤務する専門職等の計 100 名を対象に質問紙調査を行った。34 施設より回答を得た(回収率 89%)。施設管理者からの防災対策評価では「防災対策は整備されていた」は 15%と低く、「防災対策は整備されていたが不十分であった」「防災対策は整備されていなかった」とネガティブな評価が 79%と高い割合を占めていた。8 割の医療・福祉施設が防災対策は不十分であったと評価し、自然災害も含めた防災マニュアルや行動レベルでの対策の見直しが行われていた。一方、従事者からは、医療施設 47 名、福祉施設 39 名の計 86 名の回答を得た(回答率 86.0%)。災害時に防災マニュアルを活用した者は 24.4%に留まっていたが、被災後には防災マニュアルが災害の教訓を生かし作成、見直されたと認識しており、被災体験を教訓として防災対策が進められていることが明らかになった。

I. はじめに

我が国は、その地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる自然災害が発生しやすく、毎年のように自然災害による被害を受け、多くの人命や財産が失われてきた。特に近年では、短時間強雨の発生頻度の増加などにより、これまで想定してこなかった新たな防災上の課題が生じてきており¹⁾、平成 30 年 7 月には、西日本各地で豪雨が発生し、死者・行方不明者 231 人などの大きな被害がもたらされた「平成 30 年 7 月豪雨」は記憶に新しい²⁾。

過去の豪雨災害例として、平成 21 年 8 月 9 日に発生した台風 9 号による集中豪雨では、最大 24 時間雨量 326.5mm、時間雨量 81.5mm という過去最大の雨量を記録し、現況流下能力の 3~6 倍もの洪水流量が流化し、兵庫県西・北部に甚大な被害がもたらされた^{3~6)}。

¹⁾ 山陽学園大学看護学部看護学科

佐用町では、死者 18 名、行方不明者 2 名、負傷者 1 名の人的被害及び町内 7263 世帯のうち、1783 棟に住居被害が発生した⁷⁾。筆者は看護職被災住民として、また、看護学研究者として、豪雨被災体験を通して学んだ教訓を次世代に語り伝え、災害看護学の発展に寄与していく責務があると考えた。

そして、保健医療関係者に台風 9 号による災害時の状況と課題について、聞き取り調査を行った。その研究結果からは、保健医療関係者の連携が課題として明らかになった⁸⁾。そこで、保健医療関係者間で情報を共有し、地域住民とともに保健医療福祉ネットワークの必要性を考えるために、「災害医療フォーラム」を企画・実施した(図 1、図 2)。



図 1 第 1 回災害医療フォーラム



図 2 第 2 回災害医療フォーラム

「災害医療フォーラム」実施後の参加者アンケートでは、保健医療福祉のネットワークを見直したり、強化する必要があることを認識したとの意見が多数寄せられた。また、シンポジストからも、今後は災害時に備えるだけでなく、高齢化・過疎化が進んでいる佐用町においては、限られた保健医療福祉の社会資源や人材をより有効に活用するために、普段から連携を強化する取り組みを継続していくことが大切であるとの意見が寄せられた⁹⁾。

頻発する自然災害は突然に発生するため、平時からの災害への備えが重要である。特に、医療施設や福祉施設においては、入院・入所している自施設内の要援護者を守るのみならず、場合によっては、被災した地域住民の命さえも守る責務を担っている。さらに、医療施設は、災害時には平常時の対処能力を超えた治療やケアが求められるため、災害発生時の対処能力を高めるためには、災害を想定した事前の災害への備えが重要である。

医療施設の災害に備えた取り組みについては、これまでも実態調査が行われ、医療施設によってどの程度なされているかはまちまちである現状が報告されている¹⁰⁾。また、豪雨災害に関する災害サイクルの急性期から亜急性期にかけての先行文献はみられるものの^{11~13)}、回復期から準備期にかけての長期に渡る研究は見当たらなかった。そのため、豪雨災害被災地の医療・福祉施設が、被災体験をどのように教訓としてその後の防災対策に活かしているかを施設管理者と従事者の視点から調査した。

II. 調査手法

1. 調査対象および調査内容

研究対象である佐用町内の医療・福祉施設については、電話帳と佐用町役場 HP、各施設の HP を調べて抽出した。台風 9 号による豪雨被害を受けた町内の 26 医療施設および 12 福祉施設の施設管理者 38 名、および入院設備のある 4 病院に勤務する職員 50 名と入所設備のある 12 福祉施設に勤務する職員 50 名、合計 100 名の医療・福祉施設従事者を対象に質問紙調査を行った。質問紙の作成に当たっては、先行文献を参考にしながら、災害医療・看護を専門とする研究者 2 名のスーパーバイズを受けて作成した。予備調査を実施し、妥当性を確認した (図 3-①~④、図 4-①~⑤)。

2. データ収集方法

研究者が直接研究協力施設に赴き、研究協力の依頼と研究内容の説明を施設管理者に行うと同時に、質問紙を直接配布した。回収は留め置き法とし、質問紙は施設管理者および従事者ともに封筒に厳封してもらい、研究者が直接研究協力施設に赴いて回収した。

3. データ分析方法

調査データは、エクセルソフトを用いて記述統計により集計および分析を行い、データの一部はグラフ化した。自由記載については、内容分析による分類を行った。

4. 調査期間

調査期間は 2011 年 7 月~9 月。

施設代表者用

豪雨災害後の防災対策の見直しと強化に関する調査票

1. 回答者自身についてお聞かせください。

回答者職名 ()

回答者職名 ()

2. 施設についてお聞かせください。該当する番号を圈んで番号に○をつけてください。

入所・入院の有無 1. 入所・入院設備なし 2. 入所・入院設備あり () 席

施設の種別 1. 病院 2. 診療所 (医院またはクリニック) 3. 老人保健施設
4. 特別養護老人ホーム 5. 訪問看護ステーション
6. 訪問介護 7. 訪問リハビリテーション
8. 居宅介護支援事業所 9. 通所介護
10. 通所リハビリテーション 11. その他 ()

施設の職員数 1. 30人未満 2. 30人以上50人未満 3. 50人以上100人未満
4. 100人以上

施設の防災状況 1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 半壊 4. 両で壊れ 5. 被害なし

1

図3-①

Ⅰ. 災害支援

【問1】 豪雨災害後に受けた支援でも助かった、あるいは、役に立ったと思えることについて記載してください。

()

【問2】 豪雨災害後に受けた支援でも助かった、あるいは、役に立ったと思えることについて記載してください。

()

Ⅱ. 防災対策の整備状況

【問3】 豪雨災害後の防災対策についてお聞かせください。次の選択肢から該当するものを1つ選んで○をつけてください。

① 防災対策は整備されていた。
② 防災対策は整備されていたが、不十分であった。
③ 防災対策は整備されていなかった。

【問4】 問3で「②防災対策は整備されていた」「③防災対策は整備されていなかった」と答えた方にお聞かせください。【複数回答可】
 整備されていた内容はどのような内容でしたか。該当する項目すべてに○をつけ、①～③以外については④に○をつけ、具体的に記載してください。

① 防災訓練
② 防災マニュアル
③ 防災研修への参加
④ その他 (具体的な記載をお願いします)

()

【問5】 問3で「②防災対策は整備されていた」「③防災対策は整備されていなかった」と答えた方にお聞かせください。【複数回答可】
 防災対策で役に立ったと思えたことはどのようなことですか。また、どういう点で役に立ったと思われましたか。【複数回答可】 該当する項目すべてに○をつけ、①～③以外については④に○をつけ、具体的に記載してください。

① 防災訓練 理由 ()
② 防災マニュアル 理由 ()
③ 防災研修への参加 理由 ()
④ その他 (具体的な記載をお願いします)

()

2

図3-②

【問6】 問3で「②防災対策は整備されていたが、不十分であった」と答えた方にお聞かせください。豪雨災害後の防災対策の整備で不十分であったと思えたこととはどのようなことでしたか。具体的に回答してください。

()

【問7】 問3で「②防災対策は整備されていたが、不十分であった」「③防災対策は整備されていなかった」と答えた方にお聞かせください。豪雨災害後に見直しが行われましたか。該当する番号を選び、それぞれの問についての内容または理由を記載してください。

① 防災対策を整備した。
② 防災対策の見直しを行った。
③ 防災対策の見直しについて検討している。
④ 防災対策の見直しは行っていない。

①、②、③を選んだ方はその内容を、④を選んだ方はその理由を記述してください。

()

Ⅲ. 防災対策の周知状況

【問8】 所属機関における防災対策の周知についてお聞かせください。

問3で「②防災対策は整備されていた」「③防災対策は整備されていなかった」と答えた方にお聞かせください。次の選択肢から該当するものを1つ選んで○をつけてください。

① 全職員に周知されている。
② ほとんどの職員に周知されている。
③ あまり周知されていない。
④ ほとんどどの職員に周知されていない。

【問9】 問8で「③あまり周知されていない」「④ほとんどどの職員に周知されていない」と答えた方にお聞かせください。豪雨災害後に防災対策の周知について見直しが行われましたか。次の選択肢から該当するものを1つ選んで○をつけ、それぞれの問についての内容または理由を記載してください。

① 見直しを行った。
② 見直しについて検討している。
③ 見直しは行っていません。

①、②を選んだ方はその内容を、③を選んだ方はその理由を記述してください。

()

3

図3-③

Ⅳ. 防災対策の強化

【問10】 豪雨災害後に強化された防災対策についてお聞かせください。

()

【問11】 防災対策について、今後強化していきたいと考えておられることについてお聞かせください。

()

【問12】 その他、ご意見があればお書きください。

()

ご協力ありがとうございました。

4

図3-④

豪雨災害後の防災対策の見直しと強化に関する調査票

あなたご自身のことをお聞かせください。各項目に当てはまる番号に○を付けてください。
 該当する番号がない場合は、() 内に記入してください。

①年齢 1. 25歳未満 2. 25歳以上30歳未満 3. 30歳以上40歳未満
 4. 40歳以上50歳未満 5. 50歳以上60歳未満 6. 60歳以上

②性別 1. 男性 2. 女性

③災害発生地域 1. 北河内町 2. 北河内以外の河内郡地域 3. 河内郡以外兵庫県内
 4. 兵庫県外

④災害発生場所 1. 河川 2. 診療所（訪問またはクリニック） 3. 老人保健施設
 4. 特別養護老人ホーム 5. 訪問看護ステーション
 6. 訪問介護 7. 訪問リハビリテーション
 8. 居宅介護支援事業所 9. 通所介護
 10. 通所リハビリテーション 11. その他()

⑤職種（複数選択可）
 1. 医師 2. 保健師 3. 助産師 4. 看護師 5. 薬剤師 6. 臨床検査技師
 7. 放射線技師 8. 栄養士（管理栄養士含む） 9. 理学・作業・医療福祉療法士
 10. ケアマネジャー 11. 社会福祉・福祉保健福祉士 12. 介護福祉士
 13. ヘルパー 14. その他()

⑥職種 1. 管理職() 2. 管理職以外

⑦災害発生の状況 1. 襲撃中 2. 避難をうけて避難した
 3. 避難を受けたが出勤できなかった 理由()

⑧発災時の状況 1. 襲撃 2. 凶弾
 3. 襲撃中であったが出勤できず 理由()

⑨災害発生の被災状況 1. 床上被害 2. 床下被害 3. 被害なし

⑩自宅の被災状況 1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 半壊 4. 床下浸水 5. 被害なし

1

図4-①

I. 災害対策

【問1】 豪雨災害時に受けた支援でもとも助かった。あるいは、役に立ったと思えることについて記載してください。

【問2】 豪雨災害後に受けた支援でもとも助かった。あるいは、役に立ったと思えることについて記載してください。

II. 防災対策の整備状況

【問3】 豪雨災害時の防災対策についてお聞きします。次の選択肢から該当するものを1つ選んで○をつけてください。
 ①防災対策は整備されている。
 ②防災対策は整備されているが、不十分であった。
 ③防災対策は整備されていない。
 ④防災対策の整備状況について知らない。

【問4】 問3で「①防災対策は整備されている」「②防災対策は整備されているが、不十分であった」と答えた方にお聞きします。（複数回答可）
 整備されていた内容はどのような内容でしたか。該当する項目すべてに○をつけ、①～④以外については⑤に○をつけ、具体的に記載してください。
 ①防災訓練
 ②防災マニュアル
 ③防災研修への参加
 ④その他（具体的な記載をお願いします）

【問5】 問3で「①防災対策は整備されている」「②防災対策は整備されているが、不十分であった」と答えた方にお聞きします。
 防災対策で役に立ったと思えたことはどのようなことですか。また、どういふ点で役に立ったと思われましたか。（複数回答可） 該当する項目すべてに○をつけ、①～④以外については⑤に○をつけ、具体的に記載してください。
 ①防災訓練 理由()
 ②防災マニュアル 理由()
 ③防災研修への参加 理由()
 ④その他（具体的な記載をお願いします）

2

図4-②

【問6】 問3で「②防災対策は整備されているが、不十分であった」と答えた方にお聞きします。
 豪雨災害時の防災対策の整備で不十分であったと思えたことはどのようなことでしたか。具体的に教えてください。

【問7】 問3で「②防災対策は整備されているが、不十分であった」「③防災対策は整備されていない」と答えた方にお聞きします。豪雨災害後に見直しが行われましたか。該当する番号を選び、それぞれの問いについての内容または理由を記載してください。
 ①防災対策が整備された。
 ②防災対策の見直しが行われた。
 ③防災対策の見直しについて検討されている。
 ④防災対策の見直しは行われていない。
 ⑤防災対策の見直しが行われたかどうか知らない。
 ⑥、⑦を記入する場合はその内容について記載してください。

III. 防災対策の周知状況

【問8】 所属機関における防災対策の周知についてお聞きします。
 問3で「②防災対策は整備されている」「③防災対策は整備されているが、不十分であった」と答えた方にお聞きします。次の選択肢から該当するものを1つ選んで○をつけてください。
 ①全職員に周知されている。
 ②ほとんどの職員に周知されている。
 ③あまり周知されていない。
 ④ほとんどが職員に周知されていない。

【問9】 問8で「③あまり周知されていない」「④ほとんど周知されていない」と答えた方にお聞きします。
 豪雨災害後に防災対策の周知について見直しが行われましたか。 次の選択肢から該当するものを1つ選んで○をつけ、それぞれの問いについての内容または理由を記載してください。
 ①見直しが行われた。
 ②見直しについて検討されている。
 ③見直しは行われていない。
 ④見直しが行われたかどうか知らない。
 ⑤、⑥を記入する場合はその内容について記載してください。

3

図4-③

IV. 防災マニュアル

【問10】 所属機関における防災訓練に参加したことがありますか。
 ①ある 参加回数() 回くらい ②ない

【問11】 問10で「①ある」と答えた方にお聞きします。
 1) 参加した防災訓練はどのような内容ですか。 ①火災 ②自然災害 ③どちらとも参加
 2) どのくらい頻度で参加していますか。 ①1～2年に1回 ②年1回程度 ③年1回以上
 3) 豪雨災害時の防災訓練に参加しましたか。
 ①防災訓練に参加した。
 ②防災訓練は実施されたが参加していない。
 ③防災訓練は実施されていない。

【問12】 問11の3)で「①防災訓練に参加した」と答えた方にお聞きします。
 1) 防災訓練の見直しが行われましたか。
 ①見直しが行われた。
 ②今後、見直しが行われる予定である。
 ③見直しは行われなかった。
 ④見直しされたかどうか知らない。

【問13】 問12で「①見直しが行われた」「②今後、見直しが行われる予定である」と答えた方にお聞きします。
 それぞれの内容について具体的に記載してください。

V. 防災マニュアル

【問14】 豪雨災害時に防災マニュアルを使用しましたが、「役に立たなかった」を選択した方はその理由も記載してください。
 ①使用した。 ②使用しなかった。理由()

【問15】 豪雨災害後の防災マニュアルの見直しが行われましたか。
 ①見直しが行われた。
 ②今後、見直しが行われる予定である。
 ③見直しは行われなかった。
 ④見直しされたかどうか知らない。

【問16】 問15で「①見直しが行われた」「②今後、見直しが行われる予定である」と答えた方にお聞きします。
 それぞれの内容について具体的に記載してください。

【問17】 豪雨災害後に防災マニュアル以外で見直しが必要だと感じた事例はありますか。
 ①ある ②ない

4

図4-④

5. 倫理的配慮

研究の趣旨、研究内容・目的、研究への協力および同意の撤回ができること、データの分析にあたり個人が特定できないようにするなどプライバシーの保護を厳重に行うこと、学会等で研究成果を発表することについて書面を用いて口頭で説明をしたうえで、同意書により研究への参加の同意を得た。また、研究結果の公表については、新聞社への公表によって、地域住民にも公表する旨についても依頼文に明記し、同意を得た。なお、本研究は、神戸常盤大学研究倫理委員会の承認を受けて実施した（承認番号 第11-08号）。

【問 19】 問 17 で「②ある」と答えられた方は、
どのような同意が必要だと感じましたか。具体的に記載してください。

【問 20】 問 17 で同意が必要だと認められたことは、同意されましたか。「②同意をしない」を選択した方はその理由も書いてください。
①同意した。
②同意。同意が不十分である。
③同意をしない（理由）

V. 発表に関する研究

【問 20】 調査結果を公表に関する研究に参加しましたか。
①参加した研究も（ ） 内容（ ） 実施機関（ ）
②参加する機会があったが参加していない。
③参加したいと思っているが、発表に関する研究の機会がない。

【問 21】 問 20 で「②研究の機会がない」と答えられた方は、
どのような研究に参加したいと思われていますか。研究テーマ、研究内容についてお答え下さい。

研究テーマ
研究内容

VI. 調査結果の発表

【問 22】 調査結果を公表された調査結果についてお答えください。

【問 23】 調査結果について、今後発信していきたいと思えることについてお答えください。

【問 24】 その他、ご意見があれば自由にお願いします。

ご協力ありがとうございました。

図 4-⑤

III. 結果

1. 施設管理者への調査

(1) 調査対象の属性

調査対象施設の内訳は、病院 4 施設、医院 7 施設、歯科医院 5 施設、訪問看護ステーション 2 施設、居宅介護支援 3 施設、通所介護 1 施設、地域包括支援センター 1 施設、特別養護老人ホーム 4 施設、老人保健施設 2 施設、障害者支援施設 4 施設、救護施設 1 施設、養護老人ホーム 1 施設、小規模多機能型居宅介護事業所 2 施設、就労支援施設（作業所） 1 施設の計 38 施設で、このうち医院 2 施設、歯科医院 2 施設を除く 34 施設の施設管理者より回答を得た（回収率 89%）。

回答者の職種は、事務長・施設長等事務職 15 名、医師・歯科医師・保健師・看護師等医療職 13 名、社会福祉士・介護支援専門員・主事等福祉職 6 名であった。

(2) 被災状況

34 施設のうち、豪雨被害を受けたと回答していたのは 11 施設であった（32%）。そのうち 5 施設が泥のかき出しや片づけにボランティアの支援が助かったと回答していた。

(3) 豪雨被災時の防災対策の整備状況

豪雨被災時の防災対策の整備状況については「防災対策は整備されていた」は 5 施設（15%）と低く、20 施設が「防災対策は整備されていたが不十分であった」と回答し（59%）、7 施設は「防災対策は整備されていなかった」（20%）とネガティブな評価が 79% と高い割合を占めていた（図 5）。整備されていた内容では、災害時に防災マニュアルを整備していたと答えた施設は 20 施設（59%）、防災マニュアルを整備していなかったと答えた施設は 4 施設（12%）、「防災訓練」13 施設（38%）、「防災研修への参加」5 施設（15%）で、無回答 10 施設（29%）であった（図 6）。

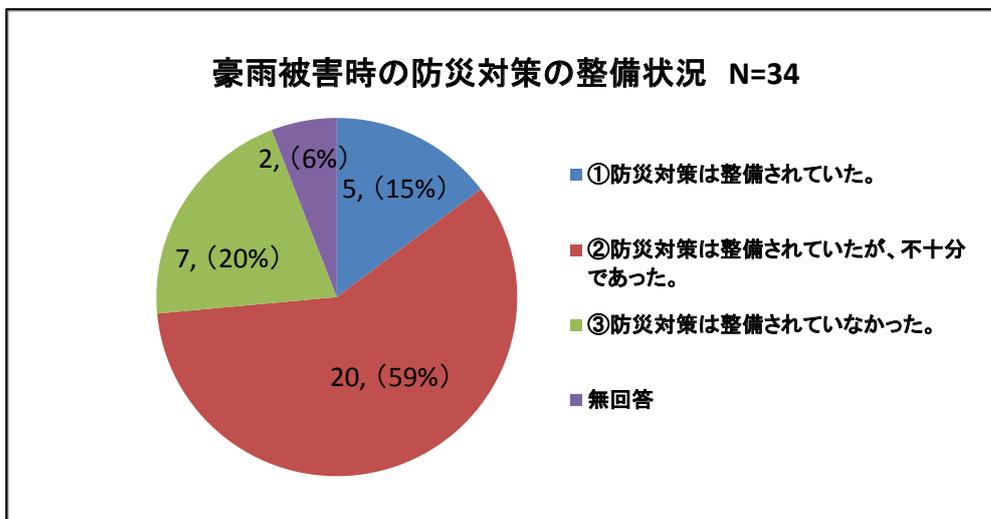


図5 豪雨被害時の防災対策の整備状況

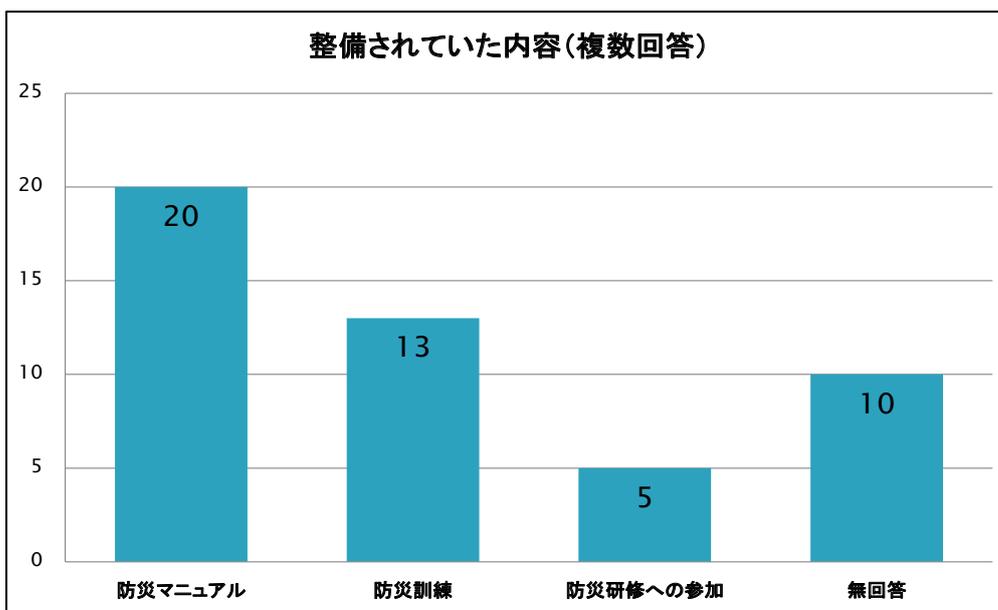


図6 整備されていた内容

自由記載データによる整備されていた防災対策は、施設面、マニュアル、防災訓練、情報、その他の5項目に分類された(表1)。

表1 整備されていた防災対策

項目	内容
設備面	土のうを準備していた
	避難場所の確保
	電子カルテのバックアップ
マニュアル	防災マニュアルに従って迷わず行動できた
防災訓練	非常時持ち出し物
	年2回防災訓練を行っていた
情報	緊急連絡網の完備
その他	被害が少なく、被災者の受け入れができた

表2 整備不十分であった防災対策

項目	内容
設備面	防水パネルの設置
	浸水対策工事の施工
	長時間の停電対策、自家発電の容量増大
	排水ポンプ整備を新たに整備
マニュアル	水害も含めたすべての災害に対応できるマニュアルの整備
	夜間・休日にも対応できるマニュアルに変更
	災害対応手順の作成
	非常時必要携行品の充足、持ち運び可能な診療セットの完備
防災訓練	火災以外の自然災害の防災訓練
	実際にマニュアルに沿って行動できる訓練
	療養者を含めた訓練
備蓄	備蓄品の見直し、備蓄品の充実、備蓄品(備品、食品、薬品)の保管場所の見直し
	備蓄品の定期点検を確実に実施、備蓄医薬品一覧表作成
	緊急時献立(防災メニュー)作成
情報	携帯電話に全職員が防災ネット登録、災害情報の早期収集
	職員参集等の基準の見直し
	短時間で情報伝達できる緊急連絡網の構築、職員住所分布地図の作成
	緊急時要援護者台帳の整備、安否確認表作成、入所者緊急連絡先
連携	災害によって異なる点を配慮した避難場所の見直し
	他機関との連携体制、事業所間の連絡調整(ケアマネ連絡会議で検討)
その他	地域との連携
	当施設を「福祉避難所」として町に提案
	防災委員会の設置
	災害保険への未加入

(4) 豪雨被災時に整備不十分であった内容

自由記載データによる整備不十分であった防災対策は、施設面、マニュアル、防災訓練、備蓄、情報、連携、その他の7項目が抽出された。主な内容としては、自然災害対策マニュアルが未整備、マニュアルはあったが、十分に活用ができなかった、地域や他機関との連携体制、自然災害を想定した訓練、避難時期の判断などであった(表2)。

(5) 豪雨被害後の防災対策の見直し

豪雨災害被災後の防災対策の見直しでは、豪雨災害時に整備されていたと回答した5施設のうち、1施設が見直しを行い、1施設が見直しを検討していた。整備不十分と回答した20施設のうち、8施設が整備した、9施設が見直しを行った、6施設が見直しを検討していると回答していた。このうち、4施設が複数回答であった。整備されていなかった7施設のうち、1施設が整備した、1施設が見直しを行った、4施設が見直しを検討していると回答していた。以上の結果から、6割の施設が被災後に防災対策の見直しをしていたが、残り3割が検討中であった(表3、図7)。

表3 豪雨被害後の防災対策見直し

豪雨災害時		豪雨災害後(複数回答あり)	
整備されていた	5	見直しを行った	1
		見直しについて検討している	1
		無回答	3
整備不十分	20	整備した	8
		見直しを行った	9
		見直しについて検討している	6
		見直しは行っていない	1
整備されていなかった	7	整備した	1
		見直しを行った	1
		見直しについて検討している	4
		無回答	1
無回答	2	無回答	2

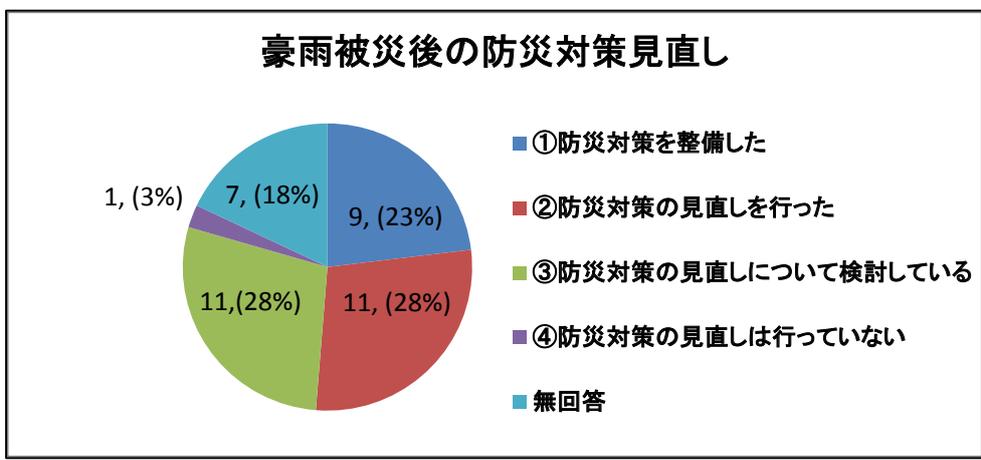


図7 豪雨被災後の防災対策見直し

自由記載データによる豪雨被災後の防災対策見直しは、設備面、マニュアル、防災訓練、備蓄、情報、連携、その他の7項目に分類された。

設備面では、浸水対策工事や停電対策としての自家発電の容量増大などがあつた。マニュアルについては、多くの施設が火災についてのマニュアルしかなかったことから、自然災害も含めたマニュアルの見直しが行われていた。備蓄を見直したと回答した施設は多く、医薬品の備蓄、備蓄品の定期点検などの対策が見直されていた。連携については、事業所内での連携や他機関、地域との連携が見直されていた。その他、自施設を福祉避難所として町に提案したり、防災委員会を設置するなどの見直しが行われていた(表4)。

表4 豪雨被災後の防災対策の見直し(自由記載データの分類)

項目	内容
設備面	防水パネルの設置
	浸水対策工事の施工
	長時間の停電対策、自家発電の容量増大
	排水ポンプ整備を新たに整備
マニュアル	水害も含めたすべての災害に対応できるマニュアルの整備
	夜間・休日にも対応できるマニュアルに変更
	災害対応手順の作成
	非常時必要携行品の充足、持ち運び可能な診療セットの完備
防災訓練	火災以外の自然災害の防災訓練
	実際にマニュアルに沿って行動できる訓練
	療養者を含めた訓練
備蓄	備蓄品の見直し、備蓄品の充実、備蓄品(備品、食品、薬品)の保管場所の見直し
	備蓄品の定期点検を確実に実施、備蓄医薬品一覧表作成
	緊急時献立(防災メニュー)作成
情報	携帯電話に全職員が防災ネット登録、災害情報の早期収集
	職員参集等の基準の見直し
	短時間で情報伝達できる緊急連絡網の構築、職員住所分布地図の作成
	緊急時要援護者台帳の整備、安否確認表作成、入所者緊急連絡先
連携	災害によって異なる点を配慮した避難場所の見直し
	他機関との連携体制、事業所間の連絡調整(ケアマネ連絡会議で検討)
その他	地域との連携
	当施設を「福祉避難所」として町に提案
	防災委員会の設置

2. 従事者への調査結果

(1) 調査対象の属性

医療施設の従事者 47 名、福祉施設の従事者 39 名の計 86 名から回答を得た(回収率 86.0%)。内訳は、看護師・医師等の医療専門職が多数を占めていた(図8、図9)。

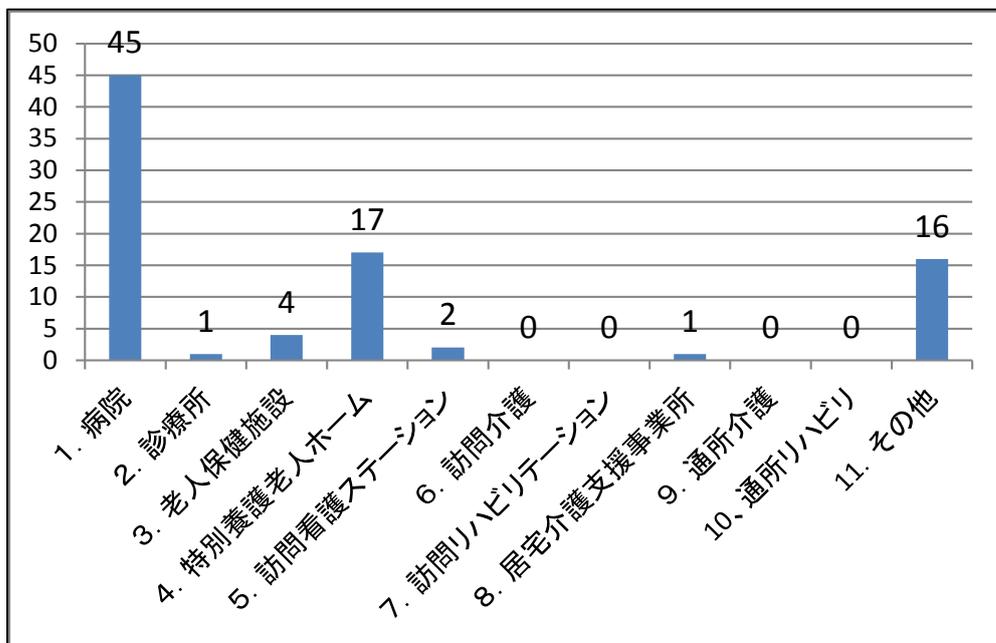


図8 研究対象者所属

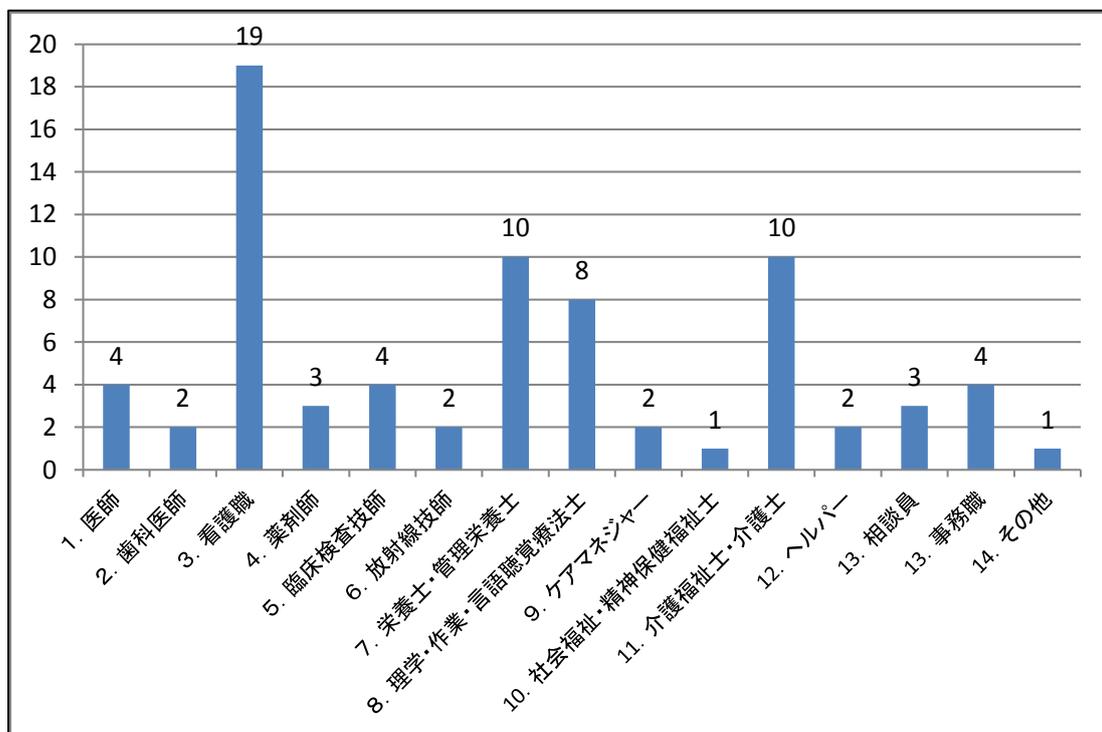


図9 研究対象者職種

(2) 所属施設および自宅の被災状況

所属施設の被災状況は、被害ありが34名、被害なし42名であった。内訳は、床上被害は21名、床下被害18名、被害なしが40名であった。自宅が被災したと15名が回答していた。

(3) 被災時に受けた支援

よかったと受け止めていた主な支援としては、食料品・飲料水の配給や炊き出し、ボランティアによる泥のかき出しや片付け、タオル等の救援物資の配給、断水のための給水車、調剤機器の貸し出し、検査機器メーカーからの支援による早期復旧、医療機器復旧のための医療機器メーカーからの素早い対応、車両や車いすなどの寄付、近隣地域のショートステイの空所情報やショートステイ受け入れ拡大の緩和措置、給食委託会社からの支援等であった。

(3) 豪雨被災時の防災対策の整備状況

豪雨被災時の防災対策の整備状況は、整備されていた9名(10.5%)、防災対策は整備されていたが不十分であった40名(46.7%)、防災対策は整備されていなかった15名(17.4%)、防災対策の整備状況について知らない19名(22.1%)、無回答3名(2%)であった(図10)。

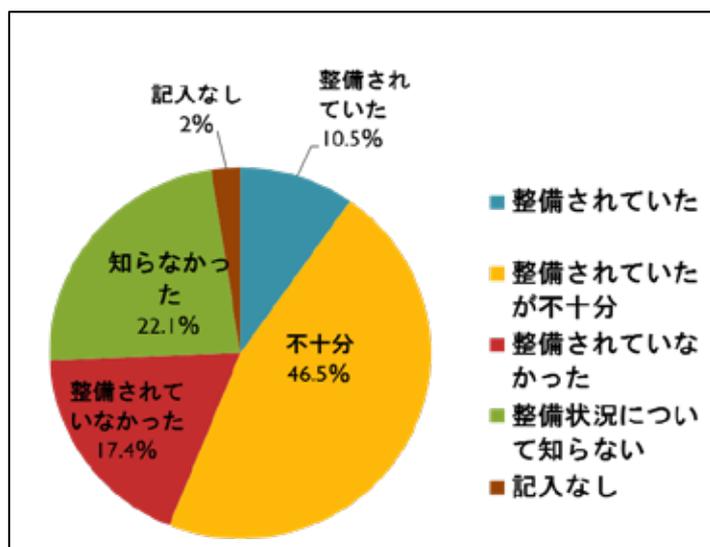


図10 被災時の防災対策整備状況

(4) 豪雨被災時に整備されていた内容

豪雨被災時に整備されていた内容は、防災マニュアル40名(46.5%)、防災訓練27名(31.4%)、防災研修への参加10名(11.6%)、その他4名(0.5%)、無回答5名(0.6%)であった。

(5) 豪雨被災時に整備不十分であった内容

豪雨被災時に整備不十分であった主な内容は、マニュアルが不十分で活用できなかった、防災マニュアルはあったが実際に動ける体制が整っていない、マニュアルに基づいた訓練が不足していた、様々な災害を想定した訓練不足、火事や地震などの防災訓練は行っていたが水害への対策が不十分、備蓄が少なかった、自家発電の場所が地下で使用できなかった等であった。

(6) 豪雨被害後の防災対策の見直し

防災対策の見直しについては、防災対策が整備された11名、防災対策の見直しが行われた21名、防災対策の見直しについて検討されている12名、防災対策の見直しは行われていない2名、防災対策の見直しが行われたかどうか知らない4名、無回答36名であった。

(7) 防災訓練への参加状況

防災訓練への参加ありは72名、参加なしは10名、無回答4名であった。訓練内容は、火災58名、自然災害5名、火災・自然災害とも参加13名、無回答10名であった。また、防災訓練が見直されたと21名が回答していた。

(8) 豪雨災害後の災害に関する研修参加状況

豪雨災害後に災害に関する研修への参加状況では、研修に26名が参加した、19名が参加する機会があったが参加していない、研修機会がない22名、無回答19名であった。

研修としては、兵庫県給食組織協議会主催研修、災害時の給食支援、給食施設協議会相互支援ネットワーク研修、防災マップ研修会、防水パネル設置訓練、防災対策検討会等であった。

(9) 豪雨災害後に強化された防災対策の内容

豪雨災害後に強化された防災対策としては、職員や利用者の連絡網の整備、災害時の備蓄の見直し、災害内容による避難方法の見直し、情報収集方法の強化、防水パネルの設置、施設間の連携強化などであった。

(10) 今後の取り組み

今後、どのような取り組みを検討しているかについては、職員の防災マニュアルの周知徹底などの教育・訓練、施設間だけでなく、他施設や行政との連携の強化、地域との連携強化に向けた対策、情報収集の強化などであった。

V. 考察

施設管理者への調査結果から、9割の施設管理者が防災対策の見直しの必要性を認識し、備えを進めていた。8割の医療・福祉施設が被災時の防災対策は不十分であったと評価しており、6割の施設が豪雨被害後の防災対策を見直し、強化していることが明らかになった。自然災害も含めた大規模災害に対応できる防災マニュアルの整備や防災訓練の実施等の行動レベルでの対策の見直しを行っており、被災体験の教訓はその後の備えに活かされていると考える。

また、防災マニュアルが災害の教訓を活かして、新たに整備されたり、見直されていることを従事者は認識しており、各医療・福祉施設における現場での防災対策も進んでいることが明らかになった。しかし、防災マニュアルの周知徹底が不十分であること、防災研修への参加状況が低いことなど、防災への備えが行動レベルに至っていないため、被災体験の教訓としての生かし方には課題が残ると考えられる。

災害は忘れたころにやってくると言われていたが、医療・福祉専門職は日々の業務が多忙であり、時間の経過とともに、日常の忙しい業務に追われ、被災体験から必要と感じた防災対策の見直しや強化の必要性を認識しながらも、防災対策の見直しが不十分なまま時間が経過してきていることが予測される。被災後2年が経過する時期に、このような調査を実施することによって、医療・福祉専門職に対して防災対策への意識喚起を促し、防災

対策がより具体的に推進される機会となることが期待できると考える。また、研究結果からより有効であると思われる防災対策については、関係機関で共有して今後の防災対策強化に活用でき、研究結果を広く社会に向けて公表することで、さらに地域住民の防災意識を喚起することにも寄与できると考える(図10、図11)。



図10 読売新聞記事



図 11 神戸新聞記事

VI. おわりに

本研究の一部は、『第 17 回日本集団災害医学会』^{14,15)}、『The 9th International Conference of with the Global Network of WHO』¹⁶⁾、『World Society of Disaster Nursing Research Conference 2012 (WSDN2012)』¹⁷⁾において発表した。平成 30 年 7 月には、西日本各地で豪雨が発生し、平成 21 年 8 月豪雨災害を上回る甚大な被害をもたらされた。過去にも毎年のように全国各地で豪雨災害が発生しており、今後も繰り返し発生することが予測される。佐用町は、佐用町防災計画(風水害編)において「平成 21 年台風 9 号災害の経験と教訓を被災自治体として災害の教訓を後世ならびに全国の自治体に継承していく必要がある。」と述べている¹⁸⁾。

被災地に位置する大学で看護を専門とする研究者として、赤十病院での勤務経験者として、豪雨災害被災者として、今まで取り組んできた研究を、改めて過去の災害からの教訓を風化させてはならないとの想いと今後の西日本豪雨被災地域の 1 日も早い災害復旧への願いを込めて、論文として報告する。

謝辞

本研究にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。本研究は、平成 22 年度および平成 23 年度保健福祉文化南光基金の助成を受けて実施した。

参考文献

- 1)内閣府：平成 22 年版防災白書， pp22-25, 2010.
- 2)牛山素行, 本間基寛, 横幕早季, 杉村晃一:平成30年7月豪雨による人的被害の特徴, 2018.
- 3)兵庫県西播磨県民局:千種川水系緊急河道対策の概要～平成 21 年台風 9 号災害からの復旧・復興を目指して～, p1, 2010.
- 4)佐用郡医師会：兵庫県西、北豪雨災害－佐用郡医師会からの報告－, 2011
- 5)黒田裕子, 漆崎誉子:兵庫県西部地域の水害(台風9号)被害の現況報告－先遣隊としての初期調査から－, 日本災害看護学会誌, Vol. 11, 59-70, 2008.
- 6)牛山素行, 片田敏孝:2009 年 8 月佐用豪雨災害の教訓と課題, 日本自然災害科学学会誌, Vol. 29, 1-19, 2010.
- 7)佐用町：平成 21 年台風 9 号災害による被害状況について(速報), p1, 2010.
- 8)笹谷孝子：台風 9 号による豪雨災害後の支援活動における課題－面接調査結果からみた保健医療専門職者間の連携－, 近大姫路大学看護学部紀要第 3 号, pp75-81, 2011.
- 9)笹谷孝子, 二重佐知子: 台風 9 号被災地での『災害医療フォーラム』開催とその評価報告, 第 17 回日本集団医学会学術集会, 2012.
- 10)西上あゆみ, 山本あい子：災害拠点病院における災害の備えに対する実態と課題, 日本災害看護学会誌, 11(2), pp. 16-30, 2009.
- 11)林 一美, 水島ゆかり, 木下幸子, 古木優子:石川県における医療施設の災害に備えた取り組みと看護管理者の災害看護の認識に関する検討, 石川看護雑誌, 2, pp1-6, 2005.
- 12)水島ゆかり, 林 一美:医療施設の災害に備えた取り組みの実際と背景要因の検討－石川県内の医療施設に所属する看護管理者への調査から－, 石川看護雑誌, 3(2), 39-44, 2006.
- 13)水島ゆかり, 林一美:A 県内の医療施設における災害対策の課題－医療施設に所属する災害看護管理者への調査から－, 石川看護雑誌, 4, pp19-24, 2007.
- 14)笹谷孝子, 二重佐知子, 畑吉節未:台風 9 号豪雨被害を体験した医療・福祉機関の備えの変化－被災後 2 年が経過する被災地の医療・福祉機関の管理者への調査から－, 第 17 回日本集団災害医学会学術集会, 2012. 2.
- 15)二重佐知子, 笹谷孝子, 畑吉節未:台風 9 号豪雨災害を体験した医療・福祉機関の備えの変化－被災後 2 年が経過する被災地の医療・福祉機関の従事者への調査から－, 第 17 回日本集団災害医学会学術集会, 2012. 2.
- 16)Takako Sasatani: Changes in terms of disaster preparedness of medical and welfare institutions having experienced the typhoon 9 downpour disaster : Survey of healthcare workers in the affected area two years later, The 9th International Conference of the Global Network of WHO (Kobe, Japan) 2012. 6.
- 17)Takako Sasatani: Changes in terms of disaster preparedness of medical and welfare institutions having experienced the typhoon 9 downpour disaster – Survey of healthcare administrators in the affected area－, World Society of Disaster Nursing Research Conference (Cardiff, Wales, UK) 2012. 8.
- 18)佐用町防災会議：佐用町地域防災計画(風水害編)～住民・地域・行政の協働による防災力強化を目指して～, pp95-99, 2013.

論文

小規模中学校におけるライフスキル教育に関する研究

Life-skills education in small-scale junior high school

富岡 美佳¹⁾・梅崎 みどり²⁾

キーワード：小規模中学校，ライフスキル教育，中学校教員

Key words : small-scale junior high schools, life-skills education, junior high school teachers

要旨：本研究は、生徒数が少なく、大勢でのコミュニケーションの機会が少ないことが課題である、小規模中学校の教育の特性を知り、ライフスキル教育の効果を検討する事を目的とした。方法は、A 県内の小規模な中学校でライフスキル教育を導入し、教育活動を展開した教員7名を対象にフォーカスグループインタビューを実施し、面接内容を逐語録化し、内容分析を行った。結果、【小規模中学校の持つ生徒の特性】として控えめな生徒ではあるが、【地域や自然に見守られる小規模中学校の利点】があり、【小規模中学校の教育の利点と課題】を感じながら【高等学校への移行時の漠然とした不安】を持ち【ライフスキル教育への期待】を持っていた。小規模中学校は、現代の生徒の持つ課題解決には多くの利点を持つことが明らかとなった。

I. 緒言

我が国では、少子化が進み、児童の数の減少により、文部科学省は学校規模の適正化について検討をしている。学校の統廃合に関する課題や離島や過疎地の学校規模などについては、あくまでも児童生徒の教育上の改善という観点の主軸としている¹⁾。この教育上の観点という中でも、児童・生徒数が少ない事により、多様な意見に触れさせる事や、コミュニケーションの機会が少なくなる事、新たな人間関係を築きにくい事などが懸念される。また、モデルとなる存在である上級生や下級生との関係構築の経験は重要であることから学校規模や学級数は子どもにとって影響の大きいものである。

学校において、社会性を育成する際の主要な内容として、基本的な生活習慣、対人関係の在り方、集団活動の体験、規範意識の獲得、社会生活の体験などがあげられている²⁾。学校という集団生活で、これらを獲得していく必要がある。一方、小規模校の利点では、離島における児童生徒の研究において、ストレス要因が少なくサポートが充実していることや³⁾、文部科学省が示した学校規模によるメリット・デメリットにおいても、学習面では、児童生徒の一人一人に目がとどきやすく、学校行事や学校活動においても個別の活動機会を設定しやすいとされている⁴⁾。学校運営と学校規模の研究では、学校における資源

1) 2) 山陽学園大学助産学専攻科

の違いは何らかの形でその差はマネージメントされていると報告されている⁵⁾。

社会性を育成するという観点から、小規模中学校の持つ力を最大限に活用しながら、集団活動から得られる心理社会的能力とされるライフスキルの向上が必要である。WHOは、ライフスキルに関して「ライフスキルとは日常生活で生じる様々な問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な心理社会能力である」と定義している⁶⁾。「自己認識」、「共感性」、「効果的コミュニケーションスキル」、など10項目がある⁷⁾。これらのスキルを培うことで、自尊感情の向上に繋がることが知られている。多くの時間を学校で過ごす生徒にとって、上記スキルの習得を目指し、学校におけるライフスキル教育が進むことが望まれる。ライフスキル教育は、さまざまな教育の現場で効果をあげてきた⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾。小規模中学校は、サポート体制が取りやすい事や、目が届きやすい事などの利点があるが、生徒数が少なく、大勢でのコミュニケーションの機会が少なく、人間関係を築く力が付きにくいことから、本研究では、小規模中学校の教育の特性を知ることにより、ライフスキル教育を展開する事の示唆を得ることを目的とした。

II. 研究方法

1. 用語の定義

小規模中学校：3~11学級を持つ中学校¹¹⁾

2. 調査方法

A県内のライフスキル教育を導入し、教育活動を展開した教員7名を対象に、フォーカスグループインタビューを実施した。20代~50代前半の男性4名、女性3名で、小規模中学校での教育経験が2校以上ある教員とした。研究期間は、2012年9月~11月であった。半構成的面接を行い、質的帰納的に分析を行い、質的研究者のスーパーバイズを受けた。インタビューガイドは、生徒の学校生活の様子、生徒に必要な教育的関わり、生徒との関わりで教員が必要とする能力、ライフスキル教育についてとした。山陽学園大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。

III. 結果

小規模中学校の教員が語った内容は、【】はカテゴリー、<>はサブカテゴリー、[]はコード、「」（斜体）は研究参加者の発言を表した。

1. 小規模中学校の持つ生徒の特性

小規模中学校の生徒は「あと一歩というところで遠慮」するなど、<控えめな生徒達>が気になっていた。<人の目を気にして踏み出せない一歩>が特徴であると語った。また、「自己主張できない生徒とその反対の両極端」などと少人数であるが対極的な<二極化する集団>のように感じられていた。人数が少ない事から<学校行事や部活の活性化への課題>があった。特に、人間関係では、言葉を発さなくても「視線や雰囲気」で表現し合うなど、<言葉ではない表現で通じ合う関係>が構築されていた。一方で「学年が変わってリセットできない」事など「小学校の友達関係の順位、能力的な、勉強でも運動でも、そのイメージがくっついたまま中学校も引きずるのです」という<崩すことのできない人間関係>の窮屈さを懸念していた。

表1 小規模中学校の持つ生徒の特性

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
小規模中学校の持つ生徒の特性	控えめな生徒達	あと一步というところで遠慮
		学力的に高くても遠慮する
		パワーがある子の遠慮
		ひとつの反応を遠慮することから生じる逆の反応
	人の目を気にして踏み出せない一歩	特に人目を気にする女子
		友達の反応に過剰な緊張
		周りの反応を気にして踏み出せない
		もっている力があるのに踏み出せない
	二極化する集団	小人数のための個性の強さ
		自己主張できない生徒とその反対の両極端
		元気のいいことおとなしい子
		自己主張しすぎる学年の存在
	学校行事や部活の活性化への課題	試合に出ることへのためらい
		部活動が充実できないジレンマ
		全校で活動しないと行事ができない
	言葉ではない表現で通じ合う関係	視線や雰囲気での表現
		言葉にはしないが目線で感じる
	崩すことのできない人間関係	崩れない人間関係の序列
幼少から引きずる人間関係		
やり直しのきかない3年間		
学年が変わってリセットできない		

2. 地域や自然に見守られる小規模校の利点

自然に恵まれ、地域の人々からの見守りの中「地域の活動で自己表現」が出来る事の素晴らしさや、「クリーン行事を、小学生、中学生、婦人会、青年団、地域の人、全員でしましょうというのが回ってくる。しっかり見てもらえているかなという感じ」など、「地域から頼られる存在」である「地域との強い絆」という利点が語られた。「お家の人と四季を愛する生活ノート」など「自然の中で四季を感じ成長する」様子もあった。

表2 地域や自然に見守られる小規模校の利点

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
地域や自然に見守られる小規模校の利点	地域との強い絆	地域の活動で自己表現
		場面が変化すると活発さが表現できる
		地域から頼られる存在
		地域とのつながり
		地域から見守られる
		地域の人と家族を絡んでいる
		自然の中で四季を感じ成長する
	自然の中で四季を感じ成長する	お家の人と四季をまなでている生活ノート
		季節を感じて成長している

3. 小規模校の教育の利点と課題

「不登校生徒へのチーム連携がスムーズ」な事や「小回りがきくんですよ。担任、特別支援コーディネーター、養護教諭がいつでも話し合う」と、「直に響く」というスピーディーな教育活動は「小規模校での教育効果」であった。「小回りが利く」というコードが示すように、軽やかに生徒への対応が出来ていた。一方、少人数の中で、簡単に分かり合える事や、自己表現の機会を少なくする心配があり、「集団で伸ばしてやりたいジレンマ」も感

じていた。これらは、[大規模校の教育経験で予測できない教育活動]となり、<小規模校でのジレンマ>になっていた。[個に目が行きすぎる][見えない事まで見える]という<全てがみえてしまう>事による、<手をかけ過ぎることへの警鐘>を常に自身に銘じていた。

4. 高等学校への移行時の漠然とした不安

教師たちは、高等学校に行った後の心配をしていた。[守られた中での生活から生じる将来の心配]を持ち[新しい集団でやっていけるか心配]で特に「新しい集団に入ってやっていけるのかという心配、人間関係で躓くんじやないか」と、[人間関係で躓く心配]をしていた。<高校になった時の漠然とした不安>は、<免疫がないことによる不安>でもあった。[コンビニがない日常]や[寄り道ができない生活]から[免疫がないからいきなりはじける不安]として語られた。

表3 小規模校の教育の強みと課題

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
小規模校の教育の利点と課題	小規模校での教育効果	気配り、目配りが十分
		手厚い教育
		小回りがきく
		不登校生徒へのチーム連携がスムーズ
		学校、家庭、地域の連携
		直に響く
	小規模校でのジレンマ	生徒の自己主張にこだわる
		集団で伸ばしてやりたいジレンマ
		大規模校の教育経験で予測できない教育活動
		学年による比較・判断
	手をかけ過ぎることへの警鐘	手をかけ過ぎることへの注意を心がける
		子ども自身の可能性を見守る事への不安
		気を遣いすぎることが本人のためにならないと知る
	全てがみえてしまう	個に目がいきすぎる
		見えないことまで見える
		いい意味でも悪い意味でも全部見える

表4 高等学校への移行時の漠然とした不安

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
高等学校への移行時の漠然とした不安	高校になった時の漠然とした不安	高校になった時に心配
		高校で自己表現ができるようにしたい
		新しい集団でやっていけるか心配
		人間関係で躓く心配
		守られた中での生活から生じる将来の心配
	免疫がないことによる不安	免疫がないからいきなり変わる不安
		コンビニがない日常
		寄り道ができない生活
		一番心配なSNS
		荒くもまれる体験がない

5. ライフスキル教育への期待

生徒数の少ない中で[自分や相手を思いやるコミュニケーション能力][自己肯定感を育むことにより力を付けたい]という思いから<ライフスキル教育の教育効果への期待>があった。また、「ライフスキルがやはり必要で、生徒の自尊感情を高めてやることで、自己

肯定感とかいうものをつけていけたら自分で将来に向けて考えていくことができる」と、
 [高校に行ってつぶれないためにライフスキル教育が必要]と感じていた。ライフスキル教育の参加型学習法を [他の授業に広げられたという実感]があった。ライフスキル教育の効果を感じながら、[時間的な制約を乗り越える]、効果を最大限にできるように前向きな語りが見られた。

表 5 ライフスキル教育への期待

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
ライフスキル教育への期待	ライフスキル教育の教育効果への期待	深い人間関係を経験するためのライフスキル教育の重要性
		ライフスキル教育の成果を広げる努力の重要性
		自分や相手を思いやるコミュニケーション能力
		命の教育が基本となるLSTへの期待
		自己肯定感を育むことにより力を付けたい
	多くの体験の必要性	高校に行ってつぶれないためにLSTが必要
		多くの体験を与える必要性
		自分を表現できる体験を心の中に残す
	ライフスキル教育と教科の連携	ライフスキル教育に教員の気配りをプラスする
		教科と連携
		他の授業に広げられたという実感
	ライフスキル教育の課題	時間的な制約を乗り越える

IV. 考察

小規模中学校の教員が語った内容は、【小規模中学校の持つ生徒の特性】、【地域や自然に見守られる小規模中学校の利点】、【小規模中学校の教育の利点と課題】、【高等学校への移行時の漠然とした不安】、【ライフスキル教育への期待】の5つのカテゴリーで構成された。しかしながら、小規模校の持つ特性は、小規模に特化した事ではない可能性もある。中学生の仲間集団への所属の研究において、男女共に、仲間集団への所属は8割という結果がある。多くの生徒達は仲間集団に所属して学校生活を送っている¹²⁾。仲間関係は、児童期後半の小学生の時期に3~5人以上の人数であるギャンググループを形成し、思春期前半の中学生チャムグループが出来、高校生の時期には親密な友人関係であるピア・グループが出来ると言われている¹³⁾。このように、児童生徒にとって、仲間の持つ役割は大きい。本研究でも、[あと一歩というところで遠慮]するといった消極的な生徒の姿が窺えた。中学校に進学する以前のギャンググループの時期からのグループ編成を変える事は難しい事と、新しい仲間づくりの経験が少ない事から、仲間の発達の経験を意識的に経験できる教育方法が必要である。ライフスキル教育は、仲間とのグループディスカッションなどがあることから、対人関係のスキルなどが期待できる。

コミュニティ・スクールは、学校と保護者がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み¹⁴⁾とされ文部科学省が推進している。平成27年現在では、44都道府県2389校が指定され、前年度からは470校の増加があった¹⁴⁾。学校や子供たちが抱える課題や、家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、子供たちの健全な成長と質の高い学校教育の実現を図る目的がある¹⁴⁾。本研究では、【地域や自然に見守られる小規模校の利点】があった。小規模中学校では、その役割は以前からしくみが出来ていたことが推察される。地域活動が学校活動と連携しており、地域からも期待される

生徒たちは、視野を広く持つ体験をしていた。学校、地域、家庭の連携に関する実践は小規模中学校に学ぶ必要がある。自然体験が少なくなり、インターネットの普及などの児童生徒への影響が懸念される中で、多くの自然が日常の中にある生活を見直し、本研究成果のような自然を感じる生活ノートが書ける環境づくりにも目を向けていく必要がある。持続可能な教育に関する取り組みも進む中で、自然環境が学習者の生活にある事は、持続可能な未来を創る人を育成する事にも繋がる¹⁵⁾。小規模校の教育の利点として教師が感じていた、小回りが利くという利点や不登校の生徒への連携がスムーズであることは、児童生徒の課題の早期解決が期待される。不登校児童は、平成13年度調では57.6%から平成25年は58.3%と減少しているが、不登校児童の在籍している学校数は増加傾向にあり、学年が上がるごとに増加しており、小学6年生から中学2年生の時期が増加している¹⁶⁾。不登校の原因は不安や無気力などが挙げられている。小さなサインに気が付く事が早ければ、専門的な支援を早期に受ける事も可能である。小規模中学校がこのような機能があるという事を知る事は、規模の違う学校へ示唆を与える事が期待できる。

このように、小規模中学校は、現代の生徒の持つ課題解決には多くの利点を持つことが明らかとなった。しかしながら、高等学校への移行時の漠然とした不安を抱いていたことも明らかとなった。多くの価値観に触れ、人間関係のスキルを身に着ける事を強く願っていた。ライフスキル教育は、自尊感情の向上を目指した教育方法である。講義型の学習方法ではなく参加型の学習方法である。多くの教育アプローチにより、仲間と学ぶ学習方法である。ライフスキル教育を受ける事により対人関係スキルやコミュニケーションスキルの向上が期待できる。また、本研究でも教科との連携が進められるようになっていた。ライフスキル教育のアプローチが教科にも連動されより成果が大きくなると考える。

本研究は、限られた地域で実施したため、今後継続して検討する必要がある。くわえて、学校規模の違いによる特性については言及する事ができておらず、今後は大規模な学校との比較の必要性がある。

謝辞

本研究の協力者の方に、心から感謝申し上げます。本研究は、第61回日本学校保健学会において一部発表した内容に加筆を行った。

(本研究は科学研究費補助金(23593356「青年期の性の健康と権利を支えるコミュニティ機能に関する研究」の一部である。)

利益相反

本論文に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはない。

文献

- 1) 文部科学省. 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～. 2017[last access 2017 Jan 10]. Available from: http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afielddfile/2015/07/24/1354768_1.pdf.
- 2) 国立教育政策研究所生徒指導研究センター. 「社会性の基礎」を育む「交流活動」・「体験活動」－「人とかかわる喜び」をもつ児童生徒に－. 2017[last access 2017 Jan 10]. Available from: <http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/syakaisei.pdf>.
- 3) 大川直子, 井澤昌子, 鍵岡正俊, 佐藤秀子, 森川英子, 盛岡郁晴. 離島における小規

- 模校の児童生徒のストレス状態. 関西女子短期大学紀要. 2008;18 : 23-28.
- 4) 文部科学省. 初等中等教育分科会 小・中学校の設置・運営の在り方などに関する作業部会 学校規模によるメリット・デメリット (例). 2017[last access 2017 Jan 10]. Available from: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/038/siryu/08120806/001.htm.
 - 5) 波多江俊介. 学校規模が学校経営諸現象に与える影響の考察. 九州情報大学研究論集. 2014 ; 16 : 37-45.
 - 6) 川畑徹朗. WHO・ライフスキル教育プログラム. 東京:大修館書店; 1997. p12.
 - 7) WHO Division of Mental Health . Training Workshop for the Development and Implementation of Life Skills Programmes. Part 3 of the Document on Life Skills Education in Schools. 1993.1-11.
 - 8) 富岡美佳, 梅崎みどり, 井上理絵. 看護学生の学士課程におけるライフスキル教育の効果. 山陽看護学研究会誌. 2015 ; 5(1) : 11-16.
 - 9) 富岡美佳. 中学生を対象としたライフスキルトレーニングを用いた性教育プログラムの効果. 思春期学. 2007 ; 25 (4) : 436-444.
 - 10) 松林愛子, 梅崎みどり, 富岡美佳. 定時制高校生のライフスキルトレーニング導入の効果の検討. 山陽看護学研究会誌. 2014 ; 4(1) : 17-20.
 - 11) 文部科学省. 法令等から見た適正規模について. 2017[last access 2017 Jan 10]. Available from:<http://betsukai.jp/tekiseihaichi/sr-4.html> 石田靖彦, 小島文. 中学生に於ける仲間集団の特徴と仲間集団との関わりの関連～仲間集団の形成・所属動機という視点から～. 愛知教育大学研究報告. 2009 ; 58 : 107-113.
 - 12) 中間玲子. 青年期の自己形成における友人関係の意義. 兵庫教育大学研究紀要. 2014 ; 44 : 9-21.
 - 13) 文部科学省. コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度). 2017[last access 2017 Jan 10]. Available from:http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community.
 - 14) 富岡美佳. 持続可能な開発のための教育 (ESD) の理論と実践, 第4章持続可能な社会にむけたソーシャルスキル. 東京. ミネルヴァ書房; 2012. p12.
 - 15) 文部科学省. 不登校児童生徒への支援に関する最終報告. 2017[last access 2017 Jan 10]. Available from: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/hokoku/1374848.htm.

Abstract: The present study, involving small-scale junior high schools with small numbers of students who have few opportunities to communicate with many people, aimed to examine the characteristics of these schools and the effects of life-skills education. A focus group interview, involving seven teachers implementing educational activities in small-scale junior high schools in a prefecture that had introduced life-skills education, was conducted, and the results were documented verbatim and analyzed. The teachers stated that although [the students tend to be modest as a characteristic of students attending small-scale schools], [these schools have both educational advantages, including [children growing up receiving support provided by

the community and surrounded by nature], and problems]. Although [the students felt vaguely anxious about advancing to high schools], [the teachers had high expectations for life-skills education]. Small-scale junior high schools have many advantages in that they play important roles in addressing problems faced by today's students.

論文

大学生による紙芝居制作・上演を通じた
犯罪被害者支援ボランティア活動に関する考察

Consideration on Volunteer Activities for Crime Victims through
Kamishibai Production and Performance by University Students

上地 玲子¹⁾

Reiko Kamiji

キーワード：犯罪被害者支援，ボランティア，紙芝居

Key Word: support for victims of crime, volunteer, Kamishibai

はじめに

日本では長年犯罪被害者への支援が少なく、法制度も不十分であった。しかし、1998年に民間組織「全国被害者支援ネットワーク」が設立され、徐々に加盟団体が増え、現在ではすべての都道府県に加盟団体(被害者支援センター)が設置された。また、徐々に犯罪被害者の立場に寄り添った法制度が整いつつあり、行政の役割も大きく変化してきているが、犯罪被害者や遺族にとっては十分な支援として機能しないことも多い。金子(2006)は「犯罪被害者支援は国や地方公共団体が取り組むべきであるが公的な制度で小回りが利かない部分はボランティアが補うべきものも多い」と述べており、行政と民間団体が連携しながら取り組むことによって、犯罪被害者の方への支援が充実することが考えられる。

2004年に国が「犯罪被害者等基本法」を策定し、警察庁が2016年に「第3次犯罪被害者等基本計画」を策定している。具体的な施策として「国民の理解の増進」の中に、犯罪被害者支援に係る社会参加活動についての大学生の理解を深めるため、大学との連携強化を図る旨が盛り込まれており、各都道府県における警察本部において「学生ボランティア」などの名称で学生をボランティアとして活用している。岡山県警本部県民応接課犯罪被害者支援室(以下、「県警」と称する)では、それまで個々に活動していた学生ボランティアを発展させ、大学の垣根を越えた連携を円滑に行えるように県警が事務局を担い、2017年に全国初の犯罪被害者支援大学生ボランティア連絡会「あした彩」ⁱを発足した。

多くの大学には様々なサークル活動があり、「ボランティア」に関連する団体が設置さ

¹⁾ 山陽学園大学総合人間学部生活心理学科

ⁱ 2019年1月現在では11大学が連携している。

れている場合も多い。本学においても「ボランティアサークルあい(以下、「本サークル」と称する)」という名称のボランティアサークルがあり、筆者が顧問を務めている。本サークルでは、障がい児支援活動、高齢者支援活動、児童養護施設支援活動など幅広く活動をしている。また、筆者が「岡山県警察本部犯罪被害者支援等カウンセリングアドバイザー」を務めていることから、本学学生と共に県警と犯罪被害者支援活動にも積極的に参加するようになり、2017年度から本サークル内に「犯罪被害者支援チーム」(2019年1月現在で登録学生数約30名)を結成し、「あした彩」のメンバーとして活動している。

安達(2009)は、犯罪被害者支援の現状では、民間支援団体におけるボランティアの存在が非常に重要であると述べている。本サークルにおける犯罪被害者支援活動の中心は、犯罪被害の実話をもとに作成したオリジナル紙芝居を用いた上演である。警察等において年少者に対する防犯教室等では紙芝居を用いるケースは多い。しかし、これらの活動がどのような意義があるのかについての詳細な研究は少ない。また、犯罪被害者の心情を伝える紙芝居は少なく、大学生が作成した紙芝居を用いた犯罪被害者支援活動に関する研究論文はない。そこで、本研究では、本サークル「犯罪被害者支援チーム」における紙芝居制作・上演活動を中心に、大学生が犯罪被害者支援をすることに関する考察を行う。

紙芝居を通じた犯罪被害者支援活動報告

1. 紙芝居制作のきっかけ

2016年に当時の本サークル部長が小谷氏の被害者遺族講演ⁱⁱを聞き、「亡くなった子どもの命のバトンをつなぐために、大学生の自分たちにもできることがないだろうか」と顧問に相談したことがきっかけとなり、紙芝居制作に取り組んだ。当時在籍していた部員に声をかけて制作チームを作り、県警のからも多大な協力を得た。

紙芝居は「まおちゃんの新しい靴」と題して、命の大切さを伝える教材として活用することとした。

2. 制作

ストーリー担当、イラスト担当、デジタル化担当の3名の学生が制作活動の中心となり、本ボランティア部員にも協力を得て取り組んだ。

犯罪被害者支援の啓発活動として、低年齢にも活用できる教材になるように本サークル顧問である筆者と試行錯誤しながら構成した。作成する中で特に気を付けた点は次の3点であった。1点目は、事故の被害に遭った経験のある子どもが見てもトラウマを引き起こさないようなストーリーとイラストにすること。2点目は、モデルになった児童らは交通ルールを守っていたけれど悪質なドライバーによって命を奪われたことが分かる内容にすること。3点目は、命の大切さが低年齢に伝わる内容にすることであった。また、仕上げるまでにはモデルになった被害者遺族および県警の協力を得た。

ii 2012年に京都府亀岡市で無免許運転居眠り運転をしていた少年の車によって集団登校中の児童ら10人が死傷した事件が発生。亡くなった小谷真緒ちゃん(当時7歳)の父親である小谷真樹氏が犯罪被害者遺族講演を行っている。

(1) 紙芝居

2017年度に紙芝居を作成した。2018年度には英語訳担当の学生1名が加わり、本学の英語担当教員らにも協力を得て英語訳を追加したものを完成させ、A3サイズ、13枚の構成で製本化した(図1)。

絵の具はホルベイン透明水彩絵具を使用して柔らかい印象を与えるように工夫し、効果音はフリーで使用可能な「魔王魂」サイトから心理的に負担を書けないような音源を利用した。



図1 紙芝居(一部)

(2) デジタル紙芝居データ

図1 データを元に、2017年度に上演活動用として、朗読入りと朗読なしの2タイプの動画に編集したデジタル紙芝居(約5分30秒のmp4動画ファイル)を作成した(図2)。朗読は、イラスト担当者が兼ねた。



図2 デジタル紙芝居の画像(一部)

(3) 絵本

2018年度に紙芝居データを絵本スタイルに編集し、PDFデータ化した(図3)。



図3 絵本データ(一部)

3. 活動の取り組み

(1) 作成した紙芝居を用いた活動

図2のデジタル紙芝居を使った上演活動を実施した。2016年度には、A市内B保育園において、年長を対象に初披露し(図4)、その後、多数の講演会等において上演をした(表1)。これらの取組は、テレビや新聞等でも多数取り上げられた(表2)。



図4 2017年2月 A市内B保育園におけるデジタル紙芝居上演風景



図5 2017年11月26日 京都府「生命(いのち)のメッセージ展」におけるデジタル紙芝居上演風景



図6 2017年11月18日 紙芝居のモデルになった小谷氏を本学に招いた講演会にて紙芝居制作経緯報告風景



図7 2017年12月7日 A市内イマージョン指定校のC小学校校内テレビ放送を通じた英語版デジタル紙芝居上演風景

表1. 2016年度から2018年度のデジタル紙芝居上演活動・メディア一覧

	活動日	活動内容	対象	メディア
1	2017.2.8	A市内B保育園 「命の大切さ啓発活動」	A市内B保育園年長	2017.2.8 NHK 岡山「もぎたて」 2017.2.8 OHK「スーパーニュース」
2	2017.4.14	朝日新聞取材対応		2017.4.19 朝日新聞全国版 2017.4.20 朝日新聞岡山市版
2	2017.6.14	A市内C小学校上演会	A市内B小学校 低学年	2017.6.14 テレビせとうち 「TSCnews5」 2017.6.14 山陽放送「RSK イブニングニュース」 2017.6.15 山陽新聞岡山市版
3	2017.7.22	D中学校区育成 協議会上演会	D中学校区内児童・ 生徒・保護者等	2017.7.23 朝日新聞岡山市版
4	2017.8.25	F市内G中学校：小学生への読 み聞かせ活動実践指導	F市内G中学校生徒	
5	2017.9.15	A市内H保育園 「命の大切さ啓発活動」	A市内H保育園 年中・年長	
6	2017.10.2	F市内G中学校：小学生への読 み聞かせ活動実践指導	F市内G中学校生徒	
7	2017.11.18	本学公開講座犯罪被害者 遺族講演会での上演	本学学生・教職員・ 一般	2017.11.18 NHK 岡山「もぎたて」 2017.11.20 NHK 岡山「もぎたて」
8	2017.11.26	I市犯罪被害者支援 「生命のメッセージ」展	一般	2017.11.27 朝日新聞全国版
9	2017.12.7	A市内C小学校 英語版上演会	A市内B小学校 中・高学年	2017.12.7 OHK「プライムニュース」
10	2018.10.23	A市内J高校 「命の大切さ啓発活動」	J高校生徒	
11	2019.1.24	おかやま犯罪被害者支援 ネットワーク「あした彩」とし て紙芝居贈呈式	ネットワーク団体	2019.1.24 山陽新聞岡山市版

(2) 絵本データ配布活動

2018年度からは、本学のホームページから図3の「まおちゃんの新しい靴」絵本データの入手希望を受け付け、サークル活動の一環として学生はPDFデータを無料配布している。配布方法は、本学ホームページに設置された「まおちゃんの新しい靴」から「関連リンク」をクリックすることで、申請ページに入ることができるようにしている。



図8 本学ホームページ「まおちゃんの新しい靴」特設サイト



図9 絵本データ配布サイト

「まおちゃんの新しい靴」絵本データ希望

後日、メール添付で絵本データを無料でお渡しいたします。
 ※「boranthiaai@gmail.com」のメールアドレスを受信できる設定にしてください。
 絵本データは、PDFデータでお渡しいたします。携帯メールアドレスはエラーになることが多いので、添付ファイルが受け取れるパソコンメールアドレスを入力してください。
 ※これまでに携帯メールで登録してくださった方へ：エラーになってデータが送信できません。再度パソコンメールアドレスをご入力をお願い申し上げます。

なお、制作にあたり、「岡山ももたろうライオンズクラブ」のご協力をいただきました。

●は必須項目です

●お名前
 姓 名

ご所属

●メールアドレス
 (確認用)

※こちらに入力していただいたアドレスにPDFファイルを送信いたしますので、パソコンメールアドレスをご入力ください。

図 10. 「まおちゃんの新しい靴」絵本データの申込サイト

申込サイト開設後、2018 年末までに 9 件のお申し込みがあり、サークル活動の一環として、データ送信活動も行っている。

考察

本サークルが作成した紙芝居の上演活動が、犯罪被害者に対する支援としてどのような役割を果たしているのかを検討する。白岩ら(2017)は、警察による犯罪被害者政策が進んだ結果として交通事犯や殺人などの遺族にとって「情報提供」「配慮」「捜査」の観点については好転していることを見出した。これらの観点は、警察官に対する遺族の信頼を促進するとともに、遺族の心理状態や司法制度一般への信頼をも好転させると指摘している。このように、警察との信頼関係は、被害者にとって非常に重要であることがうかがえる。また佐藤(2003)は、飲酒運転によって息子を亡くしたご夫婦へのインタビューを通して、「情報提供」「精神的ケア」「セルフ・ヘルプ・グループ」が重要であり、被害者遺族にとって周囲の他者との間に起きるリアリティ分離のために、思いを語れないことが問題であると指摘している。警察との信頼関係ができ、「セルフ・ヘルプ・グループ」以外の場においても安心して思いを語れる場が広がることも重要な支援の形なのかもしれない。間接的ではあるが、犯罪被害者の思いの一部を形にした紙芝居上演は、遺族の気持ちを代弁することにつながるだろう。また、県警における「あした彩」は各大学と連携し、犯罪被害者との間をつなぐ役割を果たしていることから、被害者遺族にとって大学生の活動に対して、好意的な印象を抱きやすいのではないかと推測できる。

岡村(2015)は、犯罪被害者支援をする上で「専門家」が被害者を「対等」でない救済者一被害者関係にもとついて救済することによって、被害者側にとって 2 次被害を与える加

害行為であることを強調している。大学生ボランティアは「専門家」ではない立場であり、犯罪被害者との関係においても対等に近い形で支援ができるだろう。

滝口・伊藤(2010)は、犯罪被害者遺族 11 人に対して「被害者の会」での運動参加・継続過程に関するナラティブを質的する分析し「事件にまつわる思い」と「遺族が運動に参加し始め、活動を続けていく過程」の2つのカテゴリーを見出した。しかし、活動していても「つらく苦しい気持ちは変わらない」などの心理的負担も指摘している。犯罪被害者が次の被害者や加害者を作らないよう社会運動を展開していく場合、心理的負担を抱えながら活動することは継続するうえで困難である。マンパワー不足になるときに、大学生ボランティアを活用することにより、犯罪被害者の活動が継続・発展できる。

一方、ボランティア活動をしている大学生側の心理的影響について検討する。伊多波・首藤(2016)は、大学生 300 名を対象にアンケート調査をし、大学生はボランティア活動に参加することで「自分自身の成長」と「学習効果」の両方の成果を期待していることを明らかにした。ボランティアに参加する学生は 1 割程度であるが、ボランティア活動経験が有る大学生は、ボランティア活動経験が無い大学生よりもボランティア活動を肯定的に評価している(岡鼻,2016)。また、大島(2019)が「あした彩」で犯罪被害者支援ボランティアをしている大学生とボランティア活動をしていない大学生にアンケート調査を行い、ボランティア経験のある学生のほうが有意に高い充実感を得ていることを明らかにしている。本サークルにおいてオリジナルの紙芝居を用いて活動できることは、充実感を得る機会になるものと考えられる。また、紙芝居上演活動以外にも、図 3 の絵本データを無料で配布する活動を行うことによって、国内外の方たちに活用してもらえることも充実感を高めることが期待できる。

活動する際、大学生であっても犯罪被害者が精神的に苦痛を与えない配慮ができることが前提である。中島ら(2009)は、犯罪被害者が周囲からの言動によって傷ついた体験（二次被害）を持つ場合が疾患を悪化させていることを明らかにしている。大学生による犯罪被害支援活動を実施する場合、事前の研修を行い、その後の継続した指導も必要であると考えられる。県警の「あした彩」は、大学教職員が在籍している学生への指導を行える立場であるため、大学生にとっても安心して活動できるのではないだろうか。

本サークル「犯罪被害者支援チーム」において作成した紙芝居を用いた活動においても、犯罪被害者支援という特性に応じた教員による指導が必要である。また、本活動を通じて大学生側にとっても他者に対する信頼感を高め、社会で活躍する人材として成長していく学びにつながることを期待できる。

今後の課題

今回は、本サークル「犯罪被害者支援チーム」が制作した紙芝居を中心に報告し、文献による考察を試みたが、この活動が犯罪被害者、上演をする側、上演を受ける側にとってどのような心理的影響があるのかについては明確な調査ができていない。

今後、上演活動を行う際には、アンケートなどを実施し、どのような影響があるのかについて詳細に分析していく必要があるだろう。

付記

1. 紙芝居制作活動については、2016年度に「岡山ももたろうライオンズクラブ」、2018年度に「財団法人福武教育文化振興財団教育研究助成(教育活動)」から助成を受けて実施した。また、本サークル「犯罪被害者支援チーム」が参加している「あした彩」での活動について、2018年1月22日に岡山県警本部より本学に対して感謝状をいただいた。

2. 紙芝居のモデルとなった小谷真緒ちゃん(当時7歳)には、心からご冥福をお祈りするとともに、小谷真樹氏とご遺族に心から感謝申し上げます。そして高谷麻衣氏(ストーリー担当、2018年当時4年生)、山本碧氏(イラスト・朗読担当、2018年当時4年生)、山根亮子氏(デジタル化担当、2018年当時4年生)、小林利子氏(英訳担当、2019年当時2年生)、岡山県警本部県民応接課犯罪被害者支援室係長の藤原佐千子氏、その他、本サークルによる上演活動等にご協力くださったみなさまに深く感謝申し上げます。

文献

安達泰盛 (2009). 犯罪被害者支援における支援者の態度変容過程に関する一考察—ボランティアスタッフの体験の意味づけの変化に着目して— 佛教大学大学院紀要教育研究科篇, 37, 55-72.

福井美貴・松村幸子(2003). 心的外傷後ストレス障害の回復過程の看護援助：犯罪被害者の思いの分析 日本精神保健看護学会誌, 12(1), 22-32.

フリー音源素材「魔王魂」<https://maoudamashii.jokersounds.com/>(2019.1.17 最終確認)

伊多波美奈・首藤敏元(2016). 大学生におけるボランティア経験とボランティア活動に期待する成果、自己効力感、及び協調性との関連 埼玉大学紀要, 65(2), 35-46.

金子進之助(2006). 犯罪被害者支援活動についての報告 別府大学短期大学部紀要, 25, 99-105.

公益社団法人全国犯罪被害者支援ネットワークホームページ

<https://www.nnvs.org/network/sengen/>(2019.1.17 最終確認)

中島聡美・白井明美・真木佐知子・石井良子・永岑光恵・辰野文理・小西聖子(2009). 犯罪被害者遺族の精神健康とその回復に関連する因子の検討 精神神経学雑誌, 111, 423-429.

岡鼻千尋(2013). ボランティア活動経験が大学生のボランティアのイメージに及ぼす影響 心理科学, 34(2), 68-76.

岡村逸郎(2015). 犯罪被害者支援における「対等」な支援者-被害者関係の社会的構築 犯罪社会学研究, 40, 87-99.

岡山県警ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/page/492805.html>(2019.1.17 最終確認)

大島彩葉(2019). 犯罪被害者支援における大学生の意識調査 山陽学園大学総合人間学部生活心理学科 2018年度卒業論文(印刷中).

埼玉県警ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2017/0129-02.html>(2019.1.17 最終確認)

佐藤 恵(2003). 犯罪被害者の「回復」とその支援 犯罪社会学研究, 28, 96-109.

山陽学園大学ホームページ「まおちゃんの新しい靴」特設サイト

<http://www.sguc.ac.jp/profile/sanyolab/036>(2019.1.17 最終確認)

山陽新聞「犯罪被害者支援へ学生連絡会発足 10大学連携 情報交換や講演開催」

2017.11.21

山陽新聞「『あした彩』犯罪被害者支援1年 学生ボランティア活動拡大へ意欲」2018.11.21

高田治樹 (2014). 大学生サークル集団への態度の探索的検討 青年心理学研究, 26(1), 29-46.

滝口涼子・伊藤富士江(2010). 犯罪被害者遺族の被害者運動参加：エンパワメント・アプローチに着目して 社会福祉学, 50(4), 55-68.

論文

生活意識と被服着用行動の因果関係

隈元 美貴子¹⁾・柳田 元継²⁾

キーワード：被服着用行動，生活意識，因子分析，共分散構造分析

要旨：本研究では、対象者を大学生とし、生活意識と被服着用行動との間に因果関係があるかどうかを明らかにすることを目的とし、アンケート調査を行った。生活意識を測定する64項目への反応を因子分析したところ、「充実感」、「健康意識」、「身だしなみ」、「不信感」、「向上心」、「家族」の因子を抽出した。また、被服着用行動を測定する38項目への反応を因子分析したところ、「自己変容・自己顕示」、「ファッション性」、「低価格志向」、「同調性」の因子を抽出した。ここで、生活意識と被服着用行動の因果関係を明らかにするため、共分散構造分析を行った。以上の結果から、S大学学生において、身だしなみに気を遣うという生活意識をもつ学生ほど、着用行動の際、自己の変容を意識し、ファッション性を強く意識することが明らかになった。また、内向的で不信感を抱いている学生ほど、低価格志向であることが明らかとなった。

緒言

被服は生活用具の一つとして、人間生活の中の機能的な実用目的に規定されて制作されたものでありながら、視覚性の意志の自由を發揮し得る余地がある。その結果、過去にさまざまな形が生まれ、現在も新しい意志に支えられて新しい被服が製作されている。また「被服」は人に着用されて「服装」として完了する。生活のそれぞれの局面の中で、人と被服の相互のかかわり合い、つまり装いの在り様において被服は解釈されるべきであり、制作した人および着装する人間を無視して、単に色と形の造形的性格の変容のみをとらえるべきでないと思われる¹⁾。

こうした背景から、被服に関する人間の選択や着用行動を研究することへの関心が高まりつつある。特に、個人の水準では、感覚や知覚、感情や気分、パーソナリティや自己概念、欲求や動機、態度、価値観、ライフスタイルといった概念を用いて研究が行われている。

欲求と被服行動の関係に関しては、マズローの欲求分類により説明することができる。マズローは、欲求は階層構造をなしており、第一段階の「生理的欲求」、第二段階の「安全の欲求」、第三段階の「所属と親和の欲求」、第四段階の「尊敬と承認の欲求」、第五段階の「自己実現の欲求」に分類できるとしている。自己実現の欲求とは、自分自身を成長させ、

1) 山陽学園大学総合人間学部生活心理学科

2) 有限会社 NTC 技建 人間・環境開発部

豊かにしていく欲求であり、被服行動でいうならば、例えば、デザインをする事から、それを着用するまでの一連の行為がそれに当たる。また、クリークモア (A.M.Creekmore) は、マズローの分類に加え、第六段階に「知識への欲求」、第七段階に「審美的動機」、第八段階に「アクションに対する欲求」を加えて着装動機の研究を行っており、被服行動における自己実現の欲求は、クリークモアが言うところの第六段階から第八段階にあたりと考えられる²⁾。

被服行動を説明するための概念のひとつの「態度」は、オルポートにより定義されている。「態度とは個人がかかわりを持つあらゆる対象や状況への個人の反応に、指示的あるいは力動的な影響を及ぼす経験を通じて体制化された精神的、神経的な準備状態である。」と定義されている³⁾。

この態度と被服行動に関する研究において、購買態度と被服行動について報告されている。被服に対する購買態度は、一般の商品全体に対する購買態度によっても規定される。さらには、保守的・革新的といった生活態度や、目的合理的、価値合理的といった価値態度によっても規定される。佐々木らは、購買態度の基本的次元を「合理性」と「情緒性」という二次元で測定する尺度を作成し、購買態度のプロフィールに基づく商品の分類を行っている⁴⁾。被服に対する購買態度も大きくはこのような二つの次元でとらえる事ができよう。また、中川らは *erc scale* 尺度を用いて購買態度を測定し、被服の購買行動との関連を見出している⁵⁾。

また、着装態度について、天野らは、若い勤労者を対象に、着装態度のタイプと被服行動特性の関係を検討している。その結果、ファッション情報への関心については、売り場の陳列商品を注意してみる、他人の服装をいつも注意してみるなど身近な情報への関心が高い。そして、着装態度では、着心地や肌触り、動きやすさに加えて、場所がらを重視し、他人に不快感を与えない服装、清楚な服装を心がけており、服装は信用に関わるからおろそかにできないと回答するなど、社会性、容儀性を重視している。しかし、一方で、異性に魅力的に見られるような服装がしたい、周りに縛られず自分の好きな服装をしたいなどおしゃれへの関心が強いことが報告されている。そして、着装態度を他者同調流行追随型、おしゃれ軽視流行否定型、個性重視流行積極的型、他者同調流行消極的型の4つのタイプに分け、流行行動や購買行動、被服費などにおいてタイプ別に差異がみられることを明らかにしている⁶⁾。

隈元らは、被服行動とライフスタイルの関連性について研究を行い、被服行動を測定する20項目への反応を因子分析し、4因子を抽出した。それぞれの因子を、「流行性」「経済性」「機能性」「規範性」と命名した。これらをもとに、被服行動によるクラスター分析を行い、「流行性」に低い値を示す「ファッション無関心型」、「流行性」に高い値を示す「ファッション重視型」、「規範性」に高い値を示す「TPO重視型」に類型化した。また、ライフスタイルに対する各質問の回答を、一元分散分析後、多重比較を行った。その結果、被服行動による類型ごとにライフスタイルに差異が認められた⁷⁾。しかし、これらの論文では、被服行動と、ライフスタイルもしくは、生活意識との因果関係については言及していない。

隈元は、2000年に、生活信条と生活意識、衣生活意識、着用行動、購買行動に対するアンケートを行い、それぞれにおいて因子分析を行い、抽出した因子間に因果関係が認めら

れるかどうかパス解析を行った⁸⁾。その結果から、生活意識において協調性のある考え方を示す人は、着用行動では同調性を示すことを示唆した。このことは、着用行動が生活意識に起因することを示している。また、孫らは2016年に若者の価値観が被服行動に影響を及ぼすことを報告し、構造方程式モデリングによる検討を行っている⁹⁾。しかし、価値観と被服行動との間の因果関係までは言及していない。

そこで、本研究では生活意識と着用行動の間に因果関係があるかどうか明らかにすることを目的とした。まず、研究の端緒として、隈元らのアンケートを使用し、予備調査を行ったところ、因果関係が認められなかった。その理由として、質問項目が現在の社会情勢や環境にそぐわないものが含まれていた可能性があったので、アンケートの再作成を行うこととした。

対象および方法

S大学の学生を対象としてKJ法による質問紙調査を行った。実施時期は2016年11月、対象人数は213名、回収数は213名で、回収率は100.0%であった。回収した質問紙を精査した結果、有効回答数は146名で、有効回答率は68.5%であった。調査項目は、①基本属性、②生活意識に関する64項目、③着用行動に関する38項目から構成されている。統計分析は、単純集計、因子分析はSPSS16.0Jを用い、共分散構造分析をAMOS ver22を用いて行った。

結果および考察

(1) 基本属性の単純集計

被服着用行動と生活意識との関係について明らかにするために質問紙調査を行い、単純集計を行った。まず、対象者の所属学科の割合を図1に示す。その結果、K学科が56.8% (83名)、S学科が43.2% (63名)であった。図2に対象者の学年を示す。学年は、1年が52.1% (76名)、2年が33.6% (49名)、3年が8.2% (12名)、4年が6.2% (9名)で

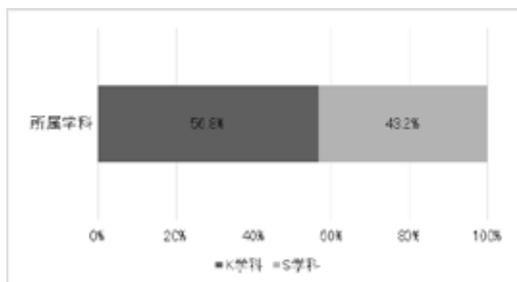


図1 対象者の所属学科

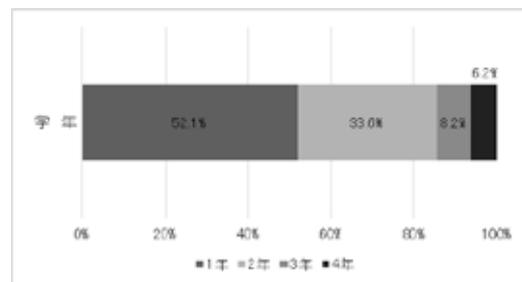


図2 対象者の学年

あった。図3に対象者の年齢を示す。年齢は、18歳が14.4% (21名)、19歳が42.5% (62名)、20歳が27.4% (40名)、21歳が5.5% (8名)、22歳が7.5% (11名)、23歳以上が2.7% (4名)であった。図4に対象者の性別を示す。性別は、男性が15.8% (23名)、女性が84.2% (123名)であり、大半が女性であった。図5に対象者の住居形態を示す。住居形態は、自宅が65.8% (96名)、アパートが26.0% (38名)、寮が8.2% (12名)であ

った。図6に対象者の出身地を示す。出身地は、岡山県が60.3%（88名）、広島県が5.5%（8名）、沖縄県が5.5%（8名）、香川県が4.8%（7名）、その他が24.0%（35名）であった。

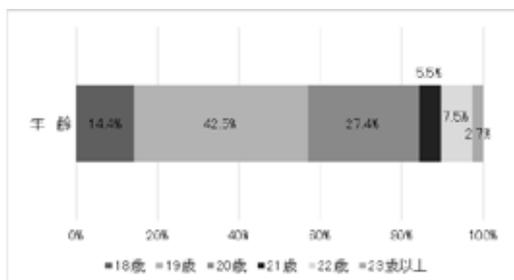


図3 対象者の年齢

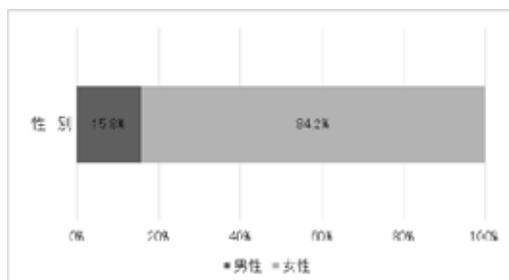


図4 対象者の性別

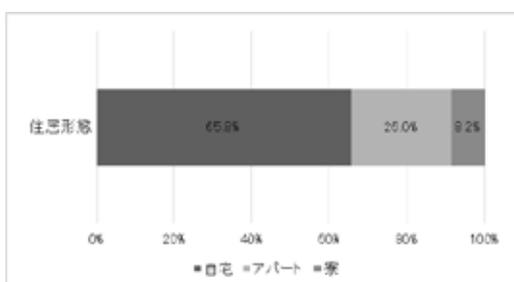


図5 対象者の住居形態

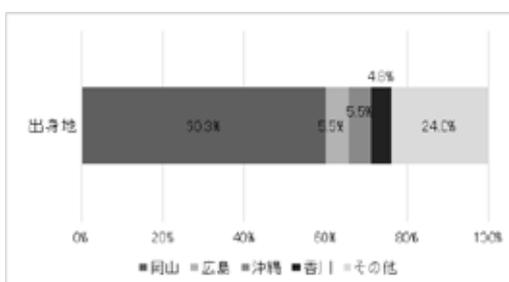


図6 対象者の出身地

図7に対象者の1ヶ月の小遣いを示す。1ヶ月の小遣いは、3千円未満が6.2%（9名）、3千円以上5千円未満が4.1%（6名）、5千円以上1万円未満が21.2%（31名）、1万円以上2万円未満が19.2%（28名）、2万円以上3万円未満が9.6%（14名）、3万円以上4万円未満が10.3%（15名）、4万円以上5万円未満が8.2%（12名）、5万円以上7万円未満が13.0%（19名）、7万円以上10万円未満が5.5%（8名）、10万円以上が2.7%（4名）であった。図8に対象者の1ヶ月の被服費を示す。1ヶ月の被服費は、3千円未満が24.0%（35名）、3千円以上5千円未満が19.9%（29名）、5千円以上1万未満が37.0%（54名）、1万円以上2万円未満が15.1%（22名）、2万円以上3万円未満が3.4%（5名）、3万円以上～7万円未満が0%（0名）、7万円以上10万円未満が0.7%（1名）、10万円以上が0%（0名）であった。

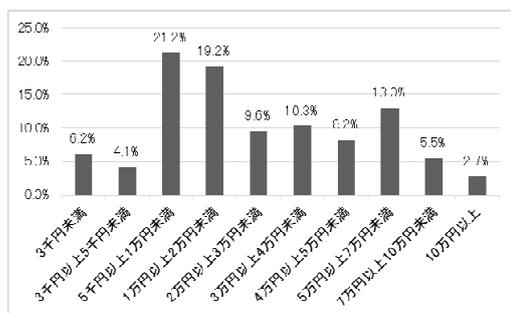


図7 対象者の1ヶ月の小遣い

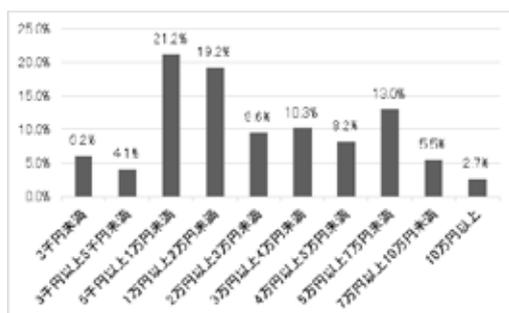


図8 対象者の1ヶ月の被服費

図9に被服に関する情報を得る手段を示す。雑誌からが47.3% (69名)、母親・子供からが8.9% (13名)、広告を見てが16.4% (24名)、ディスプレイを見てが19.2% (28名)、兄弟・姉妹からが5.5% (8名)、テレビを見てが41.8% (61名)、友達からが27.4% (40名)、店員からが13.7% (20名)、インターネットを使ってが50.7% (74名)、通信販売のカタログを見てが13.7% (20名)、街頭で他者を見てが18.5% (27名)、同僚からが(アルバイト先を含む)2.7% (4名)、その他は0% (0名)であった。

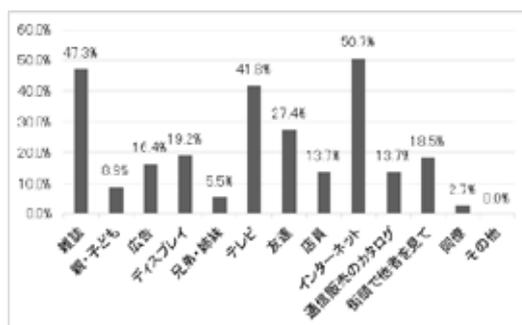


図9 被服に関する情報を得る手段

(2) 生活意識の因子分析

生活意識を測定する64項目への反応を因子分析(主因子・プロマックス回転)し、過去の文献やスクリープロットを参考に6因子を抽出した。因子分析の結果は表1に示す。第1因子には、「熱中したい」、「夢中になりたい」、「生活の中で生きがいや充実感を感じたい」、「何かに打ち込みたい」の項目の因子負荷量が高いことから、「充実感」の因子と解釈した。第2因子には、「生活習慣病にならないように食事に気をつけている」、「健康意識は常に高い方である」、「美容のために食事は意識している」の項目の因子負荷量が高いことから「健康意識」の因子と解釈した。第3因子には、「大学に行く時、ファッションや身だしなみに気を遣う」、「スタイルを気にする」、「髪を染めると気分転換になる」、「ショッピングでストレスを発散することができる」の項目の因子負荷量が高いことから「身だしなみ」の因子と解釈した。第4因子には、「人生、お金がすべてである」、「結局、自分しか信じられないと思う」、「人付き合いは面倒くさい」の項目の因子負荷量が高いことから「不信感」の因子と解釈した。第5因子には、「上を目指したい」、「自分は好奇心が強いと思う」、「社会に貢献したいとは思わない(-)」の項目の因子負荷量が高いことから「向上心」の因子と解釈した。第6因子には、「家族が一番大切である」、「家族と仲がいい」、「家族のことが気になる方である」の項目の因子負荷量が高いことから「家族」の因子と解釈した。

(3) 被服着用行動の因子分析

着用行動を測定する38項目への反応を因子分析(主因子・プロマックス回転)し、過去の文献やスクリープロットを参考に4因子を抽出した。因子分析の結果は表2に示す。第1因子には、「違う自分を演出する服を着る」、「目立つ服を選ぶ」、「物事がうまくいかないときは鮮やかな服を着る」、「他人と異なる服を着る」、「デザイナーを気にする」、「不謹慎だと分かっているにもかかわらず着たい服を着る」の項目の因子負荷量が高いことから「自己変容・自

表1 生活意識因子分析

質問項目	FACTOR	I	II	III	IV	V	VI
熱中したい		0.894	-0.014	0.047	0.025	0.053	-0.053
夢中になりたい		0.858	0.020	0.051	0.046	0.098	-0.065
生活の中で生きがいや充実感を感じたい		0.816	0.037	0.000	-0.114	-0.032	-0.120
何かに打ち込みたい		0.767	-0.064	0.080	-0.007	0.047	0.172
生活習慣病にならないように食事に気をつけている		0.055	0.944	0.120	0.103	-0.106	-0.083
健康意識は常に高い方である		-0.037	0.747	0.024	0.039	0.046	0.022
美容のために食事は意識している		0.020	0.690	0.219	-0.049	0.103	-0.070
大学に行く時、ファッションや身だしなみに気を遣う		-0.042	0.146	0.796	-0.115	-0.100	0.038
スタイルを気にする		0.231	0.167	0.697	-0.001	-0.142	-0.055
髪を染めると気分転換になる		-0.039	0.070	0.540	0.077	-0.184	0.198
ショッピングでストレスを発散することができる		-0.096	0.002	0.534	0.054	0.148	0.081
人生、お金がすべてである		-0.183	0.077	0.123	0.762	0.003	0.067
結局、自分しか信じられないと思う		0.038	-0.009	-0.044	0.761	0.104	0.107
人付き合いは面倒くさい		0.163	0.112	-0.013	0.571	-0.262	0.075
上を目指したい		0.254	0.036	-0.105	0.055	0.967	0.014
自分は好奇心が強いと思う		-0.027	0.010	-0.146	0.047	0.818	0.137
社会に貢献したいとは思わない		0.097	0.092	-0.103	0.160	-0.534	0.006
家族が一番大切である		-0.143	-0.037	-0.084	0.061	0.067	0.921
家族と仲がいい		0.082	-0.189	0.063	-0.002	0.014	0.809
家族のことが気になる方である		0.071	0.171	0.288	0.199	0.147	0.557
	因子間相関	I	II	III	IV	V	VI
	I	—	0.053	0.256	-0.070	0.351	0.463
	II		—	-0.022	-0.073	0.299	0.257
	III			—	0.013	0.336	0.095
	IV				—	-0.055	-0.119
	V					—	0.227
	VI						—

己顕示」の因子と解釈した。第2因子には、「自分に似合うファッションを着る」、「デザインを重視する」、「トータルファッションを考えて着る」、「見た目（質感）を重視する」、「好きな色や形で決める」、「天候を考えて服を選ぶ」の項目の因子負荷量が高いことから「ファッション性」因子と解釈した。第3因子には、「安ければ安いほどいい」、「衣服は百貨店より低価格な店のものが多い」、「気に入った服があっても値段が高くと着ない」の項目の因子負荷量が高いことから「低価格志向」の因子と解釈した。第4因子には、「周囲の人に合わせた服を着る」、「周囲の人のファッションを参考にする」の項目の因子負荷量が高い

ことから「同調性」の因子と解釈した。

表2 着用行動の因子分析

質問項目	FACTOR	I	II	III	IV
違う自分を演出する服を着る		0.844	0.021	0.161	-0.040
目立つ服を着る		0.799	0.134	-0.125	-0.110
物事がうまくいかないときは鮮やかな服を着る		0.756	-0.186	0.081	0.176
他人と異なる服を選ぶ		0.626	0.058	0.025	-0.098
デザイナーを気にする		0.614	-0.043	0.013	-0.040
不謹慎だと分かっているけど着たい服を着る		0.506	-0.234	0.208	-0.158
自分に似合うファッションを着る		0.021	0.702	0.225	-0.028
デザインを重視する		-0.054	0.701	0.067	-0.157
トータルファッションを考えて着る		0.132	0.654	0.103	0.062
見た目(質感)を重視する		-0.032	0.634	0.074	-0.059
好きな色や形で決める		0.003	0.623	0.245	0.040
天候を考えて服を選ぶ		-0.194	0.557	-0.142	0.032
安ければ安いほどいい		0.178	0.062	0.641	-0.086
衣服は百貨店より低価格な店のものが多い		-0.026	0.195	0.631	-0.001
気に入った服があっても値段が高いと着ない		0.067	0.023	0.627	0.139
周囲の人に合わせた服を着る		-0.093	-0.165	0.030	0.754
周囲の人のファッションを参考にする		-0.065	0.134	0.140	0.545
	因子間相関				
	I	—	0.279	-0.022	0.327
	II		—	-0.121	0.420
	III			—	0.146
	IV				—

(4) 「着用行動」と「生活意識」各因子の構造方程式モデリング

S大学学生の着用行動と生活意識の因果関係を明らかにするため、共分散構造分析を行った(図10)。着用行動(wearing-behavior)の第1因子「W-F1 自己変容・自己顕示」の4項目と第2因子「W-F2ファッション性」の3項目をそれぞれの観測変数に、生活意識(life consciousness)の第3因子「L-F3身だしなみ」の2項目を観測変数にした構造方程式のモデルを検討した。まず、因果モデル全体が正しいかどうか評価するために、帰無仮説「構成されたモデルは正しい」という設定の下、 χ^2 検定を行ったところ、 $\chi^2=47.350$ ($df=34$)、 $p=0.064$ となり、モデルは棄却されなかった。次に、適合度指標をみると、GFI=0.941、AGFI=0.904、RMSEA=0.052を示したので、モデルの説明力、データへの当てはまりから適合度が非常に高いと言える。また、モデルの部分評価として、パス係数(標

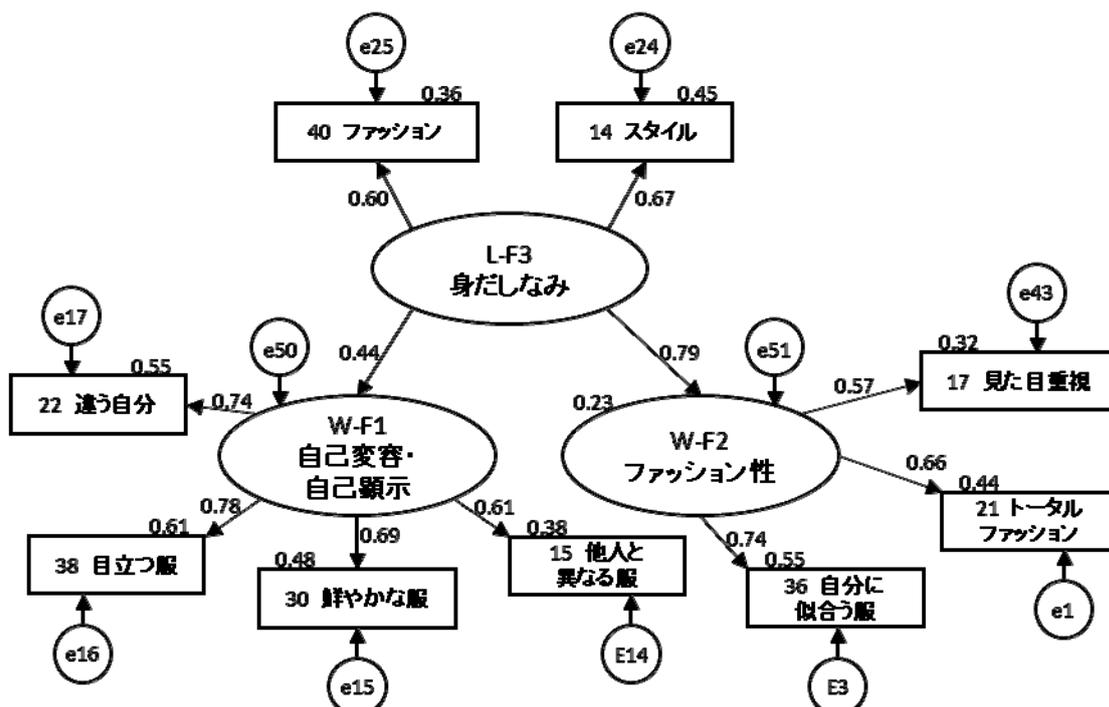


図 1 0 生活意識と被服着用行動の共分散構造分析

準化推定値) を見てみると、すべて0.1%水準で有意であり十分な値を示した。

潜在変数(楕円形で表す)間のパス係数を見ると、「L-F3 身だしなみ」→「W-F1 自己変容・自己顕示」(矢印は因果関係を示し、原因と結果を表す)のパス係数は0.44であり正の因果関係を示した。また、「L-F3 身だしなみ」→「W-F2ファッション性」のパス係数は0.79であり正の因果関係を示した。「L-F3 身だしなみ」は「40 大学に行く時、ファッションや身だしなみに気を遣う(0.60)」と「14 スタイルを気にする(0.67)」とで構成され、「W-F1 自己変容・自己顕示」は「22 違う自分を演出する服を着る(0.74)」と「38 目立つ服を着る(0.78)」、「30 物事がうまくいかないときは鮮やかな服を着る(0.69)」、「15 他人と異なる服を選ぶ(0.61)」とで構成されるまた、「W-F2ファッション性」は「36 自分に似合うファッションを着る(0.74)」と「21 トータルファッションを考えて着る(0.66)」、「17 見た目(質感)を重視する(0.57)」とで構成される。

以上の結果から、S大学学生において、大学に行く時、ファッションや身だしなみに気を遣い、スタイルを気にするといった生活意識をもつ学生ほど、着用行動の際、違う自分を演出する服や目立つ服、物事がうまくいかないときは鮮やかな服、他人と異なる服を選び、自己の変容を意識し、さらに、自分に似合うファッションを着用し、トータルファッションを考え、見た目を重視するといったファッション性を強く意識することが明らかになった。

次に、S大学学生の着用行動と生活意識の因果関係を明らかにするため、共分散構造分析を行った(図 1 1)。着用行動(wearing-behavior)の第3因子「W-F3低価格志向」の3項目を観測変数に、生活意識(life consciousness)の第4因子「L-F4不信感」の2項目を観測変数にした構造方程式のモデルを検討した。まず、因果モデル全体が正しいかどうか

評価するために、帰無仮説「構成されたモデルは正しい」という設定の下、 χ^2 検定を行ったところ、 $\chi^2=2.911$ ($df=4$)、 $p=0.573$ となり、モデルは棄却されなかった。次に、適合度指標をみると、GFI=0.992、AGFI=0.970、RMSEA=0.000を示したので、モデルの説明力、データへの当てはまりから適合度が非常に高いと言える。また、モデルの部分評価として、パス係数(標準化推定値)を見てみると、すべて0.1%水準で有意であり十分な値を示した。

潜在変数(楕円形で表す)間のパス係数を見ると、「L-F4不信感」→「W-F3低価格志向」(矢印は因果関係を示し、原因と結果を表す)のパス係数は0.45であり正の因果関係を示した。「L-F4不信感」は「1 結局、自分しか信じられないと思う(0.65)」と「7 人付き合いは面倒くさい(0.69)」とで構成され、「W-F3低価格志向」は「8 安ければ安いほどいい(0.64)」と「24 衣服は百貨店より低価格な店のものが多い(0.48)」、「16 気に入った服があっても値段が高いと着ない(0.59)」とで構成される。以上の結果から、S大学学生において、生活意識の中で、結局自分しか信じられないと思う、人付き合いは面倒くさいといった、人に対して内向的な、また不信感を抱いている学生ほど、着用行動の際、低価格な店で購入した服を選ぶ場合が多く、高い服を選ばないなど、低価格志向であることが明らかとなった。

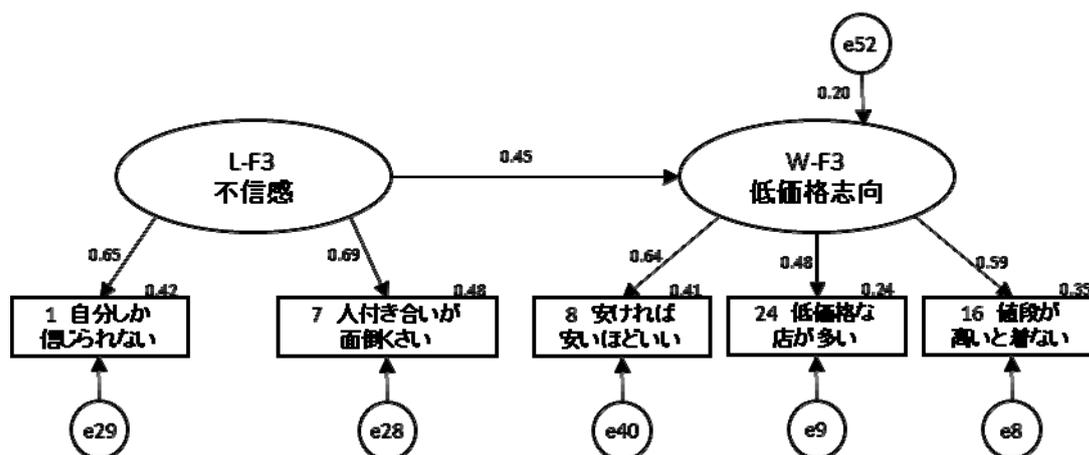


図1 1 生活意識と被服着用行動の共分散構造分析

4. 総合考察

これまで、生活意識と被服行動間に関係があることの報告があったが、生活意識と着用行動との因果関係を調べた例はほとんどなかった。そこで、それぞれのアンケート調査を行い、分析した結果、生活意識の中でファッションやスタイル等、身だしなみに気を遣う人ほど、違う自分を演出する、目立つ服を着るなど自己変容や自己顕示といった着用行動をすることがわかった。また、自分に似合うファッションを着る、トータルファッションを考えて着るなどファッション性に富む着用行動することも分かった。身だしなみに気を遣う人ほどファッションナブルな着用行動をするのは、なるほど、納得できる結果であるが、因果関係を明らかにしたのは本研究が初めてである。

また、着用行動の因子分析の結果はこれまで多く示されているが、上位の因子としてはファッション性や機能性が抽出されていた。しかし、本研究では、自己変容の因子が上位に抽出されている。このことは、着用行動を規定する基準が、見た目や流行だけにとらわ

れたものではなく、より自己の内面を表現したいなど、外観性から内面性へ、また物質的から精神性へと変化してきている可能性が示唆される。他方で、不信感が強いほど、低価格志向であることが示された。不信感が強い場合、人とのかかわりを避ける傾向があるため、これまでの研究で明らかになっているようにnon-verbal communication のツールである被服にお金をかけることをしないのかもしれない。「被服は自己を映す鏡である」などと、被服が人の心理状況や内面を表すことが言われてきたが、本研究によって、生活意識と着用行動の因果関係が示されたことから、その一部が実証されたと考えられる。今後、アンケートに改変を加えることにより、より多様な心理状態と被服行動の因果関係が明らかにされることが期待される。

引用文献

- 1) 奥山春彦, 水梨サワ子. 服装史—西洋・日本編—. 東京, 1976, iii.
- 2) 小林茂雄. “被服の選択動機と欲求.” 被服心理学. 被服心理学研究分科会編 日本繊維機械学会, 1988, 19-28.
- 3) 中川早苗. “態度と被服行動.” 被服心理学. 被服心理学研究分科会編 日本繊維機械学会, 1988, 52-71.
- 4) 佐々木土師二. 購買態度の情緒性と合理性に関する新尺度--erc scaleの提案と構造分析. 関西大学社会学部紀要, 1984, 15(2), 25-44.
- 5) 中川早苗ほか. ライフスタイル分析の実際. 日本繊維機械学会被服心理学研究分科会テキスト. 1987, 55.
- 6) 天野好野, 白井佐代子, 中川早苗. 勤労者のライフスタイルと被服行動に関する調査研究(第1報): 勤労者のライフスタイルと着衣行動との関連について: 愛知県内の若者における調査から. 家政学研究, 1991, 37(2), 86.
- 7) 隈元美貴子. 女子大生の生活意識と被服行動について. 山陽学園短期大学紀要, 2000, 47-48.
- 8) 隈元美貴子, 柳田元継. 被服行動とライフスタイルの関連性. 山陽論叢, 2014, 79-85.
- 9) 孫 珠熙, 馬場弘朗. 若者の価値観が被服行動に及ぼす影響: 構造方程式モデリングによる検討. 富山大学人間発達科学部紀要, 2016. 11(1), 157-174.

論文

The Importance of Reflection in Study Abroad

Stephen M. Ryan¹⁾

Keywords: Study Abroad, Reflection, Learning

The goal of Study Abroad programmes, from an educational perspective, is for participants to learn from their sojourn in a new and different environment. This paper will examine the pre-requisites for such learning, in particular the crucial role of reflection in the learning process, and suggest some practical measures for enhancing the learning opportunities offered by Study Abroad programmes.

It is important to note that what is being discussed here is not the formal learning opportunities that arise from enrolment in classes at an overseas university. Mechanisms for the transfer of credit between universities are designed to ensure that formal learning is as similar as possible, in content if not in style, to courses students would have taken if they had remained at their home university. Potential differences in course style, together with differences in the physical, social and conceptual environment at and around the host institution, constitute possibilities for informal learning which are far richer and more extensive than those afforded by the formal curriculum.

Consequently, it is important that Study Abroad programme participants should be both primed for informal learning before their programme begins and supported in their informal learning during and after the programme. Failure to provide such priming and support would seriously undermine the educational potential of Study Abroad.

Reflection and Learning

Informal learning, or learning from observation and experience, is an area of scholarly investigation which has generated a rich literature, dating back to Aristotle's *Nicomachean Ethics* (trans. 2000), but the most widely respected model has emerged, since the 1970s from the work of David A. Kolb under the title "Experiential Learning" (1984). Kolb draws on work by Dewey (2009), Lewin (1946) and Piaget (1977) to produce a four-stage, cyclical model of Experiential Learning (see Figure 1).

Kolb's cycle begins when the learner experiences something new and noteworthy. The learner then reflects on the experience, placing it in the context of previous experiences, resulting in an abstract conceptualisation of the experience, often in the form of a testable hypothesis. The learner then manipulates the environment, or conducts further observations to test out the hypothesis. The experimentation/observation generates further novel experiences and the cycle begins

¹⁾ 山陽学園大学総合人間学部言語文化学科

again, generating conceptualisations that correspond more and more closely to the environment. This, in Kolb's terms, is learning.

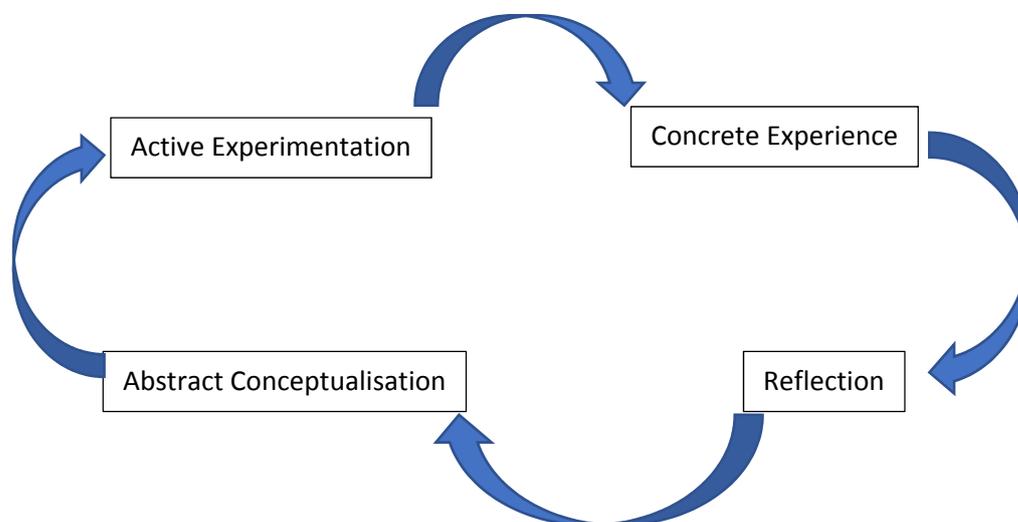


Figure 1. Kolb's Experiential Learning Cycle. Based on Kolb (1984).

To take a practical example from a Study Abroad programme: a student from Japan studying in Australia notices her host mother appears rather concerned about the student's consumption of water for her daily shower (concrete experience). The student reflects on this experience, which is unlike her own mother's attitude to water consumption in Japan. She remembers from Social Studies lessons that Australia has a dry climate and much of the country is desert (reflection). She wonders if Australians tend to view water a scarce commodity (abstract conceptualisation) and looks for other evidence that this might be true (experimentation). Next day, she notices the very high price of bottled drinking water in a convenience store. This observation than leads to further reflections, conceptualisations and experiments on Australian attitudes to water and, possibly, other natural resources. At the same time, she continues to examine her own attitude to water.

What is clear from Kolb's model is that, for learning to occur, experience alone is not enough. In order to learn from experience, we must reflect on it. Experience without reflection is not learning.

Reflection and Study Abroad

This assertion resonates with an emerging consensus among scholars who work with Study Abroad students in (and from) the United States. Both Vande Berg, Paige, and Lou (2012a) and Bennett (2012) refer to a paradigm shift in the field over the last hundred years, away from a positivistic or Newtonian paradigm to a relativistic one and from there to a constructivist one. The positivistic paradigm emphasises the importance of experience, of "being there," of having direct encounters with the new environment; it provides the theoretical basis for the "Grand Tour" approach to Study Abroad, where going to places and seeing what they are like provides the core experience. Both

relativistic and constructivist paradigms assert that just “being there” is not enough for learning to occur; learning, under these paradigms, occurs when experience leads to reflection. In the case of relativism, this reflection on how and why the new environment differs from a more familiar environment and, with a constructivist approach, it is reflection on how the new environment impacts the student’s view of the world and his/her own identity.

What is particularly interesting about this shift from “experience” to “experience + reflection” is that it has come about less from changes in theoretical viewpoints than it has from the empirical experience of people whose job is to advise Study Abroad students. As Vande Berg, Paige, and Lou (each of whom has long experience of “foreign student advising”) report: “Not all faculty and staff are convinced . . . that most students are more or less automatically gaining the sorts of knowledge, perspectives, and skills that are important for living and working in a global society merely through being exposed to the new and different in another country” (2012a, p. 5). They go on (Vande Berg, Paige, & Lou, 2012b) to advocate a constructivist approach to preparing students to study abroad, including long and frequent opportunities to reflect on the experience of “being there.”

Reflection and Learning

Further support for the centrality of reflection in learning from new experiences comes from the emerging field of Mind, Brain, and Education, which seeks to apply the lesson of Psychology and Neuroscience to education. After an extensive review of the literature in each of these fields (Psychology, Neuroscience, and Education), a panel of distinguished scholars divided their findings into four groups (Tokuhamma-Espinosa, 2011): (A) what is well-established; (B) what is probably so; (C) what is intelligent speculation and (D) what is popular misconception. Among the “probably true” group is the finding that:

B1. Human brains seek out and quickly detect novelty
(Tokuhamma-Espinosa, 2011, p. 78).

As well as explaining much of the motivation for studying abroad in the first place, this finding goes some way to explaining how the brain functions in Study Abroad contexts: it seeks out new things and new experiences. Scholars have suggested that this instinct developed, in evolutionary terms, as a way of dealing with hostile environments in which what is new or different could very well be lethal, too (Balderston, Schultz, & Helmstetter, 2011). Coupled with the brain’s dopamine-reward system, which releases pleasure chemicals to reinforce desirable, in this case, species-saving behaviours, this instinct now provides the basis for human learning (Wise, 2004).

Being drawn to novelty in itself, however, is only the beginning of the learning process. Once the brain has taken note of difference it then seeks to make sense of it. Here, a number of the findings of Tokuhamma-Espinosa’s (2011) panel are relevant:

B19. The search for meaning is innate in human nature.

A5. Connecting new information to prior learning facilitates learning.

B2. Human brains seek patterns upon which they predict outcomes.

(p. 78)

These three findings, combined, constitute a powerful statement for the centrality of reflection: having found an anomaly, the brain does not rest until it has found a way to make sense of it by integrating it into previous learning. The process of integration involves both viewing the novelty in the light of previous experience and modifying understandings of previous experiences in order to accommodate the novel experience. Among the results of this process are a new understanding of the anomalous experience, usually in the form of a hypothesis that can be tested against future experience (see Kolb's model, above) and a new understanding of a world that includes the (previously) anomalous experience. This second new understanding constitutes the "pattern" referred to in Tokuhama-Espinosa's panel's B2): a pattern which can be used to predict future experiences and prepare the brain to deal with them. This process of making sense is rewarded by a further shot of dopamine to thrill the student's body and encourage future sense-making reflection (Wise, 2004).

This learning process is not only natural and self-rewarding, there is also evidence that its lessons are stronger and clearer than those taught by teachers and textbooks in more formal learning contexts. To quote Tokuhama-Espinosa's (2011) panel:

B16. When knowledge is actively constructed by a learner, the learner will be motivated and engaged in learning.

(p. 78)

Reflection and Cognition

Lewis and Durrant (2011) offer an understanding of the kind of processing involved when the brain turns individual events into a pattern on which to base predictions of future events. They give the example of a birthday party. A person may experience many different kinds of birthday party. In order to form a pattern from these experiences, the brain needs to strip away the non-standard elements from each experience in order to arrive at a common core of events that can be used to identify a gathering as a birthday party and to predict what is likely to happen at such a gathering. The standard core may consist of a cake, presents, smiles, congratulations and food that is rarely eaten on other occasions. Having this pattern in mind can help the person to avoid, for example, the embarrassment of turning up without a present or looking too sombre. Should the owner of the brain subsequently study abroad in, say, Mexico and attend a number of birthday parties there, their pattern for birthday parties may need to be modified to include the possibility of a piñata.

While Lewis and Durrant present this idea as a hypothesis still waiting for empirical verification, it is clear that some such process must be responsible for the ability to turn discreet experiences into models and patterns, the stage of Kolb's model (above) labelled as "Abstract Conceptualisation." It is equally clear that this kind of cognitive activity could not occur without reflection: it is necessary to reflect on an experience in order to extract any kind of essence from it.

Moving deeper into the cognitive processes, Clark's (2015) model of the role of prediction in both thought and action underlines the importance of the patterns or models resulting from the synthesis of multiple experiences. Clark claims that the ability to predict what will happen next is the basis not only for our understanding of the world but also of our ability to act in the world. The brain has been characterised as a "prediction machine" (Chennu et al, 2013), existing solely to provide predictions about what is likely to happen next: to make those predictions, it relies on patterns constructed from myriad discreet experiences, taking note only when a new experience fails to conform to what has been predicted from existing patterns. The "error message" (Clark, 2015) arising from a mis-match between prediction and reality is then used to modify the pattern in order to make more accurate predictions in the future.

Needless to say, this process of "prediction–error message–modified pattern–modified prediction" is both cyclical and ongoing, operating continually as the brain gathers more information by experiencing its environment. An understanding of this process is particularly relevant to Study Abroad as the whole point of Study Abroad is to place the brain in a novel environment, one that will challenge the brain's ability to make sense of it. The sheer number of novel experiences provided by the first few hours and the extra work the brain has to do to make sense of them is one of the explanations of why the first hours and days in new surroundings can be so tiring.

Clark's "error messages" and the process they entail are largely unconscious, though Kahneman (2013) does suggest that some disconfirmations of expectations are so large and disconcerting that they lead to the brain being engaged on a conscious level. Interestingly, Lewis and Durrant (2011) propose their theory of pattern building in the context of sleep research, suggesting that much of this processing occurs while the body is resting. Sleep scientists have long known that the brain is more active when its owner is asleep than awake (Lewis, 2014); Lewis and Durrant suggest that the consolidation of memory (reflection) is one of the things that keep the brain so active. However, the evidence of the Study Abroad advisers (Vande Berg, Paige, & Lou, 2012b) suggests that there is much to be gained by helping Study Abroad students make at least some of these thought processes conscious.

Impediments to Reflection

Not reflecting on experience during Study Abroad can have many causes and take several forms. The natural tiredness incurred by travelling to a new place and settling into circumstances necessarily different from home (Gilme, 2013) can be compounded, as we have seen, by the pressures on the overworked brain as it struggles with unfamiliar input. This tiredness, in itself, can be a major reason for not reflecting on novel experiences and possibly even for ceasing to notice the new things in the environment.

Compounding the effects of tiredness are the symptoms of stress. Stress is a survival mechanism, initially functioning as a way of dealing with potential threats from the environment. It consists of a series of complex neurological changes, principally involving norepinephrine and cortisol (Ratey, 2008, pp. 62–63) and commonly known as "fight or flight." When triggered by a potential threat, this cascade of chemicals has the

effect of narrowing the brain's focus to those needed to perceive, identify and react to the source of possible danger. Physiological and cognitive processes not needed in the battle to survive the immediate (potential) threat are subdued and, at times, switched off altogether (Ratey, 2008). Clearly, a Study Abroad environment, full of novelty, can appear to the brain to pose many potential dangers. In reacting to these stimuli, the capacity to reflect on a new experience in terms other than "threat/no threat" may be severely limited by the brain's own defence mechanisms.

Attitudinal factors can also inhibit reflection. In Bennett's (1986) widely-cited Developmental Model of Intercultural Sensitivity, the first stage of reactions to a new environment is characterised as "Denial of Difference." Surrounded by a novel and potentially threatening environment, one of the most common initial reactions, the model claims, is to deny that there is anything novel or threatening about the environment at all: "It is just like home!" The model, initially based on empirical evidence from large numbers of Study Abroad students (Bennett, 1986) has since been used as a basis for many studies of acculturation to new environments (Hammer, 2012). In the majority of cases, these studies reveal that not only do most Study Abroad students tested begin their overseas sojourn with the state of mind labelled as "Denial of Difference," a significant number also end their overseas experience with most of their responses still falling into the "Denial of Difference" category (Hammer, 2012). If students are in denial about the existence of many of the differences they encounter, they cannot even begin to reflect on them, at least not consciously.

Another attitude that tends to shut down the possibility of reflection can be characterised as, "Yes. This is exactly what I expected." Although the old adage has it that travel broadens the mind, the author once had the experience of travelling to a distant and exotic land with a friend whose purpose seemed to be the opposite: rather than broadening his mind, he was travelling to confirm his expectations. At every turn he would confirm to himself that conditions in this new environment were just as he had expected them to be. This is not so much a denial of difference as an acknowledgement of it that, nevertheless, hinders further thought and investigation. Reflection does not occur because there is nothing to reflect on.

This is close to the "tourism" attitude, where visits to novel environments are undertaken in order to collect things. Souvenirs, anecdotes, photos, and experiences are all sought for as mementoes of a place visited. At a later date they are presented to others for their edification and, principally, entertainment. Facebook, Instagram and blogs have now superseded the photo album, scrapbook and travel diaries as repositories of unanalysed experience. The purpose of such travel appears to be not learning through reflection but the collection of trivia. So many students approach Study Abroad with this attitude (Gardner, Gross, & Steglitz, 2008) that it sometimes appears that the educational benefits claimed for Study Abroad are just a thin academic veneer of respectability covering a hedonistic pursuit of raw experience.

A further non-reflective attitude acknowledges differences in the host environment but labels them as "cultural" and effectively files them away without further analysis. This attitude is a close relative to the uneducated and now largely unacceptable response to difference that, "Foreigners are crazy; that's why they do weird things." While more acceptable in educated circles, labelling any difference encountered as "cultural" is just

as effective in shutting down further inquiry. Young people travelling abroad for the first time are not the only ones who are susceptible to this attitude: much academic research in the fields of Intercultural Communication and Cross-cultural Psychology consists of comparing data sets collected in different geographical locations, seeking obvious explanations for some of the variability in the data sets (eg. “One sample was slightly older, on average, than the other, so some of the variation may be age-related.”), controlling for that variable, and then labelling any variability that cannot be explained in these terms as a “cultural” difference (Ryan, 2000). As an explanatory variable “culture” fails in its most essential role: it does not explain anything. In terms more understandable to Study Abroad students, it is perhaps best to say that “culture” should not be the end of a conversation about differences in the host environment; it should be the beginning.

An Example of Reflection

Having reviewed some of the impediments to reflection, perhaps it is time to offer a more worked out example of what reflection looks like in practice.

On the first evening of an accompanied Study Abroad visit to the Philippines, a group of Japanese students took a walk in central Manila and were very surprised to find pigs, chickens, and other livestock being kept in a compound just next to what appeared to be a luxury apartment complex. Once they had noticed this, they began to pay attention to other examples of what they termed “rich and poor people living side by side.”

Later that night, in a hotel-room discussion, the accompanying teacher pushed them to imagine why this might be. After a few half-hearted suggestions, one member of the group said: “I think it is because there is no democracy here. In Japan we do not see such things because we have democracy.” This quickly became the group consensus, but the teacher encouraged them to ask their Filipino hosts about democracy in the Philippines.

Later in the stay, the nightly discussion topic returned to democracy and several students reported that they had been told by Filipino friends that the Philippines was indeed a democratic country. In fact, most had heard stories of how, in living memory, the people had taken to the streets and overthrown a non-democratic president. Others had been given details of voting procedures and frequency of elections.

One student reported that a Filipino friend had mentioned doubts about the quality of Japanese democracy, since the friend had heard that the same political party had been in power in Japan since the 1950s. While the initial reaction to this was rather defensive, a lively discussion on the nature of democracy and its different qualities and manifestations ensued.

Later, when the Japanese students returned from overnight homestays, they became very interested in the fact that their host families all had live-in maids and some families had a very extensive domestic staff. The teacher referred them back to their comments on rich and poor living conditions and they began to understand that relations between the well off and the less well off were much more nuanced than they had initially appreciated. One student reflected further that there were also rich and poor people in Japan but they tended to keep away from each other.

Through this extended process of reflection the Study Abroad students not only learned about life in the Philippines but also had a chance to reflect on their own lives in Japan. Their sense of what is “normal” or “reasonable” was expanded. Their desire and ability to look below the surface of things were enhanced. Perhaps most importantly, several of them commented that the more they reflected on and investigated an issue the more interesting it became.

Encouraging Reflection

From the outset, the Study Abroad programme should be framed for students as a learning experience. It is worth stating explicitly that the goal is not tourism, or shopping, or experience collecting, but learning. Students may, at first, have little idea of what kind of learning is expected, but the emphasis on learning needs to be present throughout, both for the academic credibility of the programme and for the chance it offers to shape students’ attitudes in approaching the Study Abroad experience. On accompanied programmes, each conversation with a student can begin with “So, what did you learn today?” A similar effect can be achieved while keeping in touch with unaccompanied Study Abroad students by email or some form of social media. Post-programme follow up should be framed in a similar fashion.

A first step towards encouraging reflection is to make sure students keep a record of things that strike them as strange or different. Especially in the first days in a novel environment, new experiences come quickly and frequently. Without some form of recording mechanism, many of them will be forgotten before they can be reflected on, and even those which are initially reflected on may be lost to memory before comparison with other similar experiences becomes possible. Fortunately, most students these days now carry a camera with them as part of their daily lives. They should be encouraged to photograph anything that strikes them as unusual. In accompanied programmes, asking each student to take a hundred photos a day of things that they would not see at home is not an unreasonable goal. A similar level of alertness can be encouraged in non-accompanied students by having them send one or two photos a day of things they find unusual together with a short explanation, by email or social medium. Non-visual or hard to photograph differences can be recorded in a notebook.

In moving students on through the experiential learning cycle from observation to reflection, the simple question “Why?” can be a most effective ally. A student notes a difference and is immediately asked why s/he think the difference occurs. An attempted explanation can be deepened by a “Why do you think so?” Other, nuanced prompts for thinking include: “Have you noticed anything similar?” “How do people deal with this in your own country” “How could we check out that theory?” and “Have you seen other things that could be explained in a similar way?” For best effect, these questions are asked in person during an accompanied programme, though a similar dialogue can be conducted through social media with unaccompanied students. Eventually, the goal is to have students ask themselves these questions without being prompted by a teacher.

While pre-departure Orientation sessions tend to be taken up with practicalities of passports, airline tickets and course registration, they also offer the opportunity to train students in the kind of reflective mindset with which we would like them to

approach their Study Abroad experience. A series of provocative pictures from around the world (see, for example, Menzel, 2007 and Mollison, 2010) can be used to stimulate students to reflect on differences in people's daily lives without specific reference to the area of the world they are about to visit. Orientation is also a good time to have students explore and share what they think they know about the place they are going to visit. Such an activity can lead to a questioning of how they know what they think they know, a question which should become a part of the reflection process.

Gilmour (2007) advocates training Study Abroad students as ethnographers and sending off to their overseas destination as fully fledged participant observers. While this may be too time-consuming and unnecessarily rigorous for most Study Abroad programmes, a brief D.I.E. exercise (Intercultural Communication Institute, 2008), which encourages participants to distinguish between their description, interpretation, and evaluation of an event or phenomenon, can be used to train students to bring some discipline to their reflective processes.

During accompanied programmes, time can often be included in the daily schedule for reflection. Ideally, a reflection session would be held each day in comfortable surroundings, secluded from the rich variety of experiences offered by the host environment, and with access to audio-visual equipment so that students can illustrate their reflections with photographs from the hundreds they have been encouraged to take. Including such sessions in the programme schedule is a good way of reminding students that reflection is just as important as experience for learning. If resources of time and equipment are not so readily available, group meal times often provide an opportunity for stimulating reflection with as simple a question as "What's the most interesting thing you saw today?" Failing that, time spent in transit can also be used in a similar fashion.

Obviously, such detailed discussions are more difficult to achieve with unaccompanied programmes. Slower, less detailed discussions can be conducted through social media, especially if students have a duty to report back regularly to the host institution, but the role of the teacher here is much more as provoker of thought than as discussant. This lack of opportunity for detailed discussions in unaccompanied programmes makes pre-departure training and post-return reporting much more important for unaccompanied than for accompanied students.

Most programmes have some kind of reporting requirement for students returning from Study Abroad. These can be used to encourage students both to continue their reflections on their experiences overseas and to begin integrating these reflections into their life in the home country. A written report, poster or PowerPoint presentation, instead of giving a factual account of places visited, foods eaten, or courses taken can be used for reflection either on the experience in general or on one particular aspect of it. Sharing such reports with members of the home university community can have a multiplier effect, not only in encouraging more students to study abroad, but also in exposing them to the kind of reflection that makes new experiences valuable.

Conclusion

There is nothing unnatural about reflection. It is an essential element in all learning, whether we use the word "learning" in its formal sense of acquiring new skills

and knowledge or the more general sense of the ways in which an organism (the human brain) adapts to its environment.

Given the impediments, neurological, physiological and attitudinal, that may prevent our students from reflecting on their Study Abroad experiences, however, it is useful to remind them of the importance of reflection, to prime them to reflect on their host environment and to support them in their efforts to make sense of their experiences. Indeed, failure to do this is to fail in our responsibility as educators to make sure our students receive the best possible educational benefits of their time abroad.

The implications of a focus on reflection, though, extend far beyond Study Abroad programmes. Since reflection is such a natural part of learning, especially informal learning, the habits of mind encouraged by reflective Study Abroad are exactly the habits of mind that will support our students in their lifelong journey of learning.

References

- Aristotle. (2000). *Nicomachean Ethics*. In R. Crisp (Ed.), *Aristotle: Nicomachean Ethics* (Cambridge Texts in the History of Philosophy, pp. 1-2). Cambridge: Cambridge University Press.
- Balderston, N. L., Schultz, D. H., & Helmstetter, F. J. (2011). The human amygdala plays a stimulus specific role in the detection of novelty. *Neuroimage*, *55*(4), 1889–1898.
- Bennett, M. J. (1986). A developmental approach to training intercultural sensitivity. In J. Martin (Ed.), Special Issue on Intercultural Training, *International Journal of Intercultural Relations*, *10*(2), 179-186.
- Bennett, M. J. (2012). Paradigmatic assumptions and a developmental approach to intercultural learning. In Vande Berg, Paige, & Lou (2012b). pp. 90-114.
- Chennu, S., Noreika, V., Gueorguiev, D., Blenkmann, A., Kochen, S., Ibáñez, A., Owen, A. M., & Bekinschtein, T. A. (2013). Expectation and attention in hierarchical auditory prediction. *The Journal of Neuroscience*, *33*(27), 11194–11205.
- Clark, A. (2015). *Surfing uncertainty: Prediction, action, and the embodied mind*. Oxford, UK: Oxford University Press.
- Dewey, J. (2009). *Democracy and education: An introduction to the philosophy of education*. New York: WLC Books. (Original work published 1916).
- Gardner, P., Gross, L., & Steglitz, I. (2008). Unpacking your study abroad experience. *CERI Research Brief 1* (1), 1-10.
- Gilme, A. (2013). Why new expatriates are always so tired (and other people are not). *Expatriate Connection*. Accessed January 20, 2019 at <http://expatriateconnection.com/why-new-expatriates-are-always-so-tired-and-other-people-are-not/>

- Gilmour, E. C. (2007). The study abroad experience: Critical issues and the case for developing an ethnographic paradigm in cultural studies. *Miyagi Gakuin University Journal*, 105, 1–64.
- Hammer, M. R. (2012). The Intercultural Development Inventory: A new frontier in assessment and development of intercultural competence. In Vande Berg, Paige, & Lou (2012b). pp. 115-136.
- Intercultural Communication Institute. (2008). *The Description, Interpretation, and Evaluation Exercise*. Accessed January 20, 2019 at <http://www2.rdrop.com/users/www.intercultural.org/die.php>
- Kahneman, D. (2013). *Thinking, fast and slow*. New York, NY: Farrar, Straus and Giroux.
- Kolb, D. A. (1984). *Experiential learning: Experience as the source of learning and development*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall
- Lewin, K. (1946). Action research and minority problems. *Journal of Social Issues*, 2(4), 34-46.
- Lewis, P. A. (2014). *The secret world of sleep: The surprising science of the mind at rest*. Houndmills, UK: Palgrave Macmillan.
- Lewis, P. A., & Durrant, S. J. (2011). Overlapping memory replay during sleep builds cognitive schemata. *Trends in Cognitive Science*, 15, 343–351.
- Menzel, P. (2007). *Hungry planet: What the world eats*. Napa, CA: Material World.
- Mollison, J. (2010). *Where children sleep*. London: Chris Boot.
- Piaget, J. (1977). *The grasp of consciousness: Action and concept in the young child*. London: Routledge and Kegan Paul.
- Ratey, J. J. (2008). *Spark: The revolutionary new science of exercise and the brain*. New York, NY: Little, Brown.
- Ryan, S. M. (2000). Reconsidering the Culture in Intercultural Communication. 英知大学論叢『サピエンチア』 [*Sapientia, the Journal of Eichi University*], 34, 175-192.
- Tokuhama-Espinosa, T. (2011). *Mind, brain, and education science: A comprehensive guide to the new brain-based teaching*. New York, NY: W. W. Norton.
- Vande Berg, M., Paige, R. M., & Lou, K. H. (2012a). Student learning abroad: Paradigms and assumptions. In Vande Berg, Paige, & Lou (2012b). pp. 3-28.
- Vande Berg, M., Paige, R. M., & Lou, K. H. (Eds.). (2012b). *Student learning abroad: What our students are learning, what they're not, and what we can do about it*. Sterling, VA: Stylus.
- Wise, R. A. (2004). Dopamine, learning, and motivation. *Nature Reviews Neuroscience*, 5, 483–494.

論文

尖閣諸島に関する中国史料の研究(二)

—使琉球録の検証を中心に—

Chinese Historical Records Concerning Senkaku Islands

(II) : A Study of *Shi Liuqiu Lu* and *Liuqiu Guozhi*

班 偉¹⁾

Han I

キーワード：尖閣諸島、釣魚島、使琉球録、琉球国志

Key Worlds: SenKaku Islands, Diaoyu Dao, *Shi Liuqiu Lu*, *Liuqiu Guozhi*

はじめに

尖閣諸島の領有権を主張する際、中国・台湾側が取り上げた「有力な証拠」の中に、『順風相送』などの海道針経と並んで、『使琉球録』『琉球国志』といった文献史料も「切り札」の部類に入っている。いずれも明清王朝から琉球国に派遣された冊封使が著した復命書や見聞録の類で、総称して使琉球録ないし冊封使録と呼び習わされてきた。書中の航程記載や過海図・針路図に「釣魚嶼」「黄毛嶼」「赤嶼」などの島名が記されており、「見古米山、乃属琉球者」「黒水溝」「中外之界」といった字句も散見されるため、中台側に利用されたわけであるが、原文を精査すれば分かるように、これは史料を曲解したり不利な史料を隠したりするなど小細工を施した作為の結果に過ぎない。本稿では、「航程記載の読み方」「琉球船員の反応と役割」「黒水溝」「中外之界」の虚実」という三つの角度から史料検証を行い、中台側にとっての「不都合な真実」を明らかにしたいと考える。

一、冊封使の派遣と使琉球録の成立

周知のように、14世紀後半の三山時代から、1872～79年の琉球処分を通じて明治日本に併合されるまでの約五百年の間、琉球王国が明清王朝と冊封一朝貢の関係を結んでいた。冊封とは、中国皇帝の名において周辺国の王の地位を認め、称号を授ける手続きや儀礼のことを言う。片や朝貢（進貢）とは、周辺国の王が中国へ使節を派遣し、皇帝に貢物を献じ服従を表明する行為を指す。今日のような対等の立場に基づく外交関係ではなく、宗主国対従属国という上下関係を前提としたものではあるが、朝鮮・安南・占城・琉球・暹羅・

¹⁾山陽学園大学総合人間学部言語文化学科

蘇祿など周辺諸国の為政者からすれば、中国皇帝の承認というお墨付きをもらって自らの権威づけになる上、返礼として貢物の何倍もの価値ある賜り物を授けられるという経済面のメリットも極めて大きかった。古代アジアでは、冊封一朝貢の関係を結ぶことによって、初めて中華帝国との交流・貿易が認められるため、この種の付き合いは、いわば外交と貿易の両面を兼ね合わせた当時の国際秩序だったと言えよう。

1368年、元朝を滅ぼして天下統一を果たした明太祖朱元璋は早速、近隣諸国に使節を送り、明を中心とする国際秩序への参入を催促した。1372年、琉球国に行人楊載が遣わされ、これに応じた中山王察度が弟の泰期を入貢させた。これが中琉交渉の始まりである。1404年、察度の跡を継いだ武寧は明成祖に父の死を報告し、冊封を請うた。成祖の派遣した使節時中によって冊封を受け、「琉球国中山王」としての地位を安堵されたが、これ以後、琉球国の王位継承者は必ず中国皇帝の冊封を受ける慣わしとなった。

琉球冊封使は、皇帝から琉球国王に任命する詔勅を預かって、都の北京から福建へ赴き、福州で専用の船（封舟）を建造し、それに乗って東シナ海の荒波を乗り越えて琉球へ渡るのだが、その使命と言え、先代国王の霊を慰める儀礼（諭祭）、その後継者たる世子を新国王に封ずる儀礼（冊封）という二つの重要なセレモニーを執行することである。思えば、彼らは「華夷秩序」という中華帝国の伝統的な外交理念に基づいた冊封体制を、遙かなる異国の地で演出し、支える外交官の役を担っていた人物と言ってよい。琉球冊封使の派遣は、初代の時中から数えれば、1866年に派遣された最後の使節趙新まで、明代15回と清代8回を合わせて計23回に及ぶ（研究者によって数え方が違い、異説もある）。

冊封使節団の規模は大抵五百人前後で、正使と副使を除いて、通訳・書記・従客・医師・護衛将兵・船員・職人・料理人・雑役など様々な身分の人が随行する。一行が封舟2隻に分乗して琉球へ渡って行くが、季節風と海流の関係で、通例として夏至前後（旧暦5月頃）に福州の港を出帆し、西南風に乗って一週間ないし二、三週間かけて那覇港に到着する。首里城で一連の儀式や行事を執り行った後の数か月間、「天使館」と呼ばれる迎賓館に起居し、ひたすら風待ちをする。冬至前後（旧暦11月頃）、東北風が吹き始めると帰帆を揚げて帰国の途につく。この間、琉球の役人・文士たちと饗宴・詩賦・歌舞に興ずることもあるが、もともと文人墨客である冊封使の中に、現地調査をしたり公務日誌を整理したりして著述に励む者が多かった。その筆耕のお蔭で、多種の使琉球録が後世に残り、古代琉球の歴史文化はもとより、昔日の尖閣諸島を知る重要な手掛かりにもなるのである。

もっとも、すべての冊封使が使琉球録を著したわけではないし、すべての使琉球録には尖閣諸島に関する記録があるわけでもない。現存する使琉球録は、第11回冊封使を務めた陳侃に始まり、明代5点と清代7点を合わせて計12点に上る（同行正使・副使の著作、あるいは同一人物による複数の著作は1点と数え、詩文集が含まれない）。以下、正使名—副使名—派遣年—西暦—題名の順で、使琉球録のリストを挙げておく。

1. 陳侃、高澄、嘉靖十三年、1534年、陳侃『使琉球録』、高澄『操舟記』
2. 郭汝霖、李際春、嘉靖四十年、1561年、郭汝霖『重編使琉球録』
3. 蕭崇業、謝傑、萬曆七年、1579年、蕭崇業『使琉球録』、謝傑『琉球録撮要補遺』
4. 夏子陽、王士禎、萬曆三十四年、1606年、夏子陽『使琉球録』
5. 杜三策、楊掄、崇禎六年、1633年、胡靖（従客）『琉球図記』
6. 張学礼、王垓、康熙二年、1663年、張学礼『使琉球紀』『中山紀略』

7. 汪 楫、林麟昌、康熙二十二年、1683年、汪 楫『使琉球雜録』『中山沿革志』
8. 海 宝、徐葆光、康熙五十八年、1719年、徐葆光『中山傳信録』
9. 全 魁、周 煌、乾隆二十一年、1756年、周 煌『琉球国志略』
10. 趙文楷、李鼎元、嘉慶五年、1800年、李鼎元『使琉球記』
11. 齊 鯤、費錫章、嘉慶十三年、1808年、齊 鯤・費錫章『続琉球国志略』
12. 林鴻年、高人鑑、道光十八年、1838年
13. 趙 新、于光甲、同治五年、1866年、趙 新『続琉球国志略』

このように、計23回派遣された冊封使のうち、約半数の12名が使琉球録を書き残した計算になる。書名からは「使琉球録」と「琉球国志」の二種類に大別されるが、前者は航海日誌や公務執行日程を綴った復命書であるに対し、後者は琉球事情の報告に重点を置く見聞録的要素が強い。陳侃らの執筆動機と言え、物品調達・封舟建造・船員募集・渡航の危険・現地調査など、自ら味わった苦勞を後輩冊封使にさせたくないという思いで、いわば申し送り書としての性格が強い。清代に入ってから、皇帝から琉球事情調査の任務も与えられたため、使琉球録の性格は次第に琉球地方志へと変貌していく⁽¹⁾。

二、航程記載と過海図の読み方

尖閣諸島に関する記載が登場する中国史籍の中で、著者と成書年代が判明したものとして、陳侃の『使琉球録』は最古の記録となる。福州の港を出帆した封舟は、那覇を目指して東シナ海を航行する途中、今の尖閣諸島を含む幾つかの標識島を目印に、その北側を通るのが常であった。この際、船が航路に沿って正しく航行しているかを確認するために、冊封使は絶えずこれらの標識島に留意し、航海日誌に書き留めるようにしていた。中台の論客は使琉球録の中の片言隻語を根拠に、「釣魚島は明代から中国の領土」と主張するが、使琉球録の尖閣記載は決して一様ではなく、曖昧な箇所、矛盾する記述、記録欠如など混乱も少なくない。以下、年代順に関連史料を取り上げて検証していく。

先ず、陳侃『使琉球録』の「使事紀略」から始めよう。「至八日、出海口。……九日、隱隱見一小山、乃小琉球也。十日、南風甚迅、舟行如飛。……過平嘉山、過釣魚嶼、過黃毛嶼、過赤嶼、目不暇接。……十一日夕、見古米山、乃属琉球者。」⁽²⁾（五月八日、やっと海に出た。……九日、微かに小島が見えた。小琉球である。十日、南風が強く、舟はまるで飛ぶようだった。……平嘉山を過り、釣魚嶼を過り、黄毛嶼を過り、赤嶼を過り、次々と目まぐるしく島影が過ぎていった。……十一日の夕方に古米山が見えた。すなわち琉球領だ。）この一節を巡って、中台側が「陳侃は古米山（沖繩久米島）から琉球領に入ると明言しているので、赤嶼（赤尾嶼）までは中国領だ」と解釈するが、問題は文中、「小琉球」「平嘉山」「釣魚嶼」「黄毛嶼」「赤嶼」といった島嶼の帰属について、何一言も触れていない。史料の文意から、古米山までの島々は「琉球領外」と断定できるとしても、だからと言って、「中国領内」と決め付けるのは早計である。「琉球領に非ず」と「中国領なり」はイコールではないのだ。

陳侃は『使琉球録』『群書質異』の中で、「山川、則南有太平山、西有古米山、馬齒山、北有硫黄山、熱壁山、灰堆山、移山、七島山」と記し、琉球国の領域に対する明確な認識を示している。ただし、その文脈として「琉球国……山川、鼈鼈嶼在国西、水行一日。高華嶼在国西、水行三日。澎湖島在国西、水行五日」という『大明一統志』の記述に対し、

古米山などの島を挙げ、「……蓋不止龜鼈等嶼、澎湖等島而已」と弁明しているわけである⁽³⁾。『大明一統志』を踏襲し、澎湖列島まで琉球領とする以上、陳侃が「釣魚嶼」「黄毛嶼」「赤嶼」を中国領と見做すことは考えにくい。況や「小琉球」と呼ばれた台湾でさえ、当時「化外之地」と目され、清の版図に編入されたのは1684年のことである。

次いで、郭汝霖『重編使琉球録』の「使事紀」を見てみよう。「二十九日、至梅花開洋。……過東湧、小琉球。三十日過黄茅。閏五月初一日過釣魚嶼。初三日至赤嶼焉。赤嶼者、界琉球地方山也。再一日之風、即可望姑米山矣。」⁽⁴⁾（五月二十九日、梅花を出航した。……東湧と小琉球を通過した。三十日に黄茅を過った。閏五月一日に釣魚嶼を通過した。三日に赤嶼に着いた。赤嶼は琉球地方を界する島である。更に一日の風で、姑米山が現れるだろう。）ここで、郭汝霖は「赤嶼」を以って琉球領の境目とし、「古米山」を境目とする陳侃の認識と食い違う。「赤嶼」が「古米山」の西へ二百キロ以上も離れており、郭汝霖の記述を素直に読み解くなら、「赤嶼から琉球領に入る」と解されよう。帰国後に提出した上奏文の中で、彼がより明確な表現を使って、「行至閏五月初三日、涉琉球境、界地名赤嶼。」⁽⁵⁾（閏五月三日、琉球の領域に到達した。分界の名は赤嶼と言う）と記し、「琉球領は赤嶼から」という認識をはっきり示している。

蕭崇業『使琉球録』の巻頭には「琉球過海図」と針路が載っている。広石→梅花所→東墻山→平佳山→小琉球→鶏籠嶼→花瓶嶼→彭佳山→釣魚嶼→黄尾嶼→赤嶼→粘米山→馬齒山→那覇港へと封舟が島伝いして渡航するルートが記され、針路は以下の通りだ。「梅花頭、正南風東沙山。用単辰針六更船、又用辰巽針二更船、小琉球頭。乙卯針四更船、彭佳山。單卯針十更船、取釣魚嶼。又用乙卯針四更船、取黄尾嶼。又用單卯針五更船、取赤嶼。用單卯針五更船、取粘米山。又乙卯針六更船、取馬齒山。直到琉球大吉。」⁽⁶⁾ところが、「使事紀」に記された自らの渡琉航程を見ると、「釣魚嶼」「黄尾嶼」「赤嶼」といった島名が見当たらない⁽⁷⁾。また帰国後に提出した題奏（報告書）には、「二十二日、梅花所開洋。次日東風劇作、舟折而之南、因是遂迷針路。連行數日、茫無一山。……漂流不遠、三十日望見葉壁山。」⁽⁸⁾（五月二十二日に梅花所を出航した。翌日、東風が烈しくなり、舟は南に流されてしまった。遂に針路を誤り、連日茫々として島影一つもない。……暫く漂流した後、三十日に伊平屋島が現れた）と書かれている。つまり、蕭崇業の乗った封舟が航路から外れてしまって、釣魚嶼を通過することがなかった。彼は釣魚嶼の存在を知っているものの、自ら目睹したわけではない。その過海図と針路は、恐らく海道針経か何かの種本に基づいて作られた想像図・抄録であろう。

夏子陽『使琉球録』にも「琉球過海図」があり、構図は蕭崇業のと大同小異だ。針路記述を見ると、「梅花頭開洋、過白犬嶼。又取東沙嶼。丁上風、用辰巽針八更船、取小琉球山。未上風、乙卯針二更船、取鶏籠。申西上風、用甲卯針四更船、取彭佳山。亥上風、用乙卯針三更船、未上風、用乙卯針三更船、取花瓶嶼。丁未上風、用乙卯針四更船、取釣魚嶼。丙午上風、用乙卯針四更船、取黄尾嶼。丙上風、用乙卯針七更船、丁上風、用辰巽針一更船、取粘米山。又辰巽針六更船、取土那奇、翁居里山。又辰巽針一更、取馬齒山。直到琉球那覇港、大吉。」⁽⁹⁾一方、「使事紀」には「二十四日黎明開洋、……午過東沙山。……次日過鶏籠嶼、午後過小琉球。……二十六日、過平佳山、花瓶嶼。……二十七日……、午後過釣魚嶼。次日、過黄尾嶼。……二十九日、望見粘米山。……三十日、過土那奇山。……午後、望見琉球山」とあって⁽¹⁰⁾、島名の表記には若干の食い違い

が見られるが、基本的に「過海図」の針路に合致している。夏子陽の「過海図」は、自らの渡航体験を裏打ちとしているものと見てよい。

明代最後の冊封使を務めた杜三策はなぜか使琉球録を著さなかったが、従客胡靖の『琉球図記』という書物が残っている。『琉球図記』は「琉球図」「琉球記」「中山詩集」の三部構成で、『杜天使冊封琉球真記奇観』という別名を持つ。見聞録である「琉球記」を見ると、風流人らしい詩賦・酒宴・遊覧の話が中心となり、刊行したのも渡琉してから20年後で、他の使琉球録とは趣を異にしている。その航程記述によると、「六月四日、従広石解纜、……由五虎門出大海、始掀五帆。乗浪如飛、……八日薄暮過姑米山。……姑米夷官遠望封船、即举烽聞之馬齒山。馬齒山即举烽聞之中山。……次日舟到海涯、即那覇港口。」⁽¹¹⁾（六月四日、広石を出航し、……五虎門から大海に出て、やっと五本の帆を張った。船は浪を乗り越え、まるで飛んでいるような勢いだった。……八日の夕暮れに姑米山に立ち寄り、……翌日、那覇港に着いた。）景観の描写が多く、尖閣関連の記載は皆無。結局、杜三策一行が尖閣諸島を通過したかどうかは不明である。

一方、清代最初の冊封使を務めた張学礼は、『使琉球紀』『中山紀略』の二冊を著したが、やはり尖閣諸島に関する記載が欠落している。『使琉球紀』では「已離梅花所七日、不見一山。……惟有順流七島。」（梅花所を離れて既に七日経ったが、島影一つも見えない。……このままだとトカラ列島に流れてしまいそうだ）とか、「十五日、……又見一山、如長蛇蜿蜒水中。……云是琉球北山、與日本交界。……問所見小山、云乃尤家埠硫磺山也。」（六月十五日、また島影が現れた。長蛇のように海中に浮かぶ。……聞くと琉球の北山で、日本との境界だという。……見えてきた小島を訊ねると硫黄島だと言う）とか書かれている⁽¹²⁾。どうやら、張学礼らを乗せた封舟も航路から大きく外れてしまい、蕭崇業の時と同様、遂に尖閣諸島を過ることがなかった。

次使の汪楫は、『使琉球雜録』『中山沿革志』『冊封疏鈔』の三書を著し、それまで最も詳しい記録を残した。『使琉球雜録』巻五「神異」篇には、「按海図、過東沙山後、応過小琉球、鷄籠嶼、花瓶嶼諸山。及二十四日天明、見山則彭佳山也。不知諸山何時飛越。辰刻過彭佳山、酉刻過釣魚嶼、船如凌空而行。……二十五日見山。応先黄尾嶼、後赤嶼。無何遂至赤嶼、未見黄尾嶼也。……過赤嶼後、按図応過赤坎嶼、始至姑米山。乃二十六日、倏忽已至馬齒山。回望姑米、横亘来路、而舟中人皆過之不覺。」⁽¹³⁾（海図によると、東沙山を過ぎた後、小琉球、鷄籠嶼、花瓶嶼諸島を過ることになっているが、二十四日の夜明けになり、島影を見ると彭佳山であった。途中の島々は知らぬ間に通過してしまった。午前8時頃彭佳山を過り、午後6時頃釣魚嶼を過った。船はまるで空を飛ぶかのような勢いであった。……二十五日、島が見えた。黄尾嶼は先、赤嶼は後のはずだが、なぜか赤嶼に着いたが、黄尾嶼は遂に見えなかった。……赤嶼を過ぎた後、海図を見ると赤坎嶼を過ぎて、始めて姑米山に至るはずである。二十六日、突然馬齒山に着いていた。振り向くと姑米山は航路の彼方に横たわっており、船内の人々は皆気付かなかつた）とあり、幾つかの標識島を見逃したことに戸惑いを隠しきれない。なお巻二「疆域」には、蕭崇業と夏子陽の『使琉球録』の針路、鄭若曾『日本図纂』にある「福建使往日本針路」の抄録があり、これらの文献を参考にしたことは明らかである。

さて、徐葆光の『中山傳信録』と言えば、『中山世鑑』『指南広義』など琉球側の文献も参照して編纂された本格的な琉球研究書として、歴代冊封使録の中の白眉と評される。

卷一「針路」条を飾る「針路図」は、琉球進貢副使を務めた程順則の『指南広義』から「福州往琉球」「琉球帰福州」針路を転載し、「釣魚台」「黄尾嶼」「赤尾嶼」が見える。しかし、自らの渡航記録である「前海行日記」はそれと異なる。「二十二日、……乗潮出五虎門放洋、……二十四日、……当見鷄籠山、花瓶、棉花等嶼及彭家山、皆不見。……二十七日、……天将明、応見釣魚台、黄尾、赤尾等嶼、皆不見。……二十九日、日出、見東北小山六点。陪臣云、此非姑米、乃葉壁山也、在国西北。」⁽¹⁴⁾（五月二十二日……潮に乗って五虎門を出航、……二十四日、……現れるはずの鷄籠山、花瓶、棉花などの島及び彭家山がすべて現れなかった。……二十七日の夜明け、現れるはずの釣魚台、黄尾嶼、赤尾嶼などの島も現れなかった。……二十九日黎明、東北に小島が六つ見えた。同乗した琉球役人が「これは姑米山ではなく、葉壁山だ！」と言った）。結局、徐葆光一行も蕭崇業や張学礼の時と同様、尖閣諸島を過らず、目睹していないことが分かる。

周煌の『琉球国志略』は十六巻に及ぶ大冊で、恰も琉球百科全書の観を呈している。首巻「図絵」の中に「針路図」が見られるが、徐葆光「針路図」の焼き直しに過ぎない。巻五「山川・針路」条には、『指南広義』の針路記載の他に、陳侃ら歴代冊封使の航海日誌の抄録もある。按語では、自らの航程について「初十日早潮、出五虎門……開洋。……夜、……見鷄籠山頭。十一日……至日入、……見釣魚台。……十二日……見赤洋。……十三日……見姑米山。」と淡々と記しており⁽¹⁵⁾、他の使琉球録と大差ない。

一方、李鼎元の『使琉球記』は、受命の日から帰朝するまでの出来事を日記風に綴ったのが特徴で、リアリティーに富んだ佳作と評される。巻三の渡航日記によると、「初七日、……午刻開洋。……乗潮出五虎門。……初八日……申刻過米糠洋。……夥長云、鷄籠山、花瓶嶼去船遠、不応見。……初九日……卯刻見彭家山。……申正見釣魚台、三峰離立如筆架、皆石骨。……初十日、……辰正見赤尾嶼。嶼方而赤、東西凸而中凹、凹中又有小峰二。……十一日、……午刻見姑米山。……十二日……辰刻過馬齒山。……考歴来針路所見、尚有小琉球、鷄籠山、黄麻嶼、此行俱未見。」⁽¹⁶⁾（五月七日昼 12 時に出航、潮に乗じて五虎門を出た。……初八日、……午後 4 時頃、米糠洋を通過した。……船長は「鷄籠山も花瓶嶼も船からずっと離れていて、見えないはず」と言う。……九日午前 6 時頃、彭家山が現れた。……午後 4 時に釣魚台が見えた。三つの峰が離れて立っており、筆架のようで、すべて石崖である。……十日午前 8 時に赤尾嶼が見えた。嶼は四角くて赤い。東と西が突出しており、中央が凹んでいる。凹んだ中に更に小峰が二つある。……十一日昼 12 時頃、姑米山が見えた。……十二日午前 8 時頃、馬齒山を通過した。……歴代の針路記録を調べると、他に小琉球、鷄籠山、黄麻嶼もあるはずだが、今回の航海ではすべて現れなかった）と記している。李鼎元一行も汪楫の時と同様、幾つかの標識島を見失ったようだが、尖閣諸島の山容に対する観察と描写は目を引く。

斉鯤、費錫章『続琉球国志略』巻三の「針路」条には「前海行針路記考」があり、夏子陽・汪楫・徐葆光・周煌・李鼎元ら歴代冊封使の航程を概述した上、自らの航程について、「今次封舟、閏五月十一日、早潮出五虎門、過官塘開洋。……十二日……見花瓶嶼。……入夜、……見梅花嶼。十三日天明見釣魚台。……午刻見赤尾嶼。……十五日黎明見姑米山。……至馬齒山。……十六日、……至那覇港外」と簡潔に書き記している⁽¹⁷⁾。

林鴻年と高人鑑のコンビも使琉球録を残さず、次使趙新は『続琉球国志略』の「針路」条で前任者と自身の航程を併記しているが、島名の表記に大きな変化が見られる。先ず

林高の航程について、「道光十八年五月初四日、五虎門放洋。……初六日、……未刻取釣魚山。申刻取久場島。……初七日黎明、取久米赤島。……初八日黎明、西見姑米島。申刻見馬齒山。……初九日辰刻、進那覇港」と記した後、自らの航程について、「同治五年六月初九日卯刻、放洋。……十一日……酉刻過釣魚山。戌刻過久場島。……十二日、……未刻過久米赤島。……十五日……辰刻見姑米山」と書いている⁽¹⁸⁾。いずれも「黄尾嶼」「赤尾嶼」など慣用されてきた中国名を使わず、わざわざ琉球固有の名称である「久場島」(クバシマ)「久米赤島」(クミアカシマ)を使用したことに注目したい。「名は其の実を表す」という中台側の好む理屈に従って言えば、清朝最終回の冊封使に至って、遂に久場島と大正島が琉球領であることを認めたということになる。

ともあれ使琉球録 12 種のうち、尖閣通過記録があるのは 8 種、ないのは 4 種に上る。「過海図」「針路図」を載せた使琉球録も 4 種あるが、「釣魚嶼は中国領」と記したものは一つもない。また、琉球領の境界を巡って陳侃と郭汝霖の認識が食い違い、他の者は特に触れていない。さらに、「黄尾嶼」「赤尾嶼」といった古名を改め、「久場島」「久米赤島」と表記した趙新の書を最後に、尖閣関連の記録は中国史籍から途絶えてしまった。こうした事実は、尖閣諸島に対し、明清冊封使たちが「領土」「領海」などの意識を持たず、単に渡琉航路の目印として記載したに過ぎぬという仮説を立証している。

三、琉球船員の反応と役割

ところで、帆船時代において、冊封使たちの船旅は正しく命がけの大冒険で、それを陰で支えたのは琉球国から派遣された役人と船乗りだった。しかし、封舟に同乗していた琉球出身者の存在について、中台の論客はよりによって御都合主義の質を曝け出す。彼らは、「古米山が現れると琉球船員が大喜びした」という意味の史料を引っ張り出して、「琉球領は久米島からだ」と言い張る半面、封舟の水先案内役を果たした琉球出身者の役割については黙殺し続けるのである。

琉球船員の記載は最初、陳侃『使琉球録』の「使事紀略」に登場する。「十一日夕、見古米山、乃属琉球者。夷人鼓舞于舟、喜達于家。」⁽¹⁹⁾ (十一日夕方、久米島が見えてきた。すなわち琉球領だ。琉球の人たちは封舟で小太鼓を打ちたり踊ったりして、我が家に帰れることを喜んだ。) 似たような記述が他の使録にも散見され、枚挙に暇がない。

蕭崇業『使琉球録』の「使事紀」には、「三十日、余令夷稍上桅以覘、輒欣然白曰、雲間隆々起者、非古米即葉壁山也。去此可五六百里許、當無慮已。於是舟中人無不拍手大歡、各排愁破慮、拳觴相慰勞、称見山酒云。余二人望之、亦舞於眉端。」⁽²⁰⁾ (五月三十日、私は琉球船員に帆柱に登って様子を観察させようと命じた。暫くして、彼が嬉しそうにこう言った。「雲の間に、によっきりと突っ立っているのは久米島でなければ、伊平屋島に違いない。ここから五、六百里ほどの距離で、もう大丈夫だ!」と。そこで、船の連中は皆手を打って大喜びした。それぞれが心配を捨てて盃を挙げ、互いに労をねぎらい合った。見山酒と呼んだ。私共二人も舞い上がってしまった) という。

夏子陽『使琉球録』の「使事紀」にも類似する記録が見られる。「二十九日、望見粘米山。夷人喜甚、以為漸達其家。……是日、舟人喜溢眉端。」⁽²¹⁾ (五月二十九日に久米島が現れてきた。琉球の人たちは大喜びし、いよいよ我が家へ帰れると思ったからだ。)

張学礼『使琉球紀』には、「十五日、……差王大夫鄭通使上山探問、云是琉球北山、與

日本交界。挙舟歡拊。……痛定追思、喜逾望外。」⁽²²⁾（六月十五日、……琉球国大夫の鄭通使を差し向け、島に上がって様子を調べさせた。彼は「この島は琉球の北山で、日本との境界です」と報告すると、船の人たちは皆歡声を挙げた）とある。

李鼎元『使琉球記』卷三には、「十一日……午刻見姑米山。……舟中人歡声沸海。……十二日、……取那霸港、……共相慶幸。」⁽²³⁾（十一日昼 12 時頃、久米島が見えてきた。……船内の人々の歡声に海が湧きあがるばかりだった）と記している。

これらの史料に対し、「琉球船員が釣魚島を通過した際に何の反応も示さず、久米島が見えた途端に大喜びしたということは、釣魚島は中国領、久米島は自分の国だと知っていたから」と解釈するのは強引すぎる。琉球船員の中に久米島出身者が多く、九死に一生を得た航海が終わりに近づき、家族の住む島が見えてきた時の喜びは、いわば人情の発露で、「領土」「国境」とは無関係のはずだ。況や蕭崇業、夏子陽、李鼎元らの言う「舟人」「舟中人」の反応は、何も琉球船員に限った話ではなく、中国人乗組員も含めて封舟に乗り込んだ「運命共同体」全員の素直な心情を表している。「当是時、舟人望山之切、真不啻朝飢之句梁穀、又如弱孺思慈媪而弗得親也。」⁽²⁴⁾（この時は、船員たちが島影を求めて切なること、まことに朝の空腹時に飯の匂いを嗅ぎ、赤ん坊が母を慕っても親がないかのようなのであった）、「此数日、舟人望山之切、誠不啻飢者之於飲食、嬰兒之於慕慈母也。」⁽²⁵⁾（ここ数日、船員たちは島影の現れるのを待つこと切なるものがあり、飢えた者が飲食を求め、赤ん坊が母親を慕うかのようなのであった）といった蕭崇業や夏子陽の述懐からも当事者の心情の一端が窺えよう。

実は、帰航途中の中国人船員の反応に関する記述の方が遥かに多く、中台の論客が決して触れようとしないが、琉球船員以上に凄まじいものがあつた。福建—琉球航路では、復路は強い東北風を利用するため、往路より遭難の確率が高く、封舟の殆どが帰りで暴風雨や荒波に見舞われた。陳侃の時、沈没寸前になった船の中で守護神天妃に祈りを捧げた後、暫くして、「風若少緩、舟行如飛。徹曉、已見閩之山矣。舟人皆踊躍鼓舞、以為再生。」⁽²⁶⁾（風は少し凪いできて、船はまるで飛ぶようであった。翌日の曙に福建の島々が見えてきた。船の人は皆躍り上がって、生きて帰れたことを喜んだ。）

郭汝霖の場合も同じである。「行之至二十六、許巖等來報曰、漸有清水、中国山將可望乎。二十七日、果見寧波山。……二十九日、忽至福寧、見定海台山、心始安焉。」⁽²⁷⁾（十月二十六日、船員の許巖らが報告に来た。「いよいよ清水に入り、中国の島はそろそろ現れるだろう」と。二十七日になって、果して寧波の島が見えた。……二十九日、忽ち福寧に至り、定海の台山が見えてきて、やっと安心した。）

蕭崇業の表現は面白い。「二十九日晚、見台州山。於是無不譁呼舞蹈、闕然色咲焉。當是時、即臞儒之取一第、婁子之拾千金、猶未喻其喜也。」⁽²⁸⁾（十月二十九日夜、台州の島が現れた。みな大声を挙げ踊り大騒ぎした。瘦せた儒生が科挙試験のトップ合格を果たし、落ちぶれた乞食が千金を拾ったとしても、この時の喜びには及ばないだろう。）

夏子陽の記述には当事者ならではの感慨が込められている。「……次日黎明、果見福寧州山。……挙舟歡呼雷動、咸謂今日乃得生矣。」⁽²⁹⁾（翌日の明け方に、果たして福寧州の島が現れた。……船の人は皆喜びの声を挙げ、雷鳴のように叫んだ。「今日、やっと命拾いをした」と。）

胡靖の描写も生き生きとしている。「黎明、満船喊声如雷震、余驚為舟破人呼。督造官

曰、望見中国之山、是衆人踴躍歎声耳。少頃霧開、見数漁艇隱顯目前、為鎮海口、即前由出海之所是也。……天使呼巨觴、互相慶曰、得及第不若望見此山。喜悦之心、洵匪言喻。」⁽³⁰⁾ (明け方になった頃、船は喊声でいっぱいになり、まるで雷鳴のようだ。私は舟が破壊したから、人々が叫んでいるのかと思った。監督官は「中国の島々が現れて、人々が躍り上がって喜んでいる」と言った。暫くして霧が晴れると、多くの漁船が目の前に見え隠れしていた。鎮海口、つまり渡航時に出帆した所だった。……冊封使は大きい盃を挙げ、互いに祝い合った。「たとえ科挙試験のトップ合格を果たした時でも、この島が現れるのを見た時の喜びに及ばない」と。誠に言葉に言い表せないものだった。)

李鼎元一行の帰途では、「二十九日、……風微、大霧、針如故。已刻稍霽、見温州南杞山、舟人大喜。少頃、見北杞山、有船数十隻泊焉。」⁽³¹⁾ (十月二十九日、……微風、濃霧、針路は元のまま。午前10時頃、やや晴れてきて、温州の南杞山が現れた。船員たちは大喜びした。暫くして北杞山も見えてきた。数十隻の船が停泊していた) という。

このように、中国人船員も往路で釣魚島を通過した際に無反応で、帰路で「閩之山」「寧波山」「台州山」「福寧山」「南杞山」といった中国沿岸の島々が現れると、「中国の島だ！」と大喜びし、生きて故郷に帰ってきたとの実感が湧き上がったのである。故郷の島や海岸が見えてきた瞬間、苦難に満ちた船旅がいよいよ終わり、九死に一生を得た万感がこみ上げるのは中国人も琉球人も変わらない。琉球人船員の反応だけ取り上げて拡大解釈する半面、中国人船員が示した同様の反応を不問に付すのは極めて不公正だ。

そもそも、琉球船員の反応について云々する前、「なぜ封舟には琉球出身者が同乗していたのか」という疑問に先ず答えるべきだ。冊封使本人はもとより航海術の素人で、随員や船員の殆ども琉球渡航は初体験である。出発前、海道針経やら使琉球録やら涉獵しただろうが、いざ大海原に出ると、東も西も分からぬ窮地に陥るに違いない。そこで、毎回冊封使の派遣が決まると、必ず琉球国王から冊封使を迎えるための役人や船員が福州に派遣されるのである。冊封使が帰航する際も、彼らがまた福州まで護送する。接封大夫・長史などの肩書を持つ琉球役人はさておき、船乗りたちは夥長(羅針盤係)・看針通事(通訳兼針路係)・執舵(舵取り)・鴉班(マスト要員)などとして大活躍する。

陳侃は冊封使に任命されると、直ちに福州に赴き、渡航の準備に取り掛かったが、地元の船乗りたちが琉球行きの海路に不案内であることを知り、深く不安に陥った。その時、「是月、琉球国進貢船至、予等聞之喜。閩人不諳海道、方切憂之、喜其来、得詢其詳。翼日、又報琉球国船至、乃世子遣長史蔡廷美来迓予等。則又喜其不必詢諸貢者、而有為之前驅者矣。長史進見、道世子遣問外、又道世子亦慮閩人不善操舟、遣看針通事一員、率夷稍善駕舟者三十人代為之役。則又喜其不必藉諸前驅、而有同舟共濟者矣。」⁽³²⁾

(この月、琉球国の進貢船が到着した。それを聞き、嬉しく思った。福建の人は琉球への航路に疎いので、ちょうどそのことを思い悩んでいたのであった。お蔭で航路の詳細を訊ねることができる。翌日、また琉球国の船が到着したとの知らせが入った。それは、世子が長史の蔡廷美を迎えによこしたのである。私たちは更に嬉しかった。航路の詳しいことを朝貢の使節に訊ねなくとも、案内をしてくれるものができたからである。長史は謁見の折、世子からの挨拶を伝えた後、またこんなことを言った。「世子も福建の人が船の操縦が十分ではないことを心配して、看針通事一人に、ベテランな船員三十人を引率させて派遣し、福建人船員の代わりに航海の仕事させることにした」と。これま

た嬉しいことであった。案内をしてくれる者に頼らなくとも、呉越同舟ができるからだ。) 陳侃の告白は、琉球船員頼みの実情と自らの期待感を如実に言い表している。

帰国後に提出した上奏文において、陳侃は「先期、尚清已遣長史蔡廷美等過海迎接、令通事林盛帶夷稍三十人為臣等駕舡」と述べた上、「臣等初被命時、……至於往来之海道、交祭之礼儀、皆無從詢問。特令人至前使臣家、詢其所以、亦各凋喪而不之知。後海道往来、皆頼夷人為之用。」⁽³³⁾ (臣らが初めて勅令を蒙った時、……往復の航路や交際時の礼儀に至っては、全く訊ねようがなかった。そこで、前使節の家へ人を差し向けて訊ねさせたが、相手の方々も老い呆けて、一向要領を得られなかった。その後、往復航海のことはすべて琉球の人々に任せることにした) と報告している。

実際には航海中、冊封使が琉球船員に航路を訊ねる、また彼らの力を借りて遭難を切り抜けることが多かった。陳侃一行の往路で、「遠見一山顛微露、若有小山伏於其旁。詢之夷人、乃曰此熟壁山也。亦本国所属、但過本国三百里。至此可以無憂。若更從而東、即日本矣。」⁽³⁴⁾ (遠く島影が一つ、微かに現れた。その近くに小さい島も横たわっているようだ。琉球の人に訊ねると、「伊平屋島です。この島も我が国の領土ですが、本国から三百里も離れています。ここへ着けば、もう心配はない。このまま東へ行くと日本です」と教えてくれた。) 『殊域周諮録』巻四「琉球」に転載された陳侃の「使事紀略」を読むと、「十一日至夕、始見古米山、問知琉球境内」と記している⁽³⁵⁾、陳侃ら冊封使が釣魚嶼の位置を確認できたのも、琉球船員に教わった公算が極めて大きい。

郭汝霖一行が復路で嵐に見舞われた最中、「牽舵大纜……又忽中断。……舵工等又懼舵不能穩、稍擺動、金口開、船分兩片矣。此尤危也。乃用銀重賞一夷人、係其腰、令之下海接之。」⁽³⁶⁾ (突然、舵を牽引しているロープが切れてしまった。……舵取りたちはまた、舵が落ち着いていないと、金具が揺り動かし、船が真っ二つになるかと恐れた。正に絶体絶命。そこで、銀貨を出して賞金にし、一人の琉球船員の腰に縄をつけて、海中に潜り、纜を連結させようとした) という危機一髪の場面もあった。

李鼎元の記述はまた具体的である。「初七日、……乗潮出五虎門。……入夜、接封大夫梁渙率其国夥長二人主針、目不轉瞬、與舵工相依為命。……問知琉球夥長、年已六十、往来海面八次、每度細審得其準的。……據琉球夥長云、海上行舟、風小固不能駛、風過大亦不能駛。風大則浪大、浪大力能壅船、進尺仍退二寸。惟風七分、浪五分、最宜駕駛、此次是也。從來渡海、未有平穩而駛如此者。」⁽³⁷⁾ (五月七日、潮に乗って五虎門を出た。……夜に入り、接封大夫の梁渙は琉球夥長の二人を指揮して羅針盤を担当し、じっと目を凝らして、舵取りとぴったり息があっている。……琉球夥長に訊ねたところ、彼は年齢六十、この海域を往来すること八回、その度に詳しく観察し、水先案内を会得しているという。……彼が言うには、「海上の航行は風が弱ければ航行不能となるが、風が強すぎてもできない。風が強すぎると波が高く、波が高ければその力が船の前進の妨げになる。一尺進んで二寸退くことになる。風が七分に波が五分といったところが最も航行に適している。今回はこれであった。今までの航海のうち、これだけ平穩で、これだけ速かったことはない」と。)

そこまで琉球船員に頼らざるを得ないのは、優秀な福建船員の確保が難しいという事情があったからである。夏子陽の話によると、「篙工、舵師、旧録皆用漳人。……但精能者往々為海商私匿。……夥長、……舵工、……此二役、船中關係甚重、誠不可不慎擇

者。唯是此輩多樂於商船、而不樂於隨封。蓋商船募資厚而獲利倍、官府則僅僅工食六兩余耳。況一經籍名、數年不得出海、既苦守候之難、而官船帶貨有限、且又禁其貿易、不免折資之怨。此精良者所以匿不肯應。即官府嚴拘之、亦徒得其贖者耳、其孰從而辨之。」⁽³⁸⁾ (旧使録によると、篙工、舵師は漳州出身者を採用すべきだという。……だが、優秀な船員は往々にして海商が自分のために隠匿する。……夥長……舵工、……この二役は、最も重要な役目で、採用するには慎重でなければならない。しかし、彼らの多くは商船を希望し、封舟に随行することを嫌がる。商船は待遇が良く、収入が倍になるからだ。官府は賃金が僅か六兩に過ぎない。しかも、一旦名簿に登録されると、数年の間、海に出ることができず、ずっと待機し続けなければならない。また、封舟は持ち渡り貨物に制限があり、琉球での商売も禁止されているので、割に合わないと怨まれる。これは優秀な船乗りが隠れて応募しない理由だ。たとえ役所が厳しくこれを拘禁すれば、徒に贖者を掴まれるだけで、どうやって見分けることができるのだろうか。)

陳侃の相棒を務めた高澄の『操舟記』には、船員募集の苦労話が延々と綴られている。蕭崇業の相棒謝傑も、『琉球録撮要補遺・用人』の中で自らの経験を披露した後、次のような結論を下した。「大都海為危道、郷導各有其人。看鍼把舵過洋、須用漳人。……至夷熟其道者、又須用夷人。夷王遣夷稍三十人来接、正為此也。」⁽³⁹⁾ (航海は危険なので、水先を案内するには、それぞれに適した人が欠かせない。羅針盤を見、舵を操作して渡航するには漳州の人を使うのがよいが、……琉球航路について言えば、その航路に習熟している琉球の人を使うべきだ。琉球国王が船員三十名を遣わして迎えに来させたのも、このためである。) 以上の史料からは、福建—琉球航路及び尖閣諸島に関して、琉球船員の方が中国人船員より熟知していたことが読み取れる。

四、「黒水溝」「中外之界」の虚実

さて、使琉球録には「黒水溝」「過溝」「米糠洋」「中外之界」といった字句が散見され、中琉の間に広がる海域の境目を意味する言葉として受け取られる節がある。中台の論客は、赤尾嶼と久米島の間を流れる「黒水溝」こそ、中国領と琉球領の境界線に当たり、その西側にある「釣魚嶼」「黄尾嶼」「赤尾嶼」といった島々は当時、すでに中国の領土として認識されていたとの主張を散布してきたが、「歴史的事実の歪曲」以外の何物でもない。

先ず、関連史料を列挙しておこう。謝傑『琉球録撮要補遺・啓行』には「惟封船自西徂東、自東還西、乃衝橫浪萬余里。去由滄水入黒水、歸由黒水入滄水。」⁽⁴⁰⁾ (封舟は西から東へ行き、東から西へ帰るので、万里の海流を横断しなければならない。行きは滄水から黒水に入り、帰りは黒水から滄水に入る)とあって、漠然と黒水溝の存在に言及している。夏子陽はそれを踏まえ、「二十七日……午後過釣魚嶼。次日過黄尾嶼。是夜、風急浪狂、舵牙連折。連日所過水皆深黒色、宛如濁溝積水、或又如靛色。憶前使録補遺称、去由滄水入黒水、信哉言矣。二十九日、望見粘米山。」⁽⁴¹⁾ (二十七日午後、釣魚嶼を通過した。翌日、黄尾嶼を過った。この夜、風が激しく浪は荒れ、舵柄が続けて折れた。連日通過してきた海はすべて深黒色で、さながら濁った溝に水が溢れているようで、また藍色であった。前使録『補遺』に「行きは滄水から黒水に入る」と書いているのを覚えており、誠にその通りである。二十九日に粘米山が現れてきた)と具体的に記し、「黄尾嶼」と「粘米山」の間にあるとして黒水溝の位置を特定した。

周煌『琉球国志略』巻五の「山川・海・潮候、風信、針路附」を見ると、「環島皆海也。海面西距黒水溝、與閩海界。福建開洋至琉球、必經滄水、過黒水。古称滄溟、……又曰東溟。」⁽⁴²⁾（琉球は海に囲まれており、海は西に黒水溝を隔てて閩海と界している。福建から琉球へ渡るには必ず滄水を経て黒水を過る。古「滄溟」と呼ぶが、「東溟」とも言う）と概説した上、自身の航程について、往路では「十二日、……見赤洋。……是夜、過溝、祭海。十三日、……見姑米山」、復路では「初四日……午時過姑米山、……初五日、……夜、……過溝、祭海」と記している⁽⁴³⁾。ところが、巻首を飾る「針路図」と照合すると、上方の往路では「黄尾嶼」と「赤尾嶼」の間に「又单乙針九更過溝」、下方の復路では「又辛針六更過溝」と書き込まれている⁽⁴⁴⁾。つまり周煌の場合、「黒水溝」の位置が曖昧で、「赤洋」と「姑米山」の間、「黄尾嶼」と「赤尾嶼」の間という二か所にある。

「過溝」「祭海」に関する史料として、汪楫『使琉球雜録』巻五「神異」篇の記述がよく使われる。「二十五日、見山。……無何遂至赤嶼、未見黄尾嶼也。薄暮過郊（或作溝）。風濤大作、投生猪羊各一、澆五斗米粥、焚紙船。……久之始息。問郊之義何取？曰中外之界也。界於何辨？曰懸揣耳。然頃者恰當其処、非臆度也。」⁽⁴⁵⁾（二十五日、島が見えてきた。……赤嶼には着いたのであるが、なぜか黄尾嶼はまだ見えない。夕暮れ、郊〔もしくは溝とも書く〕を過った。風と波が激しく、生きた豚と羊を一匹ずつ投げ入れ、五斗の米粥を注ぎ込んで、紙の船を焚いた。……暫くして、やっと風と波は止んだ。船員に「郊って、どういう意味か」と訊ねたところ、「中外の界だ」とのこと。「何によって区別するか」と聞くと、「推量するだけだが、今回はちょうどその処に相当しており、臆測ではない」と。）すなわち、汪楫が「赤嶼」と「姑米山」の間で「過溝」を体験したことが分かる。

全魁の従客として琉球へ渡航した王文治が詩集『海天游草』を著し、「黒水之溝深似墨、……方知中外有分疆」（黒水の溝深くして墨にかも似る……今知りぬ中外に境を分かつこと）という渡海吟を詠んだが、場所は判然とししない⁽⁴⁶⁾。一方、斉鯤、費錫章『続琉球国志略』巻三「針路」を見ると、「前海行針路記考」には「十三日天明、見釣魚台。……午刻見赤尾嶼、又行船四更五、過溝、祭海。……過釣魚台後、用卯、多須防落際」とあり、また「後海行針路記」には、「九日、由馬齒開洋。……戌刻過姑米山。……十一日……入暮、過溝、祭海」と記し⁽⁴⁷⁾、やはり「赤尾嶼」と「姑米山」の間としている。

このように、「黒水溝」「過溝」「中外之界」の位置・場所を巡って、冊封使たちの認識にずれがあり、名称も紛らわしい。張学礼『使琉球紀』には、「初七日、……出海口。……初九日、浪急風猛烈、……水色有異、深青如藍。舟子曰入大洋矣。頃之、有白水一線、横亘南北。舟子曰過分水洋矣。此天之所以界中外者。……十二日過糠洋。風恬浪静、天水若一。日出則海水皆紅。」⁽⁴⁸⁾（六月七日、……海口から出航。……九日、波は激しく風は強い。……海水の色は変わってきて、藍のように深い青色であった。船員は「大洋に入った」と言った。暫くして白い潮の一線が南北に横たわっていた。船員は「分水洋を過ぎた。これは天がその内と外を境しているためなのだ」と言った。……十二日、糠洋を過った。風は安らかで波は静まり、空と海がまるで一つのようなだ。日が昇ると海水はすべて赤くなった）と記している。ここの「大洋」「分水洋」「糠洋」とは、いずれも台湾海峡を指していると思われるが、張学礼の認識として、台湾海峡が「界中外者」となるわけである。

一方、徐葆光『中山傳信録』巻一「前海行日記」では、往路で「二十二日、……乘潮出五虎門、放洋。二十三日、……約離官塘八更許。二十四日、……過米糠洋（海水碧徹如靛、

細黄沙如涎沫、連亘水面如米糠)。……當見鷄籠山、花瓶、棉花等嶼及彭家山、皆不見。」
 (49) (二十二日、潮に乗って五虎門を出航した。二十三日、官塘を大分離れた。二十四日、米糠洋〔海水は碧色透明で藍のようである。細かい黄砂が涎のように連なり、水面に広がって米糠のようである〕を過った。……鷄籠山、花瓶、棉花及び彭家山など現れるはずの島々が遂に現れなかった)。ここの「米糠洋」は、張学礼の言う「糠洋」に当たり、福建近海の島・官塘と台湾の北にある島嶼の間に位置しており、紛れもなく台湾海峡を指している。また、復路の「後海行日記」には「二月十六日巳刻、封舟自琉球那霸開洋。……過馬齒、安根呢、度那奇等山、海水滄黑色。……二十日、……是日、海水見綠色。夜過溝、祭海神」とあり⁽⁵⁰⁾、徐葆光は「米糠洋」と「過溝」の両方を経験したのである。

李鼎元の観察は一味違う。五月七日に出航し、「初八日、……申刻、過米糠洋。璇皆圓、波浪密而細、如初篩之米、点々零落。米糠字、極有形容。……初九日、……申正見釣魚台。……入夜……舟人稟祭黒水溝。按汪舟次雜録、過黒水溝、投生羊豕以祭、且威以兵。今開洋已三日、莫知溝所。琉球夥長云、伊等往来、不知有黒溝。但望見釣魚台、即酬神以祭海。随令投生羊豕、焚帛、奠酒以祭、無所用兵。」⁽⁵¹⁾ (八日午後4時頃、米糠洋を通過した。水玉は皆円く、波は密で細かく、最初に篩にかけた米のように、点々とこぼれており、「米糠」の字はぴったりとした形容である。……九日、……午後4時に釣魚台が現れた。……夜、船員が黒水溝を祭ることを上申した。汪楫『雜録』によると、黒水溝を過る時、生きた羊豚を海に投じ、祭りをして、兵に武器を持って海に向かって威嚇させることが書かれている。出航して三日経つが、溝のある場所が分からない。琉球の夥長が言うには、「私らはこの航路を何回も往復してきたが、黒水溝など知らない。釣魚台が見えてきたら、神にお供えをして海を祭る」と。なので、生きた羊と豚を投げ込んで、帛を焚き酒を供えて祭るよう命じた。兵器を用いなかった) すなわち、李鼎元一行は釣魚台の一步手前で「過溝」儀式を済ませたのだが、釣魚台と赤尾嶼が百キロ以上も離れている。一方、帰路では、「二十五日、……決令開帆。……酉刻過姑米山。……視海面深黒、天水遙接、豈即所謂黒溝邪」という⁽⁵²⁾。不思議なことに、「黒水溝」はまた久米島附近に「移動」したのである。

では、「黒水溝」の正体は一体何だろうか。『元史』卷二百十「瑠求」には、「瑠求」の近くに「落漈」があり、ここに船が漂流すると必ず沈む難所として記されている。「瑠求」とは台湾を指しているとすれば、「落漈」「黒水溝」は黒潮と考えられよう。黒潮の本流は藍黒色で、幅は約百キロ、フィリピン群島の東岸から台湾の東側、琉球群島の西側を通過して日本列島の南岸を流れ、太平洋の中央部に向かうが、台湾島の南端で分かれ、台湾海峡を北上する支流も形成された。事実、台湾地方志の中に「黒水溝」の記述が多い。例えば1698年2月に厦門から台湾へ渡った郁永河が著した見聞録『裨海紀遊』には、「二十二日平旦、渡黒水溝。台湾海道、惟黒水溝最險。自北流南、不知源出何所。海水正碧、溝水独黒如墨、勢又稍竄、故謂之溝」とある⁽⁵³⁾。その他、孫元衡『赤嵌集』(1710)・黄叔璥『台海使槎録』(1722)・範咸『重修台湾府志』(1747)・余文儀『続修台湾府志』(1778)・周于仁『澎湖志略』(1740)・胡建偉『澎湖紀略』(1766)においても見られる。「黒水溝＝国境」と固執するなら、台湾海峡も国境となり、台湾は中国の「固有領土」でなくなるのだ。

実は、陳侃、夏子陽、李鼎元らが自身の体験及び琉球での聞き取り調査に基づき、「落漈」「黒水溝」の存在すら否定した。陳侃は上奏文の中で、「『大明一統志』……所云落漈者、水趨下不回也。舟漂落漈、百無一回。臣等嘗懼乎此、經過不遇是險、自以為大幸。至其国

而詢之、皆不知有其水、則是無落漈可知矣。」⁽⁵⁴⁾（『大明一統志』は「落漈」のことを載せており、「水が下方に流れて回らない。舟は一旦落漈に漂流してしまうと、百に一も戻れない」という。臣らはここを通過することを恐れていたが、この危険に遭遇したことがなく、偶々運が良かったと思いついでいた。琉球に着いた後、現地の人に訊ねると、誰もそれを知らない。もともと落漈がないということが分かった）と証言している。

李鼎元の場合、「酒酣、有客曰、聞海面西距黒水溝、與閩海界。古称滄溟、亦曰東溟。球人不知、此行亦未之過、何也。余曰、渡海者多、著書者少。登舟不嘔、日坐将台親書其所見者尤少。率一人倡之、衆人和之。耳食之談、何可盡信。球人歳一渡海而不知黒溝、則即謂無黒溝也可。」⁽⁵⁵⁾（宴たけなわ、従客の一人が聞いてきた。「海は西に黒水溝を隔てて閩海と界されていると聞いている。昔は滄溟とも東溟とも呼ばれたが、琉球の人は知らないし、今回の渡航でも通過しなかった。どうしてだろう」と。私はこう答えた。「渡海する者は多いが、本を書く人は少ない。乗船しても船酔いをせず、毎日指揮室に座って自らの見聞を書き留めた者はもっと稀だ。一人が何かを言うと、他の人は皆同じことを言うのだが、所詮耳学問なので、真に受けることができまい。琉球の人は毎年渡航していても、黒水溝のことを知らないならば、黒水溝が存在しないということなのだ。」）ちなみに、彼の『師竹齋集』には「琉人罔識黒溝名、祭海唯看赤尾横」という航海詞が見られる⁽⁵⁶⁾。

それより、冊封使の詩文に散りばめられた「閩山」「漢疆」「中華界」などの字句を丹念に拾い上げると、彼らの領土認識が自ずと浮かび上がってくるのだ。「過東沙山」と題する詩句が多い中、「過東沙山是閩山盡処」という汪楫『觀海集』の一句に注目したい⁽⁵⁷⁾。これは「東沙山を過ぎると、福建の島々が尽きるところだ」を意味している。胡靖『中山詩集』の「広石揚帆」には「此日維揚出漢疆」（本日、帆を揚げて漢疆を出る）、「舟経五虎分殊域」（封舟、五虎門を経て異域を分ける）と詠まれ⁽⁵⁸⁾、斉鯤『東瀛百詠』にある「鷄籠山 猶是中華界」「鷄籠山過中華界」など「航海八詠」の詩句も証左の一つである⁽⁵⁹⁾。すなわち、「東沙山」「広石」「五虎門」「鷄籠山」（いずれも福建・台湾沿岸の島、港）を過ぎると、もはや「閩山」「漢疆」「中華界」でなくなり、「殊域」（異域）に入るという感覚だ。

帰航の記録はもっと単純明快である。「行之至二十六、許巖等来報曰、漸有清水、中国山将可望乎。二十七日、果見寧波山」（郭汝霖）⁽⁶⁰⁾、「二十九日早、隱隱望見一船、衆喜謂有船則去中国不遠。且水離黒入滄、必是中国之界。……次日黎明、果見福寧州山」（夏子陽）⁽⁶¹⁾、「督造官曰、望見中国之山、是衆人踴躍歡声耳。少頃……見数漁艇隱頭目前、為鎮海口、即前由出海之所是也」（胡靖）⁽⁶²⁾、「二十二日、海水漸渾、中国相近。……二十三日、舟子曰是浙江之定海」（張学礼）⁽⁶³⁾、「十八日、……辰刻見中華外山、未刻見南杞山」（趙新）等々⁽⁶⁴⁾。ここで言う「中国山」「中国之界」「中華外山」とは、「寧波山」「福寧州山」「鎮海口」「南杞山」といった中国沿岸の島を指しているのは、火を見るよりも明らかだ。

おわりに

以上の史料検証を通じて明清冊封使の渡琉事情とともに、福建—琉球航路の実相を知ることできる。使琉球録において、「釣魚嶼」「黄尾嶼」「赤尾嶼」といった島があくまで航海の目印として記載されていることは、徐葆光らの記述を見れば一目瞭然だ。「船行海中、全以山為準。福州往琉球、出五虎門、必取鷄籠、彭家等山。……自鷄籠山東行、釣魚嶼、赤尾嶼以至姑米山諸山皆在南、借為標準、俱従山北邊過船。見山、則針正。応見不見、則

針已下漸東北行、必至見葉壁山矣」⁽⁶⁵⁾ (航海中、すべて島を目印とする。福州から琉球へ渡るには、五虎門を出て必ず鶏籠、彭家などの島を経由する。……鶏籠山から東へ行くと、釣魚嶼や赤尾嶼を経て姑米山までの諸島は皆南にあり、それを標識に島の北側を過る。島が現れれば針路は正しい。現れるはずなのに現れなければ、針路は段々東北へ偏ったことが分かる。ゆくゆくは伊平屋島に辿り着くだろう。)ともあれ、中台側の主張は悉く使琉球録の記述を無視した虚構であり、これを以て領有の根拠とすることはできない。

注

- (1) 使琉球録の書誌学的な考察は、夫馬進編『増訂使琉球録解題及び研究』(榕樹書林、1999年)に譲る。
- (2) 原田禹雄訳注『陳侃 使琉球録』榕樹社、1995年、166～167頁。史料の邦訳は原田氏の訳文を参照。
- (3) 同上、209頁。後に夏子陽は「澎湖非其所属」と訂正した(後掲夏子陽・王士禎『使琉球録』、185頁)。
- (4) 郭汝霖『重編使琉球録』、殷夢霞『国家図書館蔵琉球資料統編』上、北京図書館出版社2002年、51頁。
- (5) 郭汝霖『石泉山房文集』巻七、王函選編『国家図書館蔵琉球資料三編』上、北京図書館出版社、2006年、17頁。石井望氏の研究成果(2012年7月17日付『産経新聞』記事)を参照。
- (6) 蕭崇業・謝傑共撰『使琉球録 附皇華唱和詩』台湾学生書局、1977年、11～17頁。
- (7) 同上、77～80頁。
- (8) 同上、232頁。
- (9) 夏子陽・王士禎撰『使琉球録』台湾学生書局、1969年、22～32頁。
- (10) 同上、104～107頁。
- (11) 胡靖『琉球記』、黄潤華『国家図書館蔵琉球資料匯編』上、北京図書館出版社2000年、262～264頁。
- (12) 張学礼『使琉球紀・中山紀略』、同上黄潤華、薛英編『国家図書館蔵琉球資料匯編』上、649～650頁。
- (13) 汪楫『使琉球雜録』、同上『国家図書館蔵琉球資料匯編』上、800～802頁。
- (14) 徐葆光『中山傳信録』(第一冊)台湾文献叢刊第306種、台湾銀行經濟研究室編印1972年13～14頁。
- (15) 周煌『琉球国志略』(第一冊)台湾文献叢刊第293種、台湾銀行經濟研究室編印、1971年、145頁。
- (16) 原田禹雄訳注『李鼎元 使琉球記』榕樹書林、2007年、536～538頁。
- (17) 齊鯤・費錫章『統琉球国志略』、前掲殷夢霞など編『国家図書館蔵琉球資料統編』上、490～492頁。
- (18) 趙新『統琉球国志略』、前掲黄潤華、薛英編『国家図書館蔵琉球資料匯編』下、251～254頁。
- (19) 前掲、原田禹雄訳注『陳侃 使琉球録』、167頁。
- (20) 前掲、蕭崇業・謝傑共撰『使琉球録 附皇華唱和詩』、78～79頁。
- (21) 前掲、夏子陽・王士禎撰『使琉球録』、106～107頁。
- (22) 前掲、張学礼『使琉球紀・中山紀略』、650頁。
- (23) 前掲、原田禹雄訳注『李鼎元 使琉球記』、538頁。
- (24) 前掲、蕭崇業・謝傑共撰『使琉球録 附皇華唱和詩』、78頁。
- (25) 前掲、夏子陽・王士禎撰『使琉球録』、116～117頁。
- (26) 前掲、原田禹雄訳注『陳侃 使琉球録』、195頁。
- (27) 前掲、郭汝霖『重編使琉球録』、58～59頁。
- (28) 前掲、蕭崇業・謝傑共撰『使琉球録 附皇華唱和詩』、85頁。
- (29) 前掲、夏子陽・王士禎撰『使琉球録』、118頁。

- (30) 前掲、胡靖『琉球記』、289～290 頁。
- (31) 前掲、原田禹雄訳注『李鼎元 使琉球記』、581 頁。
- (32) 前掲、原田禹雄訳注『陳侃 使琉球録』、160 頁。
- (33) 同上、252 頁、274～275 頁。
- (34) 同上、171 頁。
- (35) 嚴從簡著、余思黎点校『殊域周諮録』中華書局、2009 年、142 頁。
- (36) 前掲、郭汝霖『重編使琉球録』、58 頁。
- (37) 前掲、原田禹雄訳注『李鼎元 使琉球記』、536～538 頁。
- (38) 前掲、夏子陽・王士禎撰『使琉球録』、159～161 頁。
- (39) 同上、261 頁。
- (40) 同上、265 頁。
- (41) 同上、106 頁。
- (42) 前掲、周煌『琉球国志略』（第一冊）台湾文献叢刊第 293 種、134 頁。
- (43) 同上、145 頁、147 頁。
- (44) 同上、33 頁。
- (45) 前掲、汪楫『使琉球雜録』、801～802 頁。
- (46) 王文治『海天游草』、前掲『国家図書館蔵琉球資料三編』下、550 頁。
- (47) 前掲、齊鯤・費錫章『統琉球国志略』、491～499 頁。卷三「靈蹟」に「十二日過黒水洋」と（510 頁）。
- (48) 前掲、張学礼『使琉球紀・中山紀略』、648～649 頁。
- (49) 前掲、徐葆光『中山傳信録』（第一冊）台湾文献叢刊第 306 種、13 頁。
- (50) 同上、16～17 頁。
- (51) 前掲、原田禹雄訳注『李鼎元 使琉球記』、537 頁。
- (52) 同上、581 頁。
- (53) 郁永河『裨海紀遊』台湾文献叢刊第 44 種、台湾銀行經濟研究室、1959 年、5～6 頁。
- (54) 前掲、原田禹雄訳注『陳侃 使琉球録』、275～276 頁。前掲夏子陽・王士禎撰『使琉球録』、185 頁。
- (55) 前掲、原田禹雄訳注『李鼎元 使琉球記』、575 頁。
- (56) 李鼎元『師竹齋集』、前掲『国家図書館蔵琉球資料三編』下、191 頁。
- (57) 汪楫『觀海集』、前掲『国家図書館蔵琉球資料三編』上、56 頁。
- (58) 胡靖『中山詩集』、前掲『国家図書館蔵琉球資料匯編』上、291 頁。
- (59) 齊鯤『東瀛百詠』、前掲『国家図書館蔵琉球資料三編』下、322 頁、326 頁。
- (60) 前掲、郭汝霖『重編使琉球録』、58～59 頁。
- (61) 前掲、夏子陽・王士禎撰『使琉球録』、116～118 頁。
- (62) 前掲、胡靖『琉球記』、289～290 頁。
- (63) 前掲、張学礼『使琉球紀・中山紀略』、655～656 頁。
- (64) 前掲、趙新『統琉球国志略』、253 頁。
- (65) 前掲、徐葆光『中山傳信録』（第一冊）「針路」9 頁、「前海行日記」15 頁。なお、周煌『琉球国志略』卷五「山川・海・針路」（前掲台湾文献叢刊第 293 種（第一冊）138 頁）にも類似する記載がある。

附記 本論文は、山陽学園大学平成 29 年度学内研究補助金によって進められている研究成果の一部であり、ここにて厚く謝意を表す。

論文

ハンセン病療養所特有の語彙・表現

Specific words and expressions of

Hansen's disease (Leprosy) Sanatoriums

山根 (吉長) 智恵¹⁾・朴 珍希²⁾

Chie Yamane-Yoshinaga, Jinny Park-Craig

キーワード：ハンセン病、小鹿島病院、楽生療養院、長島愛生園、邑久光明園
Keywords : Hansen's disease, National Sorokuto Hospital, Losheng Sanatorium, National Sanatorium Nagashima-Aiseien, National Sanatorium Oku-Komyoen

1. はじめに

ハンセン病は感染症の一種である。その感染力は弱いにも関わらず、皮膚と末梢神経が侵され、一見してハンセン病だとわかることが多く、昔はらい病⁽¹⁾と呼ばれ、恐れられていた。1900年の初めには、有効な治療もなかったため、日本では1907(明治40)年3月18日、法律第11号「癩予防ニ関スル件」が公布され、1909(明治42)年4月1日から施行されることによって、公立療養所への隔離収容が開始された。その後、1931(昭和6)年4月2日には法律第58号「癩予防法」が成立し、患者の国立療養所への強制隔離を強化する体制が取られるようになる。それは、戦前日本によって統治されていた韓国、台湾でも同様に、韓国・小鹿島(ソロクト)、台湾・新北市には、現在もその名残と言える一種のコロニー(集団居住地)が存在する。

本稿では、その療養所の中で岡山県瀬戸内市の長島にある国立療養所長島愛生園(以下、愛生園とする)の園誌『愛生』などの中にまとめられていた園内使用の語彙・表現を集団語の一つととらえ、分析する。そして、それらが愛生園、同じ長島にある国立療養所邑久光明園(以下、光明園とする)、韓国・小鹿島(ソロクト)病院、台湾・楽生療養院の入

¹⁾ 山陽学園大学総合人間学部言語文化学科 ²⁾ 岡山市立岡山後楽館高校

所者や職員（ただし、韓国については1名のみハンセン病に関する研究者）に、どの程度使用・認知されているかについて調査した結果を比較し、考察する。ここから、ハンセン病療養所で使用・認知されている特殊な語彙・表現の役割を明らかにしたい。

2. 療養所の歴史と現在

本章では、調査が行われた場所の歴史と現在について簡単にまとめる。

2. 1. 愛生園

1930（昭和5）年11月20日、日本初の国立療養所として、岡山県の東部、当時の邑久郡裳掛村虫明波止場の対岸にある長島に設立された。1909（明治42）年に日本に造られた公立の5療養所^②の1つである全生病院から81名、途中収容者4名、計85名の開拓患者を光田健輔園長が収容したのが実質的な開所である。1931（昭和6）年3月27日のことであった。1946（昭和21）年11月1日、名称は「国立らい療養所長島愛生園」から「国立療養所長島愛生園」に変更される（勅令第514号）。その後、1953（昭和28）年8月15日にはらい予防法（法律第214号）が公布されるが、隔離政策は続けられ、廃止されたのは1996（平成8）年のことである（法律第28号）。

ただし、1948（昭和23）年3月24日には裳掛村立裳掛中学校第2分校が開校され、1952（昭和27）年4月1日には長島愛生園附属准看護養成所が開設、1955（昭和30）年9月16日には全国にあるハンセン病療養所唯一の高校、岡山県邑久高等学校定時制課程新良田教室が設立された^③。また、1988（昭和63）年5月9日には長島と本土を結ぶ邑久長島大橋が開通し、船を使わず島から本土へ行けるようになった。2003（平成15）年には1930（昭和5）年に管理棟として竣工した事務本館を改装し、歴史館として開館した。2018（平成30）年5月1日現在の入所者数は186名、平均年齢は85.2歳である。

2. 2. 光明園

1909（明治42）年に日本に造られた公立の5療養所の1つである「外島保養院」は、1934（昭和9）年の室戸台風によって壊滅的な打撃を受け、1938（昭和13）年4月27日に愛生園と同じ長島に復興された。その療養所のことである。復興した際、「光明園」と改称し、その後公立療養所が国立移管になった際、「邑久光明園」と改称した。隔離政策が続けられたのは愛生園と同様だが、邑久長島大橋からは光明園の方が近く、本土に行くにはより便利だと言える。2016（平成28）年2月1日には、特別養護老人ホーム「せとの夢」が、光明園に隣接した場所で運営を開始した。2017（平成29）年には、社会交流会館の中に資料展示室がオープンした。2018（平成30）年5月1日現在の入所者数は98名、平均年齢は86.1歳である。

2. 3. 小鹿島病院

1916（大正5）年、日本統治時代の朝鮮・全羅南道小鹿島に、公立療養所の1つとして設立された「小鹿島慈恵医院」（道立。朝鮮総督府令第7号による。定員100名）が前身である。1932（昭和7）年12月27日には朝鮮癩予防協会が設立、1933（昭和8）年には拡張工事が行われ、隔離政策がさらに推し進められた。また、1934（昭和9）年9月29

日の「朝鮮総督府令 98 号」により国立癩療養所となり「小鹿島更生園」に改称され、1935（昭和 10）年 4 月 20 日には「朝鮮癩予防令（制令第 4 号）」と「朝鮮癩予防令施行規則（府令第 62 号）」が定められ、同年 6 月 1 日から施行された。そして 1940（昭和 15）年には、収容患者数が 6,137 名に膨れあがった。

現在は「韓国国立小鹿島病院」となっている。1963（昭和 38）年、韓国の伝染病予防法改正で韓国の隔離政策は廃止されたが、病院の近くには現在も入所者の住居棟があり、そこに住んでいる人もいる。また、1997（平成 9）年の通貨危機（国家破綻の危機）で再入所した人もいる。2009（平成 21）年には、島と本土とを結ぶ小鹿大橋が架けられ、船を使わずに行き来できるようになった⁽⁴⁾。2016（平成 28）年には、国立小鹿島病院ハンセン病博物館も完成した。2018（平成 30）年 10 月 11 日現在の入所者数は 494 名、平均年齢は約 76 歳である。

2. 4. 楽生療養院

1930（昭和 5）年、日本統治時代に「台湾総督府癩病療養楽生院」として設立され、1934（昭和 9）年には勅令「台湾癩予防法」が公布された。当時の平屋建ての建物は、台湾北部、現在の新北市新莊区にあり、今も入所者が居住している。一方隣接する桃園市龜山区には、2005（平成 17）年に完成した 8 階建ての高層病院があり、1 棟は総合病院として一般外来診察や入院患者受け入れを行い、もう 1 棟はハンセン病患者の診察、入所者の住居棟として使用されている。地下鉄の駅から歩いて行ける便利な場所にある。管理者は台湾政府行政院衛生署で、2018（平成 30）年の入所者数は 114 名、平均年齢は 80～85 歳である。

3. 調査の概要

アンケート用紙を用意し、入所者及び小鹿島病院の職員に関しては聞き取り調査（調査者がインタビューし、以下の①～⑤の数字を書き込む）、愛生園・光明園の職員に関してはアンケート調査を行った⁽⁵⁾。用紙には『愛生』、河野・外口編（1980）などの中で触れられていた療養所内使用の語彙・表現⁽⁶⁾76 項目が意味と共に書かれている。そして、それらの項目について、①使ったことがあるし、意味もわかる、②使ったことはないが、聞いたことはある。意味もわかる、③使ったことはないが、聞いたことはある。しかし、意味はわからない、④使ったこともないし、聞いたこともないし、意味もわからない、⑤その他（①～④以外。例：使ったこともないし、聞いたこともないが、意味はわかる）から選択してもらう、というものである。調査年度は 2017（平成 29）年、2018（平成 30）年で、調査人数は愛生園が 16 名（入所者 12 名、職員 4 名）、光明園が 18 名（入所者 10 名、職員 8 名）、小鹿島病院が 10 名（入所者 5 名、職員・研究者 5 名）、楽生療養院が 9 名（入所者 9 名）である。また、戦前からの入所者は、愛生園 2 名、光明園 1 名、楽生療養院 3 名である。

4. 調査項目について

76 項目の意味については表 2 で簡単に触れているが、ここでは少し詳しく説明しておく。

- 1 本病：ハンセン病。
- 2 社会：療養所の外の世界、つまり一般社会のことを言う。社会復帰、社会の空気を吸いに行くというような使い方をする。
- 3 一般舎：基本全員がらい菌を持っているので、病室は外科などの余病を併発した、本病以外の人が入るところである。本病の人はすべて一般舎住まいである。また一般舎の中に、独身の男性のみが住む舎、女性の舎、夫婦舎などがあった。
- 4 壮健さん：患者以外の人。四肢健全な健常者。
- 5 しるこ：酒が病気に悪く、結婚式の時にしるこを飲んだことから、結婚式を挙げた、または結婚するという意味で使われた。「しるこする」という動詞でも使われた。1955年頃（昭和20年代）まで使用された。その後は「しるこ」に代わって「寿司」が出るようになった。
- 6 特看：病棟に入室した瀕死の病人の身の回りの世話をする特別看護人。夫婦にならない限り、身内が看護をすることはないので、主に患者が患者を介護した。1955（昭和30）年くらいまではあった。
- 7 報国農園：食糧不足の戦争中、愛生園では一人20坪ずつの山林を割り当ててもらい開墾を始め、そこでサツマイモやジャガイモなどを収穫した。その開墾地のこと。1947（昭和22）年～1948（昭和23）年くらいまで使用した。
- 8 私物：療養所は国立のため、入所すると掛け布団や敷布団、襦袢などが支給された。これらの官給品に対して、患者が自宅から持参してきたものを私物と言った。戦後になると、恩給が復活したり国民年金が制定されたりし、私物は自分で購入したものの意味でも用いられるようになった。
- 9 のど切り3年：この後に「らい病10年」と続く。日本に多かった結節型患者の寿命は、特効薬ができる前は、喉を切ったらいくら生きても3年、本病を患った者は発病してから死ぬまでがおおよそ10年であった。
- 10 労務外出：1965（昭和40）年頃の人手不足の時代、菌陰性となった人が土方や農業などの手伝いのために園外に出て、賃金を得ながら仕事をしたこと。略して「ろうがい」とも言った。男性のみが行った。
- 11 所内通用名：療養所では本名を名乗らず、偽名を使う人もいた。その偽名、園内名のこと。「通用名」「園内通用名」「偽名」とも言った。強制ではなく、自分の意思で使用した。
- 12 お召し列車：患者を輸送する特別な列車や車輛。
- 13 病が騒ぐ：ハンセン病の症状が憎悪もしくは再燃すること。「本病が騒ぐ」「病気が騒ぐ」とも言う。
- 14 すりこぎ：手の指がまったくない人。「猿手」とも言った。
- 15 生姜：手の指に関して、すりこぎより少しましなもの。
- 16 がんじき：曲がった指。
- 17 バナナ：指のあちこちに傷があるため、全部の指にそれぞれ包帯を巻いていた状態。膨れ上がった指のこともこう言った。
- 18 かんぴょう巻き：洗濯した包帯を巻くこと。包帯を再生して使用していたため。
- 19 ハンカチ会社：洗ったガーゼを伸ばす作業。

- 20 たこつぼ：各舎にあった汚れた包帯・ガーゼを入れた缶を入れる竹籠（または缶）。
- 21 赤線が張る：リンパ腺がふくれること。麻痺のため、知らない間に傷をつくることによって生じる症状。
- 22 くされどめ：スルファミンなどの消炎治療剤。化膿止めのこと。
- 23 うま：松葉杖。
- 24 にわとり：下肢の運動神経が麻痺したため、足首が垂れ下がって、上に上がらない状態（垂足）。
- 25 さがる：初め収容所に入って、定められた舎に移ること。病室から退室すること。
- 26 オートバイ：歩いてトイレへ行けなくなった時、ベッドの横に据えられた腰掛便器。またがって前にもたれるように取っ手が付けられていたところからきている。
- 27 トンボとり：竹箒をかついで集まるところから、園内の清掃係のことを言った。戦時中は「箒部隊」と言った。
- 28 高射砲：うら傷をもつ人は、共同浴場で片足を高くあげて湯船につかっていた。その格好のこと。
- 29 バスレク：バス・レクリエーションの略。療養所などで用意したバスに乗って、療養所の外に皆で出かけること。愛生園、光明園では現在も行われている。
- 30 収容兄弟：療養所で生活を共にし、兄弟以上に助け合って生きている人たち。
- 31 うら傷：足底穿孔症のこと。足底部に知覚麻痺があると、そこに傷ができて感覚がないため気づかない。それが炎症を起こすと「うら傷」になる。
- 32 門前収容：療養所の対岸にある事務所まで来て「収容してくれ」と患者自らが言った場合、迎いの専用船が出て行った。船は収容所棧橋に着き、そこには看護婦が待っていた。それを患者たちは門前収容と言った。強制収容ではないことを意味する。
- 33 おりる：療養所では、患者地区と職員地区は厳しく分けられていた。治療室、病棟と看護婦更衣室の間は長い廊下でつながれているところが多く、私服を白衣に着替えてその廊下伝いに患者地区へ行くことをこう言った。33～36はおもに職員が使用した。
- 34 なか：患者地区一帯をこう呼んだ。
- 35 うえ：無菌地帯、職員地区のこと。
- 36 あがる：職員地区へ行くこと。
- 37 湿性の人：結節型・浮腫型（L型）の人のこと。皮膚表面に病変が出、進行すれば潰瘍、咽頭切開、失明に至る。眉毛がなくなるなどの症状も見られる。愛生園では湿性が最も多かった。
- 38 乾性の人：神経型（T型）の人のこと。乾性は「神経らい」とも呼ばれ、神経が冒されて手足の変形、指切断、顔面の変形を伴う。ただし眉毛はある。
- 39 タコ：足の裏が厚くなること。
- 40 熱こぶ：湿性の患者には、結節性紅斑が出ることもある。そしてそれが膨らんでいった。これを「熱こぶ」と言った。40度近い熱が出ることもある。
- 41 2等ガーゼ・3等ガーゼ：再生したガーゼのこと。「再生ガーゼ」とも言った。未使用の物は「1等ガーゼ」と言った。
- 42 ヒコーキ：ガーゼつき絆創膏。
- 43 小包に巻く：包帯をぐるぐる巻にすること。重いうら傷がある場合、ガーゼを何枚も

- 重ね、それを覆うように包帯を巻いた。「小包にしておく」という言い方も使われた。
- 44 すじきり：ワゼクトミー、輸生管切除術、断種手術のこと。出産によって母体の症状が悪化することなどから、この断種手術が行われるようになった。1915（大正4）年から昭和30年代（1955～44年）まで続けられた。ただし1950（昭和25）年からは強制ではなくなった。
- 45 舌読：ハンセン病のため失明する人も多かった。その人たちが本や音符などを読む場合、神経麻痺によって手指の変形がある人は指で読むことができないため、舌の感覚で点訳書を読んだ。そのことを言う。
- 46 けんどん（慳貪）：ベッド横あるいは枕元に置かれていた木製の床頭台。財布などを入れておいた。
- 47 未感染児童：両親のいずれかがらいに罹患したため家に留まることができない、感染していない児童のこと。療養所にある保育所に預けられた。
- 48 シッターが効かなくなった：顔面神経麻痺になると、瞼が閉じられなくなり、まばたきができず、兔眼になることがある。そのような状態を言った。
- 49 覆面：顔中に包帯をしていること。
- 50 万年ベッド：病室生活の期間が長い人。舎に帰る見込みのない人。病気が治らない人。「万年床」とも言った。
- 51 万年傷：難治性のらい性腫瘍・傷。うら傷が万年傷になった。
- 52 孫の手：指全体が内側に曲がっているもの。
- 53 異邦人：新良田教室の先生。
- 54 ボタンかけ：手の不自由な入所者がボタンをかけるための道具。
- 55 すずめのまくら：指を開かせるための道具。
- 56 園金：園内のみで通用するお金のこと。施設が外部に発注し、アルミ盤、あるいは真鍮盤に一銭、五銭、十銭、一円の刻印を押して作ったもの。1948（昭和23）年に廃止された。
- 57 自宅収容患者：強制収容ではなく、自ら申し出て療養所に来た人。
- 58 正金：日本銀行発行の貨幣のことで、園内では使用が禁止された。
- 59 大愛生：国立療養所第1号で、救癩の父と呼ばれた光田園長のいる愛生園を救癩のメッカと呼び、自負心を高めるために職員が言い出したと言われている。
- 60 開拓患者：光田園長が、国立療養所第1号の愛生園に、自分の目指す園を作ろうと多磨全生病院から連れて来た、所内作業、宗教、文化面のリーダーとなるべき人たち。
- 61 一大家族：園長は親、職員はその補佐、患者はその子どもであるという光田園長の構想。愛生園園歌2番の「なやみよるこび ともにわかちつ 我らが営む 一大家族」にも見られる。
- 62 感謝党：光田園長を親と仰ぎ、園内の紛争事にはいつも園長側に立った人。
- 63 植民地：戦時中、住宅地から離れた果樹園、農区、畜産部、そしてそこを経営する人に与えられた住み込みの住宅があった場所。
- 64 十坪住宅：戦前は入園希望者が多く、不足した住宅を民間拠金で建設した。2部屋十坪4名収容の住宅のこと。
- 65 救癩戦線：大東亜戦争の拡大に伴い、東南アジアの患者を救おうと光田園長たちが提

唱した。

- 66 草津送り：群馬県の草津にある療養所、栗生楽泉園には重監房があり、各療養所で反抗的だと見なされた患者が送り込まれた。劣悪な環境で命を落とした人もいたため、「草津送り」と言って恐れられた。
- 67 少年舎あがり：幼少時にハンセン病を発病し、療養所に来た人。世間のことを知らないという差別の意味を込めて用いられた。
- 68 お成り道路：1941（昭和 16）年、軍事院総裁朝香玄が愛生園訪問時に歩いた道路。光が丘に通じる新道で、海岸から白砂を運んで幅 50 センチ位に敷き、その上にクレゾールを撒いた。
- 69 報国農園地獄坂：戦前、日出居住地の東、海拔 40 メートルあたりの山林を伐採し、跡地を 20 坪に区割りして、供出を前提とした耕作が認められた。そこに到る平均 30 度の傾斜を持った 100 メートルの、一気に上がらなければならないほど急な坂道。
- 70 船越の関：長島の中央にある幅 4、5 メートルにくびれた所。近くに船着き場があり、光明園に通じる唯一の陸路だった。また、そこには「受付」があり、職員の出退勤のチェック、患者面接の受付、帰省者の書類提出所となっていた。
- 71 口の曲がった者は病気が固い：ハンセン病にはいくつかの種類があるが、そのうち口が曲がるのは乾性の症状である。伝染性はないが、治療によって却って病気が騒ぐので、無治療の人が多かった。
- 72 下駄に灸をすえる：乾性の人一旦足裏に傷を作るとなかなか治らなかった。そのため、ガーゼ・包帯で膨らんだ部分を下駄の表面で圧迫しないよう、穴をくり抜いた。その際、火になった炭を下駄の一番力が入る部分にのせて焼くのが一番自然で、傷にやさしい穴があいた。
- 73 異常を頼んだらごさを敷け：診療時間外に熱を出すなどの異常事態になった場合、大体看護師が予防衣をつけ、長靴のまま上がってきた。そのため、入口から布団の敷いてある所までごさを敷いた。1949（昭和 24）年～1955（昭和 30）年頃まで使われた。
- 74 赤水（あかすい）が出ればお迎えが近い：ブドウ糖を薄めた水薬を赤水と言った。それが「けんどん」の上に置かれると、「もうじきあの人も死ぬのだな」と思って皆が見ていた。
- 75 飛行機を飛ばす：顔や手足などに腫瘍ができると、リバガーゼ（黄色い液がしみこんだガーゼ）を当て、その上を油紙で覆い、絆創膏で井形に留めた。その形が飛行機に似ていたことからこの表現が使われた。
- 76 火葬場の煙になって故郷に帰る：火葬に立ち合った人が煙突から立ち上がる煙を見て心の中で叫んだことを、このように表現した。

5. 調査結果（表 1、表 2 参照）

調査結果について、最初に語彙・表現について述べ、続いて愛生園・光明園・小鹿島病院・栗生療養院の比較について触れる。

まず語彙・表現についてであるが、語種については漢語（例：未感染児童）と和語（例：しるこ）が多く、外来語（例：バナナ）及び外来語を含む混種語（例：ハンカチ会社）は 5 例（6.6%）と非常に少なかった。品詞については、名詞（例：社会）が圧倒的に多く、

動詞（例：おりる）はわずか3例（3.9%）で、形容詞・形容動詞の例は見られなかった。ただし、表現としては動詞で終わるもの（例：赤線が張る）が8例（10.5%）、形容詞で終わるもの（例：口の曲がった者は病気が固い）が2例（2.6%）見られた。また、動詞3例は単純語（例：あがる）だが、名詞については複合語（例：門前収容）も多かった。語形変化については、音を省略したり音を逆にしたりしたものはなく、省略語も「特看」「バスレク」の2例のみであった。

属性については、(1)病気に関わるもの（例：本病、のど切り3年、病がさわぐ）、(2)人（構成員、体の部分も含む）に関わるもの（例：壮健さん、すりこぎ、トンボとり）に関わるもの、(3)行動・行為に関わるもの（例：しるこ、バスレク、さがる）、(4)場所（土地、住居など）に関わるもの（例：なか、大愛生、十坪住宅）、(5)物に関わるもの（例：私物、たこつぼ、けんどん）、(6)その他（例：お召列車、所内通用名、一大家族）に分けた結果、(2)の人に関わるものが最も多かった。さらに「生姜」のように、従来の語彙・表現が持つ基本的な意味を変化させている用法が多いことも見て取れた。

次にこれらの語彙・表現についての愛生園・光明園・小鹿島病院・楽生療養院における調査協力者（入所者及び職員）の使用度・認知度比較であるが、「使ったことがあり意味もわかる」を選択した項目の多さにおいては、愛生園・光明園・小鹿島病院すべてにおいて、入所者の方が職員を上回っていた（楽生療養院については職員の結果なし）。また、「本病」「社会」「壮健さん」「私物」「所内通用名」「乾性の人」「タコ」「熱こぶ」については、愛生園・光明園・小鹿島病院・楽生療養院の入所者全員が「使ったことがあり意味もわかる」か「使ったことがあり意味もわかる」が半数を超える語彙であった。さらに愛生園・光明園については、「一般舎」「バスレク」は入所者・職員のすべてが「使ったことがあり意味もわかる」語彙であるという結果が得られた。

表1 使用度・認知度の比較

番号	意味	愛生1	光明1	韓国1	台湾1	愛生2	光明2	韓国2
1	すべて①	15(19.7)	10(13.2)	6(7.9)	2(2.6)	2(2.6)	2(2.6)	0
2	①半数超	26(34.2)	16(21.1)	17(22.4)	18(23.7)	1(1.3)	1(1.3)	13(17.1)
3	①-③半数超	9(11.8)	8(10.5)	2(2.6)	25(32.9)	22(29.0)	21(27.6)	2(2.6)
4	同数	3(4.0)	6(7.9)	1(1.3)	0	16(21.1)	2(2.6)	0
5	④-⑤半数超	1(1.3)	0	0	13(17.1)	0	4(5.3)	4(5.3)
6	④半数超	18(23.7)	28(36.8)	40(52.6)	18(23.7)	21(27.6)	31(40.8)	21(27.6)
7	すべて④	4(5.3)	8(10.5)	10(13.2)	0	14(18.4)	15(19.7)	36(47.4)
	合計	76(100.0)	76(100.0)	76(100.0)	76(100.0)	76(100.0)	76(100.0)	76(100.0)

表注1 1は入所者、2は職員の結果である(例:愛生1 愛生園の入所者)。

表注2 表中の数字は、項目数とその割合である(例:15(19.7) 15項目、19.7%)。

表注3 ①～⑤については本稿「3. 調査の概要」を参照。また「すべて」はすべての入所者または職員が

①を選択した、「半数超」は半数を超えた、「同数」は①-③と④-⑤が同じ数、という意味である。

表2 特有の語彙・表現

	愛生1	光明1	台湾1	韓国1	愛生2	光明2	韓国2
1 本病 (ハンセン病)	1	2	1	2	3	3	2
2 社会 (療養所の外の世界)	1	1	2	1	3	3	2
3 一般舎 (病棟ではない所)	1	1	2	6	1	1	6
4 壮健さん (健康な人)	1	1	2	1	3	3	6
5 しるこ (結婚式をあげた)	2	7	2	6	6	6	7
6 特看 (特別看護人)	2	2	3	6	4	3	7
7 報国農園 (開墾地)	2	4	2	7	3	6	7
8 私物 (患者の持ち物)	1	2	1	2	6	3	5
9 のど切り3年(喉を切った者の寿命)	2	2	3	2	4	3	5
10 労務外出 (おもに園外での仕事)	2	2	2	3	3	5	6
11 所内通用名 (偽名)	2	2	2	2	3	3	2
12 お召し列車 (患者を乗せる専用の列車)	2	1	3	6	3	3	6
13 病がさわぐ (心身病の症状が悪化する)	2	1	3	2	3	3	6
14 すりこぎ (手の指がまったくくない)	2	3	3	1	3	6	2
15 生姜 (すりこぎより少しましなもの)	2	3	6	2	7	6	2
16 がんじき (曲がった指)	3	4	6	2	7	7	6
17 バナナ (全部の指に包帯)	6	6	6	6	7	7	6
18 かんびょう巻き (洗濯した包帯を巻く)	7	7	6	6	6	6	6
19 ハンカチ会社 (使ったガーゼ伸ばし)	6	4	6	6	7	7	7
20 たこつぼ (汚れたガーゼ入れ)	6	7	6	6	6	6	7
21 赤線が張る (リンパ腺の腫れ)	2	2	3	2	4	6	7
22 くされどめ (消炎治療剤)	2	1	2	6	4	6	7
23 うま (松葉杖)	6	3	3	6	7	7	6
24 にわとり (垂足)	7	7	3	6	6	7	6
25 さがる (定められた舎に移る)	2	3	3	6	4	6	5
26 オートバイ (病室の腰掛便器)	1	6	3	6	6	6	7
27 トンボとり (園内の清掃係)	5	6	2	7	7	6	7
28 高射砲 (浴場での片足上げの格好)	7	7	5	7	7	7	7
29 バスレク (バス・レクリエーション)	1	1	5	6	1	1	7
30 収容兄弟 (兄弟以上の助け合い)	3	4	2	1	6	6	2
31 うら傷 (足の裏の傷、足底穿孔症)	1	2	3	2	4	3	6
32 門前収容 (収容所棧橋で患者を収容)	6	4	5	6	7	6	6
33 おりる (患者地区に行く)	6	6	6	6	6	3	6
34 なか (患者地区)	3	6	2	6	6	6	6
35 うえ (無菌地帯、職員地帯)	6	6	6	6	6	3	2
36 あがる (職員地帯へ行くこと)	4	6	3	6	4	3	2
37 湿性の人 (結節型の人)	1	2	3	2	3	6	2
38 乾性の人 (神経型の人)	1	2	2	2	3	6	6
39 タコ (足の裏が厚くなること)	1	1	2	2	4	6	3
40 熱こぶ (湿性の患者に熱が出ること)	1	1	2	1	3	3	6
41 2等ガーゼ、3等ガーゼ (再生ガーゼ)	2	6	2	6	6	6	7
42 ヒコーキ (ガーゼつき絆創膏)	2	2	3	6	4	6	7
43 小包に巻く (包帯を覆うように巻く)	2	6	3	6	7	7	7
44 すじきり (輸生管切除術)	2	2	5	2	4	3	5
45 舌読 (舌の感覚で点訳書を読む)	2	2	6	7	2	3	6
46 けんどん (ベッド横の木製床頭台)	1	2	2	6	6	7	7
47 未感染児童 (感染していない児童)	2	2	3	2	3	3	2
48 シッターが効かなくなった (兎眼)	6	6	3	2	6	7	2
49 覆面 (顔中に包帯をしていること)	6	6	3	6	6	6	7
50 万年ベッド (病室生活が長い人)	2	3	3	6	6	5	7

51	万年傷（難治性のらい性腫瘍・傷）	1	2	5	2	3	4	7
52	孫の手（指全体が内側に曲がっている）	6	6	2	6	7	6	7
53	異邦人（新良田教室の先生）	6	7	5	6	6	6	6
54	ボタンかけ（ボタンをかける道具）	1	1	3	1	3	3	2
55	すずめのまくら（指を開かせるもの）	7	6	6	6	7	7	7
56	園金（園内のみで通用するお金）	3	6	6	3	3	3	3
57	自宅収容患者（自ら申し出て来た人）	6	4	3	4	4	4	2
58	正金（日本銀行発行貨幣）	6	6	5	6	4	6	6
59	大愛生（救癩のメッカ）	2	6	6	7	6	6	7
60	開拓患者（全生病院から連れてきた人）	3	6	6	6	3	3	7
61	一大家族（光田園長の構想）	2	6	3	6	3	6	7
62	感謝党（光田園長側にいつも立った人）	4	6	6	6	6	6	7
63	植民地（住宅地から離れた果樹園）	2	6	5	7	6	6	6
64	十坪住宅（十坪4名収容の住宅）	2	3	2	6	3	2	7
65	救癩戦線（東南アジアの患者を救う提唱）	6	6	6	7	6	6	7
66	草津送り（重監房送り）	3	6	6	6	3	3	7
67	少年舎あがり（幼少に園に来た人）	2	3	5	6	3	5	6
68	お成り道路（軍事院総裁来園時の道路）	6	7	6	7	4	6	7
69	報国農園地獄坂（園内の傾斜が急な坂）	6	6	5	7	4	6	7
70	船越の関（近くに船着き場がある場所）	3	6	5	6	4	7	7
71	口の曲がった者は病気が固い	3	3	3	6	7	7	7
72	下駄に灸をすえる（足裏の傷の処置）	6	7	3	6	7	7	7
73	異常を頼んだらごさを敷け（処置時対応）	4	6	3	7	4	7	7
74	赤水が出ればお迎えが近い	6	6	5	6	6	6	7
75	飛行機を飛ばす（絆創膏の井形留め）	2	6	5	6	7	7	7
76	火葬場の煙になって故郷に帰る	3	6	6	2	3	5	7

表注1 表中の数字(療養所名と番号[例:愛生1]以下の数字)1-7の意味については、表1参照。

表注2 韓国の入所者1名についてはO×の回答だったため、Oを1、×を4とした。

6. 考察

米川（2009）は「集団語」を「特定の機能的社会集団（血縁的・地縁的ではない）に特有な、あるいは特徴的な仲間内の通用語のことである」と定義している。そして、社会集団の種類に基づいて「反社会的集団の語（スリや泥棒の語など）・職業的集団の語（業界用語・職場語）・被拘束集団の語（軍隊・囚人の語）・学生集団の語（学生語・キャンパス用語）・趣味娯楽集団の語（囲碁・将棋・オタクなどの語）などを指す」としている。また、集団語は古くから使用されてきた「隠語」と重なる部分もあり、梅垣編（1956）では「隠語」の意味を「仲間以外の人にわからないように作った言葉」「特定の社会集団の内部だけにしか通じない言葉」としている。

本稿で扱ったハンセン病療養所内の語彙・表現は隔離された集団で生まれており、集団語の中の被拘束集団の語彙・表現と位置づけられるが、梅垣編（1956）が「隠語」を広くとらえていることから、梅垣編（1956）も参考にしつつ上記の調査結果について考察する。

第1に語種についてであるが、近年日本語には英語からの外来語が多く見られる。しかし、本稿で取り上げた語彙・表現に外来語は少ない。これは、隔離が戦前（1945年以前）に始まり、戦前に作られた語彙・表現が多いからであろう。また、ここから、バスレクなどを除き、戦後に新しい集団語が作られていないこともうかがえる。

第2に品詞だが、梅垣編（1956）では隠語の9割近くを名詞が占めていること、形容動詞が少ないこと、形容詞も少なく、動詞は形容詞に比べると多いが、編集した辞典では名詞以外の品詞の語を合わせても1割程度だったことが指摘されている⁷⁾。本稿の76項目に

については、表現も含めるとそこまでではないが、それでも名詞の多さは際立っていた。ここから、集団語を生み出すという作業においては名詞が最優先されることがうかがえる。

第3に集団語が生まれる理由だが、梅垣編(1956)では、(A)新鮮味を求め、変化を愛する人間の心理的欲求、(B)仲間であるという意識を強めたい気持ち、言葉によって同士であることを確認したい気持ち、仲間であることを確認し、結束を高める(団結が固くなる)。仲間意識、(C)積極的には秘密を守ろうとする気持ち、消極的にはあからさまにいいたくない気持ちが働くため、(D)言うことを忌む気持ち、縁起を担ぐ気持ちが働くため、(E)社会集団内での特殊な生活様式、行動、出来事、物の味方・考え方、(F)特殊な社会集団で共通語のような役目を持つため、の6点が挙げられている⁽⁸⁾。また米川(2009)では、(a)隠蔽、(b)業務の効率化、(c)社会に背を向けたいため、社会と断絶させるため、社会に対して自らを誇示したいため、(d)職場特有の背景・行動・考え方、(e)縁起を担ぐ、(f)会話の娯楽、(g)遊び心、(h)連帯が挙げられている⁽⁹⁾。これらのうち、(B)と(h)、(C)と(a)、(D)と(e)、(E)と(d)を同じものにとらえると、ハンセン病療養所特有の語彙・表現が使用された理由も、これらのうち(1)隠蔽、(2)特殊な生活様式、(3)連帯の3点によるところが大きいのと思われる。たとえば、隠蔽については「らい病」「断種手術」を避け「本病」「すじきり」とし、特殊な生活様式については「けんどん」「ボタンかけ」「バスレク」などがあり、連帯については「一大家族」「大愛生」「収容兄弟」などがあるからである。特に「一大家族」については愛生園の園歌にも見られ、隔離されたコミュニティーの中で連帯意識を高める用語は必要不可欠だったのではないかと推察される。また、病気による身体特徴の変化については、類似した形を表す「生姜」「にわとり」のような語彙を意味変化させているところに、悲哀だけでなく一種のユーモアを感じさせる使用となっていることがうかがえる。よって、こういった語彙を使用することで、病からの苦しみが緩和された可能性もある。

第4に使用度・認知度についてであるが、本稿で調査した76項目については、戦後特効薬ができたことでハンセン病が治療可能になったことから、現在では見かけなくなった様子があること、愛生園の雰囲気も変わり、なくなってしまった場所があること、逆に今でも使われていたり実施されていたりするものがあることなどが、使用度・認知度に影響していることが見て取れた。たとえば、「異常を頼んだらごさを敷け」であるが、現在は病棟で治療が行われているためごさを敷くことはない。新良田教室も閉校したため、異邦人とみなされる教師もいない。逆にボタンをかける際の特殊な道具である「ボタンかけ」は、今でも手の不自由な人には重宝され、使用されている。現在でも愛生園・光明園で実施されている「バスレク」は、入所者のみならず職員すべてでも使用し認知している語彙、という具合である。

第5に使用度・認知度についての愛生園・光明園・小鹿島病院・楽生療養院比較であるが、まず、使用言語は異なっても、同類または類似の用語・システムが存在する場合、使用度・認知度は高くなり、存在しない場合は使用度・認知度が低くなるのが明らかとなった。たとえば、小鹿島病院・楽生療養院には「バスレク」がない。それゆえ「バスレク」に対する使用度・認知度は低い。逆に「本病」は小鹿島病院・楽生療養院でも同様な用語があったようで、両院でも高い使用度・認知度となっている。「ボタンかけ」についても、国立小鹿島病院ハンセン病博物館に展示されているように、日本と同様のものが使用されているため、小鹿島病院の入所者は全員「ボタンかけ」の語を使ったことがあり、意味も

わかる。職員においても、半数以上がその語を使ったことがあり、意味もわかるといった具合である。「社会」も日本同様、使用されていたので、やはり使用度・認知度は高い。

これ以外でも、小鹿島病院では薬剤としてダブソン（DDS）を使用していたので「収容兄弟」の代わりに「DDS 兄弟」を使用し、「のど切り 3 年」についても「知らず 3 年、知って 3 年、腐って 3 年」という類似の表現があり、「湿性の人」「乾性の人」についても「ムル病」「カン病」という語があったため、それらの使用度・認知度は高い。楽生療養院では、「すりこぎ」「孫の手」のことを「神経手」、「にわとり」のことを「神経足」と言ったようで、これらについても同様の症状があることから、使用度・認知度についてはそれなりに高い傾向が見られる。また、台湾の入所者については、すべての入所者が使ったことがあり意味もわかる項目は 2 項目しかないが、使ったことがあり意味もわかる項目が半数より多い、使ったことはないが聞いたことはある（ただし意味はわからない）が半数より多い項目を合計すると、愛生園の入所者 50 項目に次ぐ 45 項目となり、光明園の入所者 34 項目、小鹿島病院の入所者 25 項目を上回る。この理由として戦前からの入所者が 3 名いること、同じ漢字圏で意味の推察が可能であることが考えられる。

7. まとめと今後の課題

ハンセン病療養所内で使用された語彙・表現をまとめ、日本・韓国・台湾でその使用・認知状況を調査し、比較した研究は初めてであり、貴重な調査結果であるといえる。また、調査結果から浮かび上がった①これらの語彙・表現の残存・消滅時期の検討、②職員における認知度のさらなる調査、③愛生園と他の療養所とのさらなる比較・分析の 3 点を、今後の課題としたい。

付記

本研究は「平成 29 年度山陽学園大学・短期大学学内研究補助金」を得て行ったものである。また、本稿は、日本語学会 2018 年度秋季大会におけるブース発表（予稿集）に加筆・修正したものである。

謝辞

調査に関して、愛生園、光明園、小鹿島病院、楽生療養院関係者にお世話になりました。記してお礼を申し上げます。

注

- (1) 本稿では、基本的に、参考文献に「患者」と書かれているものは「患者」を、それ以外は「入所者」「人」を使用する。また、ハンセン病は 1996（平成 8）年の「らい予防法廃止法案」施行以前は「らい病」と呼ばれていた。その「らい」の表記に関しては、法案などで漢字表記にしているものについては漢字で、ひらがな表記をしているものについてはひらがなで、一般的に述べる場合はひらがなで表記した。
- (2) 5 療養所とは、青森県に設立された第 2 区北部保養院（1 道東北 6 県管轄、定員 100 名）、東京府に設立された第 1 区全生病院（関東 1 府 6 県、新潟、愛知、静岡、山梨、長野管轄、定員 350 名）、大阪府に設立された第 3 区外島保養院（近畿 2 府 10 県管轄、定員 300 名）、香川県に設立された第 4 区療養所（中国・四国 8 県管轄、定員 170 名）、熊本県に設立された第 5 区九州癩療養所（九州 7 件管轄、定員 180

名)を言う。

(3) 1968 (昭和 43) 年 3 月 31 日、邑久町立裳掛中学校分教場は休校となった。附属准看護婦養成所は、1953 (昭和 28) 年 3 月には附属准看護学院に、1975 (昭和 50) 年 4 月 1 日には附属准看護学校に名称変更された。1978 (昭和 53) 年 3 月 1 日には、附属看護学校 (2 年課程) が開校され、1979 (昭和 54) 年 3 月 31 日に准看護学校は閉校となった。新良田教室は、1987 (昭和 62) 年 3 月 3 日に閉校となった。

(4) 2008 年完成したが、島内の連結道路工事が遅延し、祝日のみ臨時開通であった。完全に開通したのは、2009 年 3 月 2 日である。また、小鹿島病院については、小鹿島全体が病院に指定されている。

(5) 愛生園・光明園の入所者については山根が、小鹿島病院の入所者・職員については山根・朴が、楽生療養院の入所者については、山根と何度か楽生療養院を訪れており、日本語・台湾語・中国語に堪能な山根の知人が聞き取り調査を行った。また、愛生園・光明園の職員については、山根がアンケート用紙を渡し、後日回収した。

(6) 項目の選定に当たっては、阿部 (1998a)、阿部 (1998b)、伊勢 (2001)、河野・外口編 (1980)、豊田 (1968a)、豊田 (1968b)、入所者からの情報などを参考にした。また、本稿第 4 章の項目の意味説明については、前掲の文献や国立ハンセン病資料館編 (2013) の説明、入所者の方々への調査で得た情報を合わせてまとめた。

(7) 梅垣編 (1956) p.507 参照。

(8) 梅垣編 (1956) pp.469-474 参照。

(9) 米川 (2009) pp.23-27 参照。

参考文献・参考 URL

愛知県健康福祉部健康対策課 (2004) 『ハンセン病の記録～ハンセン病と共に・偏見差別のない愛知を求めて～』 愛知県

阿部はじめ (1998a) 「愛生語録①」『愛生』平成 10 年 5・6 月号

阿部はじめ (1998b) 「愛生語録②」『愛生』平成 10 年 7 月号

伊勢学 (2001) 「島から消えた言葉」『愛生』平成 13 年 5・6 月号

梅垣実編 (1956) 『隠語辞典』東京堂出版

沖森卓也他 (2011) 『図解日本の語彙』三省堂

邑久光明園入園者自治会 (1989) 『風と海のなかー邑久光明園入園者八十年の歩み』
日本文教出版

上妻昭典 (1977) 「韓国のらいの現状と医療協力について」『愛生』昭和 52 年 3 月号

河野和子・外口玉子編 (1980) 「里ことば」『らい看護から』日本看護協会出版会

国立感染症研究所感染症情報センター (2019 年 1 月 14 日閲覧)

<http://idsc.nih.go.jp/disease/leprosy/page01.html>

国立ハンセン病資料館編 (2013) 『国立ハンセン病資料館常設展示図録 2012』

国立ハンセン病資料館

国立療養所邑久光明園

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/komyo/

(2019 年 1 月 11 日閲覧)

国立療養所邑久光明園入園者自治会編 (2009) 『邑久光明園創立百周年記念誌「隔離から解放へ」ー邑久光明園入園者百年の歩みー』山陽新聞社

国立療養所長島愛生園

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/aiseien/

(2019年1月11日閲覧)

佐川修・大竹章・成田稔編著（2002）『ハンセン病資料館』高松宮記念ハンセン病資料館
運営委員会

山陽新聞社編（2017）『語り継ぐハンセン病－瀬戸内3園から』山陽新聞社

柴田武（1956）「集団生活が生むことば」『ことばの講座5 現代社会とことば』東京創元
社

社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会ハンセン病回復者支援センター編（2017）『大阪にあ
ったハンセン病療養所－外島保養院』大阪市保健所感染症対策課

小鹿島病院生活資料館

<http://www.eonet.ne.jp/~yokati/siryoukan/sorokuto%20siryousitu.htm>

(2019年1月11日閲覧)

高島重孝（1979）「台湾のらい」『愛生』昭和54年11・12月号

高島重孝（1980）「韓国のらいの瞥見」『愛生』昭和55年5・6月号

滝尾英二（1997）「草創期の小鹿島慈恵医院（下）－二代院長花井善吉の時代－」

『愛生』平成9年9月号

滝尾英二（2001）『朝鮮ハンセン病史－日本植民地下の小鹿島』未来社

豊田一夫（1968a）「患者ことば[その一]」『愛生』昭和43年4月号

豊田一夫（1968b）「患者ことば[その三]」『愛生』昭和43年5・6月号

長島愛生園入園者自治会（1982）『隔絶の里程－長島愛生園入園者五十年史－』

日本文教出版

長島曙教会（1996）『約束の日を望みて－長島曙教会創立65周年記念誌－』長島曙教会

日本語学会編（2018）『日本語学大辞典』東京堂出版

ハンセン病用語集 <http://www.hansen-gakkai.jp/08-term/words.html>

(2019年1月14日閲覧)

山根智恵（2015）「長島愛生園を訪れた人々－昭和6年から昭和19年まで－」『山陽論叢』
第21巻

山根智恵（2016）「長島愛生園を訪れた人々－昭和21年から昭和40年まで－」『山陽論叢』
第22巻

山根智恵（2017）「長島愛生園を訪れた人々－昭和41年から昭和60年まで－」『山陽論叢』
第23巻

山根智恵（2018）「長島愛生園を訪れた人々－昭和61年から平成2年まで－」『山陽論叢』
第24巻

米川明彦（2009）『集団語の研究（上巻）』東京堂出版

楽生療養院

https://jp.moc.gov.tw/information_115_78375.html (2019年1月11日閲覧)

その他、愛生園歴史館、光明園、光明園社会交流会館資料展示室、外島保養院のパンフレ
ットなども参考にした。

研究ノート

地域食材の有効活用

—岡山県南部の魚介—

Cooking Methods Using Local Food

—Fish in Southern region of the Okayama Prefecture—

藤井 久美子¹⁾

Kumiko Fujii

キーワード：地域食材，岡山県南部，魚介，嗜好，調理法

Key words：local food, southern region of the Okayama prefecture, fish and shellfish, food preference, cooking methods

要旨：岡山県南部は瀬戸内海に面し，海産魚介を活用してきた魚食文化があるが，日本全国の漁業の衰退や魚離れの傾向の例外ではなく，その中にある。健康的な食生活を目指すとともに地域食材の有効活用による地域活性化を考え，岡山県南部の魚介について，聞き取り調査および大学生を対象としたアンケート調査を行った。その結果に基づき，若年層の嗜好にも合う調理法を提案した。

緒言

近年海外で注目されている日本の食文化は，1980年代に理想的なPFCバランスを有する食事構成として世界から脚光を浴びた。この栄養バランスはいわゆるご飯（主食）とおかず（副食）の構成で，必須の主食に副食として一汁三菜の組み合わせから成り立っており，江戸時代に基本形が完成したとされている¹⁾。すなわち米飯に魚，豆，野菜を組み合わせる食事構成が原形であり，三菜の中心（主菜）を魚食とする食文化¹⁾²⁾である。

現代の食生活では，主菜はたんぱく質の供給源となる魚介，畜肉，鶏卵，大豆・大豆製品であるが，中心的存在になっているのは畜肉（肉類）である。国民健康・栄養調査結果の魚介類と肉類の摂取推移を見ると，平成元年（1989年）では1人1日当たり魚介類が96.2g，肉類が75.2gだった³⁾が，平成29年（2017年）では魚介類が64.4g，肉類が98.5g⁴⁾に逆転している。また年齢別（1～6歳，7～14歳，15～19歳，20代，30代，40代，50代，60

¹⁾ 山陽学園大学総合人間学部生活心理学科

代)の年次推移(平成元年→29年)では、すべての年齢区分において魚介類より肉類を多く摂取する方向に移行している。特に15～19歳では魚介類摂取量の3.1倍の肉類摂取であり、次いで20代の2.6倍、7～14歳の2.4倍となっている。このような状況から若年層を中心に魚離れ⁵⁾があり、ひいては生活習慣病の増大・低年齢化も指摘されている。

また環境に配慮した生活や地域活性化の視点の一つとして、地域食材の有効活用、地産地消が提唱されている。そこで本研究では、健康的な食事構成、地域食材の有効活用の観点から、瀬戸内海に面するあるいは近い地域である岡山県南部で身近な魚介類について、食文化の変化や、若年層を含む大学生の意識を明らかにし、若年層の嗜好にも合う食し方を提案することを目的とした。

方法

1. 文献調査および聞き取り調査

「日本の食生活全集 33 聞き書 岡山の食事」⁶⁾、「岡山の郷土料理 365 選」⁷⁾、「岡山の魚－おいしい季節と調理方法－」⁸⁾から岡山の魚介の種類や代表的な調理法などをまとめた。また、2016年2月12日に笠岡市大島地域において、本学と協定を締結しているNPO法人大島まちづくり協議会が主催する「ふれあいサロン」の栄養士、栄養委員9名(60～70代)を対象に、この地域で特徴的な魚介やその調理法、伝統料理の食し方、若年層の嗜好の変化などについて聞き取り調査を行った。

2. アンケート調査

2016年4月にS大学の学生51名を対象に魚の嗜好性、摂取状況などについて質問紙を配布、その場で記入後、回収した。また2018年6月にS大学の学生90名を対象に岡山の魚介の認知度、食べた経験、調理法の嗜好について質問紙を配布、その場で記入後、回収し、岡山県内に10年以上居住している者57名についてまとめた。

3. レシピ開発

文献調査、聞き取り調査およびアンケート調査の結果をもとに若年層の嗜好にも合う調理法を検討した。また四季の魚介に野菜、果実を組み合わせ一汁三菜の献立を考案した。

結果および考察

1. 文献および聞き取りの情報

「岡山の郷土料理 365 選」⁷⁾は昭和55年(1980年)、「日本の食生活全集 33 聞き書 岡山の食事」⁶⁾は昭和60年(1985年)に出版されており、その頃までに日常的に食べられていた中から岡山県南部の魚介をまとめた(表1)。テンゴチはヌメリゴチまたはヌメタレと言われ岡山・倉敷地方で多く獲れる⁷⁾とされているが、現在ではあまり知られていない。

表1 岡山県南部の魚介

岡山・倉敷	フナ、ベラタ、シラウオ、アキアミ、タイ、クラゲ、フグ、ケッケ、モガイ、サゴシ、ボラ、テンゴチ、メバル、シャコ、ツナシ、ハゼ、ベイカ、スズキ
玉野	チンダイカイ、コチ

笠岡・寄島・船穂	ウマヅラハギ, イワシ, アミ, サワラ, ネプト, シャコ, ツナシ, イカナゴ, コチ, デベラ, ギザミ
備前・日生・牛窓・邑久	ガンゾウカレイ, サワラ, モチゲタ, イシガニ, ナマコ, シャコ, カキ, サヨリ, アナゴ, エビ, タチウオ, スズキ, トビウオ, ギザミ, アブラメ

近年, 岡山県農林水産部水産課ホームページ⁸⁾では「岡山の魚ーおいしい季節と調理法」が紹介されている(表2)。表1では見られなかったシズ(イボダイ)があり, 魚売り場でも見慣れているが, 時代をさかのぼると馴染みが薄かったものと考えられる。

表2 岡山の魚介

春	夏	秋	冬	通年
イカナゴ	アユ	ケツケ	チヌ	アナゴ
カサゴ	ゲタ	ヒラ	岡山カキ	マダコ
サワラ	シズ	ママカリ	タチガイ	エビ類
マダイ	スズキ		モガイ	
メバル	タチウオ		イイダコ	
アサリ	ネプト		アキアミ	
コウイカ類	ハモ		ガザミ	
ベイカ	マナガツオ		シャコ	
	メイタガレイ			
	ウミタナゴ			

一方, 2016年の笠岡市大島での聞き取り調査では以下のような情報があった。まず大島の漁港である魚介は, 表2に示した以外ではテナガダコ, カワハギ, ウマヅラハギ, イワシ, コチ, サヨリ, ハゼ, ベラ(ギザミ, キュウセン), イシガニ, ワタリガニなどであった。これらは表1では見られており, 地域性が存続していると考えられた。

表3 笠岡市大島の魚介と調理法

またこの地域でよく獲れ, 食卓に上がる調理法を表3に示した。岡山県南部で一般的な魚介と調理法であるが, メバルの煮つけの身を食した後, 骨に湯をかけて味わう骨湯(ほねゆ)は特徴的であった。この地域は昔からおもてなしの心が厚いところであり, 来訪者がある時や人々が集う時にはママカリ寿司やツナシ寿司を用意する習慣が受け継がれている。

サワラ	刺身, 炙り, 酢漬け, 西京焼き, 煮つけ
タイ	刺身, 焼き, 煮つけ, すまし汁
ゲタ	煮つけ, ムニエル, 南蛮漬け
ハゼ	だし
アミ	つくだ煮, ふりかけ
メバル	煮つけ, から揚げ, 骨湯
ツナシ	焼き, 酢漬け
ベイカ	煮つけ, 酢味噌がけ
ママカリ	寿司, 酢漬け, 焼き

若年層の嗜好の変化(子世代, 孫世代)については, メバルを子どもは食べない(骨が

苦手)、若い人は骨が嫌い、煮魚を食べない、ムニエルの方が人気、煮魚より焼き魚を好む、魚よりも肉の方を圧倒的に喜ぶ、味付けが洋風に変わってきた、刺身は食べる、魚の捌き方・料理法や旬も知らない、魚の価格が高いから魚を食べない、などであった。これらは一般的な魚離れの傾向として言われていることであるが、瀬戸内海に面した漁業の地域でありながら、世代の変化により食し方の地域性が希薄になっていると考えられた。

以上の知見から岡山県南部の魚介として、春：イカナゴ、カサゴ、サワラ、メバル、ベイカ、夏：ネプト、マナガツオ、ゲタ、シズ、秋：ケツケ、ヒラ、ママカリ、ツナシ、冬：アキアミ、ボラの15種類を選定した。

2. アンケート調査

1) 魚の嗜好性、摂取状況

対象大学生の嗜好性については、好きが82.0%、嫌いが18.0%であった(図1)。日常の調理担当者(主として親)では好きが94.1%、嫌いが5.9%であり、親世代に比べ大学生は魚の嗜好が低かった。

嫌いな者は少ないがその中、嫌いになった時期は小学校低学年が約半数を占め、次いで小学校高学年、幼稚園以下の順であり、この時期の嗜好が大学生まで続いていると考えられた。小学校低学年は学校給食の始まりで、魚介類を嫌いになる第1期との報告⁹⁾も見られる。また嫌いな理由(複数回答)は

「骨」が約7割で最も多く、次いで「味」が約5割、「におい」が約3割、「皮」が1割などであり、「骨」「味」は大学生対象の他の報告⁹⁾においても上位であった。

味覚の発達がピークとなる小学生の時期までに、魚介のおいしい味覚情報を脳に蓄積させることが重要であると考えられる。そのためには離乳期から始まる魚の摂取において、離乳食を与える側が「目的は魚の味を体験させること」であると意識することが大切であろう。おいしさを知っていれば、骨を除く労を厭わず食べたいに結び付くと考えられる。乳幼児の親世代も「魚より肉」の摂取傾向にあるが、子どもの将来の健康のためだけでなく、これを機に自分たちも含めて健康的な食生活を目指すために意識を持っていくことが望まれる。

魚の摂取頻度については「週1回」が最も多く45.1%で、平均1.8回であった(図2)。一方で、魚を食べたい頻度では「週3回」が41.2%で最も多く(図3)、現状よりも魚の摂取を増やしたいと考えていることがわかった。

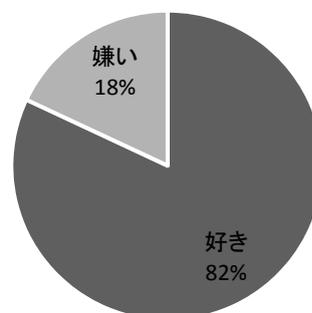


図1 魚の嗜好

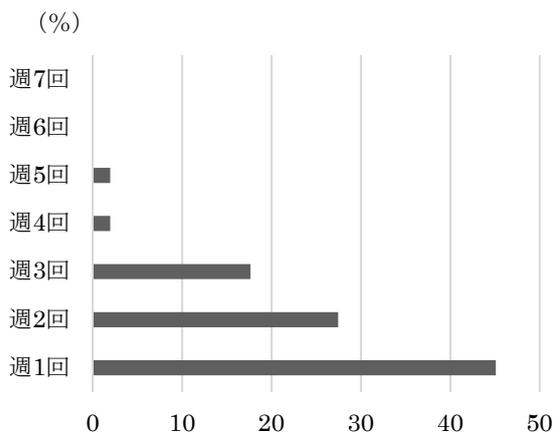


図2 摂取頻度

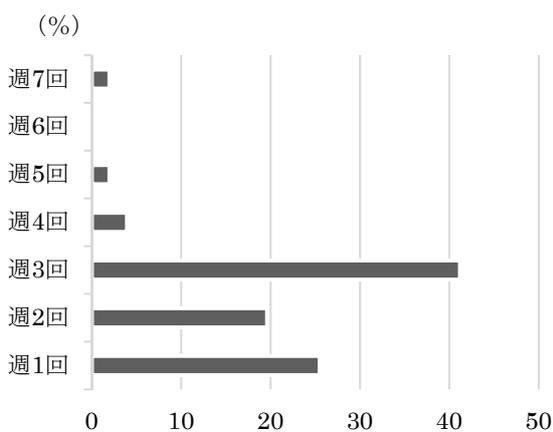


図3 食べたい頻度

魚の調理については「できない」が70.6%で多く、できない理由は「調理法がわからない」が61.1%で圧倒的に多く、これは全体の43.1%に相当した。自分で作ることができる魚料理は1人当たり1~3品の回答で、「煮つけ」「揚げ魚」が多かった(図4)がともに全体の9.8%に過ぎなかった。

好きな調理法(複数回答)については1人当たり平均3.8個の回答で、「刺身」が全体の64.7%で最も多く、次いで「寿司」が56.9%、「煮る」が52.9%、「フライパン焼き」と「網やグリル焼き」が47.1%などであった(図5)。他の報告⁵⁾では「焼く」「生」「煮る」が上位3種であり、今回の対象者では「生」の嗜好が強く、「焼く」の嗜好がやや低い特徴が見られた。これは対象者の居住地域の影響があると考えられた。すなわち上記報告⁵⁾では奈良県を中心に大阪府、京都府などであったが、今回の対象者は岡山県南部が中心で比較的瀬戸内海に近い地域であり、鮮度が良いと適する「生」が最も好まれ、その次に「煮る」という郷土的な順位が反映されていると考える。

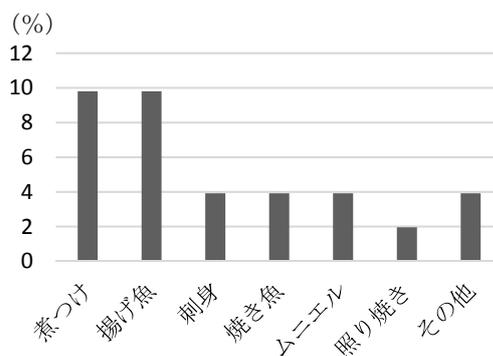


図4 作ることができる魚料理

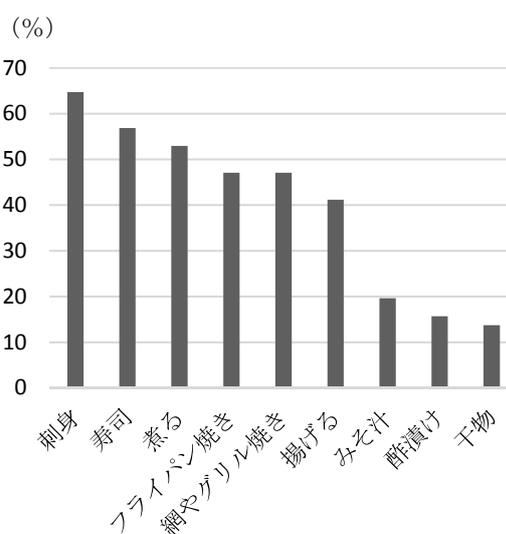


図5 好きな調理法

好きな魚介類（複数回答）は「サケ」が最も多く47.1%で、以下「サバ」と「マグロ」が15.7%、「エビ」が13.7%などで10%以上であった（表4）。またよく食べる魚介類（複数回答）は「サケ」が56.9%で最も多く、次いで「サバ」が41.2%、「ブリ」が13.7%、「エビ」が11.8%などで10%以上であった（表5）。

「サケ」が好まれよく食べられている状況は、大学生⁹⁾だけでなく幼児⁹⁾も同様であり、近年家庭で消費される魚種別鮮魚購

入数量では1位で、全国の傾向⁹⁾と言われている。好きな調理法として「刺身」や「寿司」が多かったが、これも「サケ」が食べられていると推測された。柔らかくくせのない味が好まれ、年間を通して入手しやすいためと考えられた。

2) 岡山の魚介の活用状況

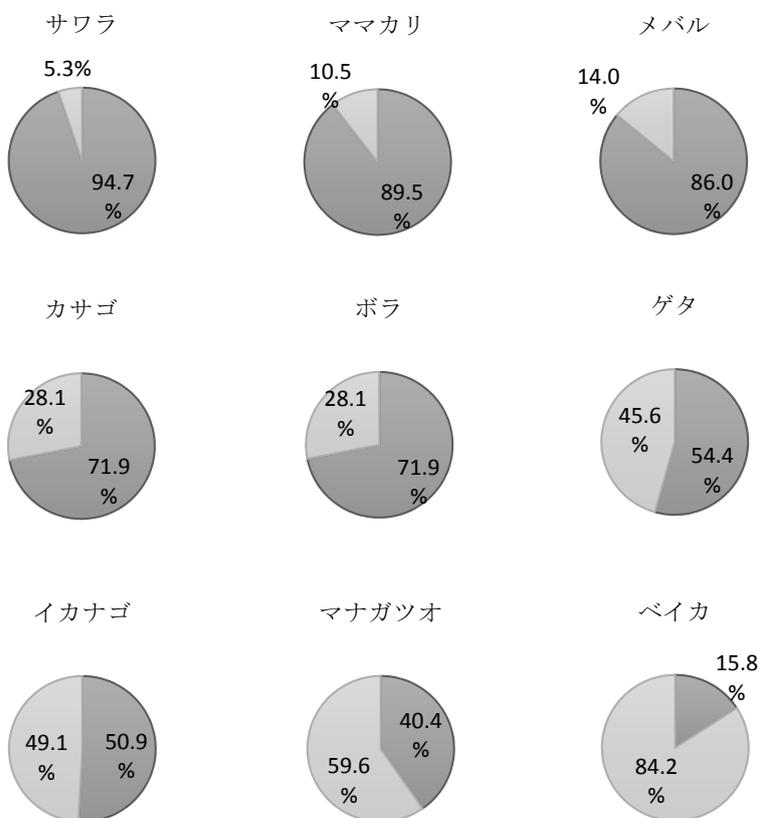
文献および聞き取り調査から選定した15種類の魚介について、認知度はサワラが最も高く95.7%、次いでママカリが89.5%、メバルが86.0%などであった（図8）。サワラは少なくとも江戸時代以降、岡山と縁深い魚として魚食文化を形成している¹⁰⁾。現代でも平成15・16年度実施の全国調査において、サワラの利用は岡山県が最多事例で次ぐ徳島県の約3倍である¹⁰⁾。同様にママカリ（サツパ）

表4 好きな魚介 (%)

サケ	47.1
サバ	15.7
マグロ	15.7
エビ	13.7
タイ	7.8
ブリ	7.8
サンマ	5.9
イカ	5.9
タコ	5.9
アジ	3.9
タラ	3.9
ホタテ	3.9
カキ	3.9

表5 よく食べる魚介 (%)

サケ	56.9
サバ	41.2
ブリ	13.7
エビ	11.8
アジ	7.8
サンマ	7.8
マグロ	5.9
イカ	5.9
タコ	5.9
サワラ	3.9
メバル	3.9



の消費も大半が岡山県であり¹¹⁾、ともに今回大学生にも知られていることが明らかになった。

一方、認知度が低かったのはヒラ8.8%、ツナシ（コノシロ、コハダ）1.8%などであったが、これらは平成15・16年度実施の全国調査において岡山県の利用が最多であった¹¹⁾。

この調査の対象者は各世帯の主たる調理担当者（20歳代以上）であるため、大学生（10～20歳代）とは差異があり、今回の対象者では高い年齢層での食し方は受け継がれていないと考えられた。

食べた経験については、認知度1位のサワラが84.2%であったが、2位のママカリは64.9%と低下し、3位のメバルでは49.1%と半数未満であった（図9）。次いでカサゴ、ボラは認知度が71.9%であったが、食べた経験がある者は3割未満であった。またゲタは認知度が54.0%で中程度であったが、知っている者の約8割は食べた経験があり、その比率は高いことがわかった。

調理法の嗜好（複数回答）については、認知度、食べた経験ともに1位のサワラでは食べた経験がある者のうち45.8%が刺身を好み、最も多かった（図10）。次いでフライパン焼き39.6%、煮る37.5%、揚げる29.2%などを好む者が多かった。刺身を好む傾向は2016年調査と同様であった。一方で岡山県の郷土料理¹⁰⁾として一般的な調理法である焼き物（網やグリル焼き）を好む者は見

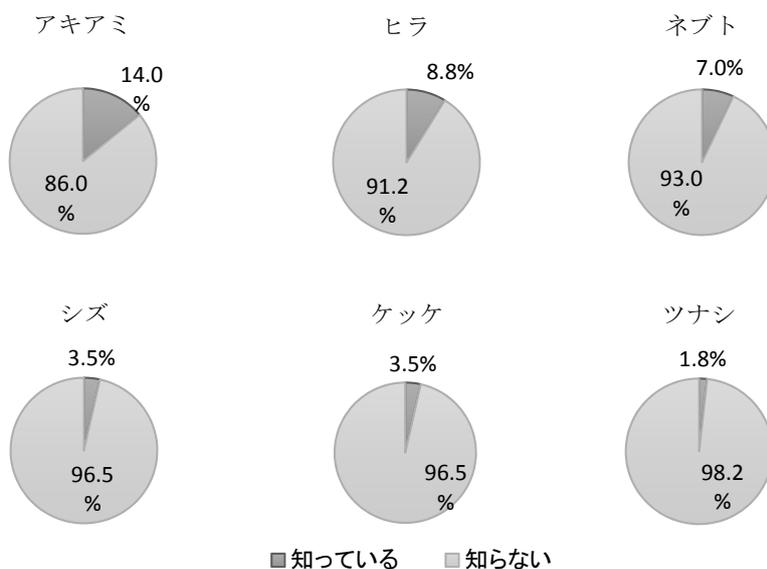


図8 魚介の認知度

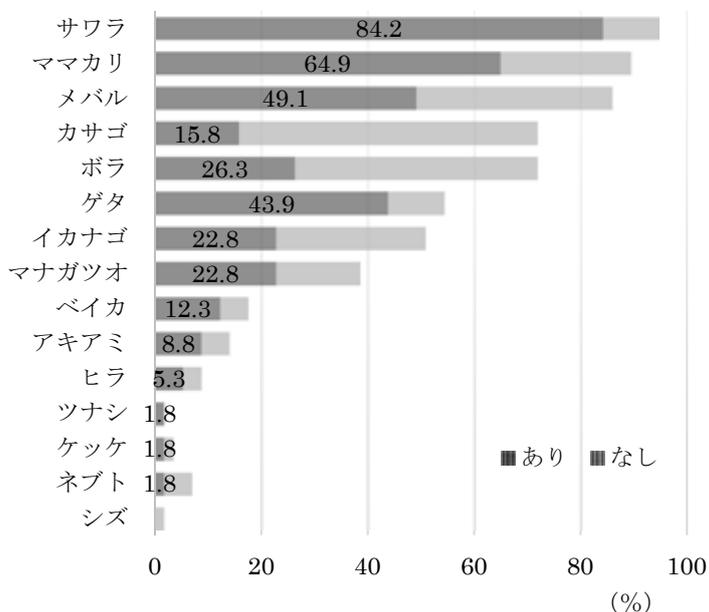


図9 魚介の食経験

られず、若年層の嗜好の特徴と考えられた。サワラに次ぐママカリでは食べた経験がある者が好む調理法は酢漬けのみが37.8%で特に多かった(図11)。平成15・16年度実施の全国調査においてママカリの消費の大半は岡山県であり、調理法は限定的で酢漬けが約6割を占め最も多かった¹¹⁾と同じ傾向であった。しかし代表的な調理法の一つである「焼いた後、酢漬け」が認知されているかは今回の結果からは不明であり、学生からは「知らない」との声もあり伝統的な食し方が継承されているか懸念された。

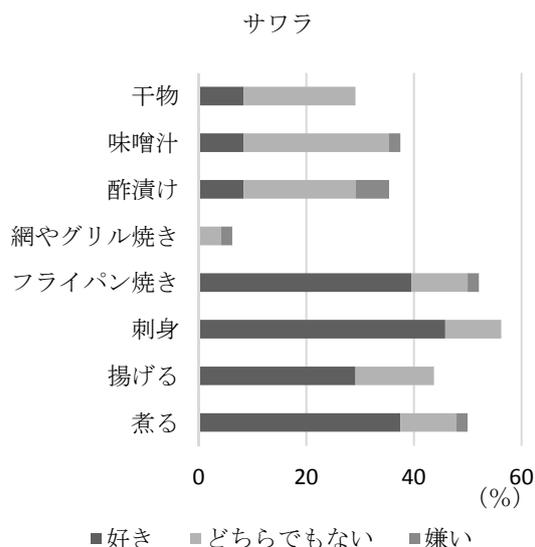


図10 調理法の嗜好度

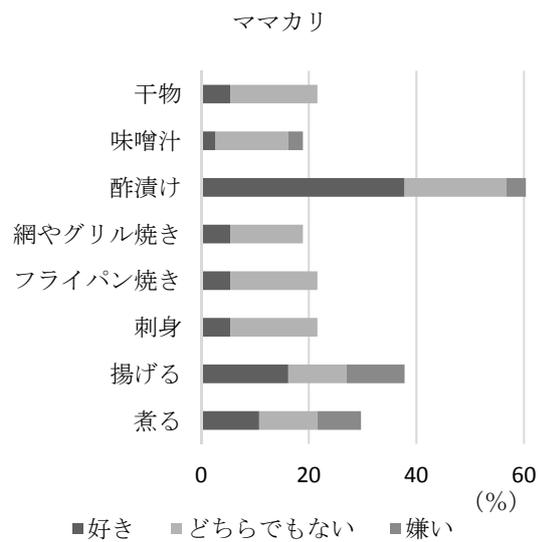


図11 調理法の嗜好度

3. レシピ提案

アンケート調査の結果、刺身や寿司など生食の嗜好が多かったことから、調理法の幅を広げるために加熱調理をコンセプトの一つとした¹²⁾。次に嫌いな理由では骨が一番多かったことから、骨を気にせず食べられることをコンセプトの二つ目とした¹²⁾。さらに大島での聞き取り調査の結果から、若年層の嗜好に合う調理法をコンセプトの三つ目にした¹²⁾。

1) イカナゴ

旬の時期は春であり、2月からイカナゴ漁が始まるため春を告げる魚として有名である⁸⁾。袋待網では成魚を、船びき網では春に生まれた稚魚を主に漁獲する⁸⁾。

① イカナゴの豆腐ハンバーグ¹³⁾

イカナゴの外観を気にすることなく若年層にも食べやすい豆腐ハンバーグにした。臭みを除くため、日本酒に1時間漬けた後に水分を拭き取り、みそ、醤油、しょうが絞り汁を合わせた中にイカナゴを入れ1日漬ける。



2) メバル

主な産地は東北、関西、瀬戸内、九州が有名であり、旬は4~6月「春告げ魚」と呼ばれる¹⁴⁾。

① メバルの軍艦・骨湯 (ほねゆ) ¹²⁾

メバル煮つけの身を軍艦の形にし、子どもにも食べやすい。大島の聞き取り調査で分かった骨湯 (煮たメバルの身を食べた後、骨に湯をかけて汁を味わう) という食べ方でメバルのおいしさを最大限に味わう。



3) ゲタ

主な産地は瀬戸内、九州であり、旬は夏である ⁸⁾。店頭では、「ゲタ」という名前で売られていることが多いが、イヌノシタ、コウライアカシタビラメ、アカシタビラメ等、いくつかの種類がある ⁸⁾。

① 温たまゲタ井・エンガワのから揚げ ¹³⁾

井にすることで若年層の嗜好に合う。煮付けを井にすることで煮汁がご飯にかかり食欲が増す。ゲタの縁側を外してから煮付けにすることで、骨から身のみを取りやすい。また縁側をから揚げにすることで廃棄を少なくできる。生卵ではなく温卵を使用して衛生面に配慮した。煮魚のおいしさを若年層に親しんでもらいたい。



4) ヒラ

主な産地は瀬戸内、旬の時期は秋頃だが、春から初夏にかけて産卵のために瀬戸内に入ってくるため漁獲は春から初夏にかけてが多い ⁸⁾。小骨が多いため骨切りして使う ⁸⁾。多数ある尖った骨が原因か、美味にもかかわらず消費量は少ない。

① 豆腐コロッケ ¹²⁾

ヒラ、水切りした豆腐、卵、塩をミキサー (またはフードプロセッサー) にかけて円盤状にまとめ、オリーブオイルをしみ込ませたパン粉をつけてオーブンで焼く。



② 青梅煮 ¹³⁾

煮汁に青梅シロップ漬けとその青梅酢を加えて煮つけ、翌日まで煮汁に浸ける。小骨は酢の効果で柔らかくなり、気にすることなく食べられカルシウムも摂取できる。

③ ひりょうず ¹³⁾

ヒラ、ゆでた親いも、豆腐、塩、卵をミキサー (またはフードプロセッサー) にかけて丸めて揚げる。

④ かき揚げのせふわとろ井 ¹³⁾

骨切りしたヒラを薄く切り、ささがきごぼうとかき揚



げにする。白飯の上に刻み大葉と半熟のスクランブルエッグをのせ、かき揚げをのせる。



5) ママカリ

主な産地は瀬戸内であり、旬は9月～11月で淡泊な味の小魚¹²⁾。生の酢漬は岡山名産である。

① 米粉パン¹²⁾

開いて内臓と骨を取り除いたママカリを焼き、米粉パン生地に埋め込んで、フライパンで両面を焼く。醤油、みりん、酒、片栗粉で作ったたれをかける。



6) アキアミ

主な産地は岡山、旬は冬である⁸⁾。一般に「アミ」と呼ばれ、釣り餌によく使われている「オキアミ」の仲間ではないが、「秋にまとまって獲れるアミに似たエビ」ということからこの名前がついたと言われている⁸⁾。スーパーなどでは冬に生のアキアミなどを見かけ、干しアミは一年中手に入れることができる。大根との煮付、塩辛などが伝統的であるが、干しアミを使用することで年中作ることができる新たな食べ方を考えた。

① クリームコロッケ¹³⁾

ゆでて潰した親芋とアミ、ホワイトソースを合わせてクリームコロッケにする。

② お焼き¹³⁾

ゆでて潰した親芋とアミ、薄力粉、卵、塩・こしょう、干しねぎ、カッテージチーズを混ぜ、円盤状に焼く。調理が簡単で、カルシウム補給のおやつになる。



7) 四季の大島ごはん¹³⁾

笠岡市大島地域の四季の魚介、野菜、果実を組み合わせ一汁三菜の献立を考案し、栄養価計算値（概算値を含む）を示した。

・春

主食：メバル軍艦
 汁物：骨湯
 三菜：春野菜のかき揚げ
 キャベツのピーナッツ和え
 イチゴのパバロア

654kcal , P:F:C=20:36:44 (%)
 たんぱく質 33.1 g , 脂質 35.7 g ,
 炭水化物 70.9 g

・夏

主食：温たまゲタ井
 汁物：枝豆スープ
 三菜：オクラとトマトの島ポン酢おろし
 エンガワのから揚げ
 やまももの寒天

635kcal , P:F:C=20:15:65 (%)
 たんぱく質 31.7 g , 脂質 10.5 g ,
 炭水化物 99.6 g

・秋

主食：ひら天まん
 汁物：親いもポタージュ
 二菜：きのこのチーズフリット
 焼き芋スイートポテト

775kcal , P:F:C=13:35:53 (%)
 たんぱく質 24.6 g , 脂質 29.8 g ,
 炭水化物 100.7 g

・冬

主食：レンコン玄米粉ピザ
 汁物：野菜スープ
 二菜：カブとカキの生春巻き
 きんかん大福

727kcal , P:F:C=12:30:59 (%)
 たんぱく質 21.2 g , 脂質 23.8 g ,
 炭水化物 107.3 g



結言

魚離れと言われて久しいが、近年もその傾向は進行している。海に面した地域も漁業は高齢化、衰退が顕著である。消費する側から見れば、身近に鮮魚を入手できる専門店が年々消失していき、特に現在はスーパーマーケット等の立地によってはサケやサバなど限定的な種類の切り身のみで、鮮魚が見られないところもある。鮮魚は入手が難しく、調理法もよくわからないなどの理由から食す機会が少なくなっているが、本研究に見られたように若年層が必ずしも魚介を嫌いではないことがわかる。すなわち刺身や寿司が好まれているのは、現状で購入や外食により準備しやすく食べやすい食し方に、幼少期から馴染んできた結果と考えられる。地域で長い年月受け継がれてきた魚食の文化は、その同じ環境の中で生きてきた私たちの命を存続させるものであり、環境と共存できる生活と考える。最近では海洋の環境問題も懸念されるが、自らの生活を守りつないでいくために魚介を安全に食していただくことを望みたい。

引用文献

- 1) 福田靖子編著：食生活論〔第2版〕食の機能と食事観－，朝倉書店（東京），2000
- 2) 江原絢子・石川尚子編著：日本の食文化 「和食」の継承と食育 新版，アイ・ケイコーポレーション（東京），2016
- 3) 厚生労働省：平成元年調査結果
http://www.nibiohn.go.jp/eiken/kenkounippon21/eiyouchousa/kekka_syokuhineiyouso_chousa_nendo.html
- 4) 厚生労働省：平成 29 年 国民健康・栄養調査結果の概要 -
<https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000351576.pdf>
- 5) 志垣瞳，池内ますみ，小西富美子，花崎憲子：大学生の魚介類嗜好と食生活，日本調理科学会誌 37(2)，206-214，2004.
- 6) 「日本の食生活全集 岡山」編集委員会：日本の食生活全集 33 聞き書 岡山の食事，農山漁村文化協会（東京），1985.
- 7) 山陽新聞社出版局：岡山の郷土料理 365 選，山陽新聞社（岡山），1980.
- 8) 岡山県農林水産部水産課：岡山の魚 ーおいしい季節と調理方法ー，
<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-29164.html>，2009.
- 9) 戸塚清子，峯木眞知子：魚介類およびその料理に対する全国保育園児の嗜好の変遷ー1996年～2012年調査ー，日本食生活学会誌 27(1)，31-39，2016.
- 10) 畦五月：江戸時代以降の岡山県のサワラ及びサヨリの食習慣，日本調理科学会誌 50(6)，245-253，2017.
- 11) 畦五月：岡山県南部地域におけるヒラ，サッパ，コノシロの食習慣の変遷，日本調理科学会誌 49(6)，362-370，2016.
- 12) 大橋淳紀：地域の魚の有効活用－若年層の嗜好性向上を目指して－，平成 28 年度生活心理学科卒業研究論集，2016.
- 13) 青葉真輝：地域の魚介の有効活用，平成 30 年度生活心理学科卒業研究論集，2018.
- 14) 角 謙二：「知っておきたい 魚の基本」，榎出版社（東京），2011.

報告

保育士を対象とした「リアリティショック対応研修会」

松浦 美晴¹⁾・上地 玲子²⁾

Miharu Matsuura, Reiko Kamiji

キーワード：リアリティショック，保育士，研修会

Keywords：reality shock, Nursery teachers, Workshop

背景：保育士の早期離職とリアリティショック

女性の社会進出に伴い、保育利用希望者が増加しているが、保育所の定員が追いつかず、年々待機児童の問題が深刻になりつつある。厚生労働省の発表によれば、保育園の待機児童数は、平成29年10月において55,433人であり、前年10月より7,695人増加した（厚生労働省，2018）。増加幅は年々拡大している。厚生労働省は2013年に「待機児童解消加速化プラン」（厚生労働省，2013）を作成した。また、待機児童問題解消には、保育士数の確保が重要であるため、2015年に数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を進める「保育士確保プラン」（厚生労働省，2015）を策定したが、保育士の確保は進んでいない。保育士不足の背景には、保育士の離職の多さがある。2013年の調査では、養成施設卒業者のうち2.2万人、再就職を加えると4.9万人が保育士として就職したが、3.3万人が離職した（厚生労働省，2017）。離職を防ぐことが保育士確保につながるといえる。

厚生労働省の「待機児童解消加速化プラン」は、「新人保育士を対象とした離職防止のための研修」として、「就職前の期待と現実とのギャップ（リアリティショック）への対応方法」の研修が必要であるとする。

リアリティショック（以下、RS）とは、「高い期待と職務上経験するフラストレーションとの衝突」（Hall, 1976）、「組織での仕事・組織に所属することについての期待・現実感のギャップ」（Schein, 1978）、「組織参入前に抱く仕事上の期待と組織の一員となってからの経験との不一致」（Dean, Ferris & Konstans, 1988）などと定義される。

このRSをとらえるにあたり、ストレスモデルを用いる立場が存在する。すなわち、ストレスラーにより引き起こされるストレス反応という枠組みを用いて、RSを捉えるモデルである。先行研究において、水田（2004）は、ストレス・コーピング理論（Lazarus & Folkman, 1984）を研究枠組みとして用い、KramerのRSにおける定義（Kramer, 1974）の「予期

1) 2) 山陽学園大学生生活心理学科

せぬ苦痛や不快さを伴う現実」をストレス刺激ととらえ、刺激への認知評価と対処の結果、ストレス反応としての「ショック反応」が生じるとした。また、岡本・岩永（2015）は、主観的なギャップの認知は認知的不整合、すなわち、「自分の経験した状況・刺激が予測とは異なるために、予測や構えが崩壊することで不安が喚起される状態」（Epstein, 1972）となってRSの症状を引き起こすとした。岡本・岩永は、新人看護師のRSを「自己に対して抱いている能力や自己評価と、就職した職場の環境や仕事内容など現実とのギャップが認知的不整合を引き起こし、それがストレスとなりストレスが喚起された状態」とし、ギャップの認知の測定尺度を作成した。同様に、保育士のRSを、『就職前の予想と就職後の現実のギャップ』がストレスとなり、ストレスが喚起された状態」と捉えることができる。

本研究の目的

先述のように、厚生労働省は、新人保育士を対象にRSへの対応方法の研修を行うことを推進している。こうした研修の例として、浦井（2008）の報告があるが、これは、「新任保育者研修」の一部としてRSと精神健康との関係についての講義を行ったとのことであり、RSのみに焦点を絞った研修ではない。

厚生労働省のプランを受け、A県は、県内の保育者を対象とする「RS対応研修会」を開催した。著者らが講師を担当した。本論は、この研修会の報告である。

研修会では、ストレスモデルを採用した。そのことにより、当事者である新人保育士が行うRS対策を、ストレスを引き起こしているストレスラーを知り、それに対する対処法を学ぶストレスマネジメントとしてとらえることができる。そこで、第1回研修会の目的を、新人保育士がストレスラーとなるギャップとそれへの対応策について理解を深めることとした。

ストレスは、周囲からのサポートによって減少する（宗像，1993）。1998年の保育者を対象としたソーシャルサポート研究では、職場内のサポート保有状況の因子として、包括的に保育活動の方向性を示唆する「ガイダンス」的なサポート因子、職場を離れ、共通の趣味などを通して緊張を緩和解消していく、「娯楽関連」サポートの因子、保育活動時にダイレクトに与えられる「実際」的なサポート因子の3つが抽出され、すべて精神健康状態と負の相関を示した（嶋崎，1998）。

特に新人保育士は、周囲からのサポートを必要とする。松浦・上地・皆川・岡本・岩永（印刷中）においては、新人保育士は周囲からのサポートによって自分の成長を実感できるが、サポートが無いと自らの能力不足を実感してしまうことが示唆された。宮崎（2016）においても、職場サポートは新人保育士としての自己肯定感を高めるとされている。新人保育士に対しサポートを行う立場にあるのが、職場の先輩である管理職保育士・中堅保育士である。中平・馬場・竹内・高橋（2016）は聞き取り調査から、若手保育士が保護者対応にあたって先輩保育士による援助を必要とすることを示した。彼らが効果的にサポートを行うことで、新人保育士のRSを緩和できると考えられる。

そこで第2回研修会の目的を、中堅保育士・管理職保育士が新人保育士の認知するギャップと求めているサポートを理解し、サポートの実現について考えることとした。

ところで、質的アプローチを用いた協働型の園内研修を提案した境ら () は、保育士研修の手法として、KJ法 (川喜田, 1967) の利点を述べている。KJ法とは、バラバラな情報を組み立て統合することにより、ボトムアップに理論を見出してゆく方法で、川喜田 (1967) の考案によるものである (難波, 2005)。川喜田によれば、問題を共有するためには、それをわかりきったことと思わず一度全部吐き出し、それをフィードバックして確認することが必要であり、KJ法はそのための利点を持つとされる。まず、多くの意見をまとめることができるうえ、それを前提として、收拾がつかなくなることを恐れず自由に意見を出すことができる。そして、KJ法の図解がフィードバックとなり、問題を共通の意識で掴めるだけでなく、「価値ある生産物を生み出した」という感情的な満足が得られるという。

境・濱名・保木井・伊勢・サトウ・安田 (2018) は、こうした利点を踏まえ、研修の手法として、KJ法を使用している。境らは、保育中の出来事に対する自らのとらえ方を振り返り、それが独断的・近視眼的にならないように、同僚と対話し意見をもらうことで、自らの無自覚な側面を自覚化することができるとしている。そこで、本研究の研修でも、RSをもたらずギャップやサポートについて保育士としての経験や意見を参加者間で共有し、理解を深めるグループワークの手法として、KJ法に準じた方法を使用することにした。

なお、本論では研修において参加者から得られた反応をデータとし、次の3つを検討する。1つめは、新人保育士の経験する「就職前と就職後のギャップ」とそれへの対応である。2つめは、新人保育士が先輩保育士に求めるサポートの内容と、中堅保育士・管理職保育士にとってのサポート実現可能性である。3つめは、研修会の効果である。

方法

新人保育士研修会の概要

対象 平成30年4月よりA県内の保育施設に勤務する、就職1年目の新人保育士を対象とした。

研修の目的 「新人保育士がRSについての知識を得、ストレスサーとしてのギャップとその対応策について考え、同じ立場の新人保育士とそれらを共有し、理解を深めること」が目的であった。

開催時期 看護師を対象とした調査では、RSに陥っている者は就職後3か月時に最も多かった (水田, 2004)。そこで、新人保育士が就職して3か月後にあたる、平成30年7月に開催した。

研修の案内 A県から、県内保育施設に案内を送付した。

研修内容 (1) 講義：RSについて 「RSとは何か」について、ストレスモデルに沿った内容を解説した。パワーポイントでイラストや図表を示しながらおこなった。(2) セルフチェック：RSとソーシャルスキル チェックリストによる、RSとソーシャルスキルのセルフチェックを実施した。RSのチェックリストとして、保育士RS尺度 (松浦・上地・皆川・岡本・岩永, 2018) を用いた。これは、新人保育士が認知する「就職前の予想と就職後の現実の間のギャップ」を測定する尺度である。「業務負担の重さ」「職場の問題」「力量不足」「心理的孤立」の4つの下位尺度、計27項目で構成される。ソーシャルスキルとは、「対人関係を円滑にするための技能。相手から肯定的な反応をもらい、否定的な反応を避けるための技

能」(菊池 1988)である。このチェックリストとして、Kiss-18(菊池, 1988)から6項目を用いた。(3) **セルフワーク：ストレスサーとしてのギャップと対応** 参加者にワークシートを配布し、「就職前の予想」、「予想についての就職後の現実」「予想と現実のギャップにどのように対処したか」記入するよう求めた。(4) **グループワーク：ギャップと対応策について参加者間で共有し理解を深める** 参加者を5, 6名ずつのグループに分けておこなった。参加者は、「就職前の予想」、「予想についての就職後の現実」「予想と現実のギャップにどのように対処したか」について、グループのメンバー全員で出し合い、分類し、3つを対応付ける形で、模造紙に配置した。(5) **発表：ギャップと対応策について参加者全員で共有する** 各グループから1名ずつが発表者となり、グループワークで得られた予想と現実のギャップと、それへの対処方法について口頭発表を行った。(6) **アンケート記入** 参加者にアンケートを配布し、記入を求めた。アンケートの項目は、今後の研修についての要望等であった。また、「研修会の感想」、「先輩保育士にしてほしいサポート」について、自由記述を求めた。

管理職保育士・中堅保育士研修会の概要

対象 A県内の保育施設に勤務する、管理職保育士・中堅保育士を対象とした。

研修の目的 「中堅保育士・管理職保育士が新人保育士のRSを理解し、サポートについて考えること」が目的であった。

開催時期 保育施設の仕事の繁忙期ではない、平成30年12月に開催した。

研修の案内 A県から、県内保育施設に案内を送付した。

研修内容 (1) **講義：RSについて** 「RSとは何か」について、ストレスモデルに沿った内容を解説した。パワーポイントでイラストや図表を示しながらおこなった。(2) **新人保育士研修会の報告** 前回の研修に参加した新人保育士の反応を、個人が特定できない形で次のように紹介した。①セルフチェックの結果として、保育士RS尺度とKiss-18からの6項目について、参加者の得点分布を紹介した。②アンケートで得られた「先輩保育士にしてほしいサポート」についての自由記述をカテゴリーに分類したものを紹介した。(3) **セルフワーク：新人保育士が求めるサポートの具体的な実践方法** ここで参加者を5, 6名ずつのグループに分けた。グループごとに、課題として(2)の②「先輩保育士にしてほしいサポート」を2カテゴリーずつ割り振った。ワークシートを配布して、それぞれのカテゴリーに対する「具体的で可能なサポート方法」「サポートの難しい点とその理由」を記入するよう求めた。(4) **グループワーク：サポートの実践について参加者間で共有し理解を深める** グループごとにグループワークをおこなった。参加者は、「具体的で可能なサポート方法」「サポートの難しい点とその理由」について、グループのメンバー全員で出し合い、分類し、2つを対応付ける形で、模造紙に配置した。さらに、「困難を超えた実践策」について、話し合うよう求めた。(5) **アンケート記入** 参加者にアンケートを配布し、記入を求めた。アンケートの項目は、今後の研修についての要望等であった。また、「研修会の感想」、「新人保育士の指導で困っていること」「これまで保育の仕事が続けられた理由」について、自由記述を行った。これまでに自身が保育士を辞めたいと思ったことがあるかどうかについても、1:「まったくない」から5:「いつも思う」までの5段階評定を求めた。

分析対象

新人保育士研修会では、セルフチェックの回答、セルフワークシート、アンケートへの回答を分析対象とした。管理職保育士・中堅保育士研修会では、セルフワークシート、ア

ンケートへの回答を分析対象とした。

倫理的配慮

研修の始めに、参加者に上記をデータとして使用することについて、プライバシーの保護、匿名性の保持、不利益はないこと、結果は学会などで公表するが個人が特定されないこと、提出は任意であり提出をもって同意とみなすことを口頭で説明した。

結果

参加者の概要

新人保育士研修会参加者 新人保育士研修会の参加者は54名であり、うち常勤保育士49名、非常勤保育士2名、任期付き1名、記載なし2名であった。セルフチェックにおける保育士RS尺度（取りうる得点範囲1から5）では、「業務負担の重さ」の平均3.63、標準偏差0.70、「職場の問題」の平均2.96、標準偏差0.73、「力量不足」の平均4.08、標準偏差0.63、「心理的孤立」の平均2.17、標準偏差1.22であった。ソーシャルスキル（取りうる得点範囲6から30）の平均17.69、標準偏差4.21であった。

管理職保育士・中堅保育士研修会参加者 管理職保育士・中堅保育士研修会参加者は29名であり、うち園長7名、主任保育士9名、副主任保育士6名、分野別リーダー1名、役職なし3名、記載なし3名であった。

新人保育士が既述したギャップと対処方法

新人保育士のセルフワークシートに記述された「就職前の予想」「就職後の現実」のそれぞれの組み合わせからギャップの内容を抽出し、分類した。抽出にあたっては、予想と現実が同じであったものを除いた。また、ポジティブな方向のギャップについては、早期離職にはつながらないと考え、分類から除いた。18カテゴリーとなった。ギャップそれぞれについて、対処方法を内容の類似により分類しカテゴリー化したものとともに、表1に示す。

新人保育士が先輩保育士にサポートとして望むこと 新人保育士がアンケートへの回答として記述した「先輩保育士にしてほしいサポート」を内容の類似により分類した。12カテゴリーとなった（表2）。

管理職保育士・中堅保育士が考えるサポートの実現可能性

管理職保育士・中堅保育士のセルフワークシートに記述された「具体的で可能なサポート方法」「サポートの難しい点とその理由」を、内容の類似によりそれぞれ分類した。「具体的で可能なサポート方法」は11カテゴリー、「サポートの難しい点とその理由」は、12カテゴリーとなった。概要を表3、表4に示す。新人保育士の要望するサポートごとに登場したそれらのカテゴリーを表2に示す。

管理職保育士・中堅保育士が考える「新人保育士の指導で困っていること」

管理職保育士・中堅保育士のアンケートに記述された「新人保育士の指導で困っていること」を、内容の類似により分類したところ、6カテゴリーとなった（表5）。

管理職保育士・中堅保育士が仕事を続けられる理由

管理職保育士・中堅保育士のアンケートで、自身が保育士を辞めたいと思ったことがあるかどうかの評定結果は、「まったくない」が3名、「ほとんどない」が2名、「どちらともい

えない」が6名、「たまに思う」が14名、「いつも思う」が1名であった。アンケートに記述された「仕事を続けられる理由」を、内容の類似により分類したところ、5つのカテゴリーとなった（表6）。

参加者の感想

新人保育士研修会の感想の記述を、内容の類似により分類した。分類の結果を表7に示す。9カテゴリーとなった。

管理職保育士・中堅保育士によるグループワークの感想を分類した。分類の結果を表8に示す。上位カテゴリー3つとそれらに含まれる合計12のカテゴリーとなった。

管理職保育士・中堅保育士研修会の感想の記述を、内容の類似により分類した。分類の結果を表9に示す。上位カテゴリー3つとそれらに含まれる合計7つのカテゴリーとなった。

表1 新人保育士が記述したギャップと行った対応のカテゴリー

ギャップカテゴリー（記述数）	対応カテゴリー
予想と違い、人間関係が難しい（13）	周囲との関係を作る努力をする 人間関係の作り方を習得する 同業の友人に相談する 上の先生に相談する 話しかけやすい先輩から仲良くなってゆくようにする ある程度はあきらめ、割り切るようにする 解決できない
予想より書類作成の負担が大きい（13）	書き方の本を読んで学ぶ 先輩から学ぶ 子どもをよく観察する 時間を見つけてコツコツと書く 何とかやっていく
予想と違い、子どもとの関わりが難しい（12）	先輩保育士からやり方を教わる 関わり方を工夫する 勉強し経験を積む 子どもの成長過程だととらえる 保護者と共通理解をする
予想より、子どもに手がかかる（5）	関わり方を工夫する 先輩から学ぶ 担任間で連携し、子どもの体調に注意する
予想と違い、時間に余裕がない（5）	時間配分を工夫する 落ち着いて行動する アイテムを工夫する
予想と違い、新人でも責任が重い（5）	先輩保育士に助けをもらう 仕事をできるよう努力をする
予想より、配慮が必要な子どもが多い（4）	関わり方を工夫する 先輩から学ぶ 職員間で連携する
予想と違い園の方針が一貫していない（3）	自分から提案すると同時に言われた方法も試してみる 複数の方針から自分がやりたいものを選ぶ
予想を超えて保護者対応が難しい（2）	先輩保育士からやり方を教わる
思ったより、悩みの相談ができない（2）	自分から先輩保育士に相談する
予想と違い、休日が少ない（2）	遊ぶ予定を立てておく 1年目は仕方がないと思う
予想と違い、職員間の連携が必要（2）	連携を心がける
予想より、園独自の方針がある（2）	先輩保育士から聞いて勉強する

予想より仕事が多い (2)	施設に相談する 同期と協力する
予想を超えた残業がある (2)	我慢するしかない 定時で上がっていいといわれたときは従う
予想を超えた持ち帰り仕事がある (1)	頑張っこなす
予想と違い、同期の早期退職が多い	自分も1年働いたら辞めようと思っている
予想と違い、最初から主担当はさせてもらえない (1)	いつか主担当になる日のために先輩保育士の技やアイテムを見て準備をする

表2 新人保育士の要望するサポートに対し管理職保育士・中堅保育士があげた「具体的で可能なサポート方法」「サポートの難しい点とその理由」として登場したカテゴリー

新人保育士の望むサポート	先輩保育士が考える具体策	困難の理由
子どもや保護者への接し方を教えてほしい	ポイントを絞って指導	仕事の画一化の困難 仕事をしながらの細かい指導の困難 新人との関係づくりの困難
	具体的に指導	仕事の画一化の困難 新人との関係づくりの困難
	教えたことができたか後で確認する	新人との関係づくりの困難
	仕事の目的や重要性を説明する	
	フィードバックを与える	
	一対一での指導	
	新人との関係づくり 職員間で仕事の分担	
書類の書き方を教えてほしい	具体的に指導	時間確保の困難 職員間の協力の困難
	環境整備	新人の成長を妨げてしまう
	フィードバックを与える	
	ポイントを絞って指導	
	まず困っている点を聞く	
	仕事の目的や重要性を説明する	
	職員間で仕事の分担	
書類を減らしてほしい	ポイントを絞って指導	時間確保の困難
	一対一での指導	時間確保の困難
	具体的に指導	新人との関係づくりの困難
	環境整備	仕事を減らすことの困難
	時間の確保	
	職員間で仕事の分担	
	新人との関係づくり	
勤務時間中に仕事ができる時間づくりをしてほしい	時間の確保	仕事の画一化の困難 仕事を減らすことの困難 時間確保の困難 人手が足りない
	職員間で仕事の分担	子どもの個性や状況に左右される 新人との関係づくりの困難
	環境整備	仕事の画一化の困難
	研修や巡回指導は適度にしてほしい	新人との関係づくりの困難
	時間の確保	臨機応変な対応の困難
先輩同士だけでなく新人にも情報共有してほしい	ポイントを絞って指導	
	仕事の目的や重要性を説明する	
	職員間で仕事の分担	時間確保の困難 管理職の動きづらさ 仕事をしながらの細かい指導の困難
	環境整備	時間確保の困難 新人との関係づくりの困難
	新人との関係づくり	新人との関係づくりの困難

松浦・上地：保育士を対象とした「リアリティショック対応研修会」

		臨機応変な対応の困難
指示は具体的にしてほしい	指導の工夫 教えたことができたか後で確認する	仕事をしながらの細かい指導の困難 新人との関係づくりの困難
	フィードバックを与える	仕事をしながらの細かい指導の困難
	ポイントを絞って指導	子どもの個性や状況に左右される
	一対一での指導	新人との関係づくりの困難
	具体的に指導	仕事をしながらの細かい指導の困難
	仕事の目的や重要性を説明する	新人との関係づくりの困難
	時間の確保	仕事の画一化の困難
休みを取りやすくしてほしい	職員間で仕事の分担	人手が足りない 管理職の動きづらさ 仕事の画一化の困難
	新人との関係づくり	人手が足りない 臨機応変な対応の困難
	環境整備	臨機応変な対応の困難
定時で帰りやすい雰囲気づくりをしてほしい	環境整備	臨機応変な対応の困難 時間確保の困難
	時間の確保	時間確保の困難
	新人との関係づくり	仕事量を減らすことの困難
	職員間で仕事の分担	
相談しやすい雰囲気を作ってほしい	新人との関係づくり	時間確保の困難 新人との関係づくりの困難
	環境整備	人手が足りない
	ポイントを絞って指導	新人との関係づくりの困難
優しく接してほしい	新人との関係づくり	新人との関係づくりの困難 命に係わる業務であること 仕事をしながらの細かい指導の困難
	一対一での指導	新人との関係づくりの困難
	新人との関係づくり	時間確保の困難
	フィードバックを与える	
えこひいきをやめてほしい	職員間で仕事の分担	新人との関係づくりの困難
	新人との関係づくり	新人との関係づくりの困難

表3 管理職保育士・中堅保育士が記述した「具体的で可能なサポート方法」カテゴリーと概要

環境整備

仕事量の見直し、部屋のレイアウト変更、IC化、タイムテーブルの作成など、職場環境の整備によるサポート
職員間で仕事の分担

職員で話し合う、当番や仕事を決める、チームを作る、など、職員で仕事を分担することによるサポート
時間の確保

勤務中に書類作成の時間を設ける、交替で事務作業時間を取るなど、作業時間の確保によるサポート
新人との関係づくり

新人の話をよく聞く、声掛けをする、気持ちに共感するなど、共通の話題をもつなど、新人保育士との関係をつくるサポート

フィードバックを与える

新人の仕事に対する評価をフィードバックする指導

教えたことができたか後で確認する

指導の後、実際にできたかどうかを尋ねる指導

まず困っている点を知る

指導の前に、本人が困っていること、難しいと感じていることを聞いてから指導する

仕事の目的や重要性を説明する

仕事の目的や重要性を理解させる指導

一対一での指導

一対一で一緒に考えながら指導する

ポイントを絞って指導

保育のエピソードを話したり、子どもの育ちのどこを見るべきか伝えるなど、指導するポイントを絞る

具体的に指導

お手本を示す, 子どもや保護者との具体的な接し方を伝えるなど, 具体的に指導する

表4 管理職保育士・中堅保育士が記述した「サポートの難しい点とその理由」カテゴリと概要

新人との関係づくりの困難

伝えたことが上手く伝わらない, 考え方が違う, 距離の取り方がわからないなど, 新人保育士との関係づくりの難しさ

職員間の協力の困難

職員にもそれぞれ考えがあり, 管理職の思い通りに進まないこと

仕事の画一化の困難

仕事に臨機応変さが求められ, 画一化した手順や基準を決めることが難しい

仕事をしながらの細かい指導の困難

保育をしながら新人への細かな指示を出すことが難しい

子どもの個性や状況に左右される

子どもの個性やそのときの状況がサポートを難しくする

仕事量を減らすことの困難

必要な仕事を減らすことができない

時間確保の困難

先輩保育士も仕事に追われ, サポートのための時間が確保できない

人手が足りない

職員が十分に配置されておらず, サポートのための余裕がない

新人の成長を妨げてしまう

過度なサポートが新人の成長を妨げる恐れがある

臨機応変な対応の困難

行事との兼ね合いで予定を変えることが難しい, 園全体の計画を動かせないなど, 個人の要望に沿うことの困難

管理職の動きづらさ

管理職保育士は管理職としての仕事に追われ, 現場を直接サポートすることが難しい

命に係わる業務であること

子どもの命の安全は, 新人保育士へのサポートより優先される

表5 管理職保育士・中堅保育士が記述した「新人保育士の指導で困っていること」カテゴリと概要

態度・マナーに問題がある

社会人としてのマナーができていない, 遅刻が直らない, 友達感覚で接してくる, など

保育士としての力量が足りない

子どもの遊びを発展させることができない, 困っていることを言葉にして先輩に伝えることができない, など
意欲が足りない

自己に課す達成目標が低い

自己主張が強すぎる

自分の考えを押し通し周りとは合わせられない, 一方的な主張が多い, など

健康に問題を抱えている

心身の不調が多い

離職してしまう

信頼関係を築く前に辞めてしまう, 本人にとって違う道に進む方がためになると考えると引き留めることができない, など

表6 管理職保育士・中堅保育士が既述した「仕事を続けられる理由」カテゴリと概要

職場の人間関係の良さ

職場での人間関係が良く, 話をしやすい, など

周囲からのサポート

上司のサポートや言葉かけがあった, 相談できる先輩保育士がいた, など

子どもが好きだから

松浦・上地：保育士を対象とした「リアリティショック対応研修会」

子どもの成長が楽しい、日々の保育の中で発見がある、など
<u>同期や仲間の存在</u>
同じ思いの仲間がいる、仲間に支えられた、など
<u>周囲からの信頼</u>
園児、保護者からのありがたい声、必要としてくれていることがわかる、など

表7 新人保育士研修会の感想カテゴリーの概要と記述例

カテゴリー（記述数）	概要	記述例
同じ悩みを持つ人が多いとわかって少し楽になった（35）	他の施設の新人保育士同士話をする中で、同じ悩みを持つ人がおり、自分だけが辛いわけではない、自分が間違っているわけではないとわかり、気が楽になった。	「同じことを思っている人がたくさんいて少し嬉しかった」「悩みを共有でき、自分だけではないと思えました」
いろいろな人の話や意見を聞くことができた（12）	普段他の人の意見を聞くことは難しいが、研修の場を通じて他の人の意見や工夫を聞くことができた。	
施設による悩みの違いを知ることができた（3）	施設によって悩みが違うことを知った。自分の勤務する園については自分で確認する必要があると思った	「様々な園の方のお話を聞くことができ、園ごとの内容などにもギャップを感じました」「園によってやはり違うので、そこで自分ができることをどうやってやるかを先輩に自分から聞いていかなければならないと思った」
ギャップをなくす対策の必要性を感じた（3）	大学教育や、学生時代のボランティアなどによって、ギャップを減らす対策が必要と思った	「大学ではより現実に近い勉強が必要」「ボランティアに行っていた園に就職するのは、かなりメリットが多い」
リアリティショックのチェックができた（2）	自分がリアリティショックにあてはまることがわかった。自分が困っていることを整理することができた。	「チェックリストに当てはまるものが多く、驚きました」「チェックリストを通して自分が何が大変だと思っているのか整理できてよかった」
リアリティショックについて知ることができた（1）	リアリティショックについて知らなかったが、理解することができた	「聞き慣れない言葉でしたが、よくわかりました」
これから先、ギャップを感じた時に参考になると思った（1）	今はギャップを感じていないが、これから感じたり辛くなったとき参考にしたい	「今の所現実とのギャップを感じていないので、これから先辛くなったり、ギャップを感じたら今日のことを思い出したい」
やる気が出た（1）	頑張りたい	「保育教諭になれたことに誇りを持ち、日々頑強の気持ちを持ち頑張りたい」
待遇を上げてほしいと思った（2）	残業をなくし給与を上げてほしい	「もう少し給料を上げてください」「残業0になったらな…」

表8 管理職保育士・中堅保育士研修会のグループワーク感想の上位・下位カテゴリーと記述例

上位カテゴリー	下位カテゴリー（記述数）	記述例
グループワークの成果	他の園の保育士の意見や、工夫を知ることができた（16）	「他園の対応が聞いて参考になった」「工夫されていることなど、聞いて自分も参考にしたい」
	他施設の先生と悩みを共有できた（7）	「同じ思いで仕事されているということが分かり励みになりました」「どの園の先生方も同じ悩みを抱えているのだなと改めて感じた」
	新人保育士の思いを知ることができた（2）	「新人保育士さんが思っていたことがたくさんあり驚いた」「新人は予想以上にストレスを感じていることも分かった」
今後の保育実践への意識	サポートの必要性（8）	「出来ることと、できない事、重要性、見通しのある内容を理解してもらいやすいように寄り添ったサポートが重要だと思った」「様々な対策をしていく中で保育士が辞めないように今いる私たちがサポートして子どもたちのために良い保育ができるようにしていきたい」「現場の環境作りの大切さ（7）」
	現場の環境作りの大切さ（7）	「ゆとりをどう確保していくか、今ある現状の中で考

		「えたい」「人的環境によって新人の成長に差があるので はないか」
	サポート実行の困難 (4)	「皆日ごろから努力しているにもかかわらず、なかなか 双方がうまくかみ合わないのが現状」「アイデアはあるが、 様々な問題からそのことを実行できない現実がある」
グループワークの手法に ついて	時間が足りない (2)	「話し合う時間が少なく、もう少し時間が欲しかった」
	手法への不満 (2)	「ノートにも記入し、付箋にも同じことを記入しなければ ならなかったが、最初から付箋に記入したらよかった」
	手法への満足 (2)	「いろいろな人の意見をグループ化することでわかり やすく、対処法も導きやすいと感じた」
	同じ意見しか出なかった (2)	「だいたい同じような意見が出ているので、同じ考え の方が多いと感じた」
	まとめるのが難しかった (1)	「それぞれ園の規模にもよるがまとめていくのは難し かった」
	グループの雰囲気への満足 (1)	「同じグループの先生方がどんどん話をしてくださる ことで雰囲気よく、あっという間の時間でした」

表9 管理職保育士・中堅保育士研修会の感想の上位・下位カテゴリと記述例

上位カテゴリ	下位カテゴリ (記述数)	記述例
情報交換ができた	他施設の同じ立場の職員の声 聞くことができた (10)	「同じ立場上で働いている先生方の話を聞く、 共有し合うことができ良かった」「新人の育 成の難しさを、同じ目線で話し合え、それぞ れの意見が開けた」
	保育士同士悩みを共有するこ とができた (7)	「それぞれの園での悩みを聞くことができ 良かった」「話を聞けて共感できたり、話を聞 いてもらって悩み事も少し解決できたと思う」
新人保育士対応を学ぶことが できた	新人保育士の気持ちを知ること ができた (6)	「昔はこうだったのよ」はダメなんですね 「新人保育士の SOS を見ながら自分が新人の 頃と比較し、気持ちがわかる部分もあるなど感 じた」
	新人保育士を育ててゆきたい (3)	「新人保育士を大切に育てていかないと改 めて感じた」
研修についての要望	もっと時間をとってほしい (2)	「時間が少なく残念でした。また、こういう機 会を多く設けていただきたい」「テーマを 2 つ することは時間が短くできなかった」
	研修の手法がよかった (2)	「グループワークや話しをすることで学ぶこ とや方法、サポートをわかりよかった」
	もっと具体的な情報を提供して ほしい (1)	「参考になった部分もありましたが、具体的 にもっとわかるとよかった」

考察

新人保育士の経験する「就職前と就職後のギャップ」とそれへの対応

新人保育士の記述から抽出された、「人間関係が難しい」「子どもに手がかかる」「仕事が多い」「書類作成の負担」「残業が多い」「持ち帰り仕事が多い」といったギャップは、従来の研究(松浦・上地・皆川・岩永・岡本, 2019, 印刷中)でも見られたものである。新人保育士に一般的に認知されるギャップが、研修の参加者にも認知されていたことがうかがえる。

今回の結果では、1名の参加者の記述から「最初から主担当がさせてもらえない」というギャップが抽出された。これは、尾形（2007）のいう、自己成長に繋がる仕事への期待という前提に対し、たやすい仕事という現実遭遇するという、「肩透かし」と呼ばれるRS構造の1つに相当すると考えられる。しかし、管理職保育士・中堅保育士があげた「新人保育士の指導で困っていること」には、「保育士としての力量が足りない」「自己主張が強すぎる」というカテゴリーが見られたことから、新人保育士の意欲や覚悟が空回りし周囲との摩擦を引き起こし、新人保育士と管理職保育士・中堅保育士の双方にとって望ましくない状況をもたらす可能性がある。しかし、この対象者のギャップへの対応の記述は「いつか（主担当を）する日のために」「先輩保育士の技やアイテムを」見習うというものであり、「肩透かし」を仕事の目標につなげることができている。管理職保育士・中堅保育士が「仕事を続けられる理由」として、「周囲からの信頼」をあげているように、仕事ぶりを認められ、保育士としてのアイデンティティを確立してゆくことが、離職を防ぐと期待できる。一方、「新人でも責任が重い」というギャップが5名の参加者の記述から抽出された。こちらは、仕事に対する楽観的な期待という前提に対し過酷な仕事という現実遭遇するという、「既存型RS」（尾形，2007）である。新人に責任ある仕事を任せなければならない保育現場の状況を反映したものであり、問題といえる。

ギャップへの対応、すなわちストレスマネジメントにおける対処として、「周囲との関係を作る努力をする」「書き方の本を読んで学ぶ」「時間配分を工夫する」などの、行動面における問題焦点型（Folkman & Lazarus, 1980）の対処が多く見られた。ギャップに対して新人保育士が具体的な対処行動を起こしていることがうかがえる。谷川（2013）は、新任保育者へのインタビューを通して、リアリティショックが専門的成長の契機へと転換されるプロセスを示している。本研究の結果においても、ギャップを経験することが、新人保育士の成長を促す側面が現れているといえる。また、「上の先生に相談する」「先輩保育士からやり方を教わる」「先輩保育士に助けてもらう」等、先輩保育士からのサポートを受けていることがわかる。

新人保育士が先輩保育士に求めるサポートの内容と、中堅保育士・管理職保育士にとってのサポート実現可能性

管理職保育士・中堅保育士が「仕事を続けられた理由」として、「周囲からのサポート」をあげているように、新人保育士の離職予防には先輩保育士のサポートが欠かせない。新人保育士が先輩保育士に求めるサポートの内容として、「子どもや保護者への接し方」「書類の書き方」などの指導への要望、「書類を減らす」「仕事の時間を確保する」「巡回指導を適切な回数に」といった業務改善の要望、「情報共有」や「具体的な指示」など新人が動きやすい工夫への要望、「休みを取りやすく」「定時で帰りやすい雰囲気づくり」など勤務時間短縮への要望、「相談しやすい雰囲気づくり」「優しく接してほしい」など先輩保育士の接し方への要望があった。中堅保育士・管理職保育士の考案した具体的は、これらに答えるものであった。しかし、サポートを困難にする要因も多くあがった。そのうち、「仕事の画一化の困難」「子どもの個性や状況に左右される」「命に係わる業務であること」は、子どもを相手とする対人専門職である保育士に特有の問題と考えられる。また、「仕事量を減らすことの困難」「時間確保の困難」「人手が足りない」は、新人保育士がギャップとして経験することと重なっており、中堅以上の保育士も新人と同様の問題に曝されていることがわかる。

保護者対応については、中平ら (2016) が、中堅保育士でさえ保護者対応に苦慮すること、保育者間の情報共有や連携をとりやすい保育所運営が求められることを指摘している。保育者間の情報共有については、本研究での新人保育士からの要望としてもあがっているが、時間確保や新人との関係づくりの困難がそれを難しくしていることがわかる (表 2)。

「新人との関係づくりの困難」は、世代間のコミュニケーションギャップから来ると考えられる。研修等により、先輩保育士がコーチングやメンターの技術を習得する機会を増やすことが対策になると考えられる。そのための研修時間の確保が必要となる。

総じて、管理職保育士・中堅保育士が新人保育士のサポートにあたるために必要とされる時間と人員の確保が難しく、そのために新人保育士への十分なサポートができず、早期離職を防ぐことが難しく、さらなる人員不足ひいては時間の不足へとつながるといふ、悪循環の構造が生じているといえる。

研修会の効果

研修の感想のカテゴリーのうち、新人保育士において最も記述数が多かったのは、「同じ悩みを持つ人が多いとわかった」「いろいろな人の話や意見を聞くことができた」といった、異なる施設で同じ立場に立つ者同士の分かち合いの意義についてであった。また、「ギャップをなくす対策の必要性」を感じ、「リアリティショックのチェック」ができ、「リアリティショックについて知ることができた」といった知識の獲得の意義があげられていた。

管理職保育士・中堅保育士においては、まずグループワークの感想で、他施設の職員との悩みの共有や意見交換や、新人保育士の思いを知ったことを成果として評価していた。またサポートの必要性や環境作りの大切さなど、今後の保育実践への意識の高まりがあげられた。ただしここでも、サポート実践の困難についての記述があった。グループワークの手法について肯定的、否定的両方の評価・感想があり、否定的評価の中には、時間の確保や手続きの簡略化など、今後の研修手法の改善を求めるものが見られ、これらの評価を活かしてゆくべきであろう。研修会全体の感想では、情報交換の意義、新人保育士の要望について知見を得ることの意義があげられた。研修についての要望においても、時間の確保を求めるものがあった。

保育士の研修は、厚生労働省 (2017) の保育所保育指針第 5 章「職員の資質向上」において、「質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図る」ためのものと位置づけられており、「関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。」とされる。本研究で報告したリアリティショック防止研修会は、こうした指針に基づき、厚生労働省のプランを受けて、A 県の主催により開催されたものである。新人保育士によってあげられたギャップに対する対処、管理職保育士・中堅保育士のサポート案は具体的であり積極的なものであった。これらを振り返り、検討し、参加者間で共有することは、今後の現場におけるリアリティショック対策に、一定の効果をもたらすことが期待できる。

文献

Dean, R.A., Ferris, K. R. & Konstans, C. (1988). Occupational reality shock and

- organizational commitment: evidence from the accounting profession, *Accounting Organizations and Society*, 13, 235-250.
- Epstein, S. (1972). The nature of anxiety with emphasis upon its relationship to expectancy. In C.D. Spielberger (Ed.), *Anxiety: current trends in theory and research*, (II), New York: Academic Press, pp.291-337.
- Folkman, S., & Lazarus, R. S. (1980). An analysis of coping in a middle-aged community sample. *Journal of Health and Social Behavior*, 21, 219-239.
- Hall, D. T. (1976). *Careers in Organizations*, Goodyear Publishing.
- 川喜田二郎 (1967). 発想法 中央公論社
- 菊池章夫 (1988). 思いやりを科学する 川島書店.
- 厚生労働省(2013) 待機児童解消加速化プラン 厚生労働省 2014年4月3日
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/taikijidokaisho_01.pdf>(2019年1月23日)
- 厚生労働省 (2015). 「保育士確保プラン」の公表 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000070943.html> 2015年1月14日 (最終アクセス日: 2019年1月25日).
- 厚生労働省 (2015). 保育士等に関する関係資料 https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/s.1_3.pdf 2015年12月4日 (最終アクセス日: 2019年1月25日).
- 厚生労働省 (2017). 保育所保育指針 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000160000.pdf> 2017年3月31日 (最終アクセス日: 2019年1月25日).
- 厚生労働省 (2018). 平成29年10月時点の保育園等の待機児童数の状況について <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000202678.html> 2018年4月11日 (最終アクセス日: 2019年1月25日).
- Kramer, M. (1974). *Reality Shock: Why Nurses Leave Nursing?* The C.V. Mosby Co.
- Lazarus, R. S., & Folkman, S. (1984). *Stress, Appraisal, and Coping*. Springer.
- 松浦美晴・上地玲子・皆川順・岡本響子・岩永誠 (2018). 新人保育士のリアリティショック尺度の開発 —予備尺度再因子分析と基準関連妥当性の検討— 日本健康心理学会大会発表論文集 30, 56.
- 松浦・上地・皆川・岡本・岩永 (印刷中) 新人保育士のリアリティショックを引き起こす予想と現実のギャップの抽出 —カテゴリーと分類軸— 保育学研究.
- 宮崎静香 (2016). 新人保育士の保護者対応を支える先輩保育士による職場体制 ～保育所における主任保育士・園長へのインタビュー調査から～ 浦和論叢, 54, 107-122.
- 水田真由美 (2004). 新卒看護師の職場適応に関する研究:—リアリティショックと回復に影響する要因— 日本看護研究学会雑誌, 27, 91-99.
- 宗像恒次 (1993). 心理社会的ストレスの懸念と測定-ストレス関数モデル ストレス科学 8, 29-35.
- 中平絢子・馬場訓子・竹内敬子・高橋敏之 (2016). 事例から見る望ましい保護者支援の在り方と保育士間の連携 岡山大学教師教育開発センター紀要 6, 21-30.
- 難波淳子 (2005). KJ法 伊藤哲司・能智正博・田中共子 (編) 動きながら識る, 関わりながら考える 心理学における質的研究の実践 ナカニシヤ出版 pp.125-131.

- 尾形真実哉 (2007). 新人の組織適応課題：リアリティ・ショックの多様性と対処行動に関する定性的分析 人材育成研究, 2, 13-30.
- 岡本響子・岩永誠 (2015). 新人看護師のリアリティショック尺度の開発 インターナショナル nursing care research, 14, 1-10.
- 境 愛一郎・濱名 潔・保木井啓史・伊勢 慎・サトウタツヤ・安田裕子 (2018). 質的アプローチが拓く 「協働型」園内研修をデザインする:保育者が育ち合うツールとしての KJ 法と TEM ミネルヴァ書房.
- Schein, E. H. (1978). *Career Dynamics: Matching Individual and Organizational Needs*, Addison-Wesley. (二村敏子・三善勝代 訳 (2003). キャリア・ダイナミクス 白桃書房.)
- 嶋崎博嗣 (1998). 保育者のソーシャルサポートと精神健康 ～ソーシャルサポートの構成要素と精神健康の関連～ 日本保育学会大会研究論文集 51, 662.
- 谷川夏美(2013). 新任保育者の危機と専門的成長：省察のプロセスに着目して 保育学研究, 51, 105-116.
- 浦井伸子 (2008). 新任保育士研修報告 横浜女子短期大学紀要, 23, 39-59.

付記

本研究は、公益財団法人ウエスコ学術振興財団による研究活動助成事業の助成により行われた。

論文

6次産業におけるボトルネックについての一考察

岩本 隆志¹⁾

キーワード：地方創生、6次産業、グローバル化、ICT

1 はじめに

数年前から、地方創生的手段として6次産業化が注目を集めている。その背景には、全ての機能が都心部へ一極集中し、地方に雇用が回らないといった問題がある。また、農業分野においてはTPPやFTAといったグローバル化に対する問題に対策が急務であり、その対策として6次産業化が進められた背景がある。政府は、国家戦略として六次産業化・地産地消法を平成23年3月1日に制定し、地方創生を推し進めているがなかなか成功していない状況である。そこで、本研究では、従来の地方1次産業に焦点をあて、現在の方法での問題点と6次産業化を推進した場合のボトルネックを明確にすることを本研究の目的とする。

1.1 6次産業

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。今村奈良臣・東京大学名誉教授が提唱した。当初は1、2、3を足し算して6としていたが、一次産業がゼロになったら結局ゼロにしかならないという意味で掛け算に改めた。6次産業化とは、それら「地域資源」を有効に活用し、農林漁業者がこれまでの原材料供給者としてだけではなく、自ら連携して加工・流通や販売に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すことである。

1.2 地産地消法

六次産業化・地産地消法は平成23年3月1日、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出に向けた、六次産業化法が施行された。六次産業化法は、地域資源を有効に活用し、農林漁業者等による事業の6次産業化に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目指している。

1) 山陽学園大学地域マネジメント学部



図1 6次産業化ロゴマーク

<https://msp.c.yimg.jp/yjimage?q=CDIITqoXyLHcbVKiKH3jO2ReXPgk24eDKhhKriMWfakgIARw8kKzDVP>、閲覧日 2018/1/7、出所：農林水産省

1.3 地域資源

地域資源とは、「その地域ならではのリソース（産業資源）」である、特産品や観光名所を指す。具体的には、

- ・地域の特産物として農林水産物
- ・地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術（鋳物、繊維、漆器、陶磁器等）
- ・文化財、風景、温泉といった地域の観光資源として認識されているものが挙げられる。

2 農産物の従来型流通

最も一般的な農産物の流通ルートを示す。生産者は各地にあるJAに生産物を持ち寄り卸売市場でセリが行われ仲卸を介し、小売店を通じて最終的に消費者の手に届く。

2.1 従来型流通の問題点

根が深い為、農産物の流通に絞り、言及する。

2.1.1 JAS規格問題

JAはJAS規格に遵守し、農産物を出荷するが、規格に問題があるのではないだろうか。例えば、きゅうりは1.6cm曲がると規格外となり破棄されてしまう。つまり、「きゅうり」として食することに何の問題もないにも関わらず、見た目だけの問題で規格外としていることである。つまり、農産物を生産管理における品質管理と同じ視点で見ていることに問題があり、消費者もそれをよしとしていることも問題である。このあたりの問題は、JAS規格導入時点からの問題であり、今更言及する必要もないし、また、海外からの外圧がない限り絶対に変わらないことは周知の事実である。

2.1.2 JA問題

JAに加入するメリットは大きく、ある種企業に所属しているかのような以下に挙げられ

るメリットがある。

- ・農業経営や指導が受けられ、市場状況を把握できる
- ・共同販売等、販売網が用意されているので販売に困らない
- ・生産資材等の共同購入が可能
- ・共同施設の利用が可能
- ・資金を低金利で借入できる
- ・組合員同士での意見交換が密にとれる
- ・青色申告時に必要な取引明細等をJAで用意できる

だが、JA経由で農産物を出荷する場合、2.1.1に示した問題に突き当たる。また、JAの言う通りに従っておけば、決められた価格で農産物を買取ってもらえる為、農業における国際競争力がなくなり、「2017年1月23日、TPPから離脱するための大統領令に署名した」といった政治的背景もあり、あまり危機感が薄れている感もある。つまり、世界との競争を避けている為、疲弊してきているのだ。

2.2 ロードマップ

技術開発課題と開発スケジュールは示されている。農林水産省では、農林水産研究基本計画2015年3月策定において、10年程度を見据えた研究開発の重点目標、それを実現するための推進施策を定めている。この計画に基づき、農林水産研究の重点目標と毎年度の研究開発予算と関連付けを明確化し、研究開発の取組状況等を俯瞰できるものとして、2016年9月に研究開発ロードマップが公表された。その中における一例として食品の製造・流通における長期的視点に立った技術のイノベーションに着目したロードマップが農林水産省より示されており、そのロードマップを図2に示す。

3 6次産業の創生

TPPがどうなるかは別として、何らかの形で農業分野は、ここ数年の間に鎖国を迫られることとなるであろう。

また、地域資源の有効活用、地方創生の観点からも6次産業の創生が急務であるが、6次産業ありきで議論を進めると、考える方が固定化する恐れがある為、まず、その有効性を示す。その上で問題点を提起する。

3.1 有効性

6次産業化を進める上での有効性を以下に示す。

- ・1次産業従事者が作物を調理・加工・パッケージングし販売出来る為、卸価格の安定化
- ・産地の作物と差別化
- ・1次産業従事者が加工から販売を行うことにより、コスト削減が可能
- ・地方での雇用創出が可能

3.2 問題点

- ・従業員を雇用した上での経営が必要となるが、そのような経営ができる人材不足
- ・経営資金や設備投資費用等、多額の資金が必要
- ・厳格な衛生管理が必要

3.3 ボトルネック

有効性・問題点を示した上で、6次産業でボトルネックを示す。

- ① 事業立ち上げを行い、継続的に安定企業として成り立たせる為のノウハウがない
- ② 6次産業立ち上げに多額の資金がかかり、立ち上げに対し、補助金を出す制度があるが、手を上げづらい状況である
- ③ 加工された農産物に対する衛生管理ノウハウ不足
- ④ 現状のままの方が安定していて楽

3.4 ボトルネックに対する改善策

上記に示したボトルネックに対する現時点で考えられる改善策を示す。

- ① 6次産業化の立ち上げから事業を安定的に稼働するまでは、企業やノウハウを持った起業家に任せ、現行1次産業従事者は生産から、加工から販売を定型化し、そのレールに乗って

いただくことが、一番スムーズな流れではないだろうか。餅は餅屋に任せる発想である。

- ②④ 成功事例をベストプラクティスとし、6次産業に関するシンポジウムに参加するなどして、生の声を聞いてみるといった行動もきっかけになりうると考えられる。
- ③ ICTを有効活用する。例えば、土壌センサユニットを用いることにより電気伝導度、酸性度、地中温度、含水率などの土壌環境指標を同時にリアルタイムで測定することが可能となり、土壌状態の「見える化」が可能となるなどICTの進展は目を見張るものがあり、これまでの「経験と勘」ではなく工業製品を扱うように農産物を生産できる土台が整いつつある。データがリアルタイムで上がってきて管理できるのであれば、製造業における生産管理と同様の管理が可能となってくる。

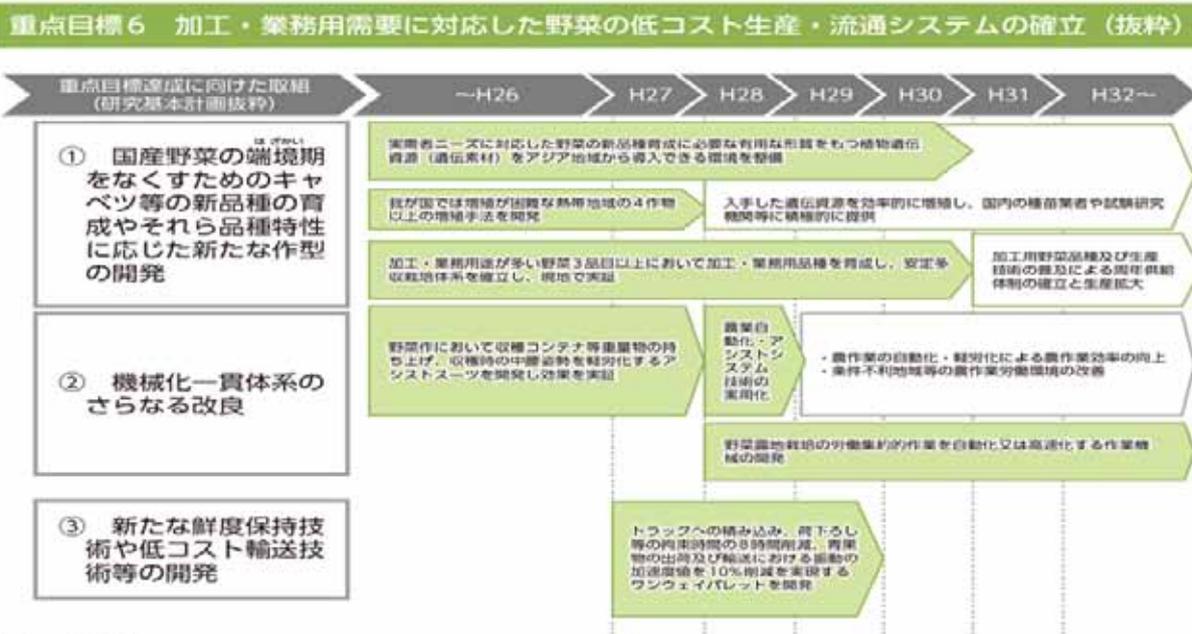
3.5 急がば回れ

現在社会は、スピードが求められ、PDCAサイクルをグルグル回し、目標に早急に到達しようとする傾向がある。だが、6次産業の成功を急ぎたい気持ちは十分理解できるが、ここは先人の知恵を拝借し、十分な議論のもと、制度設計を進めるべきではないだろうか。何しろ、こと農業分野について言及すると、TPPの進展に対応すべきと急に話が沸き上がった感はいなめない。

4 まとめ

地方創生の切り札として、6次産業の創生について、農産物に焦点をあて、2. 1で従来型流通の問題点を示し、有効性を3. 1で、問題点を3. 2、更にボトルネックを3. 3で述べた。また、3. 4③で示した通り農業分野にもICT化は着実に進んでいる。ICTを嫌う職人氣質の人も多数存在することは重々承知しているが、ICTから目を背けては何も前に進めない。最後に、6次産業化を推進するにあたり、ロードマップは多数存在するが、現時点において実行可能性に問題があり、コモディティ化をすることができず試行錯誤を行っている状態ではないかと考える。6次産業化を成功させるという目的に向けてPDCAサイクルを回し、あるべき姿を見出すことが大切である。

図表2-4-1 研究開発ロードマップからの抜粋 (加工・業務用野菜部分)



資料：農林水産省

図2 研究開発の取組状況を「見える化」するロードマップ、出所：農林水産省
http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h28/h28_h/trend/part1/chap2/c2_4_01.html、
 閲覧日2018/1/7

(参考文献)

- [1] <https://kotobank.jp/word/%E5%85%AD%E6%AC%A1%E7%94%A3%E6%A5%AD%E5%8C%96-189025>、閲覧日2018/1/7、出所：The Asahi Shimbun Company / VOYAGE GROUP
- [2] <http://6-ch.jp/know/pg182.html>、閲覧日2018/1/7、出所：NO.6 Industrial Channel
- [3] http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/423275_2717921_misc.pdf、閲覧日2018/2/7、出所：岡山県
- [4] <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/houritu/>、閲覧日2018/1/7、出所：農林水産省
- [5] <https://jataff.jp/project/download/pdf/20150421.pdf#search=%276%E6%AC%A1%E7%94%A3%E6%A5%AD+%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%89%E3%83%9E%E3%83%83%E3%83%97%27>、閲覧日2018/1/7、出所：農林水産省
- [6] http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h28/h28_h/trend/part1/chap2/c2_4_01.html、閲覧日2018/1/7、出所：農林水産省
- [7] <http://okomeguide.jp/original88.html>、閲覧日2018/1/7、出所：株式会社イーフロッグ

論文

持続可能性の規範からみたSDGsの構造分析

Analysis of Construction of SDGs by Norms of Sustainability

白井 信雄¹⁾

キーワード：持続可能な開発目標、統合性、包摂性、ガバナンス

Key Words: Sustainable Development Goals (SDGs), Integrity, Inclusion, Governance

要旨：

人類の絶滅や地域の消滅に係る危機が進行するなか、1980年代により持続可能な発展という考え方が提示し、国際的なアジェンダとなってきたが、考え方が曖昧で必要な変革を進める推進力となり得ていなかった。そうした中、持続可能な発展に係る17のゴールと169のターゲットを明確にした持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) が2015年に策定された。SDGsは、「広汎性」、「普遍性」、「統合性」を志向し、環境面と経済面のみならず社会面を強調して作成されたことが意義深い。

しかし、「社会・経済の活力」、「環境・資源への配慮」、「公正への配慮」、「リスクへの備え」といった持続可能な発展の規範や、日本国内の地域課題と対応させる分析を行った結果、SDGsのゴールやターゲットの要素が不足しており、①リスクへの備え、②環境と経済の能動的な両立、③国内地域における縮小時代ゆえの課題への対応、という点で、不十分な体系であることが明らかになった。

SDGsの理念の良い点を活かしつつ、地域独自に創意工夫をもって、持続可能な発展の目標や新たなアクションを検討することが必要である。

I. 背景：SDGsに至る経緯とSDGsの特徴

1. 持続可能性に係る危機とこれまでの取り組み

(1) 持続可能性に係る危機

私(たち)人類は、3千万種とされる地球上の生物の中で1種類の生物に過ぎない。しかし、生存量と活動量を拡大した人類が宇宙船の中のカウボーイの如く、ふるまってきた結果、地球上の資源・エネルギーの枯渇、大気中の温室効果ガスの増大による気候変動(地球温暖化)、水・土・大気の汚染が進み、他の生物とともに人類の生存が危惧される状況になっている。加えて、先進国と開発途上国、(富や資源を)持つものと持たざるものにおいて、格差・差別があるなど、人類が解決しなければならない課題は多い。

¹⁾ 山陽学園大学地域マネジメント学部

私（たち）の危機は増幅し、相乗的に大きくなるとなる。例えば、気候変動が進行すれば、農業生産や食料調達が困難となり、貧困や飢餓が発生し、ますます格差が大きくなる。そこに移住や資源獲得争いによる紛争が発生し、人類は疲弊する。技術導入や教育による人材開発がままならないなか、気候変動の影響を無防備に受ける人々が増加する。食料や居住地確保のために森林が破壊されれば、さらに気候変動が進展する。

一方、日本国内に目を移せば、人口減少と少子高齢化、それによる財政難、老朽化する社会資本の維持管理・更新の困難化、甚大な自然災害への備えの不足等といった問題があらわになってきている。過密と過疎といった偏在も加速化している。こうした諸問題は、日本だけでなく、縮小段階を迎える先進諸国が共通して抱えている。

ウルリッヒ・ベック（1998）は、近代化によって、人間社会の外部にあった自然（環境）が人間社会に含まれるものとなり、自然（環境）の破壊が自らを脅かしている「リスク社会」になっていると指摘した。さらに、人間の安全を脅かす危機の本質は人間そのものであり、人間を形作ってきた近代化に対する自己対決（「再帰的近代化」という）が生じていると指摘した。再帰的近代化という危機は、経済発展を続ける途上国も含め、世界全体を根底から揺さぶるものとなるだろう。

一方、日本等の先進国では、成長・拡大時代における第1ステージの再帰的近代化の問題だけでなく、成熟・縮小時代への変化に伴う第2ステージの再帰的近代化の問題に取り組まなければならない。第2ステージの再帰的近代化では、人間側の脆弱性の高まりが問題となり、財政難等から問題対策の維持や強化が後追いとなる。

（2）国際会議における持続可能な発展の考え方の提示

私（たち）危機は今に始まったわけではなく、第二次世界大戦後のエネルギー革命やグローバル経済化によって、より一層と顕在化し、20世紀半ばには国際社会の大きな課題とされてきた。このために提示された考え方が、持続可能な発展である。

持続可能な発展という表現は、1980年に国際自然保護連合（IUCN）、国連環境計画（UNEP）等がとりまとめた「世界保全戦略」が初出とされる。さらに、1987年の環境と開発に関する世界委員会報告「われら共有の未来」では、「持続可能な発展」を「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような発展」と定義した。この考え方は、1992年にリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（リオサミット）」において、リオ宣言、アジェンダ21として合意されている。さらに、2002年の南アフリカのヨハネスブルクで開催された「持続可能な開発に関する世界サミット（リオ+10）」、2012年ブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」が開催され、持続可能な発展が理念として継承された。

以上のような経緯において、1980年代までの持続可能な発展という考え方は、本経済成長を優先する発展に対して、環境面（あるいは社会面）からの制約を示すものであった。しかし、1990年代以降は、特にリオサミットのアジェンダ21により、持続可能な発展の考え方が一気に拡張されてきた。竹本（1998）は、「地球環境問題への対応を地球規模で図ろうとする先進国、および開発という方向のもとでさらなる資金の動員をねらう途上国とがそれぞれの思惑を秘めつつ、「持続可能な発展」という象徴的な旗の下に合意することができた」と指摘している。国際会議における持続可能な発展の考え方は、環境保全と

開発の対立の解消、あるいは先進国と途上国の利害調整を図るためのマジックワードとして使われてきた。

(3) 環境・経済・社会の3側面の捉え方の変化

2000年代には、経済面に対して環境面（社会面）を制約として捉える考え方に変化がみられた。トリプルボトムラインや環境・経済・社会の統合的発展、環境・経済・社会の問題の同時解決という考え方が示されるようになった。

トリプルボトムラインは、企業経営分野で定着してきたGRI (Global Reporting Initiative) の持続可能性報告ガイドラインで示された考え方で、企業の環境報告書を持続可能性報告書に発展させたキーコンセプトである。ボトムラインとは企業の決算報告書の最終行を指し、最終行に収益・損失だけを書くのではなく、社会面の人権配慮や社会貢献、環境面の環境や資源への配慮についても記述することを意味する。

環境・経済・社会の統合的発展は、3側面が相互に関連することを前提に、環境面を経済面・社会面の発展のための手段として捉える。21世紀環境立国戦略（2007年策定）では、「環境問題への対応を新しい経済成長のエンジンとする。これにより、内外の環境問題の解決に寄与するとともに、経済の活性化や国際競争力の強化を進め、環境と経済の両立を図ることが重要である。」と記した。

また、第5次環境基本計画（2018年策定）では、環境・経済・社会の問題の同時解決について、「環境・経済・社会の諸課題は深刻化だけでなく複合化しているため、環境面から対策を講ずることにより、経済・社会の課題解決にも貢献することや、経済面・社会面から対策を講ずることにより、環境の課題解決にも貢献する・・・環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーションの創出と経済・社会的課題の同時解決を実現する」と記述している。

これらの考え方の変化は、景気低迷の中で経済成長を重視されたこと、また縮小時代の時代のなかで経済・社会の諸課題が深刻化してきたこと等による。

(4) 持続可能な発展の規範に関する既往研究

持続可能な発展の考え方の主たる目的や取組の重点が変化してきたことが、持続可能な発展の考え方を曖昧にさせ、様々な立場を包含しつつ、同床異夢の状態を招き、根本的で本格的な対策を遅らせてきたといえる。松下（2014）は、持続可能な発展は、「十分な科学的な検討に基づき作成されたというよりは、当時の政治的妥協の産物として合意されてきたとの性格は否定できず、その定義のあいまいさがしばしば批判されてきた」ものであり、「誰もが受け入れられる空疎な言葉であり、「開発・発展」が本質的に持続可能ではないことを覆い隠し、今のシステムを維持し、根本的な変化を避ける」と指摘している。

持続可能な発展の考え方が混迷する中で、多様化した規範を整理する研究が行われてきた。森田ら（1992）は、持続可能な発展に係る世界の議論の動向を整理し、持続可能性の規範として、「① 環境・人間軸の観点（生態系サービスの保全、資源・エネルギー制約、環境容量等）」だけでなく、「② 時間軸の観点（経済活動の継続、世代間の公平等）」、「③ その他の観点（南北間の公平、生活水準、多様性等）」といった3つの側面を整理した。①は人類の生存基盤に係る問題であり、②はその将来世代への保証に係る問題、③はより

高次な人権等に係る規範を指している。

また、国立環境研究所（2011）では、持続可能な発展に関する領域横断的な規範を既往研究等から抽出し、「① 可逆であること」、「② 可逆ではなくとも、代替できること」、「③ 人の基本的なニーズを満たすこと」、「④ より安定的であること」に分類している。①と②の規範は、Herman E. Daly（1996）の3原則やナチュラル・ステップの4つのシステム条件を踏襲したもので、人間活動と環境の関係に着目する。③は持続可能な発展の「発展」における人間社会の規範、④は①～③を補完し、持続可能性の確保をより確実にするものである。

これらの整理では、開発や成長に対する環境面さらに社会面の制約としての規範を明確にしている。

2. SDGs の策定の経緯と活用の動き

（1）SDGs 策定に至る 2 つの流れ

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals = SDGs）は、国際的な 2 つの流れが合流して、作成された。1 つは、リオサミットの流れで、持続可能な発展の目標として検討された流れである。最初は、2011 年、リオ+20 の開催を控えた準備会合の際、コロンビアが提案し、グアテマラが支持する形で SDGs が提案された。やがて、リオ+20 の目玉成果として注目がされるようになった。塚本（2018）は、「リオサミットから 20 年の間に個別のアジェンダごとに条約の締約国会議に代表される独自の議論の場が形成され、様々な経緯のある決定がなされてきた。長年のしがらみの中でリオ+20 では個別のアジェンダに係る議論の新たな進展はもはや望めない状況に達していた。そんな中で唯一、新しい成果として歓迎されたのが SDGs を作ろうという提案であった」と記している。

もう 1 つは、2000 年、ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットでまとめられたミレニアム開発目標（MDGs）である。同サミットでは、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス、アフリカの特別なニーズ等を課題として掲げ、21 世紀の国連の役割に関する方向性として、国連ミレニアム宣言をまとめた。この宣言とそれまでの国際開発目標を統合し、まとめられたのが MDGs である。この MDGs は 2015 年が達成期限であったため、後継となる目標の議論がなされていたが、SDGs の検討が活発となり、SDGs が MDGs の後継の役割を得ることとなった。

（2）SDGs の策定と活用の動き

2015 年 9 月にニューヨークの国連本部で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。同アジェンダの中核となったのが SDGs である。SDGs は、2016 年から 2030 年までの 15 年間での達成を目指した 17 のゴールおよび 169 のターゲットで構成された。

同アジェンダの採択以降、世界各国が SDGs の達成に向けて動き出しているなか、日本も、2016 年 5 月、総理を本部長、官房長官、外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」を設置した。同年 12 月には「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定された。同実施指針では、NPO・NGO、民間企業、消費者、科学者コミュニティ、労働組合、地方自治体との連携が示され、SDGs を盛り込んだ各ステークホルダーの取

組みを支援する政策が動き出した。

また、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) に関する情報を考慮した投資 (ESG 投資) が活発化しており、このこと企業の SDGs への取組みの後押しとなっている。長期的投資を行う機関投資家は、企業の持続可能な発展の判断基準として、企業の SDGs への取組みに関心がある。

3. SDGs の特徴と意義

(1) 構成する要素：「広汎性」、「普遍性」、「統合性」

SDGs は 17 のゴールと 169 の具体的数値目標を含むターゲットで構成されている。この要素の特徴は 3 点にまとめることができる。

第 1 に、SDGs のゴールやターゲットの扱う範囲が広い（「広汎性」がある）ということである。SDGs と MDGs の示すゴールと環境・経済・社会の 3 側面との対応を表 1 に示すが、MDGs のゴールでは社会面が中心で環境面が 1 つだけなのに対して、SDGs のゴールは環境面が多く追加され、経済面も含まれたことがわかる。MDGs が国際開発目標であったのに対して、SDGs は持続可能な発展を具体化したものである。

第 2 に、途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国やあらゆる人々が関連するゴールとターゲットを扱う方針で作成されている（「普遍性」が志向されている）。例えば、「8. 働きがいも経済成長も」のターゲットでは「8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる」と表記されている。また、ターゲットでは「すべての国々において」や「すべての人々に対して」という表現が多くみられる。

第 3 に、ゴールとターゲットが相互に関連する（「統合性」が意識されている）。環境・経済・社会の諸課題が相互に関連することは本来自明であるが、3 側面毎の独立した議論となりがちである。このため、リオサミット以降の持続可能な発展の議論では、3 側面の統合の必要性が常に意識されてきた。SDGs もその流れを組んでいる。

特に広汎な入口があり、先進国内の課題も含めた普遍性が意識され、誰もが自分との関わりを見だしやすいことが、SDGs が注目を集める要因となっている。

(2) 重要な理念：「包摂」と「ガバナンス」

SDGs では、ゴールやターゲットの内容だけでなく、その運用において配慮されるべき、SDGs の設計理念が重要である。重要な理念の 3 点を示す。

第 1 に、「誰一人取り残さない (no one left behind)」という包摂性が強調されている。これは、「MDGs の取組みにより、貧困などがある程度改善されたことを受け、その成果を、残されたあらゆる人にひろげるという意味が込められている」（村山・滝口 (2018)）ということができよう。ただし、包摂の実現は簡単なことではない。蟹江 (2018) は、SDGs の進捗管理において、「重要な課題の一つが、数字で表現されにくい「取り残された」ところの包摂の進捗をレビューすることにある」と指摘している。進捗把握すら困難なのである。

第 2 に、政府だけでなく、企業や非政府機関等とのパートナーシップガバナンスが強調されている。例えば、ゴール 16、17 でパートナーシップやガバナンスに重点を置いた目標を設定している。これは、リオサミット以降に強調されてきた点である。

表 1 MDGs と SDGs のゴールと環境・経済・社会の側面との対応

	MDGs	SDGs
環境	7. 環境の持続可能性の確保	6. 安全な水とトイレを世界中に 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに 11. 住み続けられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさを守ろう
経済	—	8. 働きがいも経済成長も 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 12. つくる責任 つかう責任
社会	1. 極度の貧困と飢餓の撲滅 2. 普遍的初等教育の達成 3. ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上 4. 乳幼児死亡率の削減 5. 妊産婦の健康の改善 6. HIV／エイズ、マラリア及びその他の疾病の蔓延防止 8. 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進	1. 貧困をなくそう 2. 飢餓をゼロ 3. すべての人に健康と福祉を 4. 質の高い教育をみんなに 5. ジェンダー平等を実現しよう 10. 人や国の不平等をなくそう 16. 平和と公正をすべての人に 17. パートナーシップで目標を達成しよう

加えて、Kanie et al. (2017) は、「目標ベースのガバナンス(governance through goals)」という SDGs のアプローチの特徴を指摘している。これは、「従来から国際制度で主流となってきた、条約形成を基軸とした「ルールによるガバナンス」とは全く異なるアプローチであり、自律分散協調型のガバナンスを創出しよう」とするものである。

(3) SDGs の意義

ここまで示したことから、SDGs の意義を 3 点にまとめることができる。

第 1 に、持続可能な発展の考え方が途上国への譲歩により生み出され、経済成長主導の中に組み込まれて混迷するなかで、SDGs という具体的なゴールとターゲットが提案され、日本政府や企業の動きを誘引しつつある。これは、SDGs の持つ広汎な入口やガバナンスの手法が“できることをできるところから”と受けとめられ、受容性を高めているためと考えられる。

第 2 に、従来の環境・経済・社会の 3 側面で示された持続可能な発展の方向性では、社会面が特に曖昧であったことに対して、MDGs の内容を引き受けた SDGs では社会面のゴールとターゲットが具体的に多く示されている。環境対策による経済成長を主流化してきた状況において、社会面へのさらなる配慮が必要な状況にあり、ここに SDGs が導入されることの意義がある。また、「誰一人取り残さない(no one left behind)」という包摂性の強調は SDGs ならではの提起として重要である。

第 3 に、環境・経済・社会の統合性やガバナンスは持続可能な発展の従来の議論で示されたことであるが、SDGs が注目されることで、これらのアプローチが広く認知、あるいは再確認されることに意義がある。

II. 研究の目的と方法

1. 研究の目的

SDGs の意義がある一方で、SDGs は両刃の剣であり、持続可能な発展を実現していくうえで、懸念される点もある。3 点を示す。

第 1 に、SDGs は MDGs を取り込む等の経緯を経て、様々な主張の合議によって作成されてきたものであり、この結果、体系的な構造を持たず、169 のターゲットは複雑で非構造的である。このため、広汎な選択メニューとして受容されても、持続可能な発展の体系的かつ構造的な理解の学習が進まない可能性がある。

第 2 に、“できることをできるところから”という視点で SDGs のゴールとターゲットの選択が行われると、既存の取組みの正当化に留まってしまうことになる。慣性の正当化の手段として SDGs が使われれば、SDGs は持続可能な発展のために必要な根本的な取組みの開始を先送りしてしまう恐れすらある。

第 3 に、SDGs のゴールやターゲットは、開発途上国の抱える課題だけでなく、先進国の課題も追加されたとはいえ、国レベルの大局的な課題が中心である。このため、SDGs は国の政策やグローバル企業の取組み課題を含むが、中小企業や地域の抱える課題に充分に対応していない。このため、SDGs を国内のあらゆる取組みに適用すると無理が生じ、地域の現場を混迷させる恐れがある。

以上のことから、SDGs の導入をさらに有意義なものとするためには、持続可能な発展という目標について、個別ゴールの選択の前提となる社会全体のあり方、さらにはそのあり方を導く規範について、そもそもの議論と共有が必要である。

本研究は、持続可能性に係る規範を設定し、その規範から SDGs の具体的な内容構造を明らかにして、SDGs の有効な活用に資することを目的とする。

2. 研究の方法

本研究の方法は、次の通りである。

(1) 持続可能な発展の規範の設定

持続可能な発展について、これまでの研究を踏まえた規範を設定する。これまでの研究としては先出の森田ら(1992)、国立環境研究所(2011)の他、それらを踏まえた白井ら(2013)の研究を参考にする。

なお、環境・経済・社会という 3 側面は、持続可能な発展のための人間活動の領域を示し、規範はそれらの領域とは別で、持続可能な発展とはどうあるべきかを示すものである。

(2) 持続可能な発展の規範からみた SDGs のターゲットの構造の分析

169 のターゲットと(1)で設定した規範との対応をデータ化し、17 のゴール毎に集計することで、構成するターゲットと規範との対応の特徴を明らかにする。

(3) 国内地域における持続可能な発展の課題と SDGs のターゲットとの対応分析

国内地域が抱える課題を、(1)の持続可能な発展の規範に対応させて具体的に設定し、それら課題 SDGs のターゲットの対応を整理する。

Ⅲ. 結果

1. 持続可能な発展の規範の設定

白井ら(2013)は、地域における持続可能な発展の規範を、①他者への配慮、②多様なリスクへの備え、③主体の活力の3点に集約した。このうち、他者への配慮は、環境面だけでなく、「時間軸、空間軸、主体軸で広がる多様なもの」であり、「時間軸の他者は現在世代に対する将来世代、空間軸の他者は地域の依存先となる他国・他地域、主体軸の他者はさらに多様な地域のステークホルダーで、人間以外の生物等も含める」ものである。このように広範でありすぎるため、他者への配慮を、環境・資源への配慮と公正への配慮に分け、4つの規範として整理したものが図1である。

図1に示す4つの規範の構造と内容を説明する。

- ① 持続可能な発展では、将来のためにも現在の人間活動の活力が確保されている必要がある(「社会・経済の活力」)。現在の活力が将来の活力を築く基盤となるからである。ここで、この活力は、社会面、経済面、あるいは人の生き方の側面に分けられる。

日本では、低い経済成長時代を迎えるなかで、経済成長中心ではなく、社会面や人の生き方面での活力を重視していくことも必要となり、「社会・経済の活力」の中身の質を転換することも、持続可能な発展において必要となる。このため、経済面の活力は独立されるべきものではなく、社会面、人の生き方面とともに、活力という目的変数に対する説明変数の1つとして捉えることが重要である。

- ② 「社会・経済の活力」は、他者に配慮するという制約の中で確保されないと持続可能な発展にはならない。他者への配慮は、大きく、人間による環境への配慮(「環境・資源への配慮」)と人間間での配慮(「公正への配慮」)に分けられる。

「環境・資源への配慮」においては、人間活動への不利益を回避するだけでなく、自然の持つ存在価値や人間以外の生物の権利に配慮するという人間中心主義ではない側面も重要となる。公正に係る問題の本質は、同じ人間であるにも関わらず、性別・年齢・身体特性・居住地・生きる時代等の属性によって、強者と弱者が生じ、両者の格差や弱者への差別が生じることである。弱者に対する配慮が「公正への配慮」において重要である。

この「他者への配慮」は、1980年代以降の国際会議における環境と開発の議論の中で扱われてきた規範である。

- ③ 他者への配慮をしていたとしても、自然災害や想定外の災害は起こりえる。そのことが持続可能性を損なうことになるため、「リスクへの備え」が必要となる。

東日本大震災やその後の原子力発電所の事故を経験した日本では、第4次環境基本計画(2012年策定)において、環境行政の究極目標である持続可能な社会のキーワードとして、「低炭素」・「循環」・「自然共生」に、「安全」を加えた。

日本では、高齢化や財政難等から人間側の脆弱性(感受性)が高まる傾向にあり、このことが災害の被害を大きくする。また、気候変動の影響が顕在化しており、緩和策(温室効果ガスの削減)だけでは回避できない影響への適応策が検討されつつある。災害からの防御(ゼロリスクの確保)だけでなく、ある程度の被害を受け入れたうえでの被害の最小化、被害を受けた後

の回復力の確保等も含めて、リスクへの備えが必要である。この規範は、国際的な持続可能な発展の文脈では扱われてきていないが、日本の状況等から追加すべき規範である。

- ④ 4つの規範は相互に抑制的、あるいは相乗的に関連する。「社会・経済の活力」を抑制するの
が他の3つの規範であるが、制約的な規範が「社会・経済の活力」を創出する場合がある。

Porter(1991)による「適切に設計された環境規制は、費用逓減・品質向上に繋がる技術革新を促進し、その結果、国内企業は国際市場において競争上の優位を獲得する一方で、国内産業の生産性も向上する」という仮説がこれに相当する。逆に「社会・経済の活力」を確保することで、企業の環境投資や市民の環境保全活動を活発化するという側面もある。また、環境保全により地域の魅力を高め、活力創出につなげるなど、制約的な規範が「社会・経済の活力」のための手段となる場合がある。

「環境・資源への配慮」、「公正への配慮」、「リスクへの備え」の規範も相互に関連する。

- ⑤ 4つの規範は、現在世代の活動に対する規範であるが、その規範の適用においては、将来も各規範が維持できるかどうかを検討することが必要である。つまり、持続可能な発展のための取組みは、各規範に対する現在の不充足を解消するだけでなく、各規範に対応する状況の将来予測を行い、将来的な課題を把握し、その課題の解決方法を現在世代において用意しておくことである。

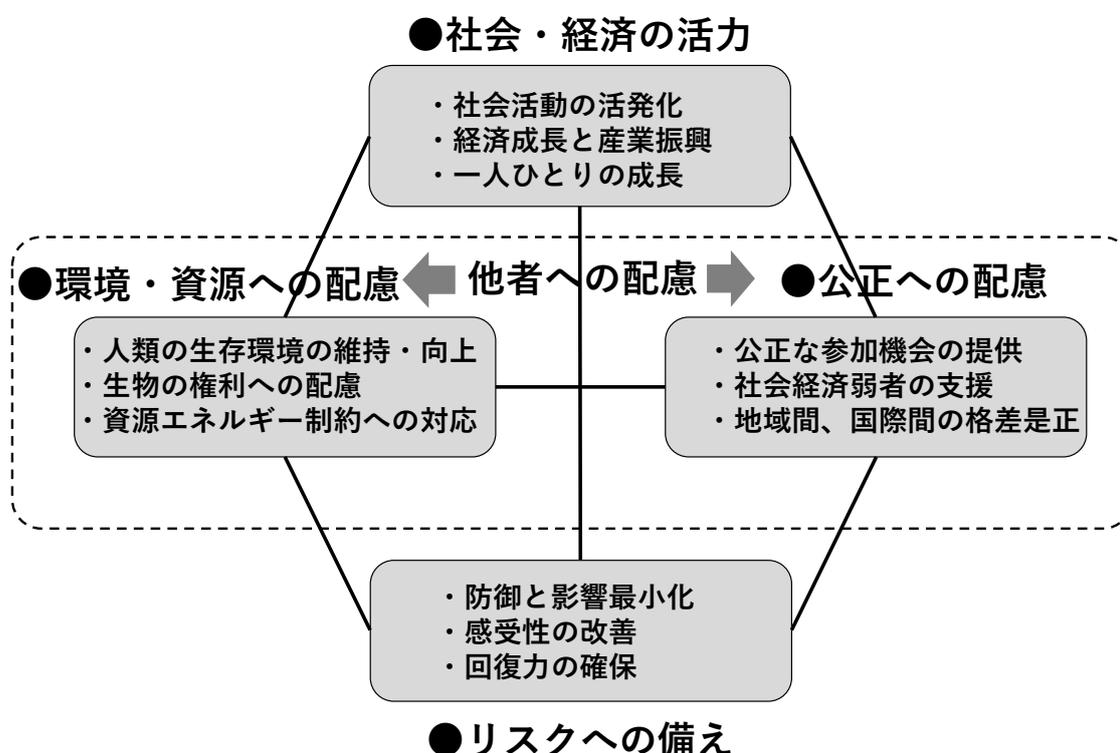


図1 持続可能な発展の規範

2. 持続可能な発展の規範からみた SDGs のターゲットの構造

SDGs の 169 のターゲットについて、1 で設定した 4 つの規範のどれが適用しているかをデータ化し、17 のゴール毎に適用されている規範の数を集計した結果が表 2 である。1 つのターゲットに複数の規範が適用されているため、適用規範数の合計はターゲット数を上回る。また、各ターゲットに適用されている規範がどのような組み合わせであるかを集計した結果が表 3 である。表 2、表 3 ともに、適用規範数がターゲット数の 3 割を超える場合にセルに網掛けをしている。

この結果から、次のことがいえる。

- ① 適用されている規範は、「公正への配慮」が最も多く、次いで「社会・経済の活力」、「環境・資源への配慮」である。「公正への配慮」が多い理由は、表 1 に示したように、MDGs の後継として位置づけられた SDGs では社会面のゴールが多く設定されていることに加えて、「すべての国において」、「特に開発途上国において」、「すべての人々の」、「あらゆる場所の人々が」といった表現が含まれている場合にこの規範が該当するとしているためである。

こうした表現は、「誰一人取り残さない(no one left behind)」という包摂性を強調するためのものである。

- ② 「リスクへの備え」の規範が適用されているターゲットは相対的に少ない。「3. すべての人に健康と福祉を」のターゲットは疾病リスクに対応するとしたが、それ以外では、「11. 住み続けられるまちづくり」と「13. 気候変動に具体的な対策を」において、自然災害や気候変動適応、レジリエンスという観点が盛り込まれる程度である。

自然災害や気候変動の影響はあらゆるゴールに関連するものであることを考えると、「リスクへの備え」として配慮すべき事項があるにも関わらず、SDGs へのターゲットへの盛り込みが弱いといえることができる。

- ③ 規範を組み合わせたターゲットの集計結果では、「社会・経済の活力」と「公正への配慮」を組み合わせたターゲットが多い他、「公正への配慮」が他の規範と組みあわさっている場合が多い。これは①に示したように、「すべての」や「あらゆる」といった表現がある場合に「公正への配慮」に該当するとしたためである。

「社会・経済の活力」と「環境・資源への配慮」の両方が適用されたターゲットは、「8.2 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る」と「8.9 2030 年までに、雇用創出、地元の文化・製品の販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する」、「14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖、および観光の持続可能な管理などを通じた、小島嶼開発途上国および後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的利益を増加させる」、「15.4 2030 年までに生物多様性を含む山地生態系の保全を確保し、持続可能な開発にとって不可欠な便益をもたらす能力を強化する」等である。

日本の「21 世紀環境立国戦略」(2007 年作成)に示されたよう、「環境問題への対応を新しい経済成長のエンジンとする」というような、環境と経済の両立をより能動的に位置づけるターゲットはみられない。

表2 SDGsのターゲットに適用されている持続可能な発展の規範の数

ゴール	ターゲット数	A	B	C	D
全体	169	84	64	118	23
1. 貧困をなくそう	7	0	0	7	1
2. 飢餓をゼロ	8	4	1	8	1
3. すべての人に健康と福祉を	13	13	1	5	13
4. 質の高い教育をみんなに	10	8	0	10	0
5. ジェンダー平等を実現しよう	9	0	0	9	0
6. 安全な水とトイレを世界中に	8	0	8	5	0
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに	5	0	5	2	0
8. 働きがいも経済成長も	12	12	2	9	0
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	8	8	1	7	1
10. 人や国の不平等をなくそう	10	1	0	10	0
11. 住み続けられるまちづくりを	10	2	8	6	3
12. つくる責任 つかう責任	11	1	11	3	0
13. 気候変動に具体的な対策を	5	0	4	3	2
14. 海の豊かさを守ろう	10	3	8	4	1
15. 陸の豊かさも守ろう	12	2	12	1	0
16. 平和と公正をすべての人に	12	12	0	12	0
17. パートナリシップで目標を達成しよう	18	18	3	17	1

表3 SDGsのターゲットにおける持続可能な発展の規範の組み合わせ

ゴール	ターゲット数	A × B	A × C	A × D	B × C	B × D	C × D
全体	169	12	64	16	26	4	12
1. 貧困をなくそう	7	0	0	0	0	0	1
2. 飢餓をゼロ	8	0	4	0	1	0	1
3. すべての人に健康と福祉を	13	1	5	13	0	1	5
4. 質の高い教育をみんなに	10	0	8	0	0	0	0
5. ジェンダー平等を実現しよう	9	0	0	0	0	0	0
6. 安全な水とトイレを世界中に	8	0	0	0	5	0	0
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに	5	0	0	0	2	0	0
8. 働きがいも経済成長も	12	2	9	0	0	0	0
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	8	1	7	1	1	0	1
10. 人や国の不平等をなくそう	10	0	1	0	0	0	0
11. 住み続けられるまちづくりを	10	1	0	1	5	1	2
12. つくる責任 つかう責任	11	1	0	0	3	0	0
13. 気候変動に具体的な対策を	5	1	0	0	2	1	1
14. 海の豊かさを守ろう	10	2	2	0	3	0	0
15. 陸の豊かさも守ろう	12	2	0	0	1	0	0
16. 平和と公正をすべての人に	12	0	12	0	0	0	0
17. パートナリシップで目標を達成しよう	18	2	16	1	3	1	1

A:社会・経済の活力 B:環境・資源への配慮 C:公正への配慮 D:リスクへの備え

3. 国内地域における持続可能な発展にかかる課題と SDGs のターゲットとの対応

1 で設定した 4 つの規範に対応する国内の地域課題を設定し、その課題に対応する SDGs のターゲットをチェックした結果を表 4 に示す。次のことがいえる。

- ① SDGs のターゲットは、国内地域の課題に対応するものとなっていない。これは、SDGs が開発途上国と先進国の格差の是正（特に開発途上国が取組みが不十分な点）と開発途上国と先進国の共通の課題を扱っているためであり、先進国の地域課題（国内の地域間の格差）に関する課題、あるいは途上国と共通しない先進国ゆえの課題を対象としていないためである。
- ② 一部のターゲットは、国内地域の課題に対応させることができるが、途上国の問題を国内の農山村に読み替えることで対応できるのであり、先進国内の地域の課題を想定したものでないことは、SDGs の作成経緯や位置づけにおいて明らかである。
- ③ 途上国と共通しない先進国ゆえの課題は、成熟・縮小時代への変化に伴う第 2 ステージの再帰的近代化の問題（I の 1(1)参照）である、途上国の課題は成長・拡大時代における第 1 ステージの再帰的近代化の問題であるが、先進国は成熟・縮小時代という第 2 ステージに移行している。SDGs は、第 2 ステージの再帰的近代化を捉える枠組みを持っていないため、そもそも日本も含めた先進国のターゲットとしては不十分である。

表 4 持続可能な発展の規範に対応する国内地域の課題と SDGs のターゲットとの対応

規範	国内地域の課題	SDGs のターゲット
社会・経済の活力	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少と少子高齢化 ・未利用家屋・土地の増加 ・集落や地域の消滅 ・地域財政の縮小・ひっ迫 ・社会資本の維持管理、更新の困難化 ・社会関係資本の劣化・喪失 ・精神疾患や不登校、ひきこもり ・農林水産業、中心商店街の衰退 ・構造的な不況業種への依存の限界 	<ul style="list-style-type: none"> ・8.6 に就労、就学、職業訓練のいずれも行っていない若者の割合の削減が示されている。 ・14.7 に、漁業等を通じた経済的利益の増加が示されているが、小島嶼開発途上国および後開発途上国を対象としている。
環境・資源への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・2 次的自然や歴史資源の放棄、劣化 ・外来生物種の増加 ・深刻な鳥獣被害の継続 ・気候変動への緩和策や再生可能エネルギー導入の遅れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・15.8 に侵入外来種の移入防止が示されている。
公正への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・財源不足による公助の限界 ・大都市圏と地方圏の格差の拡大 ・農山村における公共サービスの低下 ・辺地での交通手段確保の困難化 	<ul style="list-style-type: none"> ・10.2 が属性による格差是正であるが、国内地域差に関する記述はない。 ・11.2 で弱者の交通手段の確保が示されている。
リスクへの備え	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の地域への影響の顕在化 ・災害への防御の限界、自助・互助力の向上の必要性 ・自然災害に対する回復力の不足による復興の遅れと災害の追い打ち 	<ul style="list-style-type: none"> ・11.5 に脆弱層の保護による被災者数の抑制、13.1 に気候変動の危険や自然災害に対するレジリエンス強化が示されている。

IV. 考察

1. SDGsの要素に関する分析結果のまとめ

Iの3(1)に示したように、SDGsの要素は「広汎性」、「普遍性」、「統合性」を志向して作成されたものであり、SDGsは持続可能な発展の概念の曖昧さや取組みの混迷状況を打開し、具体的な取組み課題を明示した点で重要な意義を持つ。また、2000年代以降、環境と経済の統合的発展を強調される流れがあるなか(そのことは持続可能な発展の特定の側面にすぎない)、社会面あるいは「公正への配慮」という側面について、MDGsを取り込む形でSDGsに含めたことも意義深い。

しかし、IIIの結果に示したように、SDGsは完成品というものではない。持続可能な発展の規範や国内の地域課題からみると、ゴールやターゲットの設定が不足しており、「広汎性」、「普遍性」、「統合性」は十分に確保されていない。特に、①リスクへの備え、②環境と経済の能動的な両立、③国内地域における縮小時代ゆえの課題への対応、という点で、SDGsのゴールとターゲットの要素が不十分である。

このことから、国際的な視野から国やグローバル企業が取り組みを進める場合や、地方自治体や中小企業が開発途上国や国際的な共通課題に対する取り組みを新たに検討する場合に、SDGsの一定の有効性があると考えられるが、国内の地方自治体や地域企業や民間団体が地域課題を中心とした取り組みを進めるためにSDGsを活用するには工夫が必要となる。後者においては、SDGsのターゲットをそのまま使うのではなく、SDGsの特長を活かしつつ、独自に自らの抱える課題に対応するゴールやターゲットを設定することが、SDGsの正しい使い方となるだろう。

2. SDGsの活用方法について

SDGsの要素の不足だけでなく、SDGsの活用についても検討すべき点がある。

(1) まず持続可能な発展を目指す方針と目標とする社会像を明確にする

SDGsにおける自立分散協調型のガバナンスは、具体的には、ステークホルダーの抱える課題の状況、利害や実施可能性によってゴールやターゲットを選択し、PDCAを運用していくということである。これにより、SDGsは受容性を高めるが、もっと大きな目標設定や方針が曖昧であると、理念なきSDGsの安売り状態にもなりかねない。

そもそも、持続可能な発展といっても、目指す社会の目標像は一つとは限らない。国立環境研究所「将来シナリオと持続可能社会の構築に関する研究」では、効率重視により高い経済成長を遂げ、その成果を福祉等に還元するという「豊かな噴水型社会」と人々の相互支援で多様性のある成長を図り、社会の構成主体での公平な分かち合いを図るという「虹色なシャワー型社会」という2つの代替社会を示している。いずれも持続可能な発展の4つの規範の充足を図ろうとするが、前者は「社会・経済の活力」のうち特に経済面の成長を重視して、それを駆動力とするものであり、後者は「公正への配慮」を重視し、それに能動的に取り組むことで社会経済のあり様を変えようとするものである。

つまり、持続可能な社会のあり方は1つではないため、どのような社会を目指すのかという議論を各主体内、あるいは主体間で行い、その選択を明示したうえで、SDGsの活用を図る必要がある。このプロセスに欠けて、同床異夢な状況が放置されると、各主体は各々の既存の慣性の強化や部分的な改善を図るのみとなり、持続可能な社会への転換という大きな流れはつくれないのではないだろうか。

大きな方針を設定したうえで、本研究で示した「社会・経済の活力」、「環境・資源への配慮」、「公正への配慮」、「リスクへの備え」といった持続可能な発展の規範を踏まえて、ゴールやターゲットを設定するのである。

(2) 転換に関する議論を活性化させ、根幹、連環を重視する

筆者は、持続可能な発展においては、転換・根幹・連環という3つのキーワードが重要だと考えている。このキーワードをもとに、SDGs の活用のあり方を整理する。

転換は、再帰的近代化の問題をもたらしてきた工業化と都市化の流れを脱し、経済成長至上主義、技術万能主義、中央主導の慣性システムから脱却していくことを視野にいれたものである。転換は、「豊かな噴水型社会」を中心とする現在のシステムを「虹色なシャワー型社会」の方向に変えることだとも考えられる。転換は何をどのように変え、どのような社会を目指すのかという点について、広く議論が必要となろう。こうした議論を活性化させる方向に、SDGs が活用されることが望ましい。

根幹は、転換という最終目標を達成すべく、環境・経済・社会の諸課題を生み出す根本的要因あるいは構造を明らかにして、その解消を図ろうとすることを意味する。例えば、大量流通・大量消費・大量廃棄(大量リサイクル)という構造は、環境負荷が大きいとともに、少量で零細な農林水産業の衰退を招くこととなっている。あるいは、ロードサイドに広がった都市構造は交通の自動車分担率が高く、自動者を持たない者の生活を危うくする構造であり、根幹の問題として捉える必要がある。こうした根幹に踏み込んだ取組み(構造的根幹策)は、第5次環境基本における環境・経済・社会の問題の同時解決にもつながるものであり、SDGs の活用においても、扱っていくべきものである。

連環は、環境・経済・社会の諸課題が相互に関連しあっているために相互の配慮を行うべきであること、あるいは環境面の取組みを経済成長につなげるなど環境・経済・社会の取組みを相乗的に進める統合的発展が推奨されることから、従来から重視されてきた。連環については、SDGs においても意識されており(I の3(1))、複数の規範が組み合わせたターゲットが多く作成されている(Ⅲの2)。しかし、環境と経済の能動的な両立を図ることに関連するターゲットがみられないなど、連環の一部のみがターゲットに記載されているに過ぎないことに留意する必要がある。SDGs を活用とする主体は、ゴールを設定したのち、複数のゴールに対応する形のターゲットを独自に設けることが考えられる。

(3) 住民や従業員が参加するガバナンスを重視する

大きな社会目標の設定や転換に関する議論を行ったうえで、バックキャスト的にSDGs の活用を図るためには、議論と学習のための時間を要する。しかし、企業や地方自治体等が、SDGs を活用しようとする場合、住民や従業員の参加を得て、持続可能な発展を取り巻く諸問題の学習、あるべき規範や目標、その達成手段の合議を行い、住民や従業員も参加するアクションを立ち上げていくことが望ましい。

この意味では、国がつけたSDGs 関連予算を使うために、担当者だけでSDGs の活用を検討したり、一部の専門部門だけでSDGs の検討を行い、議論に参加しなかった人々はおおよそ理解できないような成果報告書をつくって終わりとするというような状況は避けなければならない。

3. 地域主体における SDGs の活用の手順

上記の考察を踏まえて、国内の地方自治体や地域企業や民間団体が地域課題を中心とした取組みを進めるために SDGs を活用する手順を提案する。

①持続可能な発展を検討するための準備的学習

持続可能な発展と SDGs に関する検討経緯、基本的考え方、地域で持続可能な発展を検討する必要性と意義、検討の方法と成果の活用について、関係者に説明する場を設ける。

②持続可能な発展に関する課題の抽出

持続可能な発展の規範(本稿で示した 4 つの規範)を用いて、規範に対応する課題を整理する。この課題には、地域で生じている課題と地域が取り組むべき国際的な課題があるが、国際的な課題に整理において、SDGs のゴールやターゲットを活用する。関係者の中からワーキングチームを設置し、所属部署の意見を集めながら、検討する。

③持続可能な発展に関する大きな社会目標と実現方針、個別のゴールの設定

②の課題を解消した姿として、地域あるいは企業等が持続可能な発展を遂げていく目標と実現方針を設定する。この際、複数の代替案を設定し、慣性システムのどこを転換していくのかを明らかにする。選択した目標と実現方針をもとに、個別のゴールを設定する。このゴールは、SDGs のゴールを参考にしつつも、それに囚われずに、具体的な課題や理念に対応するものとして作成する。ワーキングチームにおいて、たたき台を作成し、アリーナにおいて意志決定を行う。

④持続可能な発展のためのアクションの具体化

③で設定したゴールに対応して、ターゲットとそれに対応するアクション、進行管理指標等を具体化する。関連部署における既存の関連施策の整理を行うとともに、ゴール毎にワーキングチーム及びその他の関係者を集めた新規施策のアイデア出し、広く関係者からの意見徴収等を行い、アクションを具体化する。この際、大きな社会目標やゴールに対するバックキャストを重視し、アクションが既存施策の羅列とならないように留意する。また、新規施策が優先順位をつけながら、ロードマップを作成し、実効性を担保する。

⑤成果物の公表と広報

最終的に作成した成果について、SDGs との対応を整理し、必要に応じて SDGs の対応を明示しながら、公表と広報を行う。SDGs は国際的な共通言語としての働きがあり、SDGs に取り組む国や企業に訴求するうえで、SDGs との関連を明示することが有効である。

V. 結論

本稿では、SDGs の活用は、持続可能な発展という概念が混迷するなかで、持続可能な発展という理念を見直し、取組みを進めるきっかけとなることを明らかにした。ただし、地域での活用においては、SDGs に不十分な点があり、SDGs の理念の良い点を活かし、地域独自に持続可能な発展の目標や新たなアクションを検討することが必要である。

今後の課題としては、本稿で示した地域での検討方法をもとに、いくつかの地域で実践を行い、成果を共有していくことがあげられる。

VI. 文献

- ウルリッヒ・ベック(1998). 危険社会：新しい近代への道 東廉・伊藤美登里訳 法政大学出版局
- 竹本和彦(1998). 「3. 「持続可能な発展」という概念」 内藤正明・加藤三郎編「岩波講座 10 地球環境学 持続可能な社会システム」 岩波出版, 87-126.
- 松下和夫(2014). 日本の持続可能な発展戦略の検討:—日本型エコロジー的近代化は可能か— 環境経済・政策研究 7(2), 63-76.
- 森田恒幸・川島康子・イサム=イノハラ(1992). 地球環境経済政策の目標体系—「持続可能な発展」とその指標 季刊環境研究 88, 124~145.
- 国立環境研究所(2011). 外部研究評価報告(平成 23 年 12 月実施)・社会経済システム分野・事前配布資料持続可能社会転換方策研究プログラム,31
<http://www.nies.go.jp/kenkyu/gaibuhyoka/h23-3/pdf/3-7p.pdf>
- Daly, Herman E., Beyond Growth: The Economics of Sustainable Development. Boston: Beacon Press, 1996.
- 塚本直也(2018). 「持続可能な開発」概念の変遷と SDGs のもたらす意味 農学国際協力 16, 2-8.
- 村山史世・滝口直樹(2018). 自治体・地域づくりから見た 2030 アジェンダ・SDGs の可能性についての予備的考察 武蔵野大学環境研究所紀要(7), 73-88.
- 蟹江憲史(2018). SDGs(持続可能な開発目標)の特徴と意義 学術の動向 23(1), 1_8-1_11.
- Norichika Kanie and Frank Biermann eds., Governing through Goals: Sustainable Development Goals as Governance Innovation, MIT Press, 2017.
- 白井信雄・田崎智弘・田中充(2013). 地域の持続可能な発展に関する指標の設計, 及び地域の持続可能性と幸福度の関係の分析 土木学会論文集 G(環境) 69(6), II_59-II_70.
- Porter, M ,America's green strategy, Scientific American, 264(4),1991

研究ノート

手話言語条例の継受

澤 俊晴¹⁾・小林 伸行²⁾

キーワード：政策波及、条例の継受、手話言語、都道府県、市町村、理念条例

1 はじめに

(1) 政策波及

公共政策学の分野では、ある自治体の政策が他の自治体へ伝播していくことを「政策波及」といい、多くの研究実績がある⁽¹⁾。

具体的には、政策波及とは「新政策が自治体の間に広がっていく現象」のことであり、それが「起こるのは、多くの自治体が共通の政策課題に直面することに加えて、自治体間で相互参照が行われ、他の自治体の動向を判断材料とした意思決定がなされるからだ」⁽²⁾とされ、自治体が政策決定に際して他の自治体の動向を参考にする相互参照の結果、「引き写し」、「模倣プラスアルファ」、「いいとこ取り」、「インスピレーション」が行われるとされる⁽³⁾。

そして、「政策波及の初期においては、その内容も試行錯誤となりがちなので、後続自治体が新たな工夫を付け加える余地は大きく、模倣プラスアルファが多くなる」、「模倣プラスアルファが行われると、一連の新政策に盛り込まれる政策手段は多様化していく」、「政策内容の多様化が一定段階まで進むと、考え得る手段が出尽くして、工夫の余地が狭まってくる。後続になればなるほど、工夫の余地は狭くなる。これに伴って、引き写しが増えてくる」、「それでもわが町らしさを求められれば、複数の政策を突き合わせて、地域独特の課題に応じた都合のよい部分を選び取る「いいとこ取り」をすることになる。この過程を通じて、地域の課題に適合的な政策手段が選ば取られて全国に広がり、逆に、適合しない政策手段は利用されず、次第に淘汰されていく」、「工夫が出尽くした状況が一定期間継続した後、政策環境の変化が生じ、新たな工夫が打ち出される。これが政策の再革新であるが、その後は上記と同じプロセスが繰り返されることになる」と整理されている⁽⁴⁾。

また、「ある自治体が画期的な新政策を生み出したとしても、その政策がその自治体の区域にしか適用されなければ、社会に与えるインパクトは限定的なものにとどま」るため、「国の政策転換をもたらすほどの効果をもつためには、政策波及が起こる必要があり」、「これによって全国に適用範囲が広がるし、多数の自治体による採用は、その政策への幅広い支持を効果的に示すことでもある。それだけの支持を突きつけられれば、国も行動せざるを得なくなる」⁽⁵⁾、言い換えると「地域の政策課題に直面して、幾つかの自治体が新政策の検討を開始し、相互参照を通じて、他の自治体の動向を把握しつつその採用に踏み切る。更に、相互参照によって、後に続く自治体が増加していく。採用自治体の増加は、マス・メディアなどを通じて、国における議題設定を促し、国への政策採用圧力を高める。

^{1) 2)}山陽学園大学地域マネジメント学部地域マネジメント学科

これによって、国が同種の政策を採用する。これを契機として、今度は自治体の横並び競争が始まり、採用自治体が急増する」⁽⁶⁾とされている。

本稿が検証する手話言語条例は、自主条例では例を見ないほど、急速に全国の自治体に広まっている。しかし、景観条例や空き家対策条例の普及が景観法や空き家対策特別措置法の制定につながったように、手話言語条例の普及が手話言語法の制定につながる見込みは、現時点ではない⁽⁷⁾。また、相互参照によって、条例の内容が後続自治体ほど改良されるといったことも生じていない⁽⁸⁾。

(2) 条例の継受

政策波及研究では、主に、特定の行政分野における自治体の政策がどのような経路で波及するのか、波及を促進し、又は阻害する要因はなにか、波及を促進するためにはどのような取組が必要か、その際の課題はなにか、さらには、相互参照による政策の革新＝イノベーションはどのようにして起こるのか、といったことに関心が向けられており、その政策が、予算に基づくものなのか、計画に基づくものなのか、条例に基づくものなのかといった政策の形式はさほど重視されない。

それに対して、本稿では、条例という形式に着目することとする。なぜなら、条例は、その自治体にとっての最高の公示形式（意思決定方式）であり、さらに、地域の課題を解決するために制定される政策条例の作成に際しては、通常、審議会などで専門家を交えて条例案が検討され、その上で、自治体における二元代表制の一翼を担う議会でその条例案が審議され、過半数以上の議員の賛同が得られたもののみが、条例として成立するという非常に重厚な手続によって制定されるものだからである。

また、近年では、条例案の作成に際して、パブリックコメントなどの住民参加手続を採用している自治体も増えており、自治体内外で充実した議論が尽くされている（はずである）。さらに、通常、一度、制定された条例は簡単には改廃されず、また、規範力を有する点でも、予算や計画とは格段の相違がある。

そこで、本稿では、差し当たり、ある自治体が他の自治体の「自主条例」を取り入れて自らの自主条例にするという現象を「条例の継受」と呼ぶこととする。

ただし、当然ながら、条例の継受の概念は、政策波及と重なり合う。ただ、ここで留意したいのは、政策波及が「政策」に着眼し、その革新を重視しているのに対して、条例の継受では、どのような影響力が働いて条例の摂取あるいは伝播が生じるのかを重視するという点である。

なお、条例制定過程での重厚な手続を考えるならば、条例の継受においてこそ、単なる「模倣」ではなく、地域の実情に応じた「模倣プラスアルファ」、「いいとこ取り」、さらには「インスピレーション」が現れると考えられる。

しかし、本稿が取り上げる手話言語条例は「模倣」に留まるものが多い。そうなる要因はなにか。本稿では、その一つに、圧力団体の存在があることを示唆する。つまり、圧力団体の存在が条例制定の要因となる場合には、政策革新が生じにくいことも明らかにする。

また、景観条例について分析した伊藤によれば「30年以上かかって、ようやく全体の10%程度の普及率というのは、国の政策採用がない場合の典型的な普及パターンだといえる」⁽⁹⁾とされるが、本稿が取り上げる「手話言語条例」は、景観条例と同じ政策条例で、かつ、同じく国の政策採用がないにもかかわらず、最初の条例制定から約5年間で既に普

及率が10%を超えている。その要因の一つは、手話言語条例が権利制限を伴う規制条例ではなく、いわゆる理念条例であることにありと考えられるが、それ以外の要因として、圧力団体によるモデル条例の提示が手話言語条例の継受を促進していることを指摘する。

2 手話言語条例

(1) 条例制定の状況

まず、手話言語条例の定義を述べておく。近年、障害がある人たちが必要とするコミュニケーション手段の理解促進と普及などを目的とした情報・コミュニケーション条例が制定されつつあるが、本稿では、このうち、主として手話に特化したもの、具体的には、手話を「言語」として普及させることを目的とする自主条例を手話言語条例と定義することとする。

この意味での手話言語条例は、平成25年10月11日に公布された鳥取県手話言語条例が最初であり、続いて、平成25年12月19日に石狩市手話に関する基本条例が公布され、平成30年10月23日時点で公布済みの条例は、194条例である⁽¹⁰⁾。

平成30年10月30日時点での全国の自治体数(都道府県47・市町村1,724・特別区23)は1,794であるので、条例制定自治体の割合(普及率)は、約10.1%である。

このうち、都道府県条例が24、市と特別区の条例が150、町条例が20であり、村条例はない。つまり、都道府県では過半数以上(24/47=約51%)、市と特別区では約18.9%(150/795)、町では約2.7%(20/743)、村では0%(0/189)の割合で制定されている。また、市の内訳は、政令市では20市中札幌市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市の7市で制定されており制定率は35%、中核市では54市中旭川市、郡山市、前橋市、高崎市、川口市、越谷市、川崎市、金沢市、大津市、明石市、姫路市、尼崎市、和歌山市、福山市、高知市、佐世保市の16市で制定されており制定率は約29.6%、一般市・特別区では741市区中126市区で制定されており制定率は約17.0%となっている。

つまり、自治体の規模・能力を示す、都道府県、政令市、中核市、一般市・特別区、町、村の順で制定率が下がっている。

次に、年別の制定条例数をみると、平成25年は鳥取県と石狩市の2条例だけであるが、平成26年は8条例、平成27年は22条例、平成28年は41条例、平成29年は53条例、平成30年は10月時点までで68条例である。なお、平成30年の数字は、12月議会での制定を勘案すれば更に多くなると考えられる。

つまり、年々、制定条例数が増えている。これを都道府県と市区町村に分けて整理すると、都道府県では、平成25年が1条例、平成26年が1条例、平成27年が1条例、平成28年が6条例、平成29年が6条例、平成30年(10月時点まで)が9条例であり、市区町村では、平成25年が1条例、平成26年が7条例、平成27年が21条例、平成28年が35条例、平成29年が47条例、平成30年(10月時点まで)が59条例であり、特に都道府県では平成28年から、市区町村では平成27年から増加率が上がっている。

さらに、都道府県別での市町村の条例制定率(都道府県別の市町村数を制定市町村数で除した率)をみると、都道府県内制定率が最も高いのは兵庫県の約56.1%であり、次に群馬県の約40.0%、以下順次、埼玉県の約33.3%、京都府の約30.8%、石川県の約26.3%、新潟県の約23.3%、静岡県約22.9%、岡山県の約22.2%、和歌山県及び大分県の約16.7%、

滋賀県の約 15.8%、長崎県の約 14.3%、大阪府の約 14.0%、宮崎県の約 11.5%、三重県及び奈良県の約 10.3%であり、それ以外の都道府県は 10%以下、さらに、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、神奈川県、愛知県、鳥取県、香川県、愛媛県、熊本県、鹿児島県では 0%、つまり制定市町村が存在しない。

近畿地方での制定率の高さと、東北地方での制定市町村なしが目につく。ただし、全体的にみれば、地域的な偏りよりも、制定率の高い都道府県とそうでない都道府県の相違が大きい。

その他に、手話言語条例で特徴的なのは、議員提案条例が非常に多いことである。条例案の議会への提案者には、首長と議員とがあるが、圧倒的に首長提案が多い。例えば、都道府県では、議員提案条例の占める比率は 5%程度であり、しかもその多くは、議員定数や議員報酬、議会の情報公開や個人情報保護、議員の資産公開や政務活動費、議会事務局組織といった議会や議員に関わる条例であって、政策条例は 1%前後と極めて少ない⁽¹¹⁾。市町村では、その数値は更に低下すると考えられる。

ところが、手話言語条例については、実に、その約 22.2% (42/189=提案者不明の 5 条例を除いている。) が議員提案条例となっている。

また、ほとんどの手話言語条例に前文が付されていることも特徴的である (170/194=約 87.6%)。前文とは、「具体的な法規を定めたものではなく、その意味で、前文の内容から直接法的効果が生ずるものではな」⁽¹²⁾いため、規範的な意味はなく、付されないことが通例である。

(2) 全日本ろうあ連盟の動向

最初の手話言語条例は鳥取県の条例であるが、その制定の契機は、平成 25 年 1 月の全日本ろうあ連盟⁽¹³⁾ (及び鳥取県ろうあ団体連合会) による条例制定の要望である。そして、要望を受けて条例制定の検討を行うために鳥取県が設置した「鳥取県手話言語条例(仮称)研究会」にも、全日本ろうあ連盟の理事及び監事が委員として入り、さらにオブザーバーとして全日本ろうあ連盟の職員が参加している⁽¹⁴⁾。

もともと全日本ろうあ連盟は、平成 22 年から手話に関する法律の制定を目指して手話言語法(仮称)制定推進事業を開始しており、鳥取県手話言語条例の制定は、その成果の一つと考えられる。

そして、全日本ろうあ連盟は、この鳥取県での条例制定の経験などをもとに、平成 26 年に市町村向けの「市町村手話言語条例モデル条例案」(以下「市モデル条例」という。)と都道府県向けの「〇〇県手話言語モデル条例」(以下「県モデル条例」という。)を公表し、傘下の団体や関係団体(以下「ろうあ団体」という。)が、それぞれの地域で自治体の首長部局や議会へ手話言語条例制定の働きかけを行っている⁽¹⁵⁾。

さらに、平成 28 年には、手話言語と手話を使いやすい社会環境を全国に広げること等を目的とした「手話を広める知事の会」(翌年には 47 都道府県全てが加入済)と、「手話言語法」、「情報コミュニケーション法」の制定と手話関連条例の拡充を通じて聴覚障害者の自立と社会参加の実現を目指すとともに各自治体における手話等関連施策の情報交換等を行うことを目的とした「全国手話言語市区長会」(平成 30 年 10 月 2 日現在で 532 自治体が加入)が設立されている⁽¹⁶⁾。

3 手話言語条例の分析結果

(1) クラスタ分析による分析

平成30年10月23日時点で公布済みの手話言語条例の継受の状況を探るため、クラスター分析⁽¹⁷⁾を行った。なお、各自治体の条例の中には、審議会や協議会、施策推進会議といった附属機関の設置を規定しているものもあるが、附属機関については別条例で規定している自治体もあるので⁽¹⁸⁾、要素としては採用しなかった。

対象とする手話言語条例194条例について、表に示す35項目を用いてユークリッド距離・ウォード法を用いて可視化したデンドログラム（樹形図）を図1に示す。

表 クラスタ分析の項目

	項目	内容
条例名	手話言語条例	「手話言語条例」を条例名に含む
前文	前文タイプ	市モデル条例と同旨のもの
	前文文字数	前文の文字数を平均0,分散1に標準化
条文	手話、言語、認識	手話を言語であると認識する旨を含む
	条数	条数（見出し数）を平均0,分散1に標準化
	定義	「定義」を含む
	基本理念	「基本理念」を含む
	手話の意義	「手話の意義」を含む
	市町県の責務	「市（区町府県）の責務」を含む
	市町民・事業者の役割	「市（区町道府県住）民の役割」及び「事業者の役割」を含む
	ろう者の役割	「ろう者の役割」を含む
	施策・推進	「施策」及び「推進」を含む
	普及・啓発	「普及」又は「啓発」を含む
	情報を得る	「情報を得る」を含む
	事業者への支援	「事業者への支援」を含む
	方針	「方針」を含む
	計画	「計画」を含む
	通訳	「通訳」を含む
	災害	「災害」を含む
	医療	「医療」を含む
	教育	「教育」を含む
	財政	「財政」を含む
	実施状況・公表	「実施状況」及び「公表」を含む
	共生・地域社会	「共生」及び「地域社会」を含む
	学ぶ・学習	「学ぶ」又は「学習」を含む
	学校	「学校」を含む
	研究	「研究」を含む
	意思疎通	「意思疎通」を含む
	要約筆記	「要約筆記」を含む
	滞在・観光	「滞在」又は「観光」を含む
	保護者	「保護者」を含む
	職員	「職員」を含む
	情報通信技術	「情報通信技術」を含む
	権利	「権利」を含む
	環境	「環境」を含む

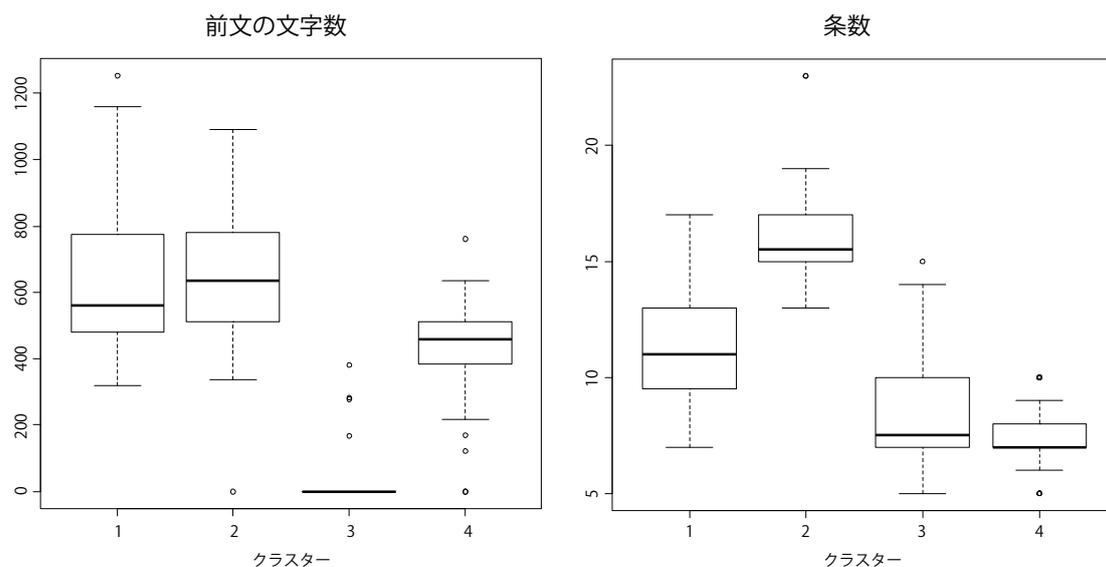


図2 前文の文字数と条数（クラスター別）

クラスター1には43条例、クラスター2には29条例、クラスター3には26条例、クラスター4には96条例が含まれており、クラスター4が全体の約5割を占めている。

クラスター1は、兵庫県明石市が最初に条例を制定したクラスターで、兵庫県、大阪府、京都府など近畿地方の市町が多く含まれる。政令市では大阪市、京都市、堺市、岡山市が属しており、政令市の半分(4/7)はこのクラスターに含まれる。都道府県では神奈川県が最初に条例を制定しており、愛知県、秋田県、沖縄県が含まれる。

クラスター2は、県モデル条例が属しており、主に府県と、群馬県内の市を中心としたクラスターであり、条数が多いのが特徴である(図2右)。

クラスター3は、都道府県は含まれておらず、前文がないか、あっても文字数が少ないのが特徴である(図2左)。

クラスター4は、市モデル条例が属しており、北海道石狩市が最初に条例を制定したクラスターで、都道府県では北海道と大阪府が属している。

(2) 近隣性の影響

通常、条例案の検討に際しては、全国自治体の悉皆ではなく、近隣の自治体に絞って調査することが多い。実際、クラスター分析の結果によれば、クラスター1の兵庫県、大阪府、京都府の府県内の市町、クラスター2の群馬県内の市、クラスター4の北海道、埼玉県、兵庫県の道県内の市町では、類似の条例が制定されるという影響が見受けられた。

しかし、それが近隣性の影響を示しているのかどうかは、検討が必要である。

第一に、兵庫県内の条例制定市町のうち約34.8%(8/23)がクラスター1に属している。このうち5市(明石市、加古川市、小野市、加西市、姫路市)は、播磨地方の自治体で近接しており、明石市と加古川市、加西市と姫路市は、条例がやや類似している。また、残りの兵庫県内の条例制定市町のうち約56.5%(13/23)がクラスター4に属しており、このうち、8市町(三木市、加東市、多可町、宍粟市、赤穂市、たつの市、西脇市)は播磨地方の自治体で近接しており、さらに加東市と多可町の条例はほぼ同一である。また、丹波地方の篠山市と丹波市もほぼ同一の条例であり、神戸市とそれに隣接する淡路市の条例もほぼ同一である。つまり、クラスター1に属する播磨地方の一部の自治体間と、クラス

ター4に属する加東市と多可町、篠山市と丹波市、神戸市と淡路市には、近隣性の影響があったと考えられる。

第二に、大阪府内の条例制定市町のうち半数(3/6)がクラスター1に属している。このうち大東市と大阪市は条例が類似しており、近隣性の影響があったと考えられる。

第三に、京都府内の条例制定市のうち75%(6/8)がクラスター1に属している。このうち、中丹地方にあって隣接している福知山市、綾部市、舞鶴市の条例は類似しており、近隣性の影響があったと考えられる。

第四に、群馬県内の条例制定市町のうち50%(7/14)が、県モデル条例が属しているクラスター2に含まれている。具体的には、渋川市、館林市、安中市、前橋市、太田市、藤岡市、富岡市であり、これらの市の条例は非常に類似している。これは、県庁所在市であり、かつ、同県内の市町で最初に条例制定をした前橋市が「鳥取県、群馬県、石狩市、郡山市(中核市)等の条例をモデルとした理念条例で作成するという方向性だけは決められていた」⁽¹⁹⁾という事情から、県条例に類似した条例を制定し、それを同県内の他市が継受した結果と推測され、近隣性の影響があったと考えられる。

第五に、北海道内の条例制定市町のうち80%(16/20)がクラスター4に属している。このうち、岩見沢市と三笠市、室蘭市と伊達市、新得町、鹿追町、石狩市及び登別市の4市町、赤平市と名寄市は、それぞれ類似した条例を制定しており、そのうち岩見沢市と三笠市、室蘭市と伊達市、新得町と鹿追町は隣接しており、近隣性の影響があったと考えられる。また、新得町、鹿追町、石狩市及び登別市のグループは、全国の市町に先駆けて手話言語条例を制定した石狩市の強い影響を受けたと考えられる。

第六に、埼玉県内の条例制定83.3%(15/18)がクラスター4に属している。このうち、桶川市と秩父市、三芳町と伊奈町、富士見市、三郷市及び越谷市は、それぞれ類似した条例を制定しているが近接しておらず、同一県内の自治体であるので近隣性の影響はあると考えられるが、その程度はさほど高くないと思われる。

(3) 同格自治体の影響

クラスター分析の結果によれば、都道府県条例は他の都道府県条例と類似し、市町村条例は他の市町村条例と類似しており、都道府県と市町村の間の類似性は低い。また、政令市、中核市、一般市・特別区、町という同格自治体間での影響は見受けられなかった。

(4) 都道府県条例の影響

都道府県条例の制定が市町村条例の制定に与える影響のベクトルには、都道府県条例の制定を待って市町村が同様の条例を制定する積極的なものと、都道府県条例が制定されたので市町村条例は必要ないと判断する消極的なものがある。

秋田県や山形県のように県条例は制定されているが県内市町村条例が未制定の場合は、後者の可能性が考えられる。しかし、手話言語条例は現在進行形で広がっており、今後、条例が制定される可能性もあるため、消極的な影響があったと断言はできない。

また、群馬県内の事例を除き、都道府県条例と市町村条例の間の類似性は低いことから、前者の影響も明確ではない。

この点で、伊藤が景観条例について「県条例の制定が市町村の条例制定を促した証拠は発見できなかった」⁽²⁰⁾とし、さらに、全国的な景観条例制定に係る相互参照を検討しても都道府県条例の「明らかな影響は認められない」⁽²¹⁾、「景観条例に関して、都道府県の方

針や施策及び条例は、市町村の条例制定判断に対して、国の立法が都道府県に対するほどの影響を及ぼしていないことがわかった⁽²²⁾とした分析結果が手話言語条例についても妥当すると考えられる。

(5) 提案者別の影響

条例提案権は、首長と議員が有している。手話言語条例は、議員提案が多いのが特徴だが、首長提案と議員提案とで内容的に大きな相違はなかった。

(6) モデル条例の影響

クラスター分析の結果、170 市区町村条例のうち実に 96 条例が、市モデル条例と同じクラスターに属していた。また、前文の文字数はクラスター 1 及びクラスター 2 が 500 字～800 字弱で、クラスター 3 は前文がないものも多いのに対し、クラスター 4 では前文の文字数が 400 字～600 字の条例が多い。クラスター 4 は、市町村モデル条例の前文の文字数 500 字強の影響を受けていると考えられる。また、道府県条例については、県モデル条例の属するクラスター 2 に道府県条例の約 62.1%(18/29)が含まれている。このように、県モデル条例及び市モデル条例による影響を見て取ることができる。

(7) 制定年ごとの相違

制定年ごとの相違については、クラスター分析で使用した各要素をそれぞれの年で比較したところ、有意な差は見つけられなかった。

4 全日本ろうあ連盟の影響力

手話言語条例の制定率は、都道府県、政令市、中核市、一般市・特別区、町、村の順で下がっている。これはおそらく、それぞれの地域における、ろうあ団体の影響力の有無によって差異が生じていると推察される。つまり、全ての都道府県にろうあ団体が存在しているのに対し、市・特別区では政令市などの大規模団体を除いて、ろうあ団体が存在していない地域も多く、町村にはほとんどない⁽²³⁾。そして、ろうあ団体がいないということは、条例制定を促す圧力団体が存在しないということであり、そのことが影響を与えていると考えられる。

次に、市区町での手話言語条例の制定数の平成 27 年からの増加も、平成 26 年の全日本ろうあ連盟による市モデル条例の公表が要因の一つにあると考えられる。そのことは、市モデル条例と同じクラスターに属する手話言語条例が最も多いことから強く推測される。

また、手話言語条例に議員提案条例が多い要因の一つも、この市モデル条例の公表にあると考えられる。なぜなら、条例案の条文作成には、法制執務と呼ばれる技術的なルールがあり、一般の人々がそれを習得することは容易ではなく、実際、自治体職員であっても、法制執務のノウハウを身に付けている職員は限られている。まして、議員提案条例であれば、議員（あるいは議員をサポートする議会事務局職員）が条例案を作成することになるが、彼ら彼女らが独力で政策条例案を作成することは、容易ではない。

そのため、全日本ろうあ連盟が、法制執務上のルールをある程度満たした市モデル条例を作成し公表したことは、議員提案による手話言語条例制定の追い風になったことは容易に推測される（このことは、県モデル条例についても、同様である。）。

なお、首長提案で手話言語条例が制定されている自治体であっても、その端緒は議会あるいは議員にあると考えられるケースもある。具体的には、あらかじめ議会において「手

話言語法の制定を求める意見書」などが議決され⁽²⁴⁾、それを受けて首長部局で条例制定を検討して条例案作成し上程するといった事例である⁽²⁵⁾。そして、この「手話言語法の制定を求める意見書」も全日本ろうあ連盟の運動の成果であり、全日本ろうあ連盟のホームページ⁽²⁶⁾によれば、平成28年3月3日時点で全自治体議会で議決済みとされている。

さらに、全国手話言語市区長会は、任意加入団体で、かつ、建設関係のような政治的・財政的メリットもないと考えられる運動団体であるにもかかわらず、全ての市及び特別区815自治体のうち約65.3%を占める532の市区の長が加入している。そして、加入している市区の長のうち137の自治体で手話言語条例が制定されている（約25.8%）。

つまり、全国手話言語市区長会は、発足から2年強しか経過していないにもかかわらず、全国の市区長のうち4分の3以上の者が加入し、そのうち4分の1以上の自治体で手話言語条例が制定されている。手話関連条例の制定が全国手話言語市区長会の目的の一つであることから、現時点では条例を制定していない加入自治体についても、今後、首長提案による条例制定が進むことが想定される。

このように全国手話言語市区長会も、手話言語条例の継受を推進する大きな役割を果たしている⁽²⁷⁾。

全日本ろうあ連盟による手話言語条例制定に向けた運動は、前述したとおり首長ルートと議会・議員ルートのダブルトラックで行われており、このこともまた、手話言語条例の普及率を押し上げた要因と考えられる⁽²⁸⁾。

5 クラスタ分析による結論

(1) 内生条件

政策波及研究の第一人者である伊藤は、「内生条件への対応、相互参照、横並び競争……が単独に又は組み合わせられて作用し、自治体の政策過程の様態及び政策出力を決定づける」とし、「内生条件とは、研究対象となる自治体の領域内の社会経済要因及び政治要因」と述べている⁽²⁹⁾。そこで、ここでは、手話言語条例の制定に係る内生条件、相互参照、横並び競争について検討する。

まず、内生条件については、手話言語条例の制定は、全日本ろうあ連盟の条例制定運動という政治要因が大きな割合を占めていると考えられる。なぜなら、手話の普及が重要であることは、以前から障害者福祉の分野では認知されていたことであり、ここ数年間でその状況が急激に変化したとは考えにくいからである。つまり、多くの自治体で、ほぼ同時期に手話を普及しなければならない社会経済要因が発生したとは、想定し難いからである。

(2) 相互参照

次に、相互参照については、伊藤によれば、各自治体の相互参照先として「日常においても、政策策定時においても、近隣、特に同一県の自治体を参照する傾向はあるといえ」⁽³⁰⁾とし、また、その他にも「制度上同格の自治体を選ぶ傾向が確認できる」⁽³¹⁾としている。そして「近隣の自治体を参照する傾向はある程度だが認められた。同格の自治体を参照する傾向ははっきりと認められた」⁽³²⁾とされる。

手話言語条例についても、同一クラスターに近隣の市町村が含まれる例は、クラスター1に属する兵庫県内や大阪府内、京都府内の市町の一部や、クラスター2に属する群馬県内の市、クラスター4に属する北海道内の市町など、いくつか見受けられるため、同一県

内の自治体について相互参照を行っている可能性がある。

しかし、手話言語条例の制定状況の全体を観察すると、これらの事例を除き、相互参照における近隣性の影響は小さいとみられる。例えば、クラスター2には道府県条例のうち75%（18/24）が属しているが、同時に県モデル条例も含まれており、また、最大のクラスターであるクラスター4には約59.2%（87/147）の一般市・特別区と町の条例が属しているが、同時に市モデル条例も含まれている。したがって、クラスター2の道府県やクラスター4の市区町の手話言語条例は、県モデル条例又は市モデル条例を参照した可能性が高い。

つまり、各地のろうあ団体が各自治体議会に対し請願や陳情を行い、その結果、手話言語法の制定に向けた意見書の採択が行われるとともに、それに合わせて全日本ろうあ連盟がモデル条例案を提示したことが、各自治体による手話言語条例の制定に大きな影響を及ぼしていると考えられるのである。

なお、同格の自治体を参照する傾向は、明らかではなかった。

（3）横並び競争

横並び競争とは、「国が政策を採用すると、自治体は争ってその政策分野に参入し、国の政策と同様の政策を採用する」⁽³³⁾行動をいい、相互参照による政策波及を受けて生じるものである。

手話言語条例については、制定の経緯等を記述する前文又は目的規定で、言語に手話を含むと規定した改正後の障害者基本法を引用するものが155条例あり（前文で引用するものが148条例、前文のない条例のうち目的規定で引用するものが7条例）、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された障害者の権利に関する条約を引用する条例が146条例ある。

しかし、障害者基本法の改正は平成23年で、最初の鳥取県条例の制定は平成25年であり、条例制定に先立って法改正が行われていることから、同法の改正によって横並び競争が起こったとは考えられない。また、平成26年の障害者の権利に関する条約の批准についても、各自治体の手話言語条例では障害者基本法と対で引用されているに過ぎない。したがって、障害者基本法の改正や障害者の権利に関する条約の批准が、手話言語条例の急速な普及の原因ではない。

なお、平成25年に制定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）に規定する「合理的配慮」（第5条、第7条、第8条）と手話の普及等は密接に関連することから、同法の制定が横並び競争を惹起したという想定もありえる⁽³⁴⁾。しかし、手話言語条例の前文や目的規定において、同法を引用する条例は7条例に過ぎず、同法の施行による影響もほとんど考えられない。

したがって、手話言語条例の前文等で、障害者基本法や障害者の権利に関する条約を引用している理由は、それらを引用している市モデル条例を引き写したためと考えるのが妥当であろう。

6 モデル条例の問題点

（1）モデル条例の内容面での問題点

全日本ろうあ連盟は、市モデル条例及び県モデル条例のほかに日本手話言語法案を作成

しているが、三者の内容は大幅に異なっている⁽³⁵⁾。

例えば、全日本ろうあ連盟作成のパンフレット「手話のある豊かな社会を 手話言語法制定に向けて」によれば、日本手話言語法案では、手話を獲得する権利、手話で学ぶ権利、手話を学ぶ権利、手話を使う権利及び手話を守る権利の5つの権利が保障されることを求めている⁽³⁶⁾。その上で、国、都道府県、市町村の役割分担という観点から⁽³⁷⁾、「国としての手話言語法は、地域の格差なく、手話に関する5原則による全国共通の施策の枠組みを作る」、「都道府県条例は、聴覚障害者協会・情報提供施設と連携した取り組み及び、ろう学校教育を核とした学校教育での取り組みを行う」、「市町村条例は、住民として地域の手話普及、手話による意思疎通、手話通訳者配置などを行う」と整理されている⁽³⁸⁾。

このような役割分担という観点により法律、都道府県条例、市町村条例の内容を異ならせたモデル条例の提示は、まず、日本手話言語法が制定され、その法律の中で都道府県と市町村の役割や責務が規定され、それに応じた条例が制定されることを前提としているが、実際には、日本手話言語法は制定されておらず、手話言語条例の制定が先行するという逆方向の動きとなっている。

そのため、市モデル条例や県モデル条例に準じた手話言語条例がどれほど制定されても、それらの手話言語条例と日本手話言語法とに内容面での重なりがないため、国に対する政策採用（日本手話言語法の制定）への圧力とならない。

例えば、日本手話言語法案が重視している5つの権利の保障については、市モデル条例にも県モデル条例にも規定がない。仮に、モデル条例に、権利保障の規定があり、それに応じた具体的な権利付与規定が設けられて多数の自治体がそれと同内容の手話言語条例を制定していれば⁽³⁹⁾、政策波及研究が示すように、国がそれに近い内容の法律を制定することはあり得るかもしれない。

しかし、日本手話言語法案が先行して制定されることを前提に、法律、都道府県条例、市町村条例の役割分担という観点を導入し、それに沿った内容のモデル条例としたために（権利保障の規定を入れないことで「条例」としての制定のしやすさを優先したことも考えられるが）、条例制定が先行するという想定外の事態により、日本手話言語法の実現は極めて厳しいものとなっていると考えられる。

（2）モデル条例提示の問題

手話言語条例の急速な継受は、全日本ろうあ連盟の運動の成果と解することが適当であろう。社会的な課題について政治がこれを取り上げ解決に動き出すためには、何らかの動因が必要であり、その一つとして圧力団体が存在することは、周知のとおりである。このような圧力団体による条例制定が一概に問題があるというわけではない。

しかし、全日本ろうあ連盟が運動の手法としてモデル条例の提示を採用したことは、問題があったと考えられる。なぜなら、それによって、各自治体は、モデル条例の内容に沿った手話言語条例を制定する傾向が生まれ、そこから大きくかけ離れた条例（模倣プラスアルファやインスピレーションに満ちた条例）を制定する自治体がほとんど生じないという結果を生んでしまったからである。実際、クラスター分析で明らかになったように、実際の手話言語条例の多くが、モデル条例と同じクラスターに属しており、その具体的な規定内容もモデル条例の内容を超えるものになっていない。

それどころか、モデル条例と類似の規定であっても内容的にはモデル条例未満としてい

る規定もある。例えば、県モデル条例は、学校設置者によるろう児等及びその保護者に対する学習の機会の提供について定めており、同様の規定は、各県の手話言語条例にも定められているが⁽⁴⁰⁾、県モデル条例が「講ずるものとする」という（緩い）義務付けの規定としているのに対し、実際の各県の手話言語条例は、努力義務規定にとどまっている⁽⁴¹⁾。

このように、モデル条例を参照先とした（模倣した）手話言語条例の継受では、自治体間での相互参照が十分に行われなかったため、景観条例が自治体間の相互参照を経て景観法に至ったような、手話言語条例の普及による国への政策波及を生起させない結果を招いている。この点において、モデル条例の提示とそれに沿った手話言語条例の制定が、その意図に反して、国の政策転換（日本手話言語法制定）を引き起こさない原因となっていると考えられる。

このように、日本手話言語法の制定を前提としたモデル条例の作成と、その提示は、日本手話言語法の制定を目的とする全日本ろうあ連盟の運動にとっては戦略的な失敗であったといえよう。

とはいえ、約5年間で1割を超える自治体に、自らが望む内容の条例（少なくとも手話を言語と明記する条例）を制定させることができたということは、重要な成功体験である。

また、モデル条例の提示が、自治体に対する説得材料や安心材料となり、各自治体での条例制定を加速させたと考えられることから、端的に失敗と判断することにはためらいを覚える。

ただ、歴史的に長らく不利益を受けてきたろうあ者にとって、手話に係る言語権を獲得することは悲願であり、また、そのような権利が基本的人権として認められることは、ろうあ者以外の社会的弱者の基本的人権の拡充につながる重要な事柄であることに鑑みれば、手話に係る様々な権利の保障を検討した上でモデル条例を作成しなかったことが、また、その結果、国への政策波及が生じない現状が、残念でならない。

7 おわりに

先行研究は、国の政策採用が自治体間の横並び競争を生み、政策波及が生じると述べる。本稿では、国の政策採用だけでなく、力量のある全国的な圧力団体による戦略的な運動によって、急速な条例の継受が生じること、また、その際にはモデル条例の提示は有効な手段であることを示した。

つまり、圧力団体の戦略次第では、地方分権による条例制定の活発化（可能性の拡大）を背景にして、地方レベルでの運動により、議論を掘り起こし、マスコミに働きかけ、議会に陳情・請願し、アジェンダとして設定させ、自らが望む条例（モデル条例に準じた条例）を制定させることが可能であることがわかった。

ただ、モデル条例を示すことが、各自治体間での相互参照を不活発なものとし、その結果、後続自治体による改良された条例の制定が行われにくくなるおそれがあることも指摘した。

なお、手話言語条例の継受の事例は、各種圧力団体にとって、自治体の政策形成へ影響を与える先行・成功事例であり、その意味での波及効果が見込まれる。とりわけ、議員ルートによる条例制定の可能性を示した点で大きな意義があったといえる⁽⁴²⁾。今後、様々な圧力団体が、手話言語条例を一つの成功事例と捉えて、取組みを行うことも予想される。

その際には、それに相対する自治体当局及び議員に、条例の必要性を見極める力量が問われることになる。

本研究は、山陽学園大学・短期大学学内研究補助（平成30年度）を受けて行われた。

-
- (1) 先駆的な研究として伊藤修一郎『自治体発の政策革新』木鐸社（2006年）がある。
 - (2) 秋吉貴雄、伊藤修一郎、北山俊哉『公共政策学の基礎（新版）』有斐閣（2015年）258頁・259頁
 - (3) 秋吉ほか・前掲注(2)・259頁
 - (4) 伊藤・前掲注(1)・38頁
 - (5) 伊藤・前掲注(1)・29頁
 - (6) 伊藤・前掲注(1)・33頁
 - (7) 政府の公式見解は、「手話言語法」が具体的に何を意味するのか必ずしも明らかではないが、政府としては、障害者基本計画に基づく施策を着実に実施するとともに、国の行政機関等において合理的配慮を行い、また、その具体例を蓄積し、広く国民に提供するなどの取組を進めてまいりたい」というものであり、手話言語法の制定は検討されていない（衆議院議員中根康浩君提出「手話言語法」制定に関する質問に対する答弁書 平成28年3月11日受領・答弁第161号）。
 - (8) ただし、「手話言語条例は少しずつ形を変え、改良が重ねられてきた」とする見解もある（二神麗子「手話言語条例」比較論 手話・言語・コミュニケーション5号（2018年）45頁）。二神論文は全日本ろうあ連盟のモデル条例と実際の手話言語条例とを比較して内容による傾向を把握したものであり、見解の相違は分析手法によるものと考えられる。
 - (9) 伊藤・前掲注(1)・45頁
 - (10) 全日本ろうあ連盟のホームページに掲載されている手話言語条例の制定状況データをもとに各自治体の例規集や公布文によって確認した。
 - (11) 滝本直樹「議員提案政策条例を介した地方議会活性化の方向性について」2015.11.25 議員 NAVI ウェブマガジン
 - (12) 法制執務研究会編『新訂ワークブック法制執務〈第2版〉』ぎょうせい（2018年）175頁
 - (13) 聴覚障害者の人権を尊重し文化水準の向上を図り、その福祉の増進に寄与することを目的に設立された一般財団法人である。登録会員数は、平成30年3月31日現在で19,085名であり、「ろうあ連盟の活動力は日本の障害者団体のなかでも群を抜いて」（中村かれん「抵抗と同化」社会科学研究57巻3号（2006年）188頁）いとされる。
 - (14) 鳥取県手話言語条例の制定経緯については、澤俊晴「鳥取県手話言語条例の立法事実（上）」自治実務セミナー667号（2018年）59頁・60頁を参照
 - (15) 例えば、神奈川県では神奈川県聴覚障害者連盟が「条例成立に向けて今年5月に5万4000人分以上の署名を集めて陳情書を提出した」（2014年12月25日／官庁速報）とされ、苫小牧市では「苫小牧聴覚障害者協会と苫小牧手話の会、苫小牧手話通訳問題研究会、苫小牧手話サークルひまわりの4団体は「苫小牧手話言語条例推進委員会」を設立。2年前から手話条例制定や手話言語法制定を目指した活動に力を注」（苫小牧民報2016年3月16日配信）いとされ、岐阜県では「県聴覚障害者協会が2016年12月末、自民党系会派に条例制定を要望したことがきっかけ」（2017年2月14日／官庁速報）で制定したとされ、佐久市では「市議会によると、昨年8月に佐久聴覚障害者協会から要望があり、条例制定を検討していた」（毎日新聞2017年12月23日）とされている。
 - (16) 代表発起人は、都道府県と市区町村でそれぞれ最初の手話言語条例を制定した自治体の長である鳥取県知事と石狩市長である。
 - (17) 異なる個体が混ざり合った集団から似通った個体をまとめてまとまり（クラスター）を作る方法
 - (18) 例えば、西脇市は「西脇市手話言語条例」とは別に「西脇市手話施策推進会議条例」を制定し、米原市は米原市手話施策推進会議を「米原市付属機関設置条例」に追加して設置している。
 - (19) 二神麗子、金澤貴之、任龍在、上田征三「議員提案条例における当事者性の反映に関する一考察」未来の保育と教育：東京未来大学実習サポートセンター紀要3号（2016年）12頁
 - (20) 伊藤・前掲注(1)・151頁
 - (21) 伊藤・前掲注(1)・158頁
 - (22) 伊藤・前掲注(1)・208頁
 - (23) 例えば、広島県には、県レベルの団体として、全日本ろうあ連盟の加盟団体である「一般社団法人広島県ろうあ連盟」があり、その関係団体として尾道ろうあ協会、三次ろうあ協会、広島市ろうあ協会、

- 福山ろうあ協会、呉ろうあ協会、三原ろうあ協会、庄原ろうあ協会、府中ろうあ協会、東広島ろうあ協会、佐伯地区ろうあ協会があるが、全て市レベルでの団体であり、町レベルの団体は存在しない。
- (24) ただし、この数字には手話言語法だけでなく、情報・コミュニケーション法の制定を求める意見書も含まれている。
- (25) 例えば、津久見市手話言語条例案の提案理由説明によれば「本件は、平成 26 年 9 月の津久見市議会の意見書を受け、……新たに条例を制定するもの」（津久見市・平成 28 年第 2 回定例会議事録）とされており、富士見市でも条例制定について「昨年 9 月議会で、全日本ろうあ連盟が提出した「手話言語法制定を求める意見書」を採択しており、それを契機に策定作業を進めていた」（2015 年 12 月 24 日／官庁速報）とされている。
- (26) <https://www.jfd.or.jp/sgh/map>
- (27) 例えば、静岡県掛川市、菊川市、御前崎市はほぼ同時期に足並みを揃えて手話言語条例を制定しているが、その「きっかけとなったのは、今年 6 月に設立された「全国手話言語市区長会」に 3 市が同時に加盟したこと」（2016 年 12 月 14 日／官庁速報）にあるとされている。
- (28) 例えば、首長ルートでの要望が成功しなかった場合には、議会・議員ルートに切り替えるといったことも行われている。
- (29) 伊藤・前掲注(1)・30 頁
- (30) 伊藤・前掲注(1)・190 頁
- (31) 伊藤・前掲注(1)・191 頁
- (32) 伊藤・前掲注(1)・193 頁
- (33) 伊藤・前掲注(1)・32 頁
- (34) 実際、加古川市のように、手話言語条例を障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に規定されている「合理的配慮の提供」におけるコミュニケーション支援の分野の総合的な指針と位置付ける自治体もある。
- (35) 日本手話言語法案については、全日本ろうあ連盟のホームページ（<https://www.jfd.or.jp/sgh>）を参照。また、日本手話言語法案の意義や内容については、さしあたり田門浩「手話言語法の法制化をめぐる考察」手話学研究 23 号（2014 年）を参照
- (36) ただし、日本手話言語法案の条文では権利という表現を用いず、手話言語を獲得する機会の保障（第 5 条）、手話言語を学習する機会の保障（第 6 条）、手話言語で教育を受ける機会の保障（第 7 条・第 8 条）、手話言語を学ぶ機会の提供（第 7 条・第 8 条）、手話言語を使用する機会の保障等（第 9 条～第 15 条）とされている。
- (37) 同じく、国、都道府県、市町村の「守備範囲」を論じるものとして、金澤貴之「手話関連条例が果たす役割に関する考察」手話学研究 23 号（2014 年）33 頁・34 頁がある。
- (38) 全日本ろうあ連盟「市町村手話言語モデル条例を策定するにあたって」（全日本ろうあ連盟のホームページ <https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20140827-jorei-model-sakutei.pdf>）を参照
- (39) 実際の手話言語条例の中には手話で学ぶ機会の確保について規定するものもあるが、その内容は、学校設置者等に対する手話による学習機会の提供の（努力）義務付けであって、ろう児等の手話で学ぶ権利を保障するという構成ではない。唯一、白山市手話言語条例（平成 30 年条例第 1 号）が 5 つの権利を規定しているが、基本理念の規定で述べており、具体的な権利付与とはなっていない。
- (40) ただし、政令市や中核市などは学校教育に係る権限を有することから、県モデル条例と類似の規定をしている政令市や中核市もある。なお、地方自治体の教育行政における権限配分については、二神麗子・金澤貴之・任龍在「教育現場における手話の扱われ方に関する一考察」群馬大学教育実践研究 33 号（2016 年）116 頁・117 頁を参照
- (41) 山形県手話言語条例（平成 29 年条例第 22 号）第 11 条第 2 項、群馬県手話言語条例（平成 27 年条例第 22 号）第 12 条第 2 項、埼玉県手話言語条例（平成 28 年条例第 17 号）第 11 条第 2 項、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（平成 28 年条例第 49 号）第 12 条第 2 項、奈良県手話言語条例（平成 29 年条例第 57 号）第 13 条第 2 項、和歌山県手話言語条例（平成 29 年条例第 60 号）第 12 条第 2 項などがある。なお、例外的に京都府の言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例（平成 30 年条例第 10 号）では、緩い義務付けが規定されている。
- (42) 議員立法を手とした理念条例の類例として「乾杯条例」がある。乾杯条例については、岩崎忠「地方分権時代における条例立案のあり方について」地域政策研究 20 巻 3 号（2018 年）、田中孝男・澤俊晴「乾杯条例」議員 NAVI42 号（2014 年）を参照

論文

成人の知識・能力のジェンダー格差

— 知識・能力の性差の顕在化と、性別内・性別間分化の実態 —

岡田 典子¹⁾

キーワード：ジェンダー、学力、知識・能力、性別内分化、性別間分化

要旨：能力は、理念上、個人が培ってきたものであり、平等に評価されていると考えられているが、実際は社会的・文化的に構造化されており、この構造化の原理の一つに「ジェンダー」がある。本稿は、1997年に広島大学教育学部教育社会学研究室が行った調査データに基づき、中学時代の学業成績と成人後の知識・能力を比較し、ジェンダーの視点からその実態を明らかにしたものである。分析の結果、「クーリング・アウトされる女性の知識・能力」、性別内分化の視点から「女性で拡大する知識・能力の性別内格差」、性別間分化の視点から「高学歴層で縮小する知識・能力の男女格差」という3点が明らかとなった。この実態について概念図を用いて考察し、社会的な背景を探る。

1. はじめに

2018年8月、ある大学医学部の入学試験で女子や浪人回数が多い受験生の得点操作を行って合格者数を抑制していた入試不正問題が発覚した。これを契機に文部科学省は医学部医学科がある全国81大学を調査し、同年12月、複数の大学で不適切入試が行われた、またはその可能性が高いとする最終報告を出した。女子に不利な得点調整を行っていたことについては、女性医師は結婚や出産を機に長時間労働を避ける傾向が強く、「年齢を重ねると医師としてのアクティビティが下がる¹⁾」ことや、外科系の診療科で女性医師の比率が低いといった診療科の男女偏在が、その理由のようである。つまり、女性医師を取り巻く労働環境や制度、背景にある意識といった根本的な問題の解決を目指すのではなく、選抜の段階で「女性だから」という理由で不公正に合格者数を抑制することで、結果として進学機会や能力発揮の機会が制限されたということであり、これは、個人の能力や業績によって社会的地位が配分される「メリトクラシー」の原則に反する。

能力は、理念上、個人が培ってきたものであり、なおかつ、平等に評価されていると考えられている。しかし、そういった他者からの評価には、たいてい不満がつきまとう。それは、私たちの能力が社会的・文化的に構造化されているからである。この構造化の原理の1つに、ジェンダー（社会的・文化的な性差）がある。

¹⁾ 山陽学園短期大学幼児教育学科

例えば、我が国の4年制大学進学率の男女差は縮小傾向にあるが、依然として男女差がある。2018(平成30)年の大学進学率は53.3%であり、これを男女別にみると、男性56.3%に対して女性は50.1%と男性のポイントが6.2%上回っている²⁾。当然のことながら、この男性の大学進学率の高さは、学力だけに起因するものではない。既に先行研究において、出身階層と学業成績が高校卒業後の進路選択に影響することは男女に共通する傾向である一方、女性は性役割観が鍵となって学業を重視しなくなる側面があり、学業成績による業績主義的進路選択が行われにくいことが実証されている(尾嶋2001、尾嶋2002、天野1988、中西1998等)。しかしながら、その進路選択の結果として、また進学や就労といった様々な経験の総体としての成人の知識・能力について、学業成績や学歴との関連を明らかにし、ジェンダーの視点から分析した研究はほとんどみられない。

学校時代の学業成績や成人段階の知識・能力に男女差はみられるのか。それは、学業成績や進路選択の結果として得られた教育機会(学歴)と関連があるのか。本稿では、調査時期が少々遡るが、広島大学教育学部教育社会学研究室が1999年7月に実施したアンケート調査の結果をもとに、実態とその背景を探っていく。調査対象及び調査方法、回答者の属性については、注に示す³⁾。分析に当たっては、SPSS Statistics 19を使用した。

2. 成人の知識・能力の性差

成人の知識や能力は、男女で違いがみられるのか。中学生段階と成人段階との2時点で比較すると、その在り様は変化しているのか。経時的に分析を行うこととする。

(1) 成人の知識・能力にみる性差－男性の高い自己評価－

最初に、成人段階の知識・能力の実態を男女別にみていく。

まず、成人の知識については、中学校で学習する社会科・理科・数学の基本的事項で構成する「中学程度の知識」と、調査を実施した1999年当時(本調査の場合、1998年1月から1999年4月まで)に新聞第一面で取りあげられ話題になった「時事的知識」の計24項目を設定し、これらについて「あなたはどの程度説明できますか」と尋ねた。回答は、各項目4段階で評定してもらい、「よく説明できる」4点、「少し説明できる」3点、「あまり説明できない」2点、「まったく説明できない」1点と得点化した。表1は、その平均値を男女別に算出したものであり、数値が高いほど理解度が高いことを示している。

表1をみると、成人の知識24項目のうち、男女で有意差が見られた項目は17項目であり、軒並み男性の理解度が高い。なかでも、「時事的知識」の法律や経済、国際情勢関連の項目で、その得点差が大きい。

次に、成人の能力については、いわゆる「実力」と呼ばれる「訓練や経験の結果、現実に到達した能力」(岩田1988、pp.117-120)に限定し、日常生活を送る上で必要とされるレベルで能力を捉えることを試みた。この日常生活上の諸能力として、基礎的事項である「3R's」、文章読解能力、文章作成能力、論理的表現力などの「言語能力」、機器を操作する「機器操作能力」、日常生活上の諸問題を主体的に解決するための「問題解決能力」の4領域の計15項目を設定し、「日頃の生活で、次のことがどの程度できますか」と尋ねた⁴⁾。回答は、各項目4段階で評定してもらい、「よくできる」4点、「少しできる」3点、「少しにがて」2点、「ととてもにがて」1点と得点化した。表2は、その平均値を男女別に算出し

たものであり、数値が高いほど能力が高いということになる。

表2をみると、成人の能力15項目のうち9項目で有意な男女差が生じており、いずれも男性の能力が高い。なかでも、「機器操作能力」の男女差は顕著である。また、「言語能力」の「公の場で、人の前に立ってスピーチをする」「新聞の第一面に載っている記事の内容を理解する」や「問題解決能力」の「問題解決に向けて、具体的な対策をたてて実行する」でも男女の得点差は大きい。

表1 成人の知識（性別）

		男性		女性		F値	
		平均値	SD	平均値	SD		
社会系知識	非核三原則	△ 3.10	0.83	2.60	0.98	23.62	***
	三権分立	△ 3.12	0.87	2.72	0.98	11.27	***
	OPEC	2.58	0.94	▼ 2.08	0.89	6.65	***
	モンズーン	2.72	0.91	▼ 2.38	0.99	7.43	***
	ペリー来航	2.94	0.83	2.87	0.84	0.71	
	源頼朝	2.72	0.96	2.71	0.98	0.40	
理数系知識	リトマス紙	△ 3.17	0.76	△ 3.14	0.68	4.41	
	日食	△ 3.20	0.77	△ 3.03	0.82	1.86	*
	融点と沸点	△ 3.00	0.90	2.75	0.93	7.19	**
	動脈と静脈	△ 3.24	0.76	△ 3.09	0.79	1.82	*
	三平方の定理 (ピタゴラスの定理)	2.71	1.05	▼ 2.31	1.01	1.20	***
	円すいの体積の求め方	2.78	1.07	2.60	1.08	0.09	
時事的知識	コンボ空爆	2.87	0.79	▼ 2.33	0.84	13.77	***
	通貨「ユーロ」	△ 3.03	0.76	▼ 2.48	0.88	36.35	***
	クローン技術	△ 2.96	0.75	2.75	0.78	4.94	***
	改正男女雇用機会均等法	△ 3.04	0.73	2.82	0.81	6.19	***
	不良債権	△ 3.12	0.78	2.61	0.88	12.95	***
	ダイオキシン	△ 3.10	0.70	△ 3.03	0.69	4.20	
	テポドン	△ 2.98	0.90	▼ 2.37	0.97	28.20	***
	臓器移植	△ 3.10	0.70	△ 3.06	0.70	2.04	
	ガイドライン法	2.55	0.91	▼ 2.06	0.86	5.93	***
	コンピュータ2000年問題	△ 3.18	0.78	2.68	0.90	10.34	***
	環境ホルモン	2.67	0.86	2.70	0.83	1.45	
IOC五輪招致疑惑	2.88	0.80	2.64	0.93	15.75	***	

平均値が3.0を超えるものには△を、2.5を下回る項目には▼を示している。

t検定 ***p<.001, **p<.01, *p<.05

表2 成人の能力（性別）

		男性		女性		F値	
		平均値	SD	平均値	SD		
3R's	漢字を読む	△ 3.21	0.69	△ 3.19	0.63	2.82	
	漢字を書く	2.74	0.81	2.75	0.76	1.84	
	簡単な計算をする	△ 3.34	0.65	△ 3.15	0.75	0.01	***
言語能力	ひとつのまとまった文章を書く	2.81	0.84	2.65	0.89	5.51	*
	改まったあいさつ状を書く	▼ 2.42	0.91	▼ 2.41	0.90	0.07	
	長い文章を読んで、要点をまとめる	2.71	0.82	2.57	0.90	6.41	
	公の場で、人の前に立ってスピーチをする	▼ 2.38	0.97	▼ 2.01	0.94	3.72	***
	カタカナ語（外来語）の意味を理解する	2.61	0.81	▼ 2.43	0.82	0.21	***
	道をたずねた外国人に、英語で教える	▼ 1.94	0.92	▼ 1.72	0.90	0.50	**
機器操作能力	新聞の第一面に載っている記事の内容を理解する	△ 3.18	0.72	2.66	0.80	6.93	***
	ワープロやパソコンで文章を作る	2.87	1.09	▼ 2.25	1.13	10.25	***
問題解決能力	説明書を見ながら、ビデオの接続をする	△ 3.14	0.93	▼ 2.15	1.00	3.83	***
	問題解決に向けて、具体的な対策をたてて実行する	2.95	0.85	▼ 2.52	0.80	2.94	***
	自分の意欲や関心を常に高めようとする	△ 2.99	0.79	2.89	0.77	1.00	
	自分の生活に必要な情報を収集する	△ 3.06	0.70	△ 3.09	0.64	1.03	

平均値が3.0を超えるものには△を、2.5を下回る項目には▼を示している。

t検定 ***p<.001, **p<.01, *p<.05

(2) 中学校の成績と成人段階の知識・能力にみる性差－性差の顕在化とクーリング・アウトされる女性の自己評価－

1) 成人男性の方が高い知識・能力

表3は、成人の知識（表1）と能力（表2）の各領域の項目を主成分分析により集約し、主成分得点の平均値を男女別に算出した結果を示したものである⁵⁾。表3より、成人の知識・能力には性差が歴然と存在しており、男性の知識・能力が高いことがわかる。その得点差は「機器操作能力」で最も大きく、「時事的知識」がそれに続く。

表3 成人の知識・能力の性差（主成分得点）

		男性		女性		F値	
		平均値	SD	平均値	SD		
知識	社会系知識	0.22	0.94	-0.17	1.02	4.12	***
	理数系知識	0.15	0.97	-0.12	1.00	0.05	**
	時事的知識	0.29	0.96	-0.23	0.97	0.10	***
能力	3R's	0.07	1.02	-0.05	0.98	3.27	
	言語能力	0.17	0.98	-0.13	0.99	0.56	***
	機器操作能力	0.47	0.88	-0.36	0.94	5.17	***
	問題解決能力	0.14	1.05	-0.11	0.94	0.49	**

t検定 ***p<.001, **p<.01, *p<.05

2) 成人段階で顕在化する知識・能力の性差

では、成人段階で確認された知識・能力の性差は、中学校時点ではどうだったのか。中学時代の知識・能力の程度を示す「中学時代の成績」を指標として確認していく。

表4のクロス集計は、「中学校3年生の頃、あなたの成績は、学年の中でどのくらいでしたか」という質問に5段階で回答してもらった結果である。あくまでも主観的な自己評価ではあるが、男性で「中より下の方」「下の方」と回答した人の割合がやや多いことから、女性の方が相対的に成績上位であった傾向がうかがえる。また、表中の平均値は、「中学時代の成績」を「上の方」5点から「下の方」1点までそれぞれ得点化して算出したものである。クロス集計で見られた男女の有意差は、平均値を比較した場合は確認できなかった。

この表4の結果を、先に示した表3の結果と突き合わせてみると、重要な示唆が得られる。中学時代の成績ではさほど顕著ではなかった男女の学力差が（表4のクロス集計では、

表4 中学時代の成績の性差

		男性	女性	
中学時代の成績	ク	32.3	30.0	*
	ロ	23.5	29.4	
	ス	26.3	31.0	
	集	12.0	5.6	
	計	6.0	4.0	
	%	100.0	100.0	
		合計		
	平均値	3.6	3.8	
	SD	1.2	1.1	
	F値		9.66	

χ^2 検定、t検定 ***p<.001, **p<.01, *p<.05

表5 成績、知識・能力と性別との相関

		性別	
中学時代の成績		-0.051	
知識	社会系知識	0.191	***
	理数系知識	0.133	**
	時事的知識	0.258	***
能力	3R's	0.056	
	言語能力	0.149	***
	機器操作能力	0.408	***
	問題解決能力	0.123	**

***p<.001, **p<.01, *p<.05

むしろ女性の成績が男性より上位の傾向であった)、成人の段階になると顕在化し、男性の知識・能力が女性より高くなっているのである。この実態については、「性別 (男性=1、女性=0 のダミー変数)」と「中学時代の成績」「成人の知識・能力」との相関を確認した場合も同様である (表 5)。表 5 をみると、「中学時代の成績」と「性別」の間では有意ではない相関が、成人の段階になると、「3R's」を除いた「知識・能力」と「性別」の間で有意な相関が確認できる。

3) クーリング・アウトされる女性の自己評価

もう少し、中学時代の成績と成人の知識・能力との関連を確認しておきたい。

表 6 は、中学時代の成績の違いによる成人の知識・能力の在り様を性別ごとと検討するために、分散分析を行った結果である。分析にあたっては、5 段階で回答を得た「中学時代の成績」の変数を「上位」「中位」「下位」の3段階にカテゴリー化して使用した。(「上位」は5段階回答の「上の方」「中より上の方」、「中位」は「中くらい」、「下位」は「中より下の方」「下の方」)。

表 6 中学時代の成績別に見た成人の知識・能力

		中学時代の成績													
		男性						女性							
		上位	中位	下位	F 値	上・中	上・下	中・下	上位	中位	下位	F 値	上・中	上・下	中・下
知識	社会系知識	0.51	-0.01	-0.45	22.04	***	*	***	0.19	-0.63	-1.00	37.07	***	***	
	理数系知識	0.40	-0.15	-0.23	11.38	***	***		0.18	-0.50	-0.75	23.65	***	***	
	時事的知識	0.48	0.12	-0.06	6.44	*	**		0.02	-0.40	-1.20	25.70	***	***	***
能力	3R's	0.42	-0.28	-0.53	22.91	***	***		0.17	-0.31	-0.50	12.47	***	***	
	言語能力	0.54	-0.17	-0.40	25.52	***	***		0.15	-0.42	-0.85	22.37	***	***	
	機器操作能力	0.65	0.25	0.24	6.44	**	*		-0.28	-0.41	-0.63	2.16			
	問題解決能力	0.36	-0.03	-0.28	7.60	*	***		0.07	-0.24	-0.69	10.68	*	***	*

***p<.001, **p<.01, *p<.05

表 6 より、男女に共通して、中学時代の成績が上位であった人は成人の知識・能力が高く、その差が維持されている。成人の知識・能力は、中学時代の成績を基点として展開していることがわかる。

ところが、その在り様、つまり、中学時代の成績別にみた成人の知識・能力の得点は、男女で大きく異なっている。中学時代の成績は同程度であったとしても、成人段階での知識・能力は総じて男性の方が高く、女性の知識・能力が頭打ちになっている。これが、クーリング・アウト (冷却現象) である。

3. 性別内分化と性別間分化—学歴・学校歴の視点で—

それでは、女性の知識・能力のクーリング・アウトという現象は、女性に一樣に見られるものなのか。「ポスト学歴社会」「脱学歴社会」などと言われて久しいが、学歴や学校歴が知識・能力達成に強い影響を及ぼすことは先行研究からも明らかであり、ここにジェンダーの視点を加えてその関連を検討することは重要である。よって以下では、学歴と学校歴に焦点を当て、知識・能力の性別内分化と性別間分化の実態を検討することとする⁶⁾。

(1) 学歴・学校歴による性別内分化－女性に特徴的な二極分化－

分析に当たっては、本人の学歴を「中学卒」「高校卒」「短大卒」「大学卒」に分類した。「短大卒」には高専卒と専修学校卒、「大学卒」には大学院卒がそれぞれ含まれている。なお、「中学卒」はサンプル数が少なく（n=12）、本稿での分析からは除外した⁷⁾。また、本調査では、学歴と併せて「最後に通った学校名」についても回答を得ている。この記述に基づき、大学卒を「威信の高い大学」卒（旧帝国大・旧官立大卒、早稲田大・慶応大など有名私立大卒）と「その他の国公私立大学」卒とに分類し、大学卒の学校歴分析を行った。

表 7-1 及び表 7-2 は、本人の「学歴」及び大学卒の「学校歴」による知識・能力の実態を性別ごとに検討するために、男性・女性それぞれに成人の知識・能力の主成分得点の平均値を比較した結果である。なお、調査を実施した 1999(平成 11)年の大学進学率は 38.2% であり、男女別にみると、男性 46.5% に対して女性は 29.4% と 17.1% の開きがある⁸⁾。

まず、男女ともに共通する点として、学歴別の得点をみると、いずれの知識・能力も「大学卒」の得点が高く、正の値となっている。「高校卒」と「大学卒」の得点差が最も大きい項目は、「言語能力」である。また、大学卒に限定して学校歴別の得点をみると、「威信の高い大学」出身者の得点がいずれも高く、大学卒のなかでも知識・能力の格差が確認できる。いわゆる「タテの学歴」だけでなく、「ヨコの学歴」といわれる学校歴によっても、知識・能力に格差が生じているのである。

次に、性別で異なる点として、知識・能力の学歴間格差や大学卒の学校歴間格差は、概

表 7-1 学歴・学校歴別にみた知識・能力の性別内分化（男性）

		学歴				学校歴（大学卒）						
		高校卒	短大卒	大学卒	F 値	高卒 短卒	短卒 大卒	高卒 大卒	その他 国公私 立大卒	威信の 高い 大学卒	F 値	
知識	社会系知識	-0.16	0.43	0.50	15.53		*	***	0.39	0.77	0.02	*
	理数系知識	-0.18	0.34	0.41	11.06		*	***	0.28	0.69	0.03	*
	時事的知識	0.03	0.43	0.48	6.24			**	0.31	0.87	0.00	**
能力	3R's	-0.27	0.16	0.39	12.48			***	0.29	0.68	0.04	*
	言語能力	-0.17	0.26	0.53	16.35			***	0.41	0.92	1.87	**
	機器操作能力	0.29	0.65	0.65	5.37			**	0.59	0.84	1.39	
	問題解決能力	-0.04	0.19	0.38	4.84			**	0.32	0.60	1.93	

***p<.001, **p<.01, *p<.05

表 7-2 学歴・学校歴別にみた知識・能力の性別内分化（女性）

		学歴				学校歴（大学卒）						
		高校卒	短大卒	大学卒	F 値	高卒 短卒	短卒 大卒	高卒 大卒	その他 国公私 立大卒	威信の 高い 大学卒	F 値	
知識	社会系知識	-0.49	-0.23	0.47	22.38			***	0.39	0.68	4.42	
	理数系知識	-0.33	-0.18	0.38	11.79			***	0.21	0.82	0.25	*
	時事的知識	-0.31	-0.32	0.08	4.44		*	*	-0.08	0.51	0.00	**
能力	3R's	-0.28	-0.07	0.48	14.87			***	0.32	0.91	0.35	*
	言語能力	-0.49	-0.13	0.55	28.08	**		***	0.31	1.23	0.66	***
	機器操作能力	-0.61	-0.33	0.04	11.45	*		***	-0.11	0.45	1.04	**
	問題解決能力	-0.32	-0.13	0.33	11.34		**	***	0.10	0.97	0.06	**

***p<.001, **p<.01, *p<.05

して女性に大きく表れている。とりわけ、「言語能力」の女性内の得点差は大きい（高校卒と大学卒との得点差は男性 0.71 に対して女性は 1.04、威信の高い大学卒との得点差は男性 1.09 に対して女性は 1.72 である）。この結果は、学歴や学校歴による女性の性別内分化が進みやすいことを示唆している。

なお、学歴による知識・能力の性別内分化を考えるにあたって、「短大卒」の得点に注目しておきたい⁹⁾。短大卒男性の得点はいずれも正の値で、大学卒男性の得点に近い傾向を示しているのに対し、女性短大卒の得点はいずれも負の値で、大学卒女性よりも高校卒女性の得点に近く、なかには高校卒男性の得点よりも低い項目もみられる。一元配置分散分析の多重比較の結果をみても、女性はすべての知識・能力において「大学卒」と「短大卒」との間に有意差があり、大学卒女性の得点が突出している。男性と女性で「短大卒」の位置がかなり異なっていることがわかる¹⁰⁾。

(2) 学歴・学校歴による性別間分化—高学歴・高威信で性差縮小—

ここで、少し視点を変えてみる。表 3 で成人の知識・能力を性別との関連で検討したところ、いずれの知識・能力も男性の方が高かった。では、同じ学歴や学校歴である場合、知識・能力に有意な性差が生じているのだろうか。表 8 は、同一学歴、同一学校歴ごとに知識・能力の性差を分析した結果である。

表 8 性別に見た成人の知識・能力（学歴、大卒者の学校歴別）

		学歴別									学校歴別（大学卒のみ）									
		高校卒			短大卒			大学卒			その他国公立大卒			威信の高い大学卒						
		男性	女性	F 値	男性	女性	F 値	男性	女性	F 値	男性	女性	F 値	男性	女性	F 値				
知識	社会系知識	-0.16	-0.49	0.10	*	0.43	-0.23	3.89	**	0.50	0.47	0.50	0.39	0.39	0.15	0.77	0.68	3.85		
	理数系知識	-0.18	-0.33	1.34		0.34	-0.18	1.51	*	0.41	0.38	0.12	0.28	0.21	0.08	0.69	0.82	0.73		
	時事的知識	0.03	-0.31	0.57	*	0.43	-0.32	1.31	***	0.48	0.08	2.21	**	0.31	-0.08	1.52	*	0.87	0.51	0.87
能力	3R's	-0.27	-0.28	0.32		0.16	-0.07	0.01		0.39	0.48	0.01	0.29	0.32	0.01	0.68	0.91	0.35		
	言語能力	-0.17	-0.49	1.90	**	0.26	-0.13	0.64		0.53	0.55	0.38	0.41	0.31	2.05	0.92	1.23	0.69		
	機器操作能力	0.29	-0.61	0.83	***	0.65	-0.33	3.91	***	0.65	0.04	0.19	***	0.59	-0.11	0.01	***	0.84	0.45	0.13
	問題解決能力	-0.04	-0.32	0.97	*	0.19	-0.13	4.07		0.38	0.33	3.14		0.32	0.10	7.07		0.60	0.97	0.50

***p<.001, **p<.01, *p<.05

表 8 をみると、「高校卒」や「短大卒」と比較して、「大学卒」は有意な性差がみられた知識・能力の項目が少ない。さらに、大学卒を学校歴別にみると、「威信の高い大学卒」では知識・能力に有意な性差は全く確認できなかった。つまり、進路選択の結果としての学歴や学校歴と、成人段階での知識・能力の性差の表れ方と深い関連があることがわかる。

4. 成人の知識・能力にみられるジェンダー格差の背景

以上の分析から、「クーリング・アウトされる女性の知識・能力」、性別内分化の視点から「女性で拡大する知識・能力の性別内格差」、性別間分化の視点から「高学歴層で縮小する知識・能力の男女格差」の 3 点が明らかとなった。これらの分析結果を概念図として示

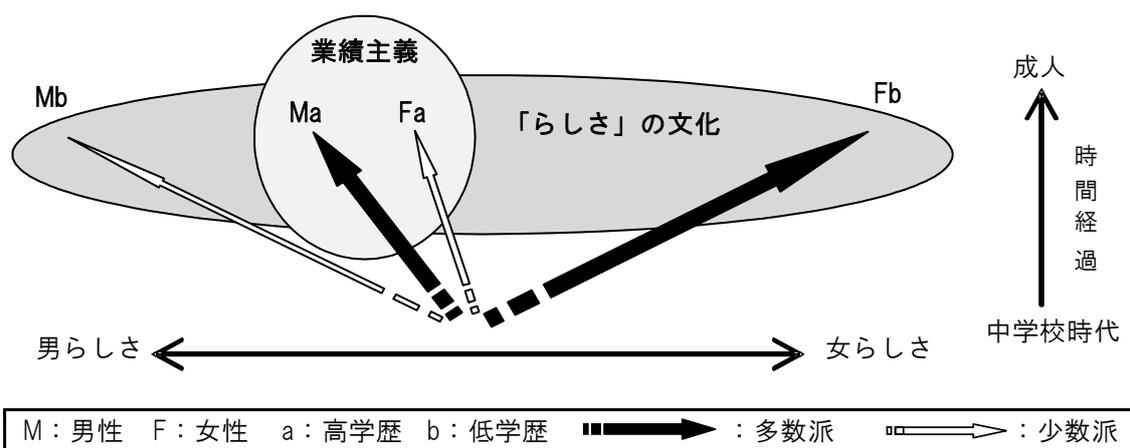


図1 成人の知識・能力のジェンダー格差（概念図）

したものが、図1である。なお、図中の「高学歴」「低学歴」の「高」「低」については、調査を実施した1999（平成11）年の大学進学率が男性46.5%、女性29.4%であり、それ以前の大学進学率の男女差はさらに大きいことから、あくまでも相対的に男性は「高学歴」の割合が、女性は「低学歴」の割合が高いと捉えて図示したものであり、知識・能力の高低ではない。

では、なぜ図1のような実態が生じているのか。成人の知識・能力の男女格差の在り様からその背景を探ることとする。なお、本稿では、男女格差の在り様を把握することを目的としているため、t検定や分散分析を用いて平均値の相違を分析した結果に基づいて考察を行った。規定要因の分析については、拙稿（2003）に掲載しているので参照されたい。

(1) クーリング・アウトされる女性の知識・能力(Ma/Fb)

最初に、図1に太い矢印で示した男女それぞれの多数派であるMa（男性・高学歴）とFb（女性・低学歴）に注目する。

分析結果から、中学時代の成績で見られた女性の学業成績の高さが、その後の過程で頭打ちとなり、成人の段階では男性の知識・能力が相対的に高くなっていることが明らかになった。この結果は、1つに、学歴段階が進むにつれて女性に強化される「性の二重規範」、もう1つに、知識・能力の習得機会がジェンダーによって構造化されていることが背景にあると考えられる。

まず、学校教育段階において、より高い学業成績を奨励するという「知識・能力重視」の価値観と同時に、女性の場合、いわゆる「女性らしさ」を重視する価値観の獲得が奨励される。この「性の二重規範」の浸透により、女性の進路は業績主義と性役割を規準に分化することになり、結果として、女性は業績主義の世界から排除されていく¹¹⁾。次に、中学校卒業後に人々が直面する社会は、大学や短大への進学率や専攻分野、就労形態の男女差に表れているように、ジェンダーによって構造化されている。つまり、知識・能力の習得機会は性別により不均衡であり、その後の社会的地位や知識・能力といった社会的資源の配分を規定しており、これが知識・能力のジェンダー格差に繋がっているのである。

このように、女性に強化される性の二重規範によって、女性は業績主義社会に参入する

段階で「足をひっぱられた」状態となり、さらに、知識・能力の習得機会がジェンダーによって構造化されているため、その状態が維持され、強化される。この結果、女性の知識・能力がクーリング・アウトされ、中学校時代と成人段階の2時点間で男女の知識・能力の高低が逆転するという現象を生んでいるのである。

(2) 女性でより大きい知識・能力の性別内格差 ($Ma - Mb < Fa - Fb$)

次に、Fa (女性・高学歴) と Fb (女性・低学歴)、Ma (男性・高学歴) と Mb (男性・低学歴) それぞれの矢印の開きに注目する。

成人の知識・能力の性別内格差が女性の方がより大きいという結果は、教育段階においては「学歴」、労働市場においては「職業」を通して、女性に対してスクリーニング (選抜) がより強く機能していることに起因すると考えられる。先述したように、調査を実施した1999 (平成11) 年の大学進学率は、男性46.5%に対して女性は29.4%と17.1%の開きがあり、それ以前の大学進学率の男女差はさらに大きい。女性の大学進学率が男性より低いという状況は、女性全体における大学卒女性の選抜度の高さを示している。また、職業選択や就労形態をみると、女性は男性以上に学歴により明確に分離している。つまり、女性は就学・就業のプロセスで男性より「足をひっぱられている」と同様に、一層「ふるい」にかけられているのである。このスクリーニング機能の結果、女性の知識・能力の性別内格差がより大きくなるのである。

(3) 高学歴層で縮小する知識・能力の男女格差 ($Ma - Fa < Mb - Fb$)

今度は、Ma (男性・高学歴) と Fa (女性・高学歴)、Mb (男性・低学歴) と Fb (女性・低学歴) それぞれの矢印の開きに注目する。

Ma と Fa の開きは小さく、Mb と Fb の開きは大きい。高校卒で顕著な知識・能力の性差は高学歴者ほど縮小し、威信の高い大学卒では見られないという分析結果より、成人の知識・能力の性差はどの学歴段階でも同様に見られる傾向ではないのである。

全体社会の新たな特徴として、業績主義の終焉との認識 (言説) がある一方で、対象者の認識 (意識や経験) は学歴や学校歴が知識・能力の獲得と関連している。そのため、「らしさ」のような別の価値観を持ち込むことは歓迎されない。業績主義を基軸とした社会で高い評価を勝ち取るためには、男女問わず高学歴を獲得し、その後も常に達成意欲を加熱し続けなければならない。ただし、業績主義と「男性らしさ」はいまだ強固に結びついているために、性の二重規範が浸透する女性にとって業績主義の世界への参入は、言うならば「男性化」するしかない。すなわち、高学歴層は業績主義という同一の価値観に向かって「同化」し、その一方で、低学歴層は「らしさ」という価値観と業績主義の間で「分化」するため、高学歴層ほど知識・能力の男女格差が縮小すると考えられる。

(4) 成人の知識・能力のジェンダー格差が意味すること

ここまで、成人の知識・能力を性別との関連で分析し、その背景を考察してきたが、最後に、こうした知見の意義を確認しておきたい。

まず、成人の知識・能力を「男性集団」「女性集団」という大きな枠で捉えることは、依然として重要である。本稿の冒頭で述べたように、個人によって培われ、平等に評価さ

れているはずの能力を「性別」という変数で分析してみると、男女に大きな差がある。このことは繰り返し検証されるべき問題であり、ここでも強調しておきたい点である。

ところが、実態はそれほど単純ではないことも見逃してはならない。「男性集団」「女性集団」というものの見方は、あくまでも「人間全体」というものの見方との対比において重要である。しかし、「男性集団」「女性集団」の内部には多様な層が存在している。このことは、ジェンダー研究において、性別内分化、性別間分化として議論されてきた問題であり、ジェンダー問題を「男性集団と女性集団」という二項対立の図式に単純化することを避ける重要な視点なのである¹²⁾。

それでは、業績主義の理念が前面に押し出されながらも、その内実はジェンダーによって構造化されているという社会は、そこで生きる個人にどのような意味を与えているのだろうか。最後に、概念図についてももう少し解釈を加えることにする。

集団は、たいていの場合、ある規準によりその内部で「多数派」と「少数派」に分けられる。図1の概念図で示したように、男性の多数派は、「高学歴」を必要とする「業績主義」の競争のなかに身を置く。これに対し、女性の多数派は、性の二重規範が作用した結果、業績主義の競争原理が持ち込まれない「らしさ」の文化に身を置く。この多数派と少数派について、その差異と関連をそれぞれ述べてみたい。

1) 多数派と少数派の差異

① 数の論理の表と裏

数の論理が働く状況では、多数派は優勢に立ち、少数派は劣勢に立たされる。しかし、こうした優勢と劣勢の姿は、個々の当事者たちのリアリティや周囲のまなざしには全く別のものに映るかもしれない。すなわち、少数派は少数であるがゆえに「目立った存在」に、多数派は多数であるがゆえに「埋もれた存在」に映るかもしれない。

② 内部の差異の競争

多数派と少数派との違いに加えて、多数派と少数派それぞれの内部のあり方にも注目しておく。多数派は、構成する人々が多いために様々な分化が起こるが、それだけに、わずかな差異をめぐって競争を繰り返す。一方、少数派は、構成する人々が少ないために分化の度合いは少ないが、それだけに大きな逆転劇がおこる可能性があるといえる。

2) 多数派と少数派の関連

① 「業績」から「らしさ」へ

複雑な現実を過度に単純化して捉えることの危うさは考慮しなければならないが、多くの男性は業績主義の世界に身を置き、そこで生き残ることを「勝ち」と考えるだろう。しかし、もし男性がその世界から身を引くなら、その場合は少数派となり、「負け組」と非難されるかもしれない¹³⁾。ところが、女性が業績の世界から身を引く場合はどうだろうか。少数派から多数派へと移動するために、その肯否は別として、男性ほどの非難を浴びせられることはなく、容認されることになるだろう。

② 「業績」世界の女性

男性の場合は、「業績」の世界と「らしさ」の世界が強く結びついているために、「業績」の世界にいても「らしさ」との両立がそれほど困難ではない。しかし、女性の場合、「業績」

と「らしさ」の両立はそれほど容易ではない。女性が「業績」の世界で生き抜こうとすれば、「女らしさがない」と見做されたり、「らしさ」を要求されることで葛藤を起こしたりするのである。

5. おわりに

繰り返しになるが、成人の知識・能力を性別との関連で分析した結果、「クーリング・アウトされる女性の知識・能力」、性別内分化の視点から「女性で拡大する知識・能力の性別内格差」、性別間分化の視点から「高学歴層で縮小する知識・能力の男女格差」という3つの現象が明らかとなった。

女性の知識・能力が男性より低いという分析結果は、能力主義の風潮が支配的な企業社会において、配属や処遇のジェンダー格差が生じるのはやむを得ないという性差別の正当化にもつながりかねない。しかし、この現象の背景には、女性をクーリング・アウトに導く「性の二重規範」と「知識・能力の習得機会のジェンダー格差」、「女性でより強いスクリーニング機能」、「知識・能力重視の一元的価値観」を重視する社会があり、そこには「業績」や「らしさ」といった様々な要素が重なり合うなかで生きる人々の複雑な現実があることを忘れてはならない。

そして現在、調査を実施した1999（平成11）年から20年が経過した。冒頭に記したように、我が国の大学進学率（過年度高卒者等を含む）は38.2%から56.3%に上昇し、依然として男性の大学進学率が女性を上回っているものの、その男女差は17.1%から6.2%に縮小した。一方で、OECD加盟国では、1990年代の高等教育重視への政策的転換によって女性の高等教育進学者が増加した結果、2016年では、日本とトルコを除いて女性の大学型高等教育機関進学率が男性のそれを上回っている¹⁴⁾。また、「男子の学業不振（学力低下）」も課題となっており、直近のPISA調査等の国際学力調査において、ほとんどすべての参加国で低学力層に男子が目立つこと、平均して男子の学習時間が短く、学習意欲も低いことが指摘されている（伊藤2017、多賀2018等）。さらには、就業率や雇用形態などの就業状況は男女ともに変化しており、若者の働く目的をみても、2000（平成12）年頃を境に「自分の能力をためす（10.0%）」が減少傾向にある一方で、「楽しい生活をしたい（41.1%）」が高い水準を維持している¹⁵⁾。翻って、こういった事象を分析対象とするジェンダー研究においては、男性／女性を二項対立的に捉えたり、抑圧者／被抑圧者と単純に捉えたりすることでは説明できない事象が報告され、性別内の多様性や格差の実態が明らかにされている（橋本2007、土田2008等）。こういった教育や就業を取り巻く構造の変化や実態を読み解く視点の変化が、人々の現実にとどのように反映するのかを明らかにしていくことは、今後の重要な課題になるであろう。

最後に、短期大学で教鞭をとる者として、次の2点について述べておきたい。

まず1つは、表7-2に示したように、短大卒女性と大学卒女性の知識・能力の差が極めて大きく、男性のその在り様とは異なっていた。高学歴化するなかで学歴が地位達成の必要条件としての重要性を増大しているという指摘（沖津1998、p.150）に基づくならば、個人の社会的評価は大学卒、なかでも威信の高い大学出身者を基準に序列化されている。しかし、この学歴や学校歴の獲得の過程で進路選択や教育機会のジェンダー格差が生じており、卒業後の就労構造をみても同様である。こういったジェンダー化された社会構造を

反映し、選抜度の高い大学卒女性との比較で短大卒女性の社会的評価がなされ、短大卒女性自身はそれをひな型として自己を評価する。

橋本（2007）は、階級・階層構成から格差拡大の構造を明らかにするなかで、格差拡大は機会の平等を損ない社会全体に悪影響を及ぼすことと併せて、ロールズ（Rawles, J.）の論を用いて「もっとも重要な基本財」としての自尊の意義を無視するものであるとし、すべての人びとに対して「自尊（または自尊の社会的基礎）」が配分されなければならないと述べている（pp.38）。ジェンダーによって不平等かつ不公正に構造化されている教育における格差も同様で、格差を生み出す構造を問うことと同時に、その克服に向けて、授業や課外活動を通して、学生の自尊感情や自己肯定感を高める実践に意図的・計画的に取り組む必要があると考える。

2点目は、表8の「短大卒」の知識・能力の男女差について、3R'sや言語能力のほか、問題解決能力ではその有意差はみられなかった。この結果は、「大学卒」でも同様である。

この点を考察するにあたり、筆者が大学生を対象に学習成果とストレインの要因分析で得られた以下の3つの知見を参考にしたい（拙稿2015）。

- 1) 大学生に求められる学習成果は、知識・技能を蓄積（ストック）する力である「知識・技能」と、ものごとを遂行（パフォーマンス）する能力を示す「汎用的能力」で構成されていた¹⁶⁾。この「汎用的能力」は、本稿の「問題解決能力」の内容と同様の項目で構成されている。
- 2) これらを従属変数とする重回帰分析の結果、その規定要因は大きく異なっていた。「性別」は「知識・技能」に有意な影響を及ぼしており、男性の方が「知識・技能」が高いものの、「汎用的能力」へのそれは確認できなかった。
- 3) 規定要因分析の結果から、学習成果の分化の背景にはその人が身につけている基本的な姿勢である「ディスポジション（disposition：性向）」があると考えられる。「この先」の「長期的な展望をもって、義務的に付与された学生役割に応えながら蓄積を増やす」というディスポジションがある人は「知識・技能」の得点が高く、「その場その場で」で「短期の目標を設定し、独自の取り組み方で遂行する」というディスポジションがある人は「汎用的能力」の得点が高かった。

これらの知見を総合すると、「汎用的能力」は、性別に関係なく、目標設定の仕方と物事への取り組み方を指導し、支援する過程で高めることができると考えられる。例えば、拙稿（2015）では、「汎用的能力」の規定要因として「キャリア探索行動」が有意であった。つまり、興味がある仕事に関する情報を収集し、その仕事に就くにはどのように活動すればよいかを調べるといった「環境探索」や、自分の得意・不得意を考え、自分という人間やその生き方について考える「自己探索」といった「キャリア探索行動」を行っている人ほど、「汎用的能力」が高いのである。そうであるならば、キャリア探索の過程で学生の自己成長が促されるよう授業や厚生補導を通して指導することは、汎用的能力の形成に有効であり、「長期的な展望をもって知識・技能の蓄積を増やす」ことの重要性を認識することと併せて、一層の工夫や配慮を行う意義があるといえる。

注

1) 東京医科大学内部調査報告書（公表版）2018年8月6日、p.23.

2) e-Stat 学校基本調査年次統計 [総括表] 進学率の「大学 (学部) への進学率 (過年度高卒者等を含む)」
(<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003147040>)

3) この調査は、1999年7月、広島市A区に在住する1,500名、東広島市に在住する1,000名の合計2,500名を対象に、郵送法により実施された。サンプリングは選挙人名簿をもとに、広島市A区については29の投票区から7投票区、東広島市については40の投票区から10投票区を選定し、各投票区の人口に応じて等間隔抽出を行った。投票区を選定にあたっては、広島市のベッドタウンとしての機能を持つ地区を優先した。なお、質問紙の分量や職業上の諸能力に関する質問項目を含むことなどの理由により、比較的有効回答が得にくい60歳を超える人についてはサンプリングの際に除外した。返送された有効回答数は580であり、有効回収率は23.2%であった。

今回のサンプルは女性が多く、男性253名(43.7%)、女性327名(56.4%)である。以下、回答者の属性等についてのクロス集計表(表9-1、表9-2)を示す。なお、回答者の「年齢」は、「20-35歳(共通一次後世代)」「36-50歳(高校進学率7割超世代)」「51-60歳(新制第一世代)」という3つの年齢区分に分類して示した。

表9-1 回答者の属性

	男性		女性		合計		
	n	%	n	%	n	%	
年齢	20-35歳	58	22.5	98	30.0	155	26.7
	36-50歳	111	44.3	133	40.7	245	42.2
	51-60歳	84	33.2	96	29.4	180	31.0
学歴	中学卒	9	3.6	3	0.9	12	2.1
	高校卒	100	39.5	123	37.6	223	38.4
	専修学校卒	11	4.3	31	9.5	42	7.2
	短大・高専卒	13	5.1	98	30.0	111	19.1
	大学卒	103	40.7	68	20.8	171	29.5
	大学院卒	17	6.7	2	0.6	19	3.3
	その他	0	0.0	1	0.3	1	0.2
職業	無回答	0	0.0	1	0.3	1	0.2
	農林水産業	1	0.4	0	0.0	1	0.2
	商工・サービス業	23	9.1	23	7.0	46	7.9
	自由業	6	2.4	2	0.6	8	1.4
	企業・団体などの役員	19	7.5	3	0.9	22	3.8
	企業・団体などの勤め人	135	53.4	59	18.0	194	33.4
	臨時・パート・アルバイト	2	0.8	67	20.5	69	11.9
	公務員	30	11.9	11	3.4	41	7.1
	学校などの教員	5	2.0	8	2.4	13	2.2
	専業主婦	0	0.0	105	32.1	105	18.1
	学生	8	3.2	9	2.8	17	2.9
	無職	9	3.6	20	6.1	29	5.0
	その他	10	4.0	14	4.3	24	4.1
無回答	5	2.0	6	1.8	11	1.9	
合計	253	100.0	327	100.0	580	100.0	

表9-2 回答者の属性 (大学卒のみ)

	男性		女性		合計		
	n	%	n	%	n	%	
学歴	威信の高い大学卒	35	29.2	18	25.7	53	27.9
	その他の国公立大学卒	83	69.2	52	74.3	135	71.1
	無回答	2	1.7	0	0.0	2	1.1
合計	120	100.0	70	100.0	190	100.0	

4) 本調査では、この4領域に加えて、地域生活に参加するために必要とされる「地域生活参加能力」(「町内会や地域の行事に積極的に参加する」「近所や地域の人とうまく付き合う」など4項目)と、日常的

に必要とされる「家事能力」（「計画的に生活費を使う」「洗濯表示を活用して、適切な方法で選択する」「簡単な繕い物をする」「食品の鮮度を見分ける」など 10 項目）についても調査しているが、本稿の分析では割愛する。

- 5) 成人の知識・能力を最小の変数に縮約し、単純化した上で知識・能力の実態を把握するために、表 1 及び表 2 の知識・能力の下位区分ごとに主成分分析を行い、主成分得点を抽出した。それぞれの固有値と寄与率は次のとおりである。＜成人の知識＞社会系知識：固有値 3.693、寄与率 61.6%、理数系知識：3.695、61.6%、時事的知識：6.221、51.8%。＜成人の能力＞3R's：1.945、64.8%、言語能力：4.035、57.6%、機器操作能力：1.535、76.7%、問題解決能力：2.124、70.8%。なお、分析結果の詳細は、拙稿（2003、pp.274-275）を参照されたい。
- 6) なお、本節の内容は、広島大学教育学部教育社会学研究室（2000）の筆者担当部分を加筆修正し、再構成したものである。
- 7) 参考までに、中学卒者（n=12）の知識・能力の得点は、次の通りである。＜成人の知識＞社会系知識：-0.59、理数系知識：-0.73、時事的知識：-0.45。＜成人の能力＞3R's：-1.28、言語能力：-1.16、機器操作能力：-0.60、問題解決能力：-1.19。
- 8) e-Stat 学校基本調査年次統計 [総括表] 進学率の「大学（学部）への進学率（過年度高卒者等を含む）」 (<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003147040>)
- 9) 「短大卒」には高専卒と専修学校卒が含まれている。回答者に学歴を尋ねた際、「短大・高専」を選択肢として一纏めにしたため、短大卒と高専卒の正確な人数は把握できないが、最後に通った学校名の記述より高専卒男性は 3 名確認できた（高専卒女性は確認できなかった）。
- 10) 多重比較の結果をみると、男性の場合、「社会系知識」「理数系知識」は「大学卒」「短大卒」と「高校卒」との間に、その他の知識・能力については「大学卒」と「高校卒」との間で有意差がある。一方、女性の場合、「言語能力」「機器操作能力」は各学歴間で有意差があり、学歴によってかなり能力差がある。この他の知識・能力については、「大学卒」と「短大卒」「高校卒」との間に有意差があり、大学卒の知識・能力の高さが窺える。
- 11) 林（2007）は、高校生対象の調査において、女子の場合、中学 3 年生次の成績（5 段階の自己評価）の成績上位者ですら男子と比べて 4 年制大学への進学率が低いこと、また、男子は成績中下位でも 4 年制大学進学が最もメジャーな選択しであるのに対し、女子は成績により進学先が大きく分かれる傾向にあると指摘している。伊藤（2011）は、この中下位で急激に男女の格差が広がっている実態について、「女性には大学型高等教育は不要」という根深い社会意識にとらわれ続けているということだろう。（p.45）と述べている。
- 12) 多賀（2016）は、「ジェンダーと教育」研究で女性の特徴を描き出そうとするがゆえに、業績主義的な価値を体現している男性を暗に「標準」とみなすことで、男性の多様性が等閑視されてしまうこと、男性が「性役割」期待を不本意に押し付けられることにともなう抑圧や困難といった「被害者性」が可視化されにくいことを指摘している。
- 13) この点については、私立男子高校でのフィールドワークから男子生徒の多様性を実証した土田（2008）や不平等の多元化について指摘した多賀（2018）の論考等を参照されたい。
- 14) OECD.stat database によると、2016 年に大学型高等教育機関に該当する Bachelor's or equivalent level (ISCED2011 Level 6) への進学した者の割合は、男性 53.4%に対して女性は 46.1%であり、男性が 7.3%上回っている。Dataset: Graduation rates, entry rates and average ages, Indicator: Entry rate(2016), Age: Total: All age groups

- 15) 公益財団法人日本生産性本部「新入社員「働くことの意識」調査」(平成30年度)
- 16) 学習成果を測定するために設定した20の指標を得点化し、因子分析を行った結果、2つの因子が抽出された。第1因子は、「的確に判断する力」「物事を論理的に考える力」「情報を正しく分析・活用する力」「情報を的確に収集する力」「自己成長を追求し続ける力」「協調して物事を遂行する力」等の指標で構成されており、「汎用的能力」と命名した。第2因子は、「幅広い分野の知識」「専門分野の知識や技能」「幅広い分野への知的関心」「将来の職業に関連する知識や技能」等の指標で構成されており、「知識・技能」と命名した。

主要参考・引用文献

- 天野正子 1988、『性と教育』研究の現代的課題—かくされた『領域』の接続『社会学評論』第39巻第3号、pp.266-283.
- デュリュニベラ,M.(中野知津訳) 1993、『娘の学校—性差の社会的再生産—』藤原書店.
- 古田和久 2016、「学業的自己概念の形成におけるジェンダーと学校環境の影響」日本教育学会『教育学研究』83巻1号、pp.13-25.
- 橋本健二 2007、「格差拡大とジェンダー—女性内部の格差拡大と貧困層の集積—」女性労働問題研究会編『女性労働研究51号 格差拡大に挑む』青木書店、pp.26-40.
- 林 未央 2007、「進路の男女差の実態とその規定要因」(Crump Working Paper Series 25)、東京大学大学経営・政策研究センター、http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/resource/crump_wp_no25.pdf.
- 広島大学教育学部教育社会学研究室 2000、「成人の知識・能力に関する調査研究(1)—学歴との関連に着目して—」広島大学教育学部教育社会学研究室編『教育社会学研究室年報』第3号、pp.2-29.
- 伊佐夏美・知念 涉 2014、「理系科目における学力と意欲のジェンダー差」『日本労働研究雑誌』2014年7月号(No.648)pp.84-93.
- 伊藤公雄 2011、「大学型高等教育におけるジェンダー平等がもたらすもの」『IDE』2011年10月号、pp.42-46.
- 2017、「男子の学力低下問題をめぐって(特集 ジェンダーと科学の新しい取り組み)」『学術の動向』編集委員会『学術の動向』日本学術協力財団22巻11号、pp.34-38.
- 岩田龍子 1998、『学歴主義の発展構造』(増補改訂版)日本評論社.
- 古田和久 2016、「学業的自己概念の形成におけるジェンダーと学校環境の影響」『教育学研究』第83巻第1号、pp.13-25.
- 木村涼子 1999、『学校文化とジェンダー』勁草書房.
- 中西祐子 1998、『ジェンダー・トラック—青年期女性の進路形成と教育組織の社会学』東洋館出版社.
- 尾嶋史章編 2001、『現代高校生の計量社会学—進路・生活・世代』ミネルヴァ書房.
- 2002、「社会階層と進路形成の変容—90年代の変化を考える」『教育社会学研究』第70集、pp.125-142.
- 岡田典子 2003、「成人の知識・能力の分析」原田彰編『学力問題へのアプローチ—マイノリティと階層の視点から—』多賀出版.

- 2015、「大学生の学習成果とストレインの要因分析」岡山大学グローバル・パートナーズ、教育開発センター、言語教育センター、キャリア開発センター『大学教育研究紀要』第11号、pp.163-182.
- 沖津由紀 1998、「学校教育の効果－解題－」日本労働研究機構編『教育と能力開発』日本労働研究機構、pp.145-157.
- ロールズ,J. (川本隆史他訳) 2010、『正義論 (改訂版)』紀伊國屋書店。
- 多賀 太 2010、「ジェンダー化された「能力」の揺らぎと「男性問題」」本田由紀編『労働再審① 転換期の労働と<能力>』大月書店。
- 2016、『男子問題の時代？錯綜するジェンダーと教育のポリティクス』学文社。
- 2018、「「ジェンダーと教育」研究の新展開－不平等の多元化と視点の多様化のなかで」日本教育社会学会編『変容する社会と教育のゆくえ (教育社会学のフロンティア 2)』岩波書店、pp.145-165.
- 多賀 太・天童睦子 2013、「教育社会学におけるジェンダー研究の展開－フェミニズム・教育・ポストモダン－」『教育社会学研究』第93集、pp.119-150.
- 土田陽子 2008、「男の子の多様性を考える－周辺化されがちな男子生徒の存在に着目して」木村涼子・古久保さくら編『ジェンダーで考える教育の現在－フェミニズム教育学をめざして』解放出版社、pp.62-77.

論文

職場と養成校をつなぐ実践的指導方法に関する研究

岡正 寛子¹⁾・荒島 礼子²⁾・中川 淳子³⁾・森 英子⁴⁾

キーワード：自己成長曲線、実習前後経験、リアリティ・ショック

要旨：早期離職に至る背景には、職務内容などに対する理想と、就職後に直面した現実とのギャップに対処しきれず、精神的なショックを受ける「リアリティ・ショック」が少なからず起因していると考えられる。そのリアリティ・ショックを緩和し、養成課程で培った実践力を発揮することができるよう、職場と養成教育との接続が必要になっている。

そのために、資格・免許取得のための学外実習の役割は大きいと考える。そこで、本研究では、学生自身の実習体験の振り返り、実習前後の経験の有効性を検証することで、職場と養成教育をつなぐ実践的指導法を検討することを目的とした。

調査の結果、実習前後の職場での経験と先輩・同級生など学生同士の経験の共有が、①現場の体制や取組に関する葛藤、学生自身に関する葛藤の両面への脱却の一助となり、実習時のリアリティ・ショックの緩和に役立つと示唆された。また、実習前後の職場での経験を自主的に実施するためには、職場経験の振り返りと動機づけが重要であることが明らかとなった。

1. はじめに

待機児童問題や保育所不足、保育士不足が社会問題となっているなか、保育士の離職率は10.3% (平成25年)、幼稚園教諭の離職率は10.7% (平成22年度) と高い状況となっている。また、加藤¹⁾らの調査において、在職期間3年未満の退職者が、幼稚園では63%、保育所では81%存在していたと示されており、離職の中でも早期離職が社会的課題となっている。

本学においても、保育士資格・幼稚園資格を取得し、専門職に就職したものの新任段階(3年未満)で休職や離職に至る卒業生や、休職や離職には至らないものの精神的疲労を感じる卒業生が多くみられている。

退職に至る理由として、森本ら²⁾が行った「進路変更」や「身体的・精神的な体調不良」に至った原因について質問した調査によると、「責任の重さ」・「知識能力不足」・「職場の人間関係」が上位に挙げられていた。また同調査にて、職場定着を困難にしている理由として、「卒業時と現場で求める実践能力のギャップ」と「現代の若者の精神的な未熟さ」が挙げられていた。

このことから、早期離職に至る背景には、職務内容などに対する理想と、就職後に直面した現実とのギャップに対処しきれず、精神的なショックを受ける「リアリティ・ショック」が少なからず起因していると考えられる。そのリアリティ・ショックを緩和し、養成課程で

¹⁾²⁾³⁾⁴⁾ 山陽学園短期大学幼児教育学科

培った実践力を発揮することができるよう、職場と養成教育との接続が必要になっている。また、職場と養成教育との接続を行うことで、卒業時と現場で求められる「実践能力」間のギャップを埋めることも必要となる。

上記の緩和のために、資格・免許取得のための学外実習の役割は大きいと考える。そこで、本研究では、学生自身の実習体験の振返り、実習前後の経験の有効性を検証することで、職場と養成教育をつなぐ実践的指導法を検討することを目的とする。

2. 研究方法

実習体験を振返り、実習前後の経験の有効性について検証するために、①実習終了後の学生を対象とした質問紙調査およびフォーカスグループインタビューを実施した。

1) 質問紙調査

(1) 調査対象

保育実習・教育実習を終了した学生63名（回収率100%）を対象とした。

(2) 調査時期

平成28年12月から平成30年1月までの期間のうち、保育士・幼稚園教諭に係わる実習終了後（1回目：平成28年12月、2回目平成29年6月、3回目：平成29年9月）と養成課程の全授業科目終了時（平成30年1月）の計4回調査を実施した。

(3) 調査方法

調査にあたり、本研究の目的・内容、本研究への回答は任意であり、成績などには一切影響しない事ことを口頭および書面にて示したうえで各実習終了後および全授業科目終了時に自記式での集合調査法にて実施した。

①調査項目

調査内容は、①実習に向けての事前準備に関する項目（3項目）：事前準備実施状況（3件法）、事前準備を行った理由（選択）、準備をしておいた方がよいと思う内容（自由記述）、②実習前の経験に関する項目（2項目）：実習前に役立つ経験（選択）、事前に経験しておいた方がよいと思う内容（自由記述）、③実習で経験した内容に関する項目（3項目）：実習経験内容（3件法）、部分実習・全日実習内容（自由記述）、実習中の困難な出来事（自由記述）、④実習スーパービジョンに関する項目（1項目：4件法）、⑤実習の自己評価に関する項目（1項目：4件法）、⑥実習後の経験に関する項目（1項目）：事後に経験した方がよいと思う内容とその理由（自由記述）⑦自己成長曲線の7種類の項目を設定した。

調査内容のうち、②実習前の経験に関する項目、⑥実習後の経験に関する項目のうち、経験内容については、本学独自科目である職場体験を目的とした「子育て支援実習」の時間数として評価されるもの、および、学校行事と自由記述の10個の選択肢を設定した。また、⑦自己成長曲線は、全国保育士養成協議会専門委員会の課題研究³⁾が開発したものを参考に、入学直後の4月から2年生となる1月までの期間を横軸、各月ごとに自己成長度を数値化し縦軸に記載し、グラフ化した。さらに、自己成長につながったと思う出来事について特記事項として記載してもらった。

(4) 分析方法

分析は、以下の方法にて分析を行った。

- ①SPSS (Windows版Ver16.0) を使用し、すべての項目について基礎集計を行った。
- ②自己成長曲線に関する項目については、就職先別に保育士、幼稚園教諭、その他(一般企業・進学等)の3群間に分類し、各月毎の3群それぞれの平均値について、分散分析を用いて比較した。
- ③自由記述の内容については、保育・教育現場経験者にてカテゴリー化し、カテゴリーごとに名称を付けた。

2) フォーカスグループインタビュー

(1) 調査対象者

対象者は、質問調査の対象者63名のうち、以下の2つの要件を設定し、選定した。要件は、

- ①進路希望が明確であること、
- ②保育所、幼稚園、保育所を除く児童福祉施設、その他専門職以外(進学含む)の各分野から2名以内とした。

要件に合う学生に対し、本研究の目的・内容、本研究への回答は任意であり、成績などには一切影響しないことを口頭および書面にて示したうえで研究への協力に同意が得られた7名を対象とした。

(2) 調査時期

平成29年11月(保育所実習終了後)

(3) 調査方法

グループに対して約60分かけて行った。インタビューの場所は、普段から使い慣れている教室にて行った。司会者は研究者が担当した。また、対象者に承諾を得た上で言語的、非言語的コミュニケーションを筆記した。

以下の6点を質問項目とし、インタビューガイドを用いて対象者に質問をした。

- ①各実習を振り返っての感想
- ②各実習での困難への対応方法
- ②各実習(施設実習・保育所実習・教育実習)の前後に行ってよかったと思うこと
- ③実習に必要な不可欠な知識・スキル
- ④実習前後にあった方がよいもの・こと

(4) 分析方法

得られた回答についてKJ法を用いて、グルーピングを行い、それぞれに表札をつけ関係性を図式化し、整理した。

3. 結果

1) 質問紙調査

(1) 事前準備・経験の有用性

実習において事前準備を行なった学生は96.7%、行わなかった学生は3.3%であった。事

前準備を行った理由では、実習中の時間的余裕（60%）が最も多く、次いで精神的不安の解消（56.7%）であった（図1）。

実習前の役立つ経験としては、保育所、幼稚園、保育所を除く福祉施設が最も多くなっていた（図2）。附属幼稚園での交流会やボランティアについては、他の実習に比べ、教育実習前に役立つとの回答が多い。一方で親子交流広場などの子育て支援イベントについては、保育所実習前に役立つとの回答が多かった。

また、事前に経験しておいた方がよいことについての自由記述には、選択肢と重複するもののボランティアを挙げる学生が多く、ボランティア経験を高く評価していることがうかがえた。

(2) 実習後の経験の有用性

実習後の経験として行った方がよいものについては、ボランティア活動が最も多かった。その他、人前に出て発言・行動をする機会、保育士・幼稚園教諭の業務をみる機会など就職を意識した内容の記載がみられた。

(3) 自己成長曲線の変化（図3）

① 入学後から後期開始前まで

全体的に自己成長曲線が入学後、成長曲線は9月までは上昇がみられたが、9月から10月の期間で下降している。この背景について、学生自身は夏季休暇ということがあり、他のことに気持ちが動いていたと特記している。

一方で、8月も夏季休暇期間ではあったが、上昇していた。保育所・幼稚園・社会福祉施設等でのボランティアが課題として提示されており、全員が何らかのボランティアを実施していたことを特記している。

② 後期開始から施設実習終了後（1年次2月）まで

10月以降は、後期が開始されたことで、再度2月まで継続しての上昇がみられた。特に1月から2月にかけての上昇率が最も高くなっていた。12月は、資格・免許に関わる初めての实習となる「施設実習」を実施しており、その経験の振返りを1月～2月にかけて行っている。また、次の「教育実習」に向けた準備も進んでいる時期であることから、集中力が欠けなかったためと示唆される。

③ 教育実習終了（1年次3月）から教育実習終了（2年次7月）まで

3月から6月までの期間では、継続した上昇がみられた。

この間の2～3月の間には、春季休暇があったが、夏季休業期間に比べ、成長率の低下はみられなかった。この背景には、2月、3月に順次教育実習〔観察〕があったこと、就職活動に向けたボランティアを実施した等の特記記述があり、その経験により成長曲線が下降しなかったと考えられる。

④ 教育実習終了後（2年次8月）から後期授業終了時（2年次1月）

8月から1月までの期間では、保育所実習の期間である8月から9月の上昇率がやや高いものの、それ以降は極めて緩やかなものになっている。

⑤ 進路別成長曲線

就職先での業務内容に応じ、保育士、幼稚教諭、その他（一般企業・進学）の3分類を設定し、それぞれの月の平均値を比較した結果、1年次2月（ $p < 0.01$ ）、3月（ $p < 0.05$ ）、2年次4

月 ($p < 0.05$) で「保育士」と「その他」の間に有意差がみられた。

保育士、幼稚園教諭以外の進路では、1年次6月以降、保育士・幼稚園教諭の成長曲線に比べすべての月で自己評価が低くなっていた。

幼稚園教諭については、有意差はみられなかったが保育士やその他の進路の学生が停滞している状況がみられる期間の2年次11月～1月で、成長曲線の上昇がみられた。この背景には、早くから就職が決定したことで、就職先のボランティアや研修などに参加していることが特記されていた。

2) フォーカスグループインタビュー

インタビュー調査の結果は、以下の4項目にまとめられた。

(1) 実習経験に関する感想

a. ポジティブなキーワード

施設実習、保育所実習、教育実習のいずれの実習でも叱り方やほめ方、指示が守れないときの対応、子どもへの伝え方など「専門職の子ども（利用児者）との関わり方」に関する内容が多く挙げられた。

また、他職種との連携に関して勉強できたとの発言もあった。

b. ネガティブなキーワード

施設実習に関しては、宿泊に対する不安、初めての实習に対する不安など心理的負担に関するキーワードが多く挙げられた。その他、「障がい児・者への接し方」への不安もみられた。保育所実習、教育実習については、全日実習・部分実習に関する反省や指導案の書き方、ピアノ・読み聞かせなどの保育・教育技術に関してなど、「保育・教育技術の不足」に関するキーワードが多かった。

そのなかで、実習中、実習後に失敗や業務内容理解から「自分は保育者に向かない」と思ったとの発言もみられた。

(2) 実習前後の経験として有用なもの

実習前後の経験については、1つの実習終了後、次の実習があることから、あえて実習前、実習後と分けずに質問をした。

その結果、①人的内容、②保育・教育技術、③職場体験の3つに大別することができた。

① 人的内容

初めての实習となる施設実習の前には、上位学年である「2年生との交流会」を実施している。先輩自身の実体験を直接聞くことができる機会であるとともに、質問もできることから双方向での情報共有が図る機会としている。

この機会にて、学生たちは実習前の不安を緩和することができたと評価している。さらに、実習後の振り返りとして他の学生の経験談をきいたことが、自己の振り返りとなったとも評価している。

② 保育・教育技術

授業の中で行った、手遊び、ペープサート、手作り絵本、パクパク人形などの「保育・教育実践の教材」の作成などが挙げられた。

③ 職場体験

保育所、幼稚園、保育所以外の福祉施設でのボランティアが挙げられた。その理由として、子ども（利用児・者）とのかかわり方、発達や障がい等の理解を経験から学ぶことができたためとのことであった。

(3) 実習に必要な不可欠な知識・スキル

実習に必要な不可欠なスキルとして、挨拶、言葉遣いなどの「実習生としてのマナー」、「記録（実習日誌・指導案）の技術」、「遊びのレパートリー」が挙げられた。特に、遊びのレパートリーについては、年齢別や障がい別など同じ遊びでもアレンジができるスキルが必要であるとのことであった。

4. 考察

1) 実習事前事後の経験とリアリティ・ショックの関係

実習前の事前準備としては、精神的安定と時間的余裕を求めて実施していた。準備を行う過程で実習についてイメージし、実習内容に応じたボランティア先を選定し、活動していた。その結果、実習前の経験としてボランティアが有用だったと学生自身が評価している。

一方で、インタビューでの実習後のネガティブな発言から、実習時にリアリティ・ショックを経験していることが示唆される。特に、実習中のジレンマの影響が大きいと考える。

浅原⁴⁾は、専門職養成実習におけるジレンマ体験や倫理教育に関する先行研究を概観し、「専門職養成実習におけるジレンマは、[A：現場の体制や取組に関するもの]、[B：学生自身に関するもの]に大きく分けられる」とした。

本研究におけるインタビューから得られた結果においても、ネガティブな発言はこの2点に大別することができる。つまり、学生は各実習においてジレンマを感じており、その結果「保育者に向いていない」などの発言にみられるように、自己肯定感が低下したと考えられる。

その中で、自己成長曲線が上昇した背景には、現場の体制や取組に関するジレンマを実習前のボランティア経験や就職活動を意識したボランティアによって、軽減できたことが一因であると考えられる。また、学生自身に関するものについては、先輩や同級生との交流を図り、経験の共有を行うことで、自分の課題認識や思考に広がりができ、ジレンマの軽減につながることができたのではないかと考える。その結果、学生自身がボランティア経験や振り返りが有用であったと評価していることが推察できる。しかし、一方で保育士・幼稚園教諭以外の進路を選択した学生は、ジレンマからの脱却が困難であったことも示唆される。

大野⁵⁾は、学生が進路を選択するうえでの実習の重要性に着目し、「実習を積み重ねていく中で、学生は、進路に対してだけでなく、「保育」という職務に関しても明確になっていく」とし、それが保育者アイデンティティの形成であるとも指摘している。この保育者アイデンティティの形成について、足立・芝崎⁶⁾が行った調査により、「保育者アイデンティティを形成するためには、保育者自身のたゆまぬ努力はもちろん必要ではあるが、それを支えるための周囲の環境が大きく関与することが考えられる」とし、その環境として、①人的環境、②外的環境を挙げている。足立・芝崎が行った調査は常勤保育者を対象としたものであったが、保育者アイデンティティ形成における環境整備は、保育者を目指す学生にとっても同様であると考えられる。

また、関谷・多川⁷⁾は自己成長曲線を「子どもの理解」と「意欲」の2種類の曲線にて表現し、「意欲」の曲線形状から「意欲」の揺らぎの経験が、学ぶ機会になると捉えている。しかし、一方で「揺らぎ」が度を越えたものであればサポートが必要であることを指摘している。

そのため、リアリティ・ショックを脱却し、保育者アイデンティティを形成するためには、学生の内的変化へのサポートも視野にいたした実習前後の振り返りや職場経験を中心としたシステム作りが重要であるといえる。

2) 職場と養成校をつなぐ実践的指導法

保育所、幼稚園、保育所を除く社会福祉施設（以下「職場」とする）における実践と資格免許に係る実習を学年進行により整理した（表1）。1年生夏季休暇期間までは、カリキュラム内の講義や課題として職場での実践を行い、保育者としての意識付けを行う機会としている。また、「子育て支援実習」という独自科目を設け、ボランティア活動や自主実習など、学生が自主的に職場実践を行えるようにしている。

これらの機会を活用して多くのボランティアに参加しており、ボランティア等で得た学びが、自己成長につながっていることを学生自身実感している。子育て支援実習の記録では、1年前期には実践内容は多く書けるものの、子どもの姿や対応の意図に関する記述は少ない状況である。しかし、各実習を終えるにつれ、その内容は具体的かつ根拠を持った内容となるなど、成長がうかがえる。

しかし、一方で「子育て支援実習」の単位数となる45時間を超える学生は、過去3年間においてそれぞれの学年の1割にも満たない。時間的制約もさることながら、目的を持ち自主的に活動することへの動機づけが必要であると考えられる。

そのために、実習のみならず、ボランティア活動に対する振り返りと次回への動機づけや、先輩、同級生など他の学生との情報共有ができる機会の設定が重要である。また、多くの職場にて実践している内容を学生たちから聞き取り、教員にフィードバックすることで教授内容や教授法を見直し、「卒業時と現場で求める実践能力のギャップ」を埋めることにも寄与していく必要がある。

5. おわりに

学生自身の実習体験の振り返り、実習前後の経験の有効性を検証することで、職場と養成教育をつなぐ実践的指導法を検討してきた。

本研究において、実習前後の職場での経験と先輩・同級生など学生同士の経験の共有が、実習時のリアリティ・ショックの緩和に役立つと示唆された。しかしながら、実習前後の職場での経験を自主的に実施するためには、職場経験の振り返りと動機づけが重要である。

今回の研究では、その具体的手段まで言及することはできなかった。しかし、自己成長曲線を学生自身が作成したことにより、自分自身の経験を振り返り、ボランティア活動を含めた職場経験によるものが成長の一因となっていると意識できたことは、振り返り、動機づけのツールとして活用できる可能性がうかがえる。今後検証し、具体的方策を明らかにすることが課題である。

6. 謝辞

本研究は、山陽学園大学・短期大学学内研究補助（平成28年度、29年度）を受けて遂行することができた。深く感謝申し上げます。

【引用・参考文献】

- 1) 加藤光良・鈴木久美子（2011）新卒保育者の早期離職問題に関する研究Ⅰ～幼稚園・保育所・施設を対象とした調査から～. 常盤学園短期大学紀要（42）, 79-94.
- 2) 森本美佐・林悠子・東村知子（2013）新人保育者の早期離職に関する実態調査. 奈良文化女子短期大学紀要（44）, 101-109.
- 3) 一般社団法人 全国保育士養成協議会（2016）平成27年度 専門員会課題研究報告書 学生の自己成長観を保障する保育実習指導の在り方Ⅱ—ヒアリング調査からの検討—
- 4) 浅原千里（2012）社会福祉士実習生のジレンマ体験の特徴とスーパービジョンの在り方—事例の分類を通して—. 日本福祉大学社会福祉学部『日本福祉大学社会福祉論集』（127）, 81-99.
- 5) 大野和男（2018）進路決定における保育実習・教育実習の重要性と実習時のリアリティ・ショック. 鎌倉女子大学紀要（25）, 35-48.
- 6) 足立美里・芝崎正行（2010）保育者アイデンティティの形成過程における「揺らぎ」と再構築の構造についての検討—担当保育者に焦点をあてて—. 保育学研究（48）, 107-118.
- 7) 関谷みのぶ・多川則子（2017）自己成長曲線による短大2年間の学びの可視化. 教育保育研究紀要（3）, 11-17
- 8) 谷川夏美（2010）幼稚園実習におけるリアリティ・ショックと保育に関する認識の変容. 保育学研究（48）, 96-106.

〔図表〕

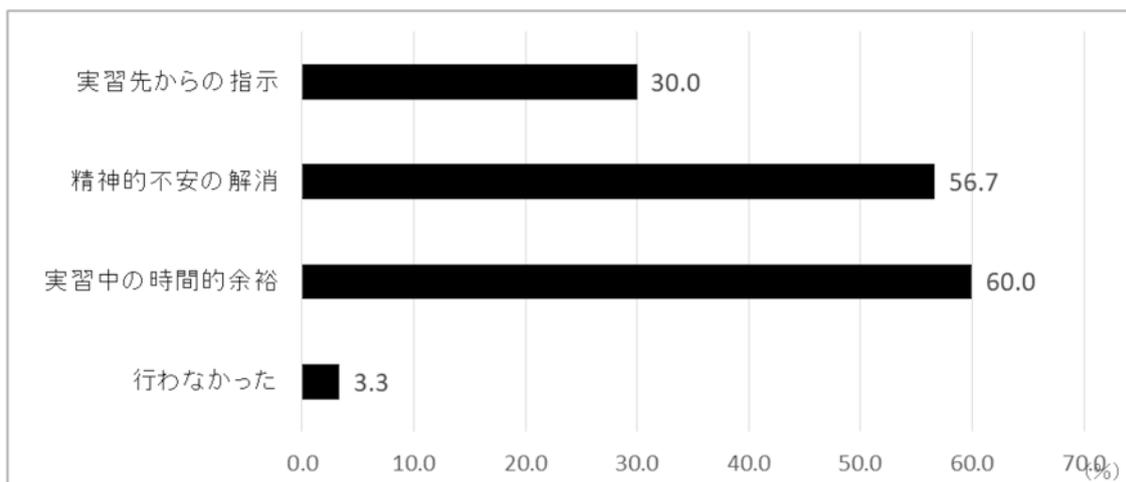


図1 事前準備を行った理由

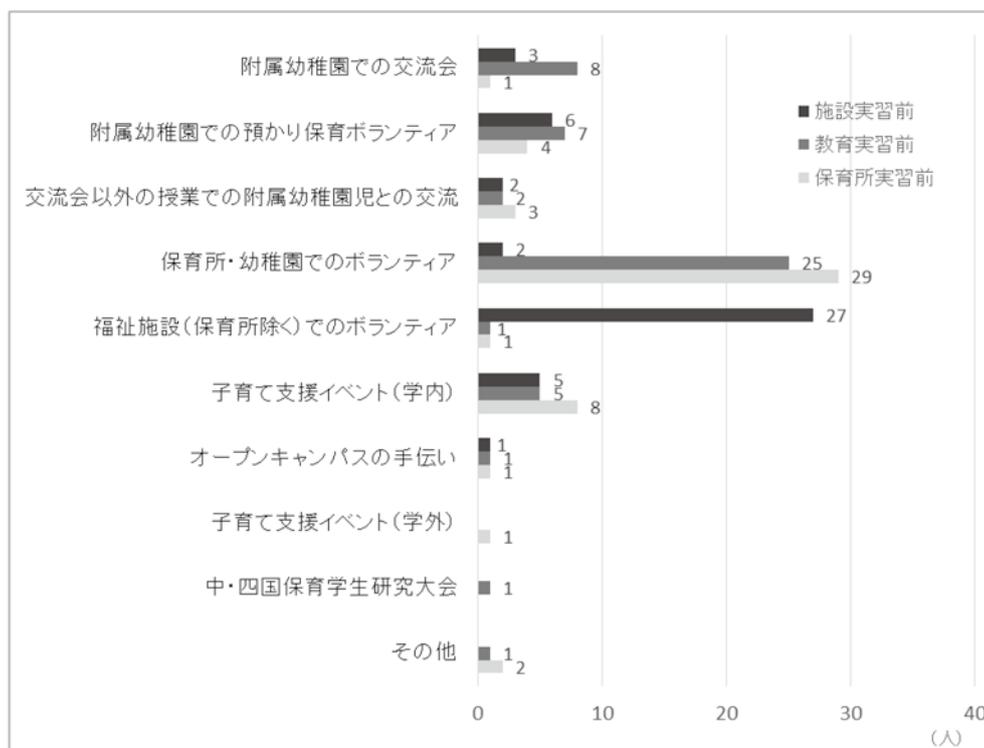


図2 実習別にみる実習前経験

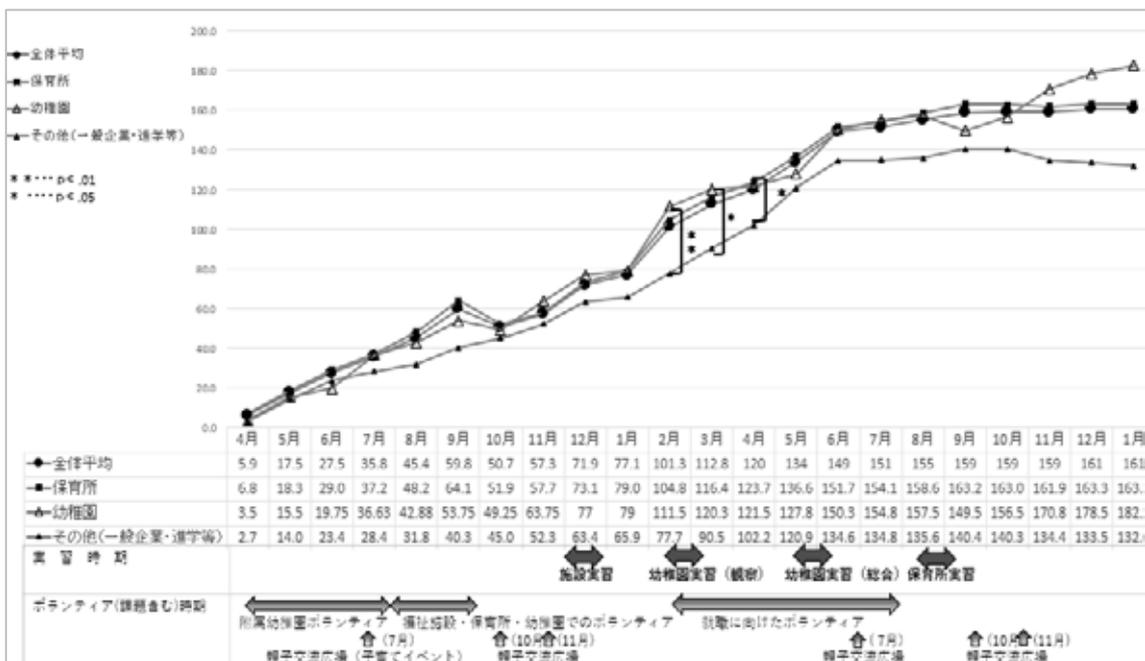


図3 自己評価曲線

表1 職場における実践の現状

時期	職場との連携	資格・免許に係る実習
入学時	附属幼稚園での交流会	
1年前期	★ボランティア活動 ・附属幼稚園(課題あり) ・近隣保育所	
1年夏季休暇	★ボランティア活動(課題設定) ・近隣障害児施設 ・児童養護施設等 ・地元幼稚園・保育所 ・附属幼稚園	施設実習(12月)
1年後期	○ボランティア活動 ・親子交流広場	
1年春季休暇	○ボランティア活動	教育実習〔観察〕(2~3月)
2年前期	※就職活動目的	教育実習〔総合〕(5~6月)
2年夏季休暇		保育所実習(8月~9月)
2年後期	○ボランティア活動 ・親子交流広場 ■就職先での研修	

★…課題活動、○…自主活動、■…就職先指示

論文

造形教育における版画制作

-スチレン版による一版多色刷りについて-

児玉 太一¹⁾

キーワード：幼児造形，初等教育，美術教育，図画工作，スチレン版画

要旨：本論で取り上げるスチレン版画の活動は，幼児教育から初等教育に至るまで，広く行われる版による造形活動である。版画自体は，初等教育から中等教育の図画工作・美術の中で，全ての学生が制作経験のある活動であるが，本年，本学幼児教育学科の学生を対象とした授業内アンケートの結果，スチレン版画の制作経験が9.3%に留まることが明らかとなった。そこで本論においては，初等教育の木版画で取り組む一版多色刷りの手法をスチレン版画で実践し，一連の制作過程を示した。保育の指導書や初等教育の教科書に記載されない，スチレン版画のイメージ制作・転写・彫り・刷りの活動の制作過程を中心に記述し，学生作品とワークシートによる結果から考察した結果，特に刷りに関して優れた題材であることが明らかとなった。

I. 研究の経緯

本論は，本学学生にとっても馴染みが深く，幼児教育から中等教育の美術において必須の題材である版画制作の制作過程と支援を目的に執筆した。美術系大学の体系において，絵画の一分野として，版画が位置づけられてきた様に¹⁾，一般に版画は絵画から派生し，絵画表現のひとつとして認知されてきたといえる。しかし，版画の制作過程は版を介することによる彫りや刷りなどの段階的な制作過程があり，絵画とは活動の流れが大きく異なる表現技法である。一例を挙げれば，初等教育で取り込まれる木版画は，彫刻刀による版木への彫りを通じて，イメージの凹凸を制作し，バレンで紙への転写が成される。紙やキャンバスなどの支持体に対峙し，即時に行為の結果を参照できる絵画と比すると，版を介することや，多種の用具を扱う点で，大きく異なる表現技法であると考えられる。

筆者は2016, 17年に教育学部初等教育講座において，絵画表現を中心としたシラバスを設計し，課題のひとつとして，小学校中学年時に取り込まれる一版多色による木版画の表現活動を取り上げた。図画工作で児童への制作を指導する上で，教員養成課程の学生にとっても木版画に関する一定の技能と知識の獲得は不可欠であるが，初等教育で実施される版画制作の制作過程については，細かな点において参照できる媒体が不足している現状があった。また，幼児教育における教材研究については，保育の造形教育をサポートするための様々な雑誌や，WEB上で制作過程を閲覧できる個人や団体のHPが確認できる。し

¹⁾ 山陽学園短期大学幼児教育学科

かしながら、いずれも活動の細部については割愛されている例も多く、媒体によっては、制作過程や使用する教材も異なっている。

現在の美術・造形教育における版画制作は、テープの芯やローラーを用い、絵の具を転写する造形遊びや、凹凸を見つけて紙に転写するフロッタージュ[1]、スタンプングや型紙を用いたステンシル、紙版画[2]などが幼児期から学童期にかけて取り組まれている。また、小学校中学年からは単色の木版画[3]、高学年においては、一版多色木版画や彫り進み法[4]、単色の木版画と裏彩色[5]が取り上げられている。中学校においては、複数版を用いる多色木版画やエッチングプレス機を用いたドライポイントなどの凹版画、リトグラフなどの平版、シルクスクリーンを代表とする孔版の題材までもが取り上げられている[6]。筆者が中学校の美術教育に携わった経験に照らし合わせると、全ての版画技法を網羅することは難しいが、版の活動が持つ体系的な制作過程が、美術・造形教育において、必須の要素であると認知されてきたものと考えられる。全国の美術館においても、紙作りと版との関わりなど、多種の要素を生かしたワークショップも開催されており[7]、版画の活動自体は美術・造形教育において普及し、社会においても広く認知され、定着している活動であると言える。

本年1・2年生を対象としたワークシートによる調査の結果、回答が得られた75名全ての学生が初等教育から中等教育にかけて、何らかの版画制作を体験している事が明らかとなった。しかし、多くの学生の記憶に残っているのは、単色の木版画で制作経験が100%であったのに対し、その他の版画の活動は紙版画が8%、消しゴム版画5.3%となり、版画に対する理解と知識の不足が見られた。スチレン版を使用したスチレン版画の制作は、既に学校教育において広く普及し、実践されているものと筆者は理解しているが、制作経験者は9.3%に留まる結果となった。スチレン版画は、幼児教育から初等教育において広く取り組まれる版画の活動で、彫刻刀を用いる木版画に比すると、安全指導の観点からも優れており、幼児・児童の版による造形遊びを様々な展開できる重要な題材といえる。そこで本論においては、授業時に学生に解説した下絵制作や転写・彫り・刷りといった段階的に行われるスチレン版画による一版多色刷りによる一連の制作過程を、学生作品を元に論述した。

先ず第Ⅱ章においては、版画の種類や日本における版画の歴史、幼児教育の中で取り組まれている内容について先行研究を元に論述し、版画を美術・造形教育のなかで学ぶことの意義について考えてみたい。

第Ⅲ章においては、スチレン版による多色刷りの制作過程について、2018年度前期に2年生を対象に実施した本学での実践内容から、下絵制作・彫り・刷りなどの各制作過程について詳述する。

第Ⅳ章・第Ⅴ章においては、学生の完成作品²⁾による結果から考察を行い、スチレン版による多色版画に関する作品制作の可能性を制作行程や道具のなかから考えたい。特に刷りについては、木版画と比して、どのような制作上、表現上の特性を見ることができののか考察を行った。一版多色版画はモノタイプ³⁾に近い刷りであり、絵の具の濃度や刷り方の可能性を検証し、表現の広がりを期待したい。

II. 版画制作の意義

1. 版画の手法と歴史

一口に版画と言っても多種多様な版画があり、現代ではコンピューターグラフィックスの発展もあって、デジタルプリントや3Dプリンターなども版画の範疇に含める先駆的な考え方もある。このような現代的な表現は別として、伝統的な版画制作では、金属板や木板、布地など、様々な素材に対して、インクをつく部分とつかない部分(孔版においては通過する部分と通過しない部分)をつくり、版を介して紙にイメージを刷り取る手法の総称を版画と呼んでいる。これら伝統的な版画の技法においても、刷りの方法と形式によって凸版・凹版・平版・孔版の4版種(図1)に分類され、凸版に木版画、凹版に銅版画、平版にリトグラフ、孔版にシルクスクリーンというように、形式毎に代表的な技法がある。それぞれ使用する版の材料も異なり、刷りや製版の工程も大きく異なる。

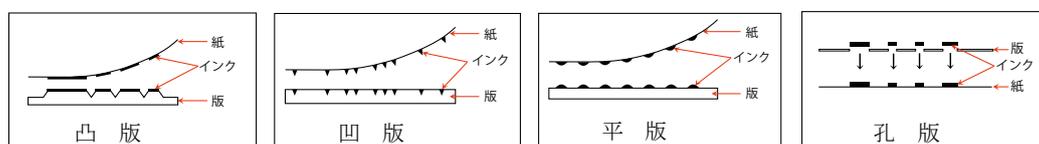


図1 版種による刷りの図解

スチレン版画と同様に、凸部にのせたインクを紙に刷り取る木版画が、凸版にあたる代表的な版画技法であり、精緻な線で表現される銅版画の印象が色濃い西欧においても、木版画は用いられてきた。我が国の版画が北斎や歌麿呂、広重などの活躍によって花開いた色彩も豊かな錦絵や浮世絵と呼ばれる木版画であり、未だ世界において高い評価を得ている我が国を代表する文化と言えるだろう。日本の木版画は江戸時代に興隆を極めた錦絵が母体にあるが、日本において版画が表現としても、用語としても歴史上に現れるのは画家であり、幼児教育者でもあった山本鼎の役割が大きい。創作版画運動、児童画運動を推進した山本鼎は今日、自明のこととして受け入れられている画家の手による「自画・自刻・自摺り」を推奨し、『非実用的なる美術的』という概念をもった版による絵の表現[8]、刀画とも呼ばれた版画の制作を行った。今日の学校教育を通じて、多くの人々に馴染んだ彫刻刀の彫り跡を生かした表現は山本鼎らの創作版画運動から派生したものと言える。このように、日本の絵師や西洋の画家と職人の分業制から移行して、近代は画家自身の手による版画制作が主体となった。専用のプレス機や腐食の過程が必要であった銅版画や石版画よりも、簡易で身近な道具での制作が可能で、独自の工夫の余地があった凸版にあたる木版画やリノカット⁴⁾が、画家の制作の手段として馴染みやすかったものと推察される。

2. 先行研究

版画は制作過程のどの時点に着目するかによって、制作者自身の取り組み方や工夫に生かされる表現技法であるといえる。鳥居昭美・鳥居淑子は幼児期の版画教育について記した「子どもの版画遊び」の中で、版画の楽しみを「写す喜び」にあるとして、スタンプングやモノタイプ、フロッタージュなど、幼児期の版画の楽しみかたや、用具の配置、版の遊びの支援方法について具体的に記述している[9]。湘北短期大学の小野修平は安田女子大学短期大学部において、クレーの油彩転写の発想を基にしたモノタイプを附属幼稚園で実

施している[10]。この手法では赤・青・黄・緑のインクを幼児自身がローラーで樹脂板に乗せた後に、用紙を被せて鉛筆の筆圧を加えることで、刷り用紙に筆跡によるイメージが転写される。紙を手で押さえる事により転写される形や、4色の色彩の重なり合いにより生じる重厚感やずれによる、思いがけないイメージの変化が興味深く、鳥居らが述べる「写す喜び」を表した手法であるといえる。また、長野県立大学の宮城正作は、幼児教育学科の学生を対象に、ステンシルによるトートバッグ制作の指導実践を紹介している[11]。ステンシルは、デザインナイフ等で複雑な図案を切り抜くことや、「橋」と呼ばれるイメージ間の繋ぎ目の理解の難しさから、前後期の中等教育で取り組まれる課題である。宮城は、簡易な制作方法として、クラフトパンチを用いた製版を紹介し、幼児教育においても活用できる内容へと昇華している。スチレン版画の高度な美術表現にまで発展した作品としては、三枝考司の実践が挙げられる[12]。三枝はスチレン版をスプレー式クリヤーラッカーやラッカーシンナーで溶解することで微妙な凹凸を作り上げ、モチーフの石の陰影や、細かなディテールを見事に表現している。パレンではなく、木版画プレス機による刷りを行い、木版をはじめとする他の凸版の手法では得難い、スチレン版の素材性を生かした美しい色面のイメージを実現しているといえる。また株式会社クラフテリオは、ムンクのジグソー版⁵⁾の事例を想起させる、スチレン版による切り抜き版画を教材として販売、紹介している[13]。ハサミやカッターナイフで容易に形を切り抜くことが可能な、スチレン版を色毎に切り分け、パズルのように組み合わせることで、理解の難しい見当合わせの必要なく、多色版画を容易に活動に取り入れ、楽しむことができる。

版画はそもそもが、印刷術として始まり、その技術を通じて国の文化を表し、歴史や変遷を知ることにつながる表現活動である。特に、凸版の手法は木版画をはじめとして、我が国を代表する芸術文化である。同時に洋の東西を問わず制作され、創作版画の世界において数多く手がけられた歴史を持つ。誰にとっても身近な判子やスタンプの構造は凸版であり、子供にとっても理解のしやすい版画手法であると言えるだろう。この凸版の手法の中でも、スチレン版画は廃材を用いた活動としても展開可能で[14]、材質の特性から、安全かつ安価に制作が可能な版画技法である。このことから、技術のみに偏重することなく、版画制作を学びやすい有効な指導材料であると考えられる。

Ⅲ. 研究目的・方法

1. 研究目的

ここからはスチレン版画の、特に多色刷りの技法による制作過程を中心とした論述を試みた。今日、材料や技法の細かな点に関しては、技法書や保育の指導書にも求めることができるが、技法書は木版画に関する高度な技術をもとにした用具・技法の紹介に限られており、全体の内容が専門的でスチレン版画に関する制作工程の記載は見られない。また、保育の指導書にある記載は、全体の制作過程への言及が十分ではないため、特に制作過程についての理解が不足するものと考えられる。初等教育での取り組みで考えると無論、スチレン版画の指導に関する大きな枠組みは、教科書のなかにも示されているが、保育の指導書と同様の懸念がある。よって、ここでは主にスチレン版の一版多色刷りにおける実践的な表現方法と道具の解説・制作工程を検証し、学生作品とワークシートに結論を求めた。

版画制作自体は多くの学生が制作経験のある表現活動であるが、前述の通りスチレン版

画の技法について経験のある学生は事前の予想よりも少なかった。また、スチレン版画の制作についての実践報告が少ない状況も鑑みて、以降より全体の制作過程について詳述していきたいと考え、本研究の目的を次のように設定した。

- (1) 小学校図画工作で取り組まれる、陰刻法による一版多色版画を木版からスチレン版に変えて展開し、その実践方法について詳述する。
- (2) スチレン版画の幼児への支援方法について、学生作品とワークシートから検証する。

2. 一版多色版画について

本研究で取り組んだ一版多色の手法は、小学校図画工作の中学年以降に取り組まれる一版多色刷りの木版画の手法をスチレン版に置き換えて展開したものである。一版多色刷りの技法を、木版画を例に説明すると、一版単色の木版画が陽刻であるのに対し、一版多色の木版画は陰刻法⁶⁾に類する手法である。厳密にいうと、一版多色の手法は彫り進み法などを含めて複数あるが、黒や赤などの色画用紙や和紙に刷りを行い、彫った部分から紙の地色が見え、輪郭線としてあらわれる陰刻法が初等教育において取り組みやすい題材といえるだろう。

この手法は、明度の低い紙の上に、明るい色を刷り重ねることで得られる重厚感のある画面が特徴であり、紙を自ら染めて制作する場合もある。版画の制作過程は、版種や版画技法の別を問わず常に分断的で、1 下絵の制作 2 転写 3 彫り 4 刷りと段階的に進められる。一版多色の木版画は基本的に線を彫る手法であるため、単色の木版画に比べると彫る箇所が少なく、刷りまでの時間が短い。以降より、2018年度前期に課題とした「自画像」をテーマとした学生作品を例に具体的な工程について記述していきたい。

3. 実践方法

- (1) 実践時期： 2018年6月から7月
- (2) 実践場所： 本学C209教室
- (3) 実践対象： 前期「図画」受講者59名(A・B・C・Dクラス)を対象とした
- (4) 使用画材と用具・材料：スチレン版2mm厚(270×210mm)、黒画用紙、ポスターカラー、バレン、鉛筆、フォークなど

4. ワークシートについて

ワークシートは一版多色によるスチレン版画の制作過程や、使用する用具の内容を把握できるように明示した。工程は複雑で、段階的に行われるため初回に全体の流れを示し、適宜Power Pointで各回の活動の補足を行った。

5. 実践内容

- (1) 自画像をテーマとした下絵の制作



図2 学生の下絵



図3 学生の下絵

下絵の制作はイメージの整理やイメージ反転を防止する役割がある。イメージの整理とは版画にするに際し、制作しやすいイメージとするための行程であり、同時に絵画におけるアイデアスケッチやエスキースと同じく、発想を促すための工程である。多くの学生は自画像を描く際、証明写真のように自身の表情を真正面から捉える。しかし、自画像とは自身の内面や考えを表す表現でもある。自身の表情だけではなく、好きなものやファッション、顔の角度など構図を工夫し、異なるイメージを複数枚描き出すようにする（図2）。また、好きな物事、行為を画面に加えることで内面を表すこともできる（図3）。ここで示した図においては、いずれも画面が縦位置の構図であるが、横位置で描くことによって、背景の空間の広がりを作ることにもできる。版画の下絵制作においては、デッサンに見られるような細かな陰影は排して輪郭線を中心に描き、アイデアを考えることが重要である。

(2) 転写

版画は孔版を除き、版上にあるイメージが紙に写しとられて鏡像となる。正像とするためには、印鑑とおなじく、版の制作の段階で鏡像にし、紙に刷る際に元のイメージへと戻るようにする。イメージの反転を防ぐ目的でトレーシングペーパーなど半透明の紙に下絵を写し、裏返した鏡像のトレーシングペーパーと版の間にカーボン紙を挟み、版木に転写する。尚、スチレン版の場合には、版材自体が柔らかくであり、筆圧のみで十分にイメージ

を写す事もできる。カーボン紙は必要に応じて使用する。

(3) 彫り

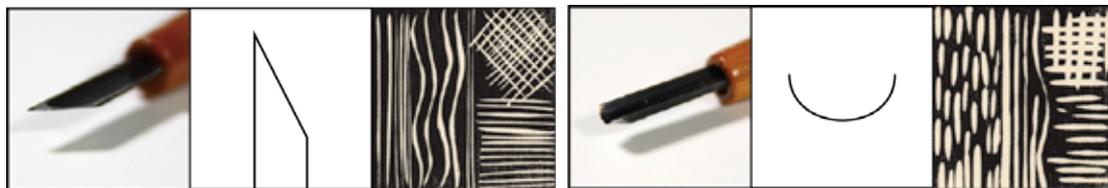


図4 切り出し刀

図5 丸刀



図6 三角刀

図7 平刀

木版画においては通常、彫刻刀を使用し、切り出し刀(図4)・丸刀(図5)・三角刀(図6)・平刀(図7)の4種類がセットで販売されているものが多いようである。図に見られるように、彫刻刀毎に異なる彫り跡自体が表現の一部であり、単色の木版画においては、重要な要素であると言える。スチレン版においては、彫刻刀は使用せず、鉛筆やボールペン、フォーク・スプーン・くし等の、身近な用具を用いて凹凸を作る(図8)。また、油性ペン等に含まれる溶剤で版を溶解し、凹凸を作る手法も紹介されているが、ペンの内容量の状態によって十分な凹凸が出来ない。ラッカーシンナーなどの溶剤を用いる事で、凹部を作ること出来るが、安全指導の観点からも学生に対しては、紹介にとどめていずれも使用を控えた。

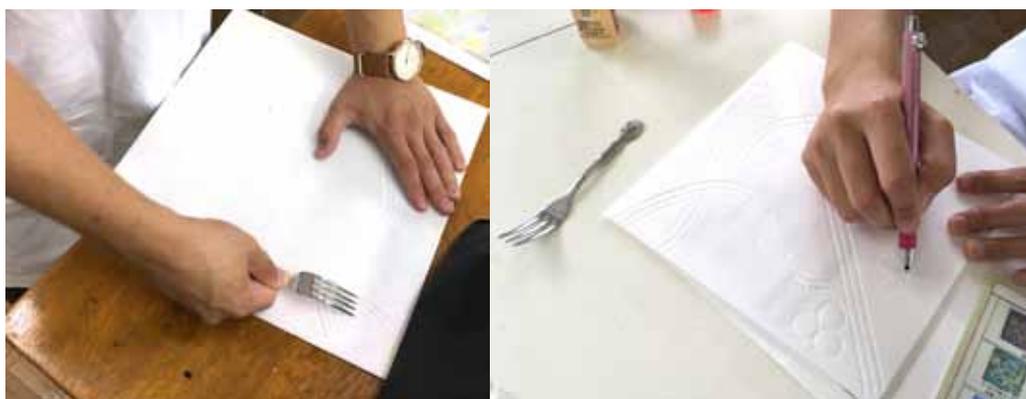


図8 ボールペンやフォークによる版の制作

(4) 刷り

一版多色版画においては刷りの工程が最も時間を要し、工夫のしやすい工程であると言える。刷りの方法は、望む結果に応じて変更することができるが、およその工程は以下の

①から⑥にまとめることができる。

- ① 刷り用紙はテープで版に固定しイメージのズレを防止する。一辺すべて留めてしまうと紙を版から剥がす際、破れる恐れがあるため3点を縦方向に留めると良い（図9）。

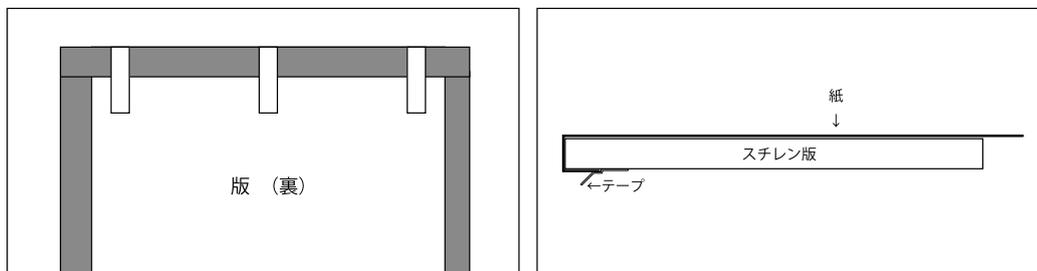


図9 テープで版に紙を固定する

- ② 絵の具の分量は刷りの面積に合わせてつくる。スチレン版の場合は、水を入れすぎると版の上ではじく恐れがあるため、比較的水は少なめにする。特に、重要なのは白の混合である。黄色などの明度の高い色彩を濃く刷るためには、白を混色することで地色を隠蔽した明瞭な刷りが期待できる。



図10 当て紙を用いた刷り



図11 完成まで紙は版にテープで固定する

- ③ 水分を含んだ紙は摩擦に弱く、稀に紙が破れることがある。また、紙を直接擦ることによって紙が動き、ずれが生じる可能性があるため、刷り紙の上にはコピー紙・更半紙などをおいてバレンで圧を加える（図10）。
- ④ 一色刷り終わったら版に固定したままの状態でも紙を開き、筆で次の色をのせる（図11）。
- ⑤ ①から④の工程を繰り返し、全ての色面を刷りあげる。
- ⑥ 1枚目の刷りの後に別の色を用いて刷りをする場合、版は水で洗い絵の具を落とす。

IV. 結果

単色の版画に対して一版多色版画は、用具によって作られる凹部で区切られた凸面に、筆で絵の具を塗り、用紙に刷り取る技法である。絵の具のつき具合や、絵の具の濃度によってあらわれる表現が変わるため、同じように複数枚を刷り取ることが難しい。だが、制作する側にとって、予想できないイメージを刷り取ることができる点が、一版多色版画の魅力でもあり、それが絵画表現の延長にある手法であると言えるだろう。そこで、表現活

動の刷りの過程においては1枚のみで終えるのではなく、2枚程度の刷りを行い、各自の目標とする表現に応じた刷りを行うことを求めた。



図12 学生作品



図13 学生作品



図14 学生作品



図15 学生作品

上図の12から15の作品は、それぞれ同一の版による異なる刷りの作品例として示した。図12と図14の作品は1回目の刷りで、当初の計画通り、すべての色面を均一な刷りとなるよう完成させた。図13と図15の作品は、2枚目の刷りであり、頬の部分で版の上でわずかに異なる色彩を混ぜ合わせるにより、肌に対してわずかに異なる色彩を刷っている。異なる色の絵の具をおき、1枚目との表現のバリエーションをつくと共に、版の上で、区切られていない部分を、色の差異をつくることで頬を表現している。



図 16 学生作品



図 17 学生作品

図 16 と図 17 の作品は、いずれも背景に工夫の見られる作品である。図 17 の作品では、色面を版で作し、あえて平坦に刷ることを意図して、漫画やアニメの一コマを想起させる表現を行っている。図 17 の作品は、図 16 の作品とは異なり、版の上で色彩を混ぜ合わせ、ぼかすことによって、油彩のスフマートにも似た空気感を感じさせる画面をつくらせている。また、画面の左右で絵の具の水分量が異なるため、左部分の背景がかすれてはいるものの均一に刷れているのに対し、右側の背景はデカルコマニーを思わせる、独特の質感が表現されている。いずれも、版の刷りによって生まれる効果であり、偶然に現れる絵の具の質感が興味深い。

V. 考察

前述の通り、スチレン版画はほとんどの学生が今授業内で初めて経験した手法である。各学生が難しいと感じた点は前年までに筆者が取り組んだ、木版画ともほぼ共通しており、「刷りの際に、線が消えてしまう」という点が最も多く挙げられた。これは多くの学生が、版に乗せる絵具の分量が多いために生ずる問題である。版に乗せる絵具はマヨネーズ程度の硬さで、版の上で薄く伸ばすことが肝要である。また、水分の量を適切に調整すると共に、凹部に溜まった絵の具は乾いた筆や綿棒で適宜、除去するという対策が挙げられる。しかし、一度の刷りで上手く刷る事は稀であり、複数枚を刷りあげ、適切な絵の具の分量を実際的に経験することが必要であるだろう。

表現上における意見として、「塗り方がまだらにならないようにする」という意見が見られた。しかし、学生作品を見てもわかる様に、一版多色刷りの手法に関しては、必ずしも均一に刷る必要はない。学生の表現意図によって異なるが、絵画の延長線にある手法として、偶然に表れる色のムラや写すことであらわれる偶然性を楽しむという柔軟な考えも必要である。

また、活動中に学生から直接、質問のあった内容として、「髪の毛等の黒い部分は刷らなくてもよいか」という声が多数聞かれた。基本的に、紙の色と絵具の黒はその質が異なり、黒い紙の上に黒の絵具で刷ったものでもイメージに反映される。髪の毛の流れはフォーク等で表現し、各自で工夫して刷ると髪の毛の質感を立体的に表現もできる。

幼児への指導に際して、配慮すべき意見としては、「(版に) 孔を空けないよう注意する」

や「強く凹凸をつけられないときの援助」が挙げられた。一度の描画で、版に孔が空くことは考えづらいが、力が不足している子供に対しては適宜援助を行い、適切な角度、持ち方を工夫して伝えると良いだろう。安全指導上の意見としては、「えんぴつやフォークを人に向けない様に教える」という意見が多数見られた。無論、木版画に比すると安全に活動できる内容であるが、先の尖った用具を使用する為、「使用の際は周りの状況を確認する」という意見も見られ、学生の多くが版の活動における安全指導を欠かせないものと認識していることが分かった。

筆者が前年に取り組んだ一版多色の木版画では、刷りの過程において版に絵の具を乗せた際、版木に吸収され、乾燥も早まることからイメージの擦れが生じ、刷りの工程が難しいという意見が多数見られた。特に背景にイメージのない作品については、色面も大きく授業中も上手く刷る事ができないという声があった。全ての面に絵の具をのせる前に乾燥が始まってしまうのである。しかし、スチレン版画を用いた一版多色刷りにおいては、その素材の特性から、そもそも絵の具が吸収されにくく、乾燥も遅れることにより、概ね円滑な美しい刷りを得ることができた。木版画での一版多色刷りは手早く、効率よく活動することが求められ、大半の学生が失敗も多く苦心していたが、本学のスチレン版の活動の際には、このような失敗は見られなかった。また木版画では、紙が画面に張り付き、破れるという事例も多数見られたが、スチレン版では見ることはできなかつたのは、大きな成果であったと言える。

VI. 今後の研究課題

スチレン版画の活動は、木版画に比べて刷りの過程が容易に行えることが、本研究を通じて明らかとなった。これまで木版画で実践し、課題としてあった一版多色刷りの刷りの工程における乾燥や紙の破損の問題も、スチレン版を用いることで、解消の可能性を見ることができた。無論、木版画においては彫刻刀を用いる彫りが重要な学びの要素であり、活動自体に優劣があるものではないが、刷りを重視して効率よく、絵画に準じた版の活動として取り組む際には、スチレン版による一版多色刷りは有効な題材であると言える。

また1学年の版画の活動において実践済みであるが近年、ノントキシック・プリントメイキング⁷⁾の材料が一般的となり、環境や人体の健康に配慮した水溶性の油性インクも販売されている⁸⁾。水溶性油性インクはインクの重厚感を見た目の特徴として、乾燥しづらく、紙のたわみが生じないという、油性インクの特性を保持しつつ、水と中性洗剤での用具の清掃が可能なインクである。灯油による清掃で、指導者にとっても負担の大きかった油性インクと比すると、扱いやすい材料と言えるだろう。特に、学生の実践から明らかとなった線のつぶれも、水溶性油性インクで解消することができ、微妙な凹凸による陰影の表現も可能であると考えられる。ただし水溶性油性インクはゴムローラーを用いるため、本論で取り上げた一版多色刷りには不向きであると言える。今後、一色刷りのスチレン版画や紙版画の制作活動で応用し、使用の可能性について今後も実践的に研究の予定としている。

また、本論で示した制作過程は、写真や文章、授業内での指示などをもって理解する事が困難な箇所も多数見られる。今後学生らが、制作過程を俯瞰して眺め、一層の理解を深める為にも、ビデオをはじめとしたICTを活用した記録の必要性を感じている。制作したビデオ教材は主に、学生のアクティブラーニングの支援を目的として学内 moodle におい

て公開し、今後その教育効果についても考察を行っていきたい。

付記

本研究は、山陽学園大学・短期大学学内研究補助金（平成 30 年度）による研究活動の一環として行った。この場を借りて謝辞を申し上げたい。

文末注

- 1) 例えば東京藝術大学では日本画、油画、版画、壁画、油画技法・材料で絵画科を構成し、武蔵野美術大学は油絵学科、女子美術大学は洋画専攻の中に版画を置き、いずれも絵画の一分野として版画を位置付けていることが分かる。
- 2) 論文中の表現作品については全て、論文掲載の使用許可を得ている。
- 3) モノタイプは一般に、塩ビ板や金属板、ガラス板などの吸収性の無い版の上に、油絵の具や水彩絵の具などの描画材でイメージを描き、乾燥に至る前に、紙に写す版画技法である。版を介することによる、かすれや滲みなどの偶然性を特徴とする。木版をモノタイプの版として用いる場合などは、一般的なモノタイプの手法と区別するため、木版モノタイプと呼称することがある。モノタイプの同義語にモノプリントがある。
- 4) リノカットは床材などに用いられる、リノニウム材を版として用いた版画の凸版にあたる手法のこと。
- 5) エドワード・ムンクのジグソー版は、複雑で職人的な位置合わせの必要な多色刷りを、版自体をジグソーで色毎に切り分け、パズルのピースのようにはめ込んでから刷りを行い、独自の表現とした。
- 6) 陰刻はイメージの部分を彫り、白い紙に黒の絵の具で刷るとイメージの部分が白く抜けて写る。陽刻はイメージの周りを彫ってイメージを浮き立たせ、黒の絵の具で刷ったときにイメージの部分に黒が写る。
- 7) ノントキシック・プリントメイキング（Non Toxic Printmaking）とは、環境と人体への不可の少ない、資材を用いた手法を指す。版画制作においては、銅版画の硝酸やシルクスクリーンの有機溶剤など、化学薬品の使用が欠かせなかったが、一方で、その毒性については制作者の間で長年の懸案事項となっていた。ノントキシックの手法では、これらの薬品を可能な限り排し、安全性の高いものを使用することで、制作者と環境への負担軽減を目的に特に、欧米において実践されている。
- 8) フランスのシャルボネール社のアクアウォッシュが水溶性油性インクにあたる。

引用文献

- [1] 日本文教出版株式会社、「たのしいなおもしろいな ずがこうさく 1・2 上」, 平成 30 年, pp22-23
- [2] 日本文教出版株式会社、「たのしいなおもしろいな ずがこうさく 1・2 下」, 平成 30 年, pp46-47
- [3] 日本文教出版株式会社、「見つけたよ ためしたよ 図画工作 3・4 下」, 平成 30 年, pp46-47
- [4] 日本文教出版株式会社、「見つめて 広げて 図画工作 5・6 上」, 平成 30 年, pp44-45
- [5] 日本文教出版株式会社、「見つめて 広げて 図画工作 5・6 下」, 平成 30 年, pp42-43
- [6] 京都市立芸術大学美術教育研究、「美術資料」, 平成 22 年, pp26-35
- [7] 馬場知子、「紙から作る！銅版画」, 横浜美術館
<https://yokohama.art.museum/event/workshop/data-460.html>,
2018 年 12 月 10 日確認

- [8] 青木繁, 「世界版画史」, 美術出版社, 2001年, p44
- [9] 鳥居昭美・鳥居淑子, 「子どもの版画遊び」, あゆみ出版, 1995年, p10
- [10] 小野修平, 『幼児の造形活動における版画制作のための教材研究とその実践』, 「版画学会 no. 47」, 版画学会, 2018年, pp38-46
- [11] 宮城正作, 『保育者養成における版画教育の位置づけと事例』, 前掲書, pp32-37
- [12] 三枝孝司, 『スチプリント技法について-スチレンボードによる凸版技法-』, 「大学版画学会 no. 26」, 大学版画学会, 平成8年 pp21-23
- [13] 株式会社クラフテリオ, 「切り抜き版画に挑戦しよう！」
<https://www.crafteriaux.co.jp/product/1718/>, 2018年12月10日確認
- [14] 槇英子, 「保育をひらく造形表現」, 萌文書林, 2018年, p43

論文

親から受けた愛情の認識と 女子短大生の結婚・出産に対する意識との関連

権田 あずさ¹⁾

キーワード：親子関係，愛情，結婚観，青年期女子，自己肯定感

要 旨

【目的】本研究の第1の目的は、女子短大生が現在まで親とどのように関わり、親からの愛情をどう認識しているかを明らかにすることである。また、そのことが、女子短大生の結婚や出産に対する考え方と関連があるかについて検証することを第2の目的とした。

【方法】A 短期大学の女子学生（1年生と2年生）に質問紙調査（無記名自記式）を実施した。

【結果】①学生と親との日常的な関わりは、学生が低年齢の時期に最も多く、年齢が上がるにつれて少なくなった。②学生は、幼児期から現在まで父親よりも母親と日常的に関わることが多かったと認識していた。③学生は、「意見や考え方を尊重してくれる」ことで両親からの愛情を感じていた。④母親との日常的な関わりが多かった学生は、様々な形で母親から愛情を感じてきたと認識していた。⑤親から愛されていると感じている学生は、結婚や出産を主体的に考えていたのに対し、そうではない学生は、客観的な指標によって結婚や出産を考えていたことが明らかとなった。

1. はじめに

人の一生のうち、青年期は、時間的展望の確立期とされ、自己の人生に対して時間的な視野が広がる時期である。私たちは、将来のことを考えたり、過去のことを思い出したりしながら行動しているが、この働きを捉えるのが時間的展望である(白井, 2018)。つまり、青年期は、現在を見つめ、過去を振り返り、未来を展望する中で、「結婚」というライフイベントについても考え始め、それに向けて準備を始める時期である。

我が国における平均初婚年齢は、男性と女性ともに上昇を続け、晩婚化が進行している。それに伴い、女性が子どもを産む年齢も上昇し、晩産化も深刻である。加えて、1970年における50歳時点での未婚割合は、男性で1.7%、女性で3.3%であったのに対し、2015年では男性で23.4%、女性で14.1%と、それぞれ上昇し続けている(総務省, 2015)。核家族化も進行し、地域との関わりが希薄化している我が国の子育て環境において、将来結婚

1) 山陽学園短期大学幼児教育学科

し、新たに自分の家族や家庭を作っていこうとする世代にとって、生まれ育った定住家族の影響は大きい。とりわけ、現代は少子化に伴ってきょうだい数が減少し、ひとりっ子の割合も上昇していることから、定住家族の中でも特に親をモデルとして結婚について考える場合が多いと考えられる。石野・清水（2010）が大学生に行った調査でも、結婚について参考に行っていることとして、男女とも「きょうだい」や「過去の家族の記憶」よりも「過去の両親の記憶」という回答が多かったと報告されている。このほかにも、母親の就労形態と子ども（大学生）の結婚観との関連を見た研究（綿引・横道, 1998）や、夫婦関係と子ども（大学生）の結婚観との関連を見た研究（斉藤, 2012；下坂, 2018）、シングルマザーとその子ども（中学生）の結婚観との関連を見た研究（小平・末盛・鈴木, 2017）、親とのコミュニケーションと子ども（大学生）の結婚観との関連を見た研究（小野寺, 1984；岩槻, 2003；今川, 2017）など、親の姿や親同士の関係、親とのコミュニケーションと青年の結婚観との関連が検討されてきた。しかし、青年期に至る現在まで、親からの愛情をどのように認識してきたかということと、青年の結婚や出産への意識との関連について検証した研究は見られない。

そこで、本研究の第1の目的は、女子短大生が現在まで親とどのように関わり、親からの愛情をどう認識しているかを明らかにすることである。また、そのことが、女子短大生の結婚や出産に対する考え方と関連があるかについて検証することを第2の目的とした。

2. 方法

2-1 調査対象

本研究の調査対象者は、A短期大学に所属する女子学生106名（1年生56名、2年生50名）であった。有効回収数は84、有効回収率79.2%であった。

2-2 研究手続き

授業及び休憩時間を利用して、質問紙調査（無記名自記式）を実施した。調査に際して、「プライバシーの保護」、「協力辞退の機会の保障」など、倫理的配慮について口頭及び書面にて説明したのち、その場での回答を求めた。なお、父親や母親と離別、死別している場合は、父親や母親と関わりがあった時点までのことについて回答するよう依頼した。

2-3 調査時期

調査用紙の配布および回収は平成30年12月～平成31年1月に行われた。

2-4 調査内容

質問紙は大きく4つの質問から構成されている。質問1は、調査対象者の親との居住状況、親の勤務形態、調査対象者のきょうだい数およびきょうだい構成についての質問項目（4項目）であった。質問2は、幼児期から現在までの親との日常的な関わりについての質問項目（10項目）であり、権田・今川（2012）を参考に作成した。質問3は、調査対象者が、幼児期から現在まで、親からの愛情をどのように認識しているかを問う質問項目（5項目）であり、一部、水本（2018）を参考にした。質問4は、結婚や出産、子育てに関す

る質問項目 (15 項目) であった。この質問群は、「第 15 回出生動向基本調査 (結婚と出産に関する全国調査) (厚生労働省, 2015) および「結婚・家族形成に関する意識調査」 (内閣府, 2014a) の調査項目を参考に作成した。

2-5 分析方法

幼児期から現在までの調査対象者と親との日常的な関わりを明らかにするため、質問 2 の 10 項目について 4 件法ないし 5 件法で得られた回答を得点化し、関わり得点とした。

また、親との関わり得点と、親からの愛情をどのように認識しているかとの関連をみるために、質問 3 についても 4 件法ないし 5 件法で得られた回答を得点化し、愛情認識得点とした。

親からの愛情をどのように認識しているかが、調査対象者の将来の結婚や出産への意識に関連があるかどうかを検証するために、愛情認識得点が平均点以上であった回答者を愛情認識得点高群、平均点以下の回答者を愛情認識得点低群とし、 χ^2 検定にて検証した。

3. 結果および考察

3-1 回答者とその家族のプロフィール

(1) 回答者と父母との同居・別居状況

現在、両親と同居している学生は 65.5%、父親と同居しているが母親とは別居している学生は 2.4%、母親と同居しているが父親とは別居している学生は 15.5%、寮または下宿している学生は 13.1%、その他・不明は 3.6%であった。

(2) 回答者の父母の勤務状況

回答者の幼少期から現在までの両親の勤務状況を表 1 に示す。父親はどの時期においても、フルタイム職員であったものの割合が最も高く、7 割を超えていた。また、勤務状況がパート・アルバイトや、無職・家事であった父親はほぼいなかった。一方、母親は、どの時期においてもパート・アルバイトの割合が最も高く、次いでフルタイム職員の割合が高かった。無職・家事の母親の割合は、回答者が幼児期～小学校低学年の時期に最も高かったが、回答者の年齢が高くなるにつれてその割合は低下した。一方で、パート・アルバイトの母親の割合は、回答者の年齢が高くなるに連れて増加した。

表 1 回答者の年齢別に見た両親の勤務状況 (%)

項目	父 親					母 親				
	幼児期～ 小学校低学年	小学校 高学年	中学校	高校	現在	幼児期～ 小学校低学年	小学校 高学年	中学校	高校	現在
フルタイム職員	71.4	73.8	73.8	71.4	70.2	29.8	31.0	26.2	23.8	21.4
パート、アルバイト	0	0	0	0	1.2	32.1	33.3	41.7	47.6	51.2
派遣、契約職員	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	4.8	7.1	8.3	9.5	8.3
自営	9.5	8.3	8.3	10.7	9.5	2.4	3.6	3.6	3.6	3.6
無職、家事	0	0	0	0	1.2	22.6	17.9	14.3	9.5	8.3
不明	10.7	9.5	9.5	9.5	9.5	8.3	7.1	6.0	6.0	7.1

(3) 回答者のきょうだい構成と出生順

回答者うち、きょうだい数が3人である学生の割合が最も高く(47.6%)、次いで、きょうだい数が2人である学生の割合が高かった(32.1%)。第15回出生動向基本調査(2015)によると、子どもを2人もつ夫婦が最も多く(54.1%)、子どもを3人もつ夫婦は17.8%であったことから、本調査における回答者は、きょうだい数が多いと言える。また、回答者のうち、長子は38.1%、中間子は25.0%、末子は27.4%、一人っ子は9.5%であり、長子の学生の割合が最も高かった。

3-2 幼児期から現在までの親との日常的な関わり

(1) 時期別にみた日常的な関わり

幼児期から現在に至るまで、回答者とその両親とが日常的にどのように関わってきたのかを知るため、5件法で得られた回答については5点を満点として得点を与え、関わり得点とした。4件法によって回答を求めた項目については5点満点に換算した。父親と母親の関わり得点の時期別の平均点を表2に示す。父親と母親のいずれにおいても、すべての項目で、幼児期～小学校低学年の関わり得点の平均点が最も高く、子どもの年齢が上がるにつれて得点は低くなった。回答者と母親との「会話」得点も子どもの加齢に伴って低下したものの、他項目に比べて平均点が極めて高かった。

表2 時期別にみた父母の関わり得点の平均点(点)

項目	父親					母親				
	幼児期～ 小学校低学年 (SD)	小学校 高学年 (SD)	中学校 (SD)	高校 (SD)	現在 (SD)	幼児期～ 小学校低学年 (SD)	小学校 高学年 (SD)	中学校 (SD)	高校 (SD)	現在 (SD)
(1) 一緒に朝食を食べた(食べている)	2.79 (1.48)	2.71 (1.52)	2.36 (1.36)	2.07 (1.33)	1.47 (1.00)	3.43 (1.56)	3.26 (1.64)	2.85 (1.54)	2.29 (1.52)	1.78 (1.28)
(2) 一緒に夕食を食べた(食べている)	3.79 (1.30)	3.77 (1.37)	3.57 (1.41)	2.95 (1.39)	2.23 (1.31)	4.46 (0.84)	4.35 (0.98)	4.10 (1.18)	3.56 (1.29)	2.72 (1.44)
(3) 一緒にお風呂に入った(入っている)	2.65 (1.40)	1.55 (1.15)	1.03 (0.23)	1.00 (0.00)	1.00 (0.00)	3.46 (1.26)	2.28 (1.46)	1.51 (1.04)	1.19 (0.73)	1.14 (0.59)
(4) 絵本や本の読み聞かせをもらった	2.12 (1.21)	1.52 (0.72)	-	-	-	3.44 (1.19)	1.95 (0.97)	-	-	-
(5) 寝かしつけをもらった	2.72 (1.31)	1.68 (0.96)	-	-	-	3.80 (1.14)	2.16 (1.27)	-	-	-
(6) 学校行事に参加してくれた(くれる)	4.15 (1.24)	3.89 (1.43)	3.09 (1.61)	2.71 (1.62)	2.26 (1.52)	4.77 (0.68)	4.68 (0.81)	4.33 (1.04)	3.87 (1.45)	2.98 (1.71)
(7) 家の中で一緒に遊んだ(遊ぶ)	3.54 (1.19)	2.96 (1.33)	1.97 (1.13)	1.60 (0.91)	1.53 (0.89)	3.94 (1.22)	3.44 (1.30)	2.31 (1.36)	2.01 (1.25)	1.83 (1.24)
(8) 一緒に外出した(する)	3.61 (1.24)	3.35 (1.21)	2.81 (1.12)	2.54 (1.10)	2.35 (1.11)	4.19 (1.00)	4.12 (0.98)	3.67 (1.07)	3.51 (1.10)	3.35 (1.20)
(9) 会話をした(する)	4.53 (0.76)	4.27 (0.97)	3.70 (1.11)	3.54 (1.22)	3.52 (1.25)	4.89 (0.49)	4.88 (0.42)	4.76 (0.57)	4.70 (0.61)	4.57 (0.82)
(10) 一緒にテレビを観た(観る)	4.39 (0.94)	4.17 (1.17)	3.72 (1.27)	3.33 (1.34)	3.25 (1.36)	4.72 (0.74)	4.65 (0.79)	4.36 (1.01)	4.05 (1.19)	3.83 (1.27)

(2) 父親・母親別にみた日常的な関わり

子どもへの日常的な関わりが、父親と母親で異なるのかを調べるため、質問2の調査項目ごとに父親と母親のいずれにおいても欠損のない回答者のデータを抽出し、対応のあるt検定により検証を行った。その結果を表3に示す。

表より、多くの項目で、父親よりも母親の関わり得点が高かった。特に、子どもが幼児期～小学生という低年齢の時期に、父親と母親の関わり得点の差が大きかった。

「一緒に朝食を食べた(食べている)」という項目では、幼児期～小学校低学年、小学校

表3 日常的な関わり得点の父母比較 (点)

項目	幼児期～小学校低学年						小学校高学年						中学校						高校						現在											
	父親			母親			父親			母親			父親			母親			父親			母親			父親			母親			父親			母親		
	n	M	SD	n	M	SD	t値	n	M	SD	n	M	SD	t値	n	M	SD	n	M	SD	n	M	SD	t値	n	M	SD	n	M	SD	t値					
(1) 一緒に朝食を食べた (食べている)	78	2.79	2.19	78	3.40	2.45	-3.81***	75	2.71	2.26	75	3.23	2.69	-2.93**	73	2.30	1.71	73	2.78	2.28	73	2.30	2.30	-1.84	71	1.45	0.94	71	1.70	1.41	-3.29**					
(2) 一緒に夕食を食べた (食べている)	76	3.79	1.72	76	4.43	0.73	-4.83	75	3.80	1.79	75	4.37	0.85	-4.22	74	3.57	1.92	74	4.08	1.34	73	3.62	1.52	-4.37	71	2.24	1.73	71	2.75	2.02	-4.28					
(3) 一緒にお風呂に入った (入っている)	75	2.68	1.98	75	3.48	1.47	-3.91***	75	1.52	1.20	75	2.23	1.96	-4.49	75	1.03	0.05	75	1.47	0.95	74	1.19	0.57	-2.16*	72	1.00	0.00	72	1.14	0.37	-1.93					
(4) 絵本や本の読み聞かせをしてもらった	76	1.71	0.96	76	2.79	0.92	-9.25	75	1.16	0.14	75	1.55	0.60	-4.57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
(5) 寝かしつけをしてもらった	76	2.19	1.11	76	3.05	0.84	-6.51	76	1.26	0.38	76	1.71	1.04	-4.74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
(6) 学校行事に参加してくれた (くれる)	77	3.30	1.00	77	3.81	0.32	-5.03	75	3.08	1.29	75	3.77	0.34	-5.33	75	2.40	1.59	75	3.49	0.63	75	3.13	1.25	-7.57	74	1.69	1.20	74	2.39	1.83	-5.40					
(7) 家の中で一緒に遊んだ (遊ぶ)	76	3.53	1.43	76	3.93	1.42	-2.99**	75	3.01	1.77	75	3.41	1.62	-2.74**	73	2.05	1.52	73	2.23	1.74	74	1.95	1.37	-3.00**	74	1.49	0.77	74	1.78	1.38	-2.48*					
(8) 一緒に外出した (する)	76	3.62	1.55	76	4.18	1.03	-5.31	75	3.39	1.46	75	4.12	1.00	-5.80	75	2.85	1.21	75	3.68	1.09	74	3.51	1.08	-6.57	74	2.35	1.27	74	3.36	1.30	-6.72					
(9) 会話をした (する)	77	3.64	0.37	77	3.92	0.15	-4.49	76	3.47	0.52	76	3.89	0.12	-5.57	75	2.96	0.80	75	3.80	0.22	74	3.74	0.25	-7.67	73	2.82	0.95	73	3.63	0.46	-6.50					
(10) 一緒にテレビを観た (観る)	76	3.51	0.57	76	3.78	0.36	-3.19***	75	3.39	0.75	75	3.72	0.39	-3.36**	75	3.01	0.96	75	3.48	0.66	74	3.26	0.93	-4.98	73	2.59	1.19	73	3.07	1.04	-4.34					

*: p<0.05, **: p<0.01, ***: p<0.001

高学年、中学校、現在において、父親よりも母親の関わり得点が有意に高かった。また、「一緒に夕食を食べた（食べている）」という項目では、小学校高学年と中学校において、父親よりも母親の関わり得点が有意に高かった。このことから、母親は父親よりも子どもと一緒に食事を摂っていたことや、父親は、朝食よりも夕食を子どもと一緒に摂っていたことが明らかとなった。

3-3 青年期の娘が認識している親からの愛情

(1) 日常の関わりから見た愛情認識

日常的な関わりの中で、子どもが親からの愛情を感じやすいと考えられる行動（例えば「愛している」と言葉をかける、身体を抱きしめるなど）について、幼児期から現在までの頻度を尋ねた。調査で得られた回答を5点満点として得点化し、愛情認識得点とした。4件法によって回答を求めた項目については5点満点に換算した。父親と母親の愛情認識得点の時期別の平均点を表4に示す。関わり得点と同様、愛情認識得点についても、幼児期～小学校低学年の得点が最も高く、子どもの年齢が上がるにつれて得点は低くなった。

表4 時期別にみた父母の愛情認識得点の平均点（点）

項 目	父 親					母 親				
	幼児期～	小学校	中学校	高校	現在	幼児期～	小学校	中学校	高校	現在
	小学校低学年 (SD)	高学年 (SD)	(SD)	(SD)	(SD)	小学校低学年 (SD)	高学年 (SD)	(SD)	(SD)	(SD)
(1) 「愛しているよ」、「大事だよ」などと言ってくれた（くれる）	2.99 (1.42)	2.70 (1.35)	2.33 (1.19)	2.19 (1.16)	2.18 (1.10)	3.56 (1.40)	3.32 (1.39)	3.02 (1.39)	2.95 (1.43)	2.81 (1.40)
(2) 抱きしめたり、頭をなでたりしてくれた（くれる）	3.83 (1.32)	3.20 (1.44)	2.15 (1.14)	1.87 (0.99)	1.81 (1.04)	4.27 (1.12)	3.86 (1.33)	3.06 (1.52)	2.79 (1.44)	2.72 (1.44)
(3) 欲しいものを買ってくれたり、旅行に連れて行ってくれたりなどお金をかけてくれた（くれる）	4.21 (1.11)	4.01 (1.21)	3.64 (1.29)	3.36 (1.41)	3.13 (1.46)	4.38 (0.95)	4.21 (0.97)	4.07 (0.96)	3.90 (1.12)	3.80 (1.25)
(4) ① 自分の考え方を尊重してくれている	-	-	-	-	3.97 (1.11)	-	-	-	-	4.34 (0.86)
② 自分を信頼してくれている	-	-	-	-	4.08 (1.10)	-	-	-	-	4.30 (0.90)
③ いざというときには何をおいても自分を助けてくれようと思う	-	-	-	-	4.20 (1.10)	-	-	-	-	4.45 (0.92)
④ 親に叱られたとき、自分のために叱ってくれていると思う	-	-	-	-	3.96 (1.19)	-	-	-	-	4.22 (0.96)

(2) 父親・母親別に見た愛情認識

親から受けた愛情の認識が、父親と母親で異なるのかを調べるため、質問3の調査項目ごとに父親と母親のいずれにおいても欠損のない回答者のデータを抽出し、対応のある t 検定により検証を行った。その結果を表5に示す。多くの項目で、母親の愛情認識得点は父親よりも高かった。特に、「愛しているよ」などの言葉かけや、抱きしめるなどの身体接触は、一貫して父親よりも母親から受けていたと認識していた。回答者が中学生になってからは、父親よりも母親から欲しい物を買ってもらったりするなど、お金をかけてもらったと認識していた。また、母親は父親よりも、自分の考え方を尊重してくれたり、自分を信頼してくれていると認識していた。つまり、子どもが低年齢の時期において、母親は「愛しているよ」という言葉かけや身体を抱きしめるなどのような直接的な愛情表出を行い、子どもの年齢が上がるに従って、間接的な愛情表出を行っていくのではないかと示唆され

表5 愛情認識得点の父母比較

項目	幼児期～小学校低学年						中学校						高校						現在												
	父親		母親		t値		父親		母親		t値		父親		母親		t値		父親		母親		t値								
	n	M	SD	n	M	SD	n	M	SD	n	M	SD	n	M	SD	n	M	SD	n	M	SD	n	M	SD							
(1) 「愛しているよ」「大事だよ」などと 言うてくれた(くれる)	77	2.39	1.29	77	2.83	1.27	75	2.17	1.17	75	2.64	1.21	74	1.88	0.90	74	2.39	1.20	75	1.73	0.85	75	2.31	1.30	76	1.71	0.72	76	2.21	1.21	-4.54***
(2) 抱きしめたり、顔をなでたり してくれた(くれる)	76	3.08	1.11	76	3.38	0.83	75	2.59	1.33	75	3.07	1.12	76	1.72	0.84	76	2.41	1.47	73	1.48	0.61	73	2.19	1.35	76	1.42	0.62	76	2.13	1.29	-5.37***
(3) 欲しいものを買ってくれたり、旅行 に連れて行ってってくれたりなどお金を かけてくれた(くれる)	78	3.33	0.85	78	3.49	0.59	77	3.21	0.96	77	3.35	0.63	77	2.91	1.08	77	3.26	0.59	76	2.68	1.29	76	3.13	0.76	75	2.49	1.36	75	3.05	0.92	-4.12***
(4) ① 自分の考え方を尊重してくれている	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
② 自分を信頼してくれている	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③ いざというときには何をいいても自 分を助けてくれようとすると思う	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④ 親に叱られたとき、自分のために 叱ってくれていると思う	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

** : p<0.05, *** : p<0.001

た。いずれにしても、青年期の娘は、これまで父親よりも母親から様々な形で愛情を受けてきた（受けている）と認識していることが明らかとなった。

（3）青年期の娘が実際に認識している親からの愛情

父親または母親が、自分のことを大事に想っている気持ちを現在までどのように表してくれてきた（表してくれている）と感じているかについて、当てはまるものを3つまで選択してもらった。回答者の割合を図1に示す。父親においては、「意見や考え方を尊重してくれる」ことによって愛情を感じてきた（感じている）回答者の割合が最も高く、5割に近かった。これは、母親についても選択率が高かった。次いで、「欲しいものを買ってくれるなどお金をかけてくれる」こと、「いざというときには何をおいても助けてくれようとする」の割合が高かった。一方、母親においては、「相談に乗ってくれたり、アドバイスをくれたりする」ことで愛情を感じてきた（感じている）と回答した割合が最も高かった。

父親についての回答と母親についての回答を比較するために、 χ^2 検定を行ったところ、「相談に乗ってくれたり、アドバイスをくれたりする」と「いつも真剣に話を聞いてくれる」ことによって母親から愛情を感じてきた（感じている）回答者は、父親よりも多かった。一方、「いざというときには何をおいても助けてくれようとする」と「欲しいものを買ってくれるなどお金をかけてくれる」ことによって父親から愛情を感じてきた（感じている）回答者は、母親よりも多かった。以上のことから、青年期の娘は、父親の自分に対する愛情表出の仕方と母親の自分に対する愛情表出の仕方は異なっていると認識していたことが明らかとなった。

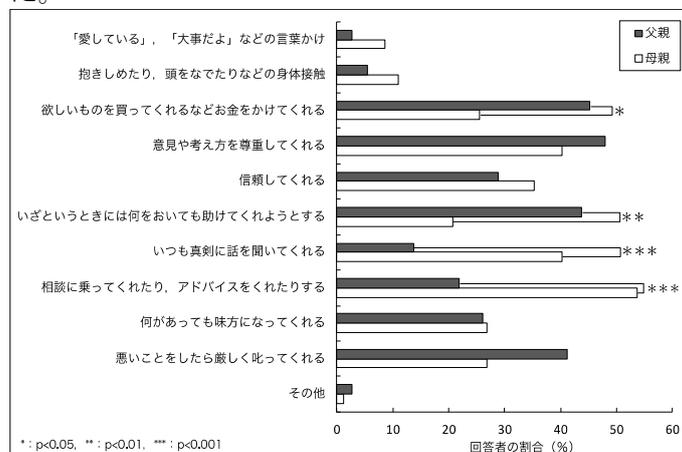


図1 娘が実際に感じている親からの愛情（複数回答）

3-4 関わり得点と愛情認識得点の関連

（1）父母別に見た関わり得点と愛情認識得点の関連

関わり得点と愛情認識得点の関連を見るために、父親と母親のいずれにおいても欠損がないデータを抽出（ $n=57$ ）し、父母別に相関分析を行った。その結果、母親の関わり得点と愛情認識得点との間に正の相関が認められた（ $r=0.466, p<0.001$ ）。父親の関わり得点と愛情認識得点の間には有意な相関は認められなかった。

（2）時期別に見た関わり得点と愛情認識得点の関連

幼児期から現在までの時期によって、関わり得点と愛情認識得点に関連があるかを検証

するため、時期ごとの相関分析を行った。その結果、母親は、中学校と高校の時期において、関わり得点と愛情認識得点との間に正の相関が認められた(中学校： $r=0.26, p<0.05$, 高校： $r=0.36, p<0.01$)。

3-5 女子短大生の結婚、出産に対する意識—第15回出生動向基本調査との比較

(1) 結婚の意思

「いずれ結婚するつもり」と回答した割合は96.4%であり、これは全国調査(85.7%)よりも高かった。また、「一生結婚するつもりはない」と回答したものはなかった。さらに、結婚する意思のあった回答者のうち、「ある程度の年齢になるまでには結婚するつもり」と考えている割合は57.1%(全国調査：59.3%)、「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくても構わない」と考えている割合は36.9%(全国調査：39.2%)であった。

(2) 結婚することの利点

結婚することに利点があると感じている回答者は86.9%、利点はないと感じている回答者は9.5%であった。全国調査では、利点があると感じている女性未婚者は77.8%、利点はないと感じている女性未婚者は20.7%であったことから、本調査における回答者は、全国調査よりも結婚に対して利点を感じているものの割合が高かった。このことが、(1)において、「いずれ結婚するつもりである」と考えている回答者が多かったことと関連していると考えられた。

(3) 結婚の具体的な利点

結婚の具体的な利点を図2に示す。結婚の利点として、「自分の子どもや家族をもてる」と回答したものが最も多く、これは、全国調査と同じ結果であった。次いで多かったのは「現在愛情を感じている人と暮らせる」であった。結婚の具体的な利点についても、全国調査と同様の結果であった。

(4) 希望する子どもの数

結婚の意思がある回答者が希望する子どもの数の平均値は2.43であり、全国調査の10代未婚女性の2.05や、20代未婚女性の2.09よりも高かった。これは、回答者自身のきょうだい数が多いため、将来自分も子どもを複数欲しいと考えたのではないかと推察された。

また、希望子ども数が2人と回答した割合が最も高く(54.8%)、次いで3人と回答した割合が高かった(35.7%)が、これは全国調査と同じ結果であった。

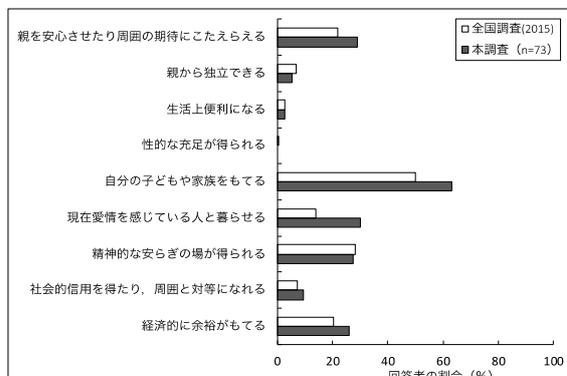


図2 各「結婚の利点」を選択した割合(2つ選択)

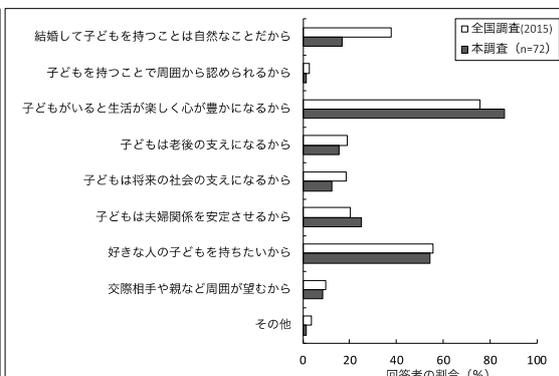


図3 子どもを持ちたい理由(複数回答)

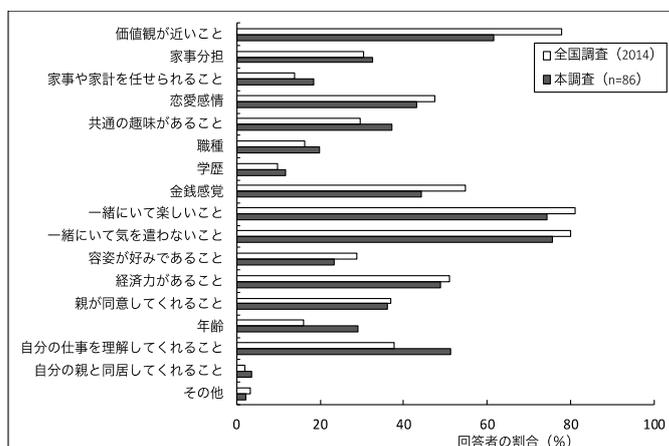
(5) 子どもを持ちたいと考える理由

子どもを持ちたいと考える理由を尋ねた結果を図3に示す。「子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから」と回答した割合が最も高かった。次いで、「好きな人の子どもを持ちたいから」の割合が高く、全国調査における結果と同じであった。

(6) 希望する結婚年齢と結婚相手との年齢差

回答者が結婚したいと思う年齢の平均は24.1歳であった。全国調査における18～19歳の未婚女性の平均希望結婚年齢は26.1歳、20～24歳の未婚女性では26.8歳であったことから、本調査の回答者の平均希望結婚年齢は若い傾向があった。これは、本調査対象者が短大生であったことが影響していると考えられた。また、結婚相手との年齢差についての希望をみると、「1～2歳年上」が最も多く(46.8%)、次いで「同じ歳(32.9%)」が多かった。これについては、全国調査と同様の結果であった。

(7) 結婚相手に求める条件



回答者が結婚相手に求める条件を図4に示す。本調査項目については、内閣府(2014a)の全国調査と比較する。結婚相手に求める条件の中で、回答者が多かったのは、「一緒にいて気を遣わないこと」(12.3%)と「一緒にいて楽しいこと」(12.1%)であり、全国調査と同じであった。全体的にみても、全国調査における20代未婚女性の結果と同じ傾向であった。

図4 結婚相手に求める条件(複数回答)

(8) 子どもとのふれあい経験や周囲の結婚に対する評価

「赤ちゃんや小さい子どもとふれあう機会がよくあった(よくある)」という質問に対して、「あてはまる・どちらかというにあてはまる(以下、あてはまる)」と回答した割合は67.9%、「あてはまらない・どちらかというにあてはまらない(以下、あてはまらない)」と回答した割合は32.1%であった。全国調査では、「あてはまる」は46.7%、「あてはまらない」は50.8%であったことから、本調査における回答者は、赤ちゃんや小さい子どもとふれあう機会が多かった(多い)ことがわかった。

また、「両親のような夫婦関係をうらやましく思う」という質問に対して、本調査において「あてはまる」と回答した割合は45.1%、全国調査では51.1%であり、いずれも約5割のものが両親のような夫婦関係をうらやましく思っていた。

さらに、「結婚しているまわりの友人をみると、幸せそうだと思う」という質問に対して、本調査において「あてはまる」と回答した割合は72.0%、全国調査では49.8%であり、本調査の回答者のほうが高い割合であった。

子どもとふれあう機会が多かった(多い)未婚者や、両親や友人の結婚に肯定的な未婚

者は結婚意欲が高い（厚生労働省, 2015）ことから、本調査においても、女子短大生の子どものふれあい経験の豊富さや両親や友人の結婚への肯定感情が、彼女たちの結婚意識の高さに現れていると考えられた。

3-6 愛情認識得点と結婚・出産への意識との関連

愛情認識得点が高かった学生と低かった学生の結婚や出産に対する意識の違いがあるかを検証するため、父親と母親のいずれにおいても愛情認識得点が平均点よりも高い回答者を高群、平均点よりも低い回答者を低群とし、質問項目ごとに χ^2 検定を行った。

(1) 愛情認識得点の高低と両親の夫婦関係に対する意識

「両親のような夫婦関係をうらやましく思う」という質問項目について、「あてはまる」、「どちらかというにあてはまる」と回答した回答者の割合を高低群別に図5に示す。高群は低群よりも、両親のような夫婦関係をうらやましく思っていたことが明らかとなった。

(2) 愛情認識得点の高低と子どもを持ちたい理由

愛情認識得点の高低群の子どもを持ちたい理由を図6に示す。高低群のいずれにおいても「子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから」の割合が最も高く、次いで、「好きな人の子どもを持ちたいから」の選択率が高かったが、高群は低群よりも有意に高かった。

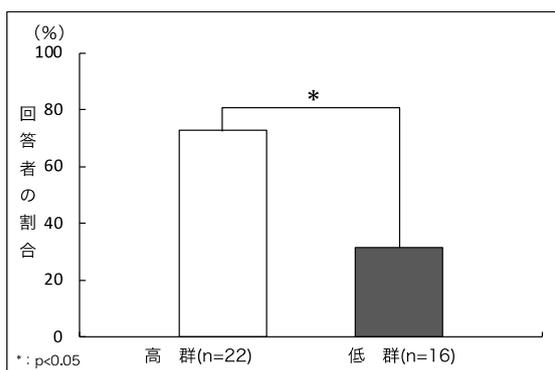


図5 愛情認識得点の高低別にみた「両親夫婦関係をうらやましく思う」と回答した割合

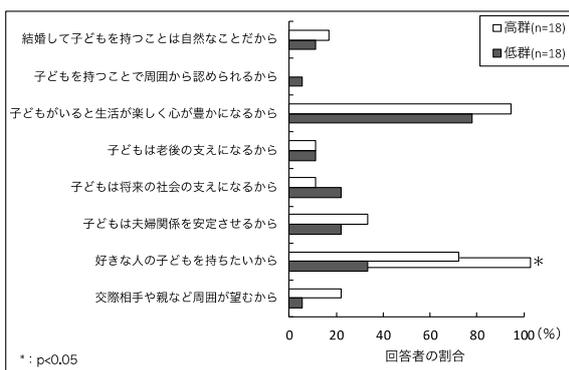


図6 愛情認識得点の高低別にみた子どもを持ちたい理由（複数回答）

(3) 愛情認識得点の高低と結婚相手の条件

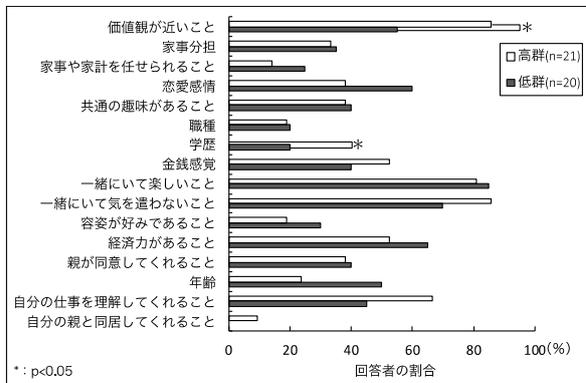


図7 愛情認識得点の高低別にみた結婚相手の条件（複数回答）

愛情認識得点の高低群の結婚相手の条件を図7に示す。高低群のいずれにおいても、「一緒にいて楽しいこと」、「一緒にいて気を遣わないこと」と回答した割合が高かった。高群は「価値観が近いこと」と回答した割合も高く、低群との間に有意な差が認められた。一方、低群は「経済力があること」と回答した割合が3番目に高く、「学歴」は高群よりも有意に高かった。

4. 考察

本研究は、女子短大生が現在まで親とどのように関わり、親からの愛情をどう認識しているかを明らかにし、そのことが、女子短大生の結婚や出産に対する考え方と関連があるかについて検証した。

女子短大生と親との日常的な関わりは、学生が幼児期～小学校低学年といった低年齢の時期に最も多く、年齢が上がるにつれて少なくなった。子どもの発達に伴って、親子の関わりが量的に減少することは当然のことだが、学生とその母親との日常的な会話は、他の関わりに比べると極めて頻度が高かった。また、学生は、幼児期から現在まで父親よりも母親と日常的に関わるが多かったと認識していた。

また、日常的な関わりの中で、子どもが親からの愛情を感じやすいと考えられる行動（例えば「愛している」と言葉をかける、身体を抱きしめるなど）について、その頻度を尋ねたところ、娘は父親よりも母親からそのような行動を受けてきたと認識していた。特に幼少期において、母親は父親よりも「愛している」などの言葉かけや、身体を抱きしめるなどの関わりが多く、子どもの年齢が上がってくると、子どもの考え方を尊重したり、子どもを信頼するといった関わりが多かった。さらに、これらの行動を多く表出させた母親は、日常的な関わり頻度も高い母親であった。これらのことから、本研究においても母娘関係の距離の近さが確認された（柏木, 1998；宮本, 2004；水本, 2018）。

両親が自分のことを大事に想う気持ちをどのように表してくれてきたか（表してくれているか）と感じているか尋ねたところ、「意見や考え方を尊重してくれる」ことで両親からの愛情を感じていた学生が多かった。それに加え、父親からは「お金をかけてくれる」ことによって、母親からは「相談に乗ってくれたり、アドバイスをくれたりする」、「いつも真剣に話を聞いてくれる」ことによって愛情を感じていた。先にも述べたとおり、母と娘は日常的に頻繁に会話をしており、母親が実際に行ってきた行動と、娘が母親からの愛情表出として捉えている行動とが一致していた。しかし、父親からの愛情表出として娘が認識していた「お金をかけてくれる」という行動は、実際には父親よりも母親が頻繁に行っていた行動であり（表5）、父親が実際に行ってきた行動と、娘が父親からの愛情表出として捉えている行動とにずれがあった。これは、多くの学生の父親がフルタイム職員、母親が無職やパート・アルバイトといった就業状況であったことが関係していると考えられる。そのような就業状況の場合、母親と子どもとの関わりは、日常の多くの場面で父親よりも多くなることが推察される。加えて、娘は、フルタイムで働く父親を一家の主要な働き手であると認識するようになり、これらのことが、実際には母親にしてもらってきたと認識していた「お金をかけてくれる」という行動を、父親からの愛情表出として捉えてしまったのではないだろうか。

親からの愛情をどのように認識しているかと、女子短大生の結婚や出産に対する考え方との関連をみてみると、親から強い愛情を感じている学生（高群）もそうではない学生（低群）も、「一緒にいて楽しいこと」、「一緒にいて気を遣わないこと」と回答したものが最も多かった。しかし、高群は低群よりも、結婚相手の条件として「価値観が近いこと」の選択率も高かった。その一方で、低群は高群よりも「学歴」や「経済力があること」と回答したものが多かった。さらに、高群は、自分の子どもを持ちたい理由として、「好きな人の子どもを持ちたいから」と回答したものが低群よりも多かった。このことか

ら、親から強い愛情を感じている学生は、「価値観が近いこと」や「好きな人の子どもが持ちたい」などの主観的な指標を重視しており、そうではない学生は、「学歴」や「経済力」といった客観的な指標を重視していることが明らかとなった。本研究において、「親から強い愛情を感じている」とは、親から「愛しているよ」、「大事だよ」などという言葉をかけてもらったり、身体を強く抱きしめてもらったり、意見や考えを尊重してもらったりしたことがあり、いざというときには親は必ず助けてくれると信じていることを言う。自分の親に対してこのように認識している学生が、結婚や出産に対して主観的な指標を重視していたのは、これらの学生が主観的な指標で物事を判断できるということではないだろうか。「親への信頼」は子どもの自己肯定感に影響を及ぼす(郭・田中・任・史, 2018)ことや、「親から理解されている」、「親から愛されている」という感覚を持っている子どもは自己肯定感が高い(内閣府, 2014b)ことが報告されている。つまり、親が自分を愛し、自分の考えを尊重し、信頼しているという実感があると、子どもも親を信頼し、自分自身を信じているのではないだろうか。そのため、親からの愛情をあまり感じていない学生(低群)は、結婚や出産に対して「学歴」や「経済力」といった客観的な指標を重視しているのではないかと考えられた。さらに、親から愛されていると感じている学生は、子どもを持ちたい理由として極めて客観的な指標といえる「子どもを持つことで周囲から認められるから」という選択肢を選択しなかった(図6)。これらのことから、本調査では直接的に学生の自己評価の測定は行わなかったものの、親からの愛情を認識していることは、子どもの自己肯定感を高めることが示唆された。そして、この自己肯定感の高さが、結婚や出産を自らの基準で主体的に考えることに繋がったと考えられた。

以上のことから、親から受けた愛情の認識と、女子短大生の結婚や出産に対する意識について、親からの愛情を強く認識していた学生は、自己肯定感を高め、結婚や出産を主体的に考えていたのに対し、そうではない学生は、客観的な指標によって結婚や出産を考えていたことが明らかとなった。

引用文献

- 権田あずさ・今川真治(2012). 幼稚園3歳児の日常的な母子のかかわりと園生活の進行に伴う母親の気持ちの変化. *日本家政学会誌*, 63(4), 193-203.
- 今川真治(2017). 恋愛や結婚に関する親とのコミュニケーションと大学生の結婚観との関連. *広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部*, 66, 213-222.
- 石野陽子・清水寛之(2010). 青年期の結婚観と子育て観に関する予備的研究. *島根大学教育学紀要*, 43, 87-95.
- 岩月謙司(2003). *娘は男親のどこを見ているか*. 東京: 講談社.
- 郭芳・田中弘美・任セア・史邁(2018). 子どもの自己肯定感に及ぼす影響要因に関する実証研究—京都子ども調査をもとに—. *評論・社会科学=Social science review*, 126, 15-32.
- 柏木恵子(編)(1998). *結婚・家族の心理学—家族の発達・個人の発達*. 京都: ミネルヴァ書房.

- 小平英志・末盛慶・鈴木佳代(2017). シングルマザーのワーク・ファミリー・コンフリクトが中高生の家族イメージ, 結婚観に及ぼす影響—ペア調査によるふたり親世帯との比較を通して. *パーソナリティ研究*, 26(2), 170-172.
- 厚生労働省(2015). 結婚と出産に関する全国調査. *第15回出生動向基本調査*.
- 宮本みち子(2004). *ポスト青年期と親子戦略—大人になる意味と形の変容*. 東京: 勁草書房.
- 水本深喜(2018). 青年期後期の子と親との関係—精神的自立と親密性からみた父息子・父娘・母息子・母娘間差—. *教育心理学研究*, 66, 111-126.
- 内閣府(2014a). *結婚・家族形成に関する意識調査*.
- 内閣府(2014b). *我が国と諸外国の若者の意識に関する調査*.
- 小野寺敦子(1984). 娘からみた父親の魅力. *心理学研究*, 55, 289-295.
- 斉藤嘉孝(2012). 定位家族の親夫婦の関係性が若者の結婚への態度に与える影響—大学生を対象とした量的調査の結果より. *法政大学キャリアデザイン学部紀要*, 9, 369-379.
- 下坂剛(2018). 大学生における親の夫婦関係の認知が結婚観・離婚観に及ぼす影響—恋経験の媒介効果と性役割観によるマルチレベル分析. *日本青年心理学会大会発表論文集*, 68-69.
- 白井利明(2018). クルト・レヴィンにとって時間的展望とは何か—ダイナミック・システムズ・アプローチとしての生活空間論—. *大阪教育大学紀要 総合教育科学*, 66, 75-94.
- 総務省(2015). *平成27年国勢調査*.
- 綿引伴子・横道綾乃(1998). 大学生の家族観. *金沢大学教育学部紀要 教育科学編*, 47, 255-262.

論文

幼児教育学科におけるピアノ教育の方法試論

An essay on piano education in department of Pre-Elementary education

田中 節夫¹⁾

Sadao Tanaka

キーワード：目的に沿った教育内容， 実践的な教育， 学生の能力に応じた教育

はじめに

今日、幼稚園教諭・保育士の養成を行う各種教育機関に入学する学生の大半はピアノの初心者で多くの不安を抱えており、山陽学園短期大学（以下、「本学」という）幼児教育学科においても同様である。とりわけ短期大学では、2年間という短い修業年限の中で、幼稚園や保育園等の幼児教育の現場で求められる能力を習得させなければならない。対して、本学において従来行われてきた教育方法は、一般的なピアノ教育に近い手法（ピアノ教室等で広く展開されている手法）であった。残念ながらこの手法では、実際の幼児教育の現場で必要とされる弾き歌いや簡単な伴奏付け等の実践的な能力を学生が習得するのは困難である。

本論文は、筆者が本学幼児教育学科に赴任以降、教育方法の転換を試みた過程と内容および成果を纏めたものである。ピアノ初心者の学生が教育現場で必要となる能力を短期間で習得することに主眼を置き、従来の教育方法の問題点を明らかにし、幼稚園教諭・保育士養成を行う短期大学におけるピアノ教育の方法を提案する。

1. 幼児教育の現場で求められる能力とは

筆者が複数の幼稚園や保育園の園長に対してヒアリングを重ねたところ、幼稚園・保育園で求められているピアノ演奏の能力は、以下のような内容であった。単にピアノを上手に弾くことではなく、弾き歌いの能力が重視される。すなわち、ピアノを弾きながら歌うことができ、幼児に興味を持たせ、子どもたちと一緒に音楽を楽しむことができる能力である。幼稚園・保育園では、音楽を取り入れた活動が多く見られる。簡単な挨拶の歌、季節の歌、行事の歌、童謡などを、幼児の表情や動きなどの様子を見ながら、弾き歌いをし

¹⁾ 山陽学園短期大学 幼児教育学科

たり、伴奏を自分で工夫したりすることが求められるのである。つまり、そのような能力を養成することが幼児教育学科のピアノ教育の目的であり到達目標だと言える。演奏の技術はピアニストのような高度なレベルを求められているわけではない。

一方、多くの学生は、“幼稚園教諭や保育士を目指すならピアノを弾けなければ”という固定観念を持っており、ソナタやソナチネなどの高度な技術を求められる演奏をイメージしてしまい、最初から尻込みしてしまいがちである。実際に必要なピアノの演奏能力は別のものである、という事実を学生に理解させることが重要であり、これはピアノ教育に携わる教員も十分に理解しておかなくてはならない。

2.現状と問題点の整理

2-1 本学の従来の教育方法

表1は、本学が長年にわたって行ってきた従来の教育内容・方法をまとめたものである。本表の内容は、筆者が本学着任時に、幼児教育学科のピアノ教育に携わる教員へのヒアリング、アンケート、また、学生からの聞き取りで得られたものである。また、参考までに我が国における一般的な導入期のピアノ教育の概要についても隣に並列した。

	本学の従来の教育概要（初心者の場合）	（参考） 一般的な導入期のピアノ教育
授業形態	授業時間 90 分間 個人レッスン 20 分間 + 自主練習 70 分間 ※名簿順にクラス分けを行い、担当教員を割り当てる。	多くは個人レッスン
使用教本	・バイエル教則本（以下、「バイエル」という） ・バイエル終了後は、ブルグミュラー：25 の練習曲集を用いる。 ・こどものうた 200、続こどものうた 200	・バイエル等の入門教本 ・バイエル終了程度になると、ブルグミュラー：25 の練習曲集を用いることが多い。
内容	バイエルのレッスン…15 分間 弾き歌いのレッスン…5 分間 ※弾き歌いは、バイエルがある程度進んでから開始。	・バイエル等の入門教本、併用曲集等を用いたレッスン ・指の訓練を導入期から取り入れることもある。 ・楽譜の読み方、音楽の基礎知識などの学習をレッスンで取り入れることもある。

表1 本学における従来の教育概要

二つの項目を比べてみると、本学幼児教育学科でのピアノ教育方法は、一般的な導入期のピアノ教育の内容と近い形であったことがわかる。幼児教育の現場で必要となる弾き歌いについては、確かに従来の内容においても普通の授業の中で取り組まれてはいた。しかし20分間の個人レッスンのうち弾き歌いに充てる時間は5分間のみの配分であり、弾き歌い重視型の授業であるとは言い難い。期末に行う試験においても弾き歌いは課されていたが、歌うことよりも弾くことが重視される評価システムであった。学生はこうした方針に従って練習や授業を重ね卒業に至るため、結果として弾き歌いを重点的に取り組むことは難しかったであろう。

初心者の学生がレッスンで用いる教本はバイエルであり、1年次における単位認定要件のひとつはバイエルの進度が一定基準に到達することであった。授業は、90分間の授業時間のうち、20分間を個人レッスンとし、残りの70分間は練習室での自主練習というスタイルであった。

2-2 従来の教育方法の問題点

前述した従来の教育方法によって学生が習得可能な主な能力は、ピアノ演奏の初歩的な技術や独奏曲の演奏能力ではなかろうか。弾き歌いや伴奏付けなど実際の幼児教育の現場で求められる能力と異なっている。実際、筆者が学生の教育実習先や卒業生の就職先である幼稚園・保育園の複数の園長に伺った話では、弾き歌いが困難である学生や卒業生が多いことがわかった。また、バイエルやソナチネなどよりも、季節の歌や行事の歌などの弾き歌いをカリキュラムの中で多く扱うよう要望があがった。

では、なぜ幼児教育学科においてこのような教育方法が長く展開されていたのであろうか。主要因として考えられる点は、ピアノ教育に従事する教員は、音楽を専門的に学んだ経歴を持つ者が多いため自身が接してきた教育手法、つまり演奏家養成のための教育方法に傾きがちであったことが考えられる。そういった観点から考えて、幼児教育学科のピアノ教育の目的や在り方、また現状と求められる能力の乖離についてまずは教員側の共通認識を図る必要があった。

3. 教育方法の転換

3-1 仮説に基づく教育計画

幼児教育学科におけるピアノ教育の目的・到達目標は、実際の幼児教育現場の求める能力に合致したものでなければならぬため、その実現には従来の教育方法からの大きな転換が必要である。新しい教育方法の方針は、幼児教育の現場で求められる弾き歌いの能力を本学のピアノ教育において優先的かつ重点的に取り組むことで、必要とされる能力を養成しようとするのが狙いである。教育方法の転換を図ることで、本学での教育内容が現場のニーズに直結し、現状の問題点の改善が見込まれる。学生は授業で学ぶ内容の有用性を実感することで学習および練習意欲の向上にもつながるのではないかと考える。

以上の仮説をもとに、本学幼児教育学科の初心者の学生を対象とした新しい音楽教育の実践計画を立案した。表2はその概要である。

授業形態	授業時間 90 分間 クラス全員参加で行う 90 分間のグループレッスン ※入学時に学生に調査を実施し、ピアノの経験やレベルを参考にクラスを分ける。
使用教本	<ul style="list-style-type: none"> ・こどものうた 200、続こどものうた 200 ・弾き歌いの楽譜 初心者用に編曲した簡易伴奏の楽譜 ・バイエルは補助的に使用する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・弾き歌いを重点的に取り組む。 ・クラスの学生が交代で弾き歌いの曲を演奏し、教員が指導する。 ・実際の教育現場を想定したロールプレイング形式の演習も行う。 ※バイエル等、独奏で演奏する曲もグループレッスン形式で指導する。

表 2 新たな教育方法の概要

新たな方針として、単にレッスン内容や教本を弾き歌い中心に変更するのみではなく、指導効果を高める上でも、実践的な演習を展開する上でも、グループレッソンの形態が望ましいと考え、従来の個人レッスンからグループレッスンへと授業形態の全面的な切り替えを策定した。

グループレッスンでは、学生は交代で弾き歌いの曲を演奏し教員が指導を行うが、演奏している学生以外も同じ教室で聴講するため、一人の学生に対する指導内容をクラス全員が共有可能である。学生は自身が受けた指導内容だけではなく他の学生の指導内容を参考にして練習に活かすことができる。また、特に初心者の学生に対する弾き歌いの指導では、右手・左手・歌のように細分化して練習させることも重要となるが、グループレッスンでは、ピアノを弾く学生と歌う学生に役割を分けて演奏することや、右手と左手のパートを学生同士で分担して弾いてみるなどの練習も取り入れることが可能である。

さらに、教育実習や就職試験、卒業後の幼稚園・保育園での就業等を視野に入れ、実際の場面を想定したロールプレイングによる実践形式の演習を授業の中で積み重ねることができる。学生が幼稚園の先生役や園児役となり演奏したり歌ったりしながら教育実習のシミュレーションを行い、学生同士で意見を交わす。学生が主体的・能動的に参加する演習形式の授業を通じて、弾き歌いの能力の向上だけではなく、人前で演奏することや話すことに慣れるという狙いもある。

以上の教育方針をもとに表 3 のとおり 2 年間の指導計画を策定した。

1年次		
前期	4月	<p>【ピアノ演奏全般のための導入教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアノの鍵盤と音符の位置関係、基本的な運指（指使い） ・音楽理論の基礎（必要最小限のもの） <p>【弾き歌いのための導入教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左手：和音（I, IV, Vの3種類の和音） ・右手：ごく簡単なメロディー（1つか2つのポジションで弾けるもの） <p>※導入段階では歌わずに、右手でメロディーを、左手で和音を演奏することを目標とする。</p>
	5月以降	<p>【弾き歌い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアノを弾きながら歌う練習を開始する。（平易な弾き歌いの曲） ・左手の伴奏パターンを増やす。（分散和音など） ・春や夏に実際の教育現場で用いられる季節の歌・挨拶の歌・行事の歌等、教育実習時に適切な曲を多く選び、弾き歌いに慣れるよう指導する。
	7月	期末試験
後期	10月以降	<p>【弾き歌い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋や冬向けの弾き歌いの曲を数多く選曲し、練習とグループレッスンでの演習を重ねる。 <p>【自由曲（独奏曲）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾き歌いの曲と同程度のバイエル後半の曲を与え、演奏能力の向上を図る。
	1・2月	・上記内容に加え、2年次の教育実習に向け5・6月を題材にした曲の復習を追加する。
	2月	期末試験
2年次		
前期	実習前	<p>【弾き歌い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育実習に向けた実践演習。実習時期にあたる季節の歌や行事の歌の弾き歌いの演習を重ねる。 ・教育実習先より指定される課題曲は、クラスの学生全員で実際の教育現場を想定した演習を行う。
	教育実習	
	実習後	<p>【弾き歌い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育実習での個々の反省点や課題をクラスで共有し、継続して演習形式での弾き歌いの指導を行う。 ・就職試験対策として平易な曲の初見演奏練習を取り入れる。
	7月	期末試験

後 期	10月以降	【弾き歌い】 ・就職試験や卒業後の就業に向けた実践演習 【自由曲（独奏曲）】 ・就職試験で課される独奏曲等
	2月	期末試験

表3 2年間の指導計画

上記の指導計画に沿って教育を行うことで、初心者の学生であっても数多くの弾き歌いの曲に触れ、練習し、グループレッスンの場で演奏することで大きな経験となり、実践的な力を習得できる。また、独奏はバイエル後半程度の実力がつくことを想定している。各期末に行う試験では、弾き歌いの配点に重きを置き、大きな声ではっきりと歌うことや、余裕をもって弾き歌いができること、歌詞の意味を理解して歌うこと等を評価のポイントとする。

次項では、初心者の学生を対象とした教育方法について、特に入学直後の導入教育に焦点を絞って論述する。

3-2 初心者の学生への具体的な教育方法

(1) 鍵盤に手を配置する

初心者の学生には、右手・左手ともに、5本の指を鍵盤（白鍵のみを用いる）に置いて音を鳴らすことから指導を開始する。C音～G音までの5音（ド・レ・ミ・ファ・ソ 《以下、音名はコードネームとの混同を避けるためイタリア音名で記す》）の各音について、左手は5（小指）・4（薬指）・3（中指）・2（人差し指）・1（親指）の指、右手は1・2・3・4・5の指を鍵盤にのせる。そのポジションで固定し、右左同時に、同じ指（1-2-3-4-5の順）で弾くことで左右対称、反進行の音型を弾くことができる。次に、右は1-2-3-4-5、左は5-4-3-2-1の順で左右同時に弾くよう指導すると、ド・レ・ミ・ファ・ソをユニゾンで弾けるようになる。

(2) 弾き歌いに向けての導入教育

① 右手（メロディー）

導入段階では、手の移動を伴わずポジションを固定して弾ける曲が適当である。ハ長調のド・レ・ミ・ファ・ソの5音のみで一曲を通して演奏できる曲の例として、ぶんぶん、ちょうちょう、チューリップ等が挙げられる。

② 左手（和音による伴奏）

左手の主な役割はメロディーを伴奏し和声を添えることであり、まずは主要な和音を指導する。初心者の学生が最初に覚えるべき和音は、I・IV・V（V7）の主要三和音であり、これらの和音を使うことで、ほとんどの平易な曲が弾けることを実感させる。

※①②とも、導入段階ではハ長調のみを扱う。

ここで基礎的な音楽理論も合わせて指導するが、初心者の学生であることを考慮する必要がある。専門的な理論や知識は、学生の負担となり苦手意識を増強させるおそれもある。平易な曲の弾き歌いのために必要と考えられる最小限の音楽理論は以下の内容である。

- ア I・IV・V (V7) の主要三和音の構成音と和音記号
- イ 長三和音、短三和音、属七の和音の知識
- ウ 調の知識 (最初はハ長調・ヘ長調・ト長調・ニ長調のみで十分である)
- エ C・F・G (G7) 等のコードネーム

上記アについて補足しておく、ハ長調において、IVの和音は基本形 (ファ・ラ・ド) ではなく、第二転回形 (ド・ファ・ラ) を用いる。Vの和音も基本形 (ソ・シ・レ) ではなく、第一転回形 (シ・レ・ソ) を用いる。またV7の和音を用いる場合、これも基本形 (ソ・シ・レ・ファ) ではなく、(第5音を省略した) 第一転回形 (シ・ファ・ソ) を用いる。これらは、理論として理解させるのではなく、ピアノを弾いて指で覚えさせれば良い。和音で弾くのが難しい場合には、最低音を弾くだけでも良い。運指については表4にまとめた。

和音記号 (ハ長調)	コードネーム	構成音	運指 (左手)
I	C	ド・ミ・ソ	5・3・1
IV	F	ド・ファ・ラ	5・2・1
V	G	シ・レ・ソ	5・3・1
V7	G7	シ・ファ・ソ	5・2・1

表4 導入段階で指導する和音の種類と運指

まずは上記の和音をひとつずつ掴めるように練習させる。次に、これらの和音を組み合わせる表4に示した運指で連続して弾けるように指導するが、標準的な和音進行である以下のパターンを用いる。(括弧内はコード進行)

- ・ I - IV - I (C - F - C)
- ・ I - V - I (C - G - C)
- ・ I - IV - I - V - I (C - F - C - G - C)
- ・ I - IV - I - V7 - I (C - F - C - G7 - C)

上記の左手の和音進行を習得することで童謡や季節の歌のほとんどが弾けることを実際の曲で例を挙げて示す。

②の項で挙げた知識は、机上論 (講義形式) ではなく、実技演習の中で童謡などの曲を弾きながら教示するのが効果的であろう。

なお、音楽理論の入門書等では、長三和音や短三和音と合わせて増三和音・減三和音・長七和音・短七和音等の和音を取り上げているものが多いが、これらの知識は導入段階では不要である。幼児教育の現場で用いられる童謡や季節の歌にこのような和音が出てくるのは極めて稀だからである。移調についても、当段階では困難を伴うため指導しない。後にハ長調に慣れ、少し余裕をもって弾けるようになった段階で、ヘ長調・ト長調・ニ長調程度にとどめて移調奏を取り入れることが効果的と思われる。これら3つの調性であれば、ハ長調と同じ指使いを用いることができるからである。

③両手演奏のための予備練習

両手演奏への準備として、グループレッソンの場を活用して、学生同士がペアを組んで、片方の学生が上記①のメロディー（右手）を、もう片方の学生は上記②の和音（左手）を演奏させる。当段階では、左手の和音は1小節に対してひとつの和音（全音符）を用いるのが良いであろう。初心者の学生の多くは、両手で演奏することに困難を伴うため、このような予備練習は、両手で演奏したときのイメージや和音に変化する感覚をつかむことができるため効果的である。

④両手（メロディーと和音）

上記①のメロディー（右手）と②の和音（左手）を両手で演奏させる。初心者の学生の最初の到達目標であり、入学後1ヵ月程度で達成できるものと想定している。また、当段階を終えたら、バイエルを補助的に使用する。バイエルの初歩程度の実力が習得できていることを学生に実感させる。

(3)弾き歌いの指導

①歌

上記②の[メロディー（右手）と和音（左手）]の形に歌うことが加わる。まずは右手で旋律を弾きながら歌う練習を取り入れる。歌詞で歌う前の予備練習として、音名で歌いながら弾くこともひとつの方法である。また、左手の和音を弾きながらメロディーを歌う方法も提示する。

②左手（和音から伴奏へ）

和音での演奏に慣れてきたら左手の和音を伴奏形へ発展させる。まずは分散和音が良いであろう。例えばド・ミ・ソの和音であれば3つの音を同時に弾くことから、ド・ミ・ソ或いはド・ソ・ミ・ソと1音ずつ順に弾く形にする。学生の進度に合わせて順次他の伴奏形も提示し、左手の伴奏形はバイエルも参考にしよう助言する。有名なピアノの独奏曲でも同じような伴奏形が使われていることを示すと理解が深まる。

①や②の初期段階においても、グループレッソンの中でペアを組んで演奏させる。片方の学生が①の[歌と右手演奏]を、もう片方の学生が②の[左手の伴奏]を担当し、一緒に演奏することで、歌うことや伴奏することに少しずつ慣れ、ひとりで弾き歌いするための良いステップとなる。

③右手（メロディーの音域の拡張）

当面、右手は歌のメロディーを単旋律で演奏することを基本とする。これまでは、手のポジションを固定して演奏できるものに限定していたが、次の段階として2つのポジションで弾ける曲、さらに3つのポジションを使う曲へと順次音域を広げる。ポジションは基本的に5本の指を楽に鍵盤上の置ける位置を選択する。どこでポジションを変えるかは、レッスンの中で教員が指導する。

弾き歌いの指導にあたっては、教員が選曲を行う。その際、誰もが知っている童謡や季節の歌を選ぶ。馴染みのある曲を練習するほうが練習の負担が少なく、また、楽譜を読めない学生も次第に楽譜の音符と実際の音が一致してくる。

(1)～(3)で示した各段階を経て、弾き歌いの基礎を確立させる。以降は、幼児教育の現場で用いられる曲をできるだけたくさん練習し、演習形式の授業の中で演奏する経験を重ねることで曲のレパートリーを増やし、弾き歌いの演奏能力の向上を目指す。その過程の中で、初心者の学生もバイエル相当の演奏能力を習得でき、就職試験においてバイエル程度の独奏曲が課される場合でも十分に対応可能である。進度に応じて随時バイエルの曲を課し、学生に成長の実感を与えることも必要であろう。

3-3 成果と考察

本学幼児教育学科では、従来行われてきた教育方法を見直し、前項で述べた教育方法への転換を図った。この転換が実際にどのような成果をもたらしたのか、学生の習得状況や教育現場における実態をもとに検証する。

(1)学生の習得状況

新たな教育方法にて、筆者が過去4年間に担当した初心者の1年次学生（ピアノ未経験または初歩の段階）計25名を対象に習得状況を精査した。表5は1年次前期の授業週を横軸として、学生個別の習得状況を表したものである。

< 習得状況の凡例 >

- …右手で簡単なメロディーを演奏することができる。
- ▲…主要三和音の理解し、主要な和音進行パターンを左手で演奏できる。
- …[右手：メロディー 左手：和音 歌：歌詞]で弾き歌いができる。
- ★…[右手：メロディー 左手：分散和音 歌：歌詞]で弾き歌いができる。

	授業週数														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
学生 A		●				▲				■			★		
学生 B		●		▲		■			★						
学生 C		●						▲		■		★			
学生 D		●			▲		■			★					
学生 E		●			▲					■					
学生 F		●		▲		■			★						
学生 G		●		▲			■		★						
学生 H		●					▲		■		★				
学生 I		●			▲				■						★
学生 J		●			▲			■				★			
学生 K		●		▲	■	★									
学生 L		●				▲		■					★		
学生 M		●		▲		■						★			
学生 N		●				▲		■				★			
学生 O		●			▲		■			★					
学生 P		●					▲			■					
学生 Q		●					▲			■					
学生 R		●		▲	■					★					
学生 S		●	▲	■	★										
学生 T		●						▲		■					
学生 U		●	▲	■			★								
学生 V		●		▲	■		★								
学生 W		●				▲	■						★		
学生 X		●			▲		■								★
学生 Y		●				▲				■					

表5 初心者学生の習得状況(1)

①簡単なメロディーの演奏 (●印)

本項は弾き歌いの導入教育の最初の段階に位置付けている内容である。ポジションを固定した状態で童謡などの平易なメロディーを右手のみで演奏できることが評価基準である。ポジションと指使いを指導することで、学生全員が2週目の授業(初回の実技指導時)の段階ですぐに弾けるようになっている。

②主要三和音の理解 (▲印)

ハ長調のI・IV・Vの構成音を理解し、左手でI-V-Iなどのいくつかの標準的な和音進行を演奏できることが評価基準である。本項の習得時期については3週目~8週目と個人差が大きかった。また本項の習得期間は、当段階以降の習得進捗と関連している。学生SやUのように早期に習得できたケースでは、その後の段階においても速い進捗で習得可能な傾向が見られる。学生CやTのように本項の習得に時間を要する場合は、以降の段階の習得にも時間がかかり、一度覚えても継続して和音進行の練習を行わないと忘れてしまう傾向がある。

③弾き歌いの習得 (■印)

[右手:メロディー 左手:和音 歌:歌詞]で弾き歌いができることが評価基準である。両手での演奏に歌が加わるため②項と同様に習得時期の個人差は大きい。3-2(3)項で示したグループレッスンでの予備練習等、指導方法を工夫することで、おおむね入学後3カ月頃までに弾き歌いができるようになっている。

従来の教育方法では、まずバイエルがある程度演奏できるようになってから弾き歌いの指導を開始していたため、新たな教育方法の試みによって弾き歌いの習得時期の短縮化が実現したと言える。

④伴奏形での弾き歌い (★印)

上記③の弾き歌いにおいて、左手を和音から分散和音に変更し演奏できることが評価基準である。和音で弾き歌いができるようになった後、大半の学生は練習を重ねることで比較的短期間のうちに習得している。学生KやSのように難なく習得できたケースでは、その後伴奏形を自分で工夫できるようになっている。一方、習得に時間がかかるケースもあった(学生E・P・Q・T・Y)。伴奏形を用いることで左右のリズムの関係が混乱してしまうためである。このように、右手と共に弾くことが難しい学生に対しては、左手は和音の形で他の曲も多数弾けるようになることを優先させた。練習や実技指導の積み重ねにより最終的には伴奏形での弾き歌いを1年次後期のうちに習得している。

次に、1年次前期末時点での到達度合いを示す。(表6)

1年次前期末までに取り組んだ弾き歌いの曲の数	
20～25曲	8名（32%）
25～30曲	13名（52%）
30曲以上	4名（16%）
1年次前期末時点でのバイエルの到達度	
60番程度	8名（32%）
70～89番程度	8名（32%）
90番以上	9名（36%）

表6 初心者の学生の習得状況(2)

取り組んだ弾き歌いの曲の数については、1年次前期間中に上項①～④の段階の中で学生が取り組んだ曲の合計数である。最初にバイエルで基礎を確立してから弾き歌いに入るという従来の教育方法を採用しなくとも、表6のとおり進度の遅い学生であっても平易な曲での弾き歌いを1年次前期のうちに20曲以上の弾き歌いの曲に取り組むことが可能となっている。また、授業や課題の大部分は弾き歌いの曲であっても、バイエルで用いられている伴奏形を取り入れることで同等の演奏能力の習得が可能であることを検証できた。

一般的なピアノのレッスンにおいては、課題の曲に取り組むとき、ある程度の水準で演奏できるようになるまで同じ曲を継続して取り組む方法を採用するが、筆者は習得の状況に関わらず（評価基準に到達できなくとも）次々と新しい曲に取り組ませ、学生ができるだけ多くの曲に触れることを優先させている。幼児教育学科の学生に対しては、ひとつの曲の完成度に拘ることよりも、弾き歌いを数多く経験させ楽譜を読む力やスピードを向上させることのほうが、教育現場で必要となるスキルを習得する上で望ましい教育効果が得られるのである。

(2)教育現場における学生の実態

学生の教育実習先への巡回指導や、就職先の幼稚園や保育園を視察した際、学生らが授業の中で取り組んだ弾き歌いの曲を活用している様子が数多く見受けられるようになった。幼児教育の現場で実際に求められる弾き歌いの曲に数多く取り組むことや、実際の場面を想定したロールプレイング形式での授業が実際の教育現場で成果を上げていることを筆者は実感している。

(3)今後の課題

ピアノ教育は実技指導という性質上、一斉授業で行うことが不可能であるため、複数のクラスを設け、複数の教員が指導を担当する。教員間における教育方法や実践内容に大きな差や認識の違い等が生じないように、授業内容や指導法等について水平的な展開を行い、定期的な情報共有を行う必要がある。また、初心者の学生がよりスムーズに弾き歌いができるようになるための工夫として、例えば使用する楽譜を簡易なものに改良するなどの試

みも検討の余地がある。

おわりに

幼稚園教諭・保育士の養成を行う各種教育機関の中には、本学での従来の教育方法と類似したピアノ指導を行っている教育機関も少なくない。ピアノの基礎＝バイエルという考え方が広く普及しているために、“バイエルから始めなければ弾き歌いもできない”といった偏った概念となって教育者の見地を狭めていることが根底にあるのではないかと筆者は懸念している。2年間という短期大学の修業年限の中で、幼児教育の現場で必要な弾き歌いの能力を習得させるための教育方法として、バイエルに固執することは非効率的である。導入教育の時点から幼児教育の現場で実際に用いられる曲を教材とし、メロディーと和音のみのごく平易な形で弾きながら歌うことが、弾き歌いの力を高めるための近道であることを提唱したい。

また、実践的な授業を展開するために、個人レッスンではなく集団での演習（グループレッスン）の授業形態を採るべきである。集団の場で演奏経験の蓄積・指導内容の共有化・ロールプレイング形式演習等、高い教育効果が得られるであろう。

幼稚園教諭や保育士を養成するためのピアノ教育法は、ピアノ教室のものとは異なり、別のアプローチが必要であることを教育者が認識すべきである。

報告

メキシコチワワ州の先住民活動家・人権擁護家との対談

江藤 由香里¹⁾

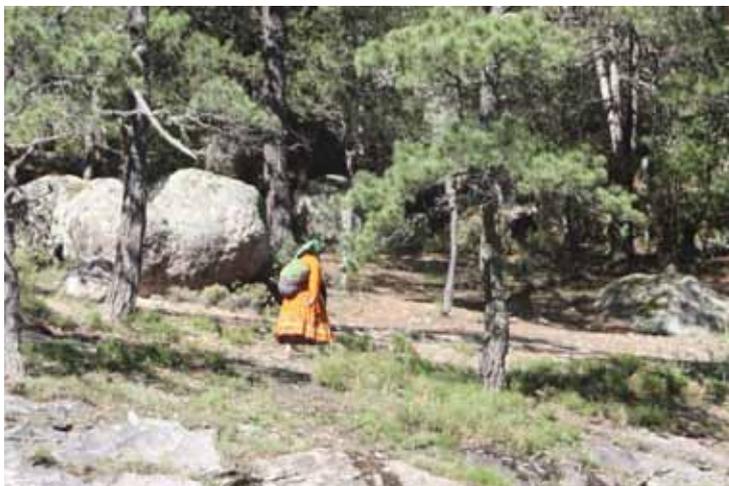
Eto, Yukari

キーワード：ララムリ（タラウマラ）、先住民、土地権利、活動家、メキシコ

Key words: Rarámuri / Tarahumara, indigenous people, land rights, activists, Mexico

はじめに

メキシコ¹⁾の国勢調査機関、Instituto Nacional de Estadística y Geografía (INEGI, 2015)によると、現在70ほどの先住民²⁾がメキシコで生活している。チワワ州には主にRarámuri (ララムリ)³⁾、Óoba (オーバ)、Ódami (オーダミ)、Makurawe (マクラウェ)の4種族が暮らしているが、チワワ州においてはララムリ族の人口が一番多い。同調査機関によると、メキシコ国内に居住するララムリの人口は約7.5万人。彼らの多くはチワワ州の山岳地帯で暮らすが、中には峡谷で暮らす者もいる。「ララムリ」と一括されるが、集落地によって彼らの生活環境は異なる。



山岳を歩くララムリの女性

日本では、古いタイヤを再利用して作られたサンダルのような薄い履物だけで、標高2,000メートルの溪谷を何十キロも走るララムリ（タラウマラ）が紹介された「BORN TO RUN 走るために生まれた」（クリストファー・マクドゥーガル, 2010）という本が話題になり、ララムリはタラウマラ、そして「走る民族」として知られるようになった。また最近では、起伏が激しい山道を長時間走り続けるタラウマラの姿がテレビ番組で放送された（日本放送協会, 2017）。

一見、平穏そうに見える「走る民族」だが、カリチィ（Carichí）郡サン・ホセ・バケアチ（San José Baqueachi）地区の共有地にて生活しているララムリ達は、先代から引き継いできた広大な慣習地を取り戻そうとしていた。メキシコ人権擁護家のエステラ・アンヘレス・モンドラゴン女史（Estela Ángeles Mondragón）は、土地の権利回復に努めている

¹⁾ 山陽学園短期大学幼児教育学科

ララムリと共に 1994 年から活動を続けている。女史と一緒に奔走していた同じくメキシコ人権擁護家、エルネスト・ラバゴ・マルティネス（Ernesto Rábago Martínez）氏は、途中、2010 年に銃殺された。アンヘレス・モンドラゴン女史自身も幾度となく脅迫を受けたが活動を続け、2015 年 10 月 30 日、先住民の慣習地の約半分を回復するという偉業を成し遂げた。2017 年 8 月、私は先住民活動家 5 名と、そして彼らを擁護してきた女史と対面する機会を得た。本稿では、彼らとの対談の様子を報告したい。

I. チワワ州の概要

チワワ州は、メキシコ北部に位置し、アメリカ合衆国と国境を接する。州都はチワワ。日本でも多くの人に飼われているチワワと言う犬種がいるが、名前は地名に由来する。INEGI (2015) によると、チワワ州の人口は 3,556,574 人（男性 1,752,275、女性 1,804,299）。メキシコの 32 州中、人口第 11 位である。チワワ州の面積は 244,938 平方キロメートル、メキシコ最大であり、メキシコ全国土の 12.62% を占める（図 1）。日本の国土面積と比較すると、チワワ州は日本の 3 分の 2 ほどの大きさに相当する。チワ

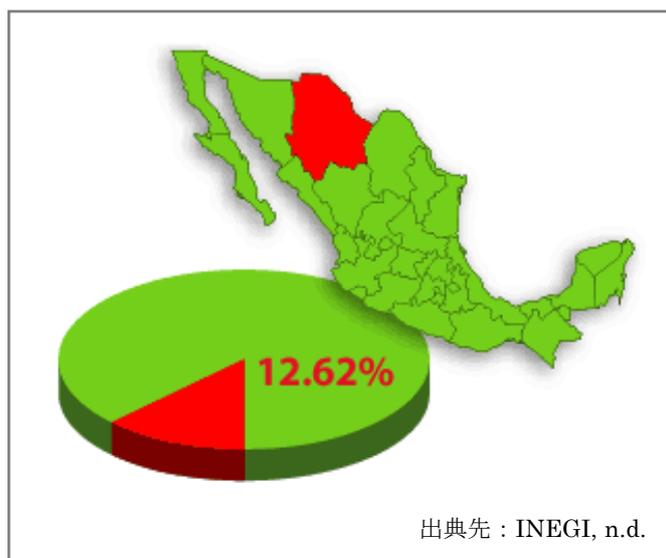


図 1：メキシコ、チワワ州の位置と面積（率）

ワワ州の情報誌(Quintanar Hinojosa, 2014)によると、広大なチワワ砂漠やシエラ・マドレ・オクシデンタル山脈（先住民タラウマラが住むことで知られており、通称タラウマラ山脈と呼ばれる）の一部がチワワ州の南西部を南北に横切るため、気候も様々であるが多様な動植物が生息する。また、人間の身長より遥かに大きいセレナイトの結晶が洞窟を埋め尽くすことで有名なナイカ鉱山（シェイ, 2008）やユネスコの世界遺産に登録されているパキメ遺跡もチワワ州に存在する。

II. メキシコ先住民の歴史的背景と土地問題

1519 年、スペイン人のエルナン・コルテスがメキシコに上陸した。当時メキシコ最大の都と推測され、その美しさが記録されているテノチティランをスペインが破壊し、その地にヌエバ・エスパーニャを築いた（Díaz del Castillo, 1632/2011）。スペインによる植民地時代の始まりである。スペイン人入植者によって、メキシコに居住していた先住民の慣習地の多くは収奪された。また、その間多くの先住民が入植者によって虐殺されたり（Díaz del Castillo, 2011; Koning, 1993）、強制労働により酷使され命を落としたり、ヨーロッパの疫病が原因で死亡したりした（Blaut, 1993）。スペインによる支配が約 300 年続いた後、メキシコでは 1810 年に独立革命が始まり、1821 年 9 月 15 日にスペインからの独立を宣言した。しかし、先住民の社会環境は改善されないまま、今日に至っていた。

1982年、国際連合特別報告者に任命されたホセ・リカルド・マルティネス・コボ(José Ricardo Martínez Cobo)は、先住民の土地問題についても触れた「先住民に対する差別に関する調査報告書」(Martínez Cobo, 1982)を提出した。それを受けて先住民の人権を尊重するための草案作成が1985年に始まったが、先住民の権利宣言(Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)が完成されたのは約8年後の1993年だった。しかも、先住民の権利宣言最終案が国際連合人権理事会によって採択されたのは、さらに13年後の2006年であった。そして翌年9月、ようやく国際連合加盟国による投票がニューヨークの国際連合本部総会にて行われた。193加盟国中34ヶ国が欠席し、159ヶ国での投票となった。結果は、反対4ヶ国、棄権11ヶ国、賛成144ヶ国により先住民の権利宣言は採択された。反対した4ヶ国の内2ヶ国は、メキシコの隣国であるカナダとアメリカ合衆国であった。メキシコは、アメリカ合衆国と同じく先住民の人口も多く、彼らの慣習地を収奪した歴史的背景があるにも関わらず賛成票を投じている。

2007年に国際連合総会にて採択された先住民の権利宣言(United Nations, 2007)は、あくまでも宣言であり、法的拘束力はない。しかしながら、宣言の中には、先住民が伝統的に使用してきた土地の返還および賠償などを求める権利を有することが明記されており、各国が今後どのような政策を取るかが注目される。このような状況の中、メキシコチワワ州カリチ郡に居住するサン・ホセ・バケアチのララムリ達は、権利宣言が採択される以前から慣習地を回復しようと奮闘していた。

III. 先住民活動家と人権擁護家との対談

対談日時・場所

2017年8月19日(土)、午前12時⁴よりチワワ市内にあるBowerasa(ボワラサ)と名付けられた組織の事務所にて対談を行うことになった。この組織は、カリチ郡やサン・ホセ・バケアチ地区にて生活しているララムリの権利を支援している。創立者の一人であるエステラ・アンヘレス・モンドラゴン女史によると、「ボワラサ」はララムリ語で、スペイン語に訳すと「Haciendo camino」となるそうだ。日本語に直訳すると「道を作っている」となる。道を作り前に進んで行くという想い、つまりララムリの権利が改善されることを願って命名されたと思われる。

ボワラサの事務所へは、最初は安全を帰して⁵宿泊していた市内のホテルから徒歩にて向う予定であった。しかし、途中で道に迷い、結局タクシーにて事務所に向うことになり、事務所付近で降ろしてもらった。玄関扉前には、鉄格子の扉が設置されていた。鉄格子の扉の上には、さらに監視カメラが二台も設置されており、脅迫の重々しさが伺える。

事実、2009年3月18日には、事務所へ火炎瓶が投げられ火事になったという。また、2010年2月18日には、女史の娘が自宅の駐車場の車上で被弾している。弾丸は手に当たったが、幸いにも命に別状はなかった。しかし、同年3月1日には、女史のパートナーであったエルネスト・ラバゴ・マルティネス氏がボワラサの事務所を訪れた二人組に玄関先で発砲され、首と腹部に弾丸を受けた。辛うじて事務所の中に戻り、女史に電話をかけようとしたが死亡した。女史自信も殺害予告を受けたり、また殺害未遂となったこともあるようだ。こういった状況の中、鉄格子や監視カメラは、身の安全を確保するために必要不可欠であると思われる。

玄関先のベルを押すと、ソーシャルワーカーであり、女史の助手をしている Alba Karina Ortiz Montes（アルバ・カリーナ・オルティス・モンテス）が出て来て鉄格子の鍵を開け、事務所の中に案内してくれた。



エルネスト・ラバゴ・マルティネス氏の銃殺に対する抗議モニュメント（チワワ市役所裏の公園内）



モニュメント左側の白い十字架に刻印されているラバゴ氏の氏名と写真

対談者および臨席者

エステラ・アンヘレス・モンドラゴン女史が擁護しているララムリ達は、カリチ郡サン・ホセ・バケアチ地区の共有地に居住している。カリチ郡は、チワワ州の州都チワワ市から車で南西に向かって 170 キロメートルほどの所にある。標高約 2,000 メートルに位置するサン・ホセ・バケアチ地区には、カリチからさらに山道を車で向い、彼らの居住地にはサン・ホセ・バケアチの中心部からさらに 1～2 時間歩く必要があると言う。今回の滞在期間中に、対面したことがない先住民活動家の皆さんにお会いするのは諦めていた。しかし運が良いことに、対談当日の午前中、5 名の先住民活動家がチワワ市内で行われる会議に女史と一緒に参加するために市内を訪れており、帰宅時間を遅らせて対談に臨席してもらえたことになった。（図 2）



図 2：対談者と一緒に

以下、女史と臨席してもらえた先住民活動家の名前と役柄を簡単に説明する。

- Estela Ángeles Mondragón (エステラ・アンヘレス・モンドラゴン) : メキシコ人弁護士、チワワ州カリチ郡サン・ホセ・バケアチ地区の共有地に住むララムリの人権擁護家 (写真後列一番右の女性)
- Juan Ramírez (フワン・ラミレス) : 共有地の代表者、男性
- Martin Federico (マルティン・フェデリコ) : フワン・ラミレスの秘書、男性
- José Patricio Venancio (ホセ・パトリシオ・ヴェナンシオ) : 共有地の会計係、男性
- Rosalinda Libares (ロサリンダ・リバレス) : ボワラサの二番目の助手、女性
- Hilda Bernabe Rodriguez (ヒルダ・ベルナベ・ロドリゲス) : 第五番目の市議会議員 先住民担当、女性

対談の内容・様子

日本から持参した子供達の古着などを手渡して雑談をしている中で、女史は対談後に先住民の臨席者をチワワ市から Cuauhtémoc (クワウテモック市) に車で送る予定だと知った。クワウテモック市には車で1時間半ほどかかるらしく、往復だと3時間にもなる。先住民の皆さんは、クワウテモックからさらにバスにてカリチまで行き、そこから歩いて帰るということだった。女史も先住民の皆さんも慣れているとはいえ、お疲れの中申し訳ないと感じた。その為、対談時間は短めにと考え、女史にどうしてもお聞きしたかった二点に質問を絞ることにした。

女史の活躍にてカリチ郡サン・ホセ・バケアチ地区のララムリが土地権利を回復した記事は拝読したが、女史とララムリの接点が見受けられなかった。女史がチワワ出身でないことは、女史を知る方から聞いていた。その為、チワワ出身でない女史が、どうしてチワワの先住民を擁護することになったのかについて尋ねたかった。また現在、世界中の先住民が土地回復に努めているが、目的を達成できずにいる。勝利した要因についても是非お伺いし、何か秘策を見つけ出せたらと願った。

会話を通して感じたのは、女史の行動力と強い意志である。パートナーが殺害され、そして女史自身も殺害予告を受けたにも関わらず、怯むことはなかった。「勝つために始めた。」と言う女史、彼女の口調からもそして言葉からも強い意志と勇気を感じた。

せっかく先住民の活動家に会うことが出来たにも関わらず、彼らにほとんど質問できなかった。彼らの帰宅時間が遅くなることも心配であったが、なによりも寡黙で、また、目が合うと反らされてしまう。初対面ということもあり、なかなか心を開いてもらえなかったように感じた。他の先住民を擁護した経験のある女史も言われていたが、ララムリ達は他の先住民と比べても、外部の人間を容易に信用しようとしならしい。過去の入植者との苦い経験が彼らを懐疑的にさせたのかもしれない。

今後の展望

入植者によって慣習地を奪われたメキシコの先住民達。世界中をみても同様の事例は数知れず、メキシコチワワ州に住むララムリも例外ではない。山道を走る映像からは想像できないが、ララムリの中でもカリチ郡サン・ホセ・バケアチ地区に住むララムリ達は、慣習地を回復すべく奮闘していた。そんな彼らを1994年

以来擁護してきたのは、メキシコ人弁護士のエステラ・アンヘレス・モンドラゴン女史とエルネスト・ラバゴ・マルティネス氏である。残念なことに、ラバゴ・マルティネス氏は、途中銃殺された。女史自身も幾度となく脅迫を受けたが活動を続け、2015年10月30日、ついに44,784ヘクタールの慣習地の内、約25,000ヘクタールを回復するという偉業を成し遂げた。活動を始めて20年の歳月が経っていた。先住民による土地権利回復の成功例は、メキシコでは初めてだと思われる。また、2015年当時、世界的に見ても珍しく、インタビューを依頼した。

今回の女史との対談は2時間にも及んだ。臨席してもらえた先住民の活動家の皆さんからは、ほとんど話を聞くことは出来なかった。しかし、女史との対談を通して、新聞記事からは収集することができなかった貴重な情報を直接得ることができた。また、女史の口調、そして言葉からは女史の強い意志と勇気を感じることができた。今後は、過去の土地政策や土地利用に関する基礎資料も収集し、論文としてまとめたい。

注

1. 日本語での正式名称は、メキシコ合衆国（英語では the United Mexican State、スペイン語では Estados Unidos Mexicanos）である。しかし、ここでは通称名にて記載する。
2. 本稿で使用している「先住民」とは、1519年にスペイン人のエルナン・コルテスがメキシコに上陸する以前からメキシコに居住していた人々である。また、言語・伝統的慣習など文化的・社会的特徴を保有している子孫も意味する。

メキシコの国勢調査機関、INEGI (Instituto Nacional de Estadística y Geografía, 2015) によると、2015年には言語学上70ほどの民族がメキシコに存在する。しかし、先住民の人口が少ないメキシコ州のTlahuicas (トゥラウィカス) 族などは、他の部族と一緒に「その他」として扱われている。書籍によって存在する民族の数が違うのは、「その他」に含まれる民族の数がそれぞれ異なるためである。

3. 先住民の言語には、日本語に存在しない音もある。また、文字を持たない部族もいる。ここではあえて日本語音に書き換えているため、どうしてもオリジナル音と差異が生じている。Rarámuri (ララムリ) は、二つ目の「ラ」にアクセントが存在するが、ここでは「ララムリ」と記載している。ララムリを外名のTarahumara (タラウマラ) で呼ぶ書籍が多いが、ここではサン・ホセ・バケアチの先住民自身や擁護家が彼らの名前として使用している「ララムリ」にて表記する。先住民活動家によると、「ララムリ」という名前は、彼らの言語で「人 (スペイン語で“gente”)」を意味するらしい。一方、「タラウマラ」という名前は、先住民の言語でtara (タラ) は「足」を、huma (ウマ) は「走る」を意味し、スペイン人が軽やかに走るララムリを見て付けた外名である。

ここで紹介している他の3種族も外名を持つ。ÓobaはPima (ピマ)、ÓdamiはTepehuano (テペウアノ)、MakuraweはGuarijío (グワリヒオ) の外名を持つ (SEP & CONACULTA, 2004)。

4. メキシコには4つのタイムゾーンがあり、チワワ州は山岳部時間を採用している。また、日本では、午前12時は昼食時であり訪問を避けるべき時間帯だが、メキシコでは午後2時から4時が昼食時となる。
5. メキシコでは、タクシーの運転手が強盗の一味として誘拐や犯罪を起こすケースがある。このような状況の中、もし運転手が土地回復運動の反対者であった場合、女史の事務所をタクシーにて訪れることは危険だと感じたため。

引用文献

- クリストファー・マクドゥーガル(2010). *BORN TO RUN 走るために生まれた* 近藤 隆文、翻訳) 東京：日本放送出版協会
- ニール・シェイ(2008年11月号) 潜入！巨大結晶の洞窟 藤田宏之(編) 氾濫する照明の海 ナショナルジオグラフィック日本版 pp. 66-77
- 日本放送協会 (2017年7月26日) 「いくぞ！最果て！秘境×鉄道『メキシコ・チワワ大 西洋鉄道』」 BS プレミアム 東京：日本放送協会
- Blaut, James Morris. (1993). *The colonizer's model of the world: geographical diffusionism and Eurocentric history*. New York: The Guilford Press.
- Díaz del Castillo, Bernal. (2011). *Historia Verdadera de la conquista de la Nueva España*. Barcelona, España: Circulo de Lectores, S.A. (Original work published 1632)
- Instituto Nacional de Estadística y Geografía (INEGI). (2015). *Encuesta Intercensal 2015*. México. Retrieved from <http://www.beta.inegi.org.mx/proyectos/enchogares/especiales/intercensal/>
- . (n.d.). *Informacion por entidad: Chihuahua, Territorio*. Retrieved from <http://cuentame.inegi.org.mx/monografias/informacion/chih/territorio/>
- Koning, Hans. (1993). *The conquest of America*. New York: Monthly Review Press.
- Martínez Cobo, José Ricardo. (1982, September 8). *Study of the Problem of Discrimination Against Indigenous, Final Report*. (Publication No. E/CN.4/Sub.2/1982/2). New York: Economic and Social Council, United Nations.
- Quintanar Hinojosa, Beatriz (Directora Editorial). (2014). *Guía Especial: Descubre Chihuahua*. Distrito Federal, México: Mexico Desconocido.
- Secretaría de Educación Pública (SEP) & Consejo Nacional para la Cultura y las Artes (CONACULTA). (2004). *La Diversidad Cultural de México: Las Lenguas Indígenas de México (Edición 2004)*. Mexico, DF: Author.
- United Nations. (2007). *Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (UNDRIP)*. Publication No. A/RES/61/295. New York: Autor.

報告

食品ロス削減の取り組み

—和気町立本荘小学校における食育活動—

Efforts to reduce food loss

—Dietary education activities

at Honjo Elementary School in Wake, Okayama—

國本 あゆみ¹⁾・向井 潤子²⁾・松井 佳津子³⁾

・榎尾 幸子⁴⁾・小野 和夫⁵⁾

Ayumi Kunimoto, Jyunko Mukai, Katsuko Matsui,

Sachiko Makio, Kazuo Ono

キーワード：食品ロス・食育・フィールドワーク

Keywords : Food loss・Dietary education・Field work

I. はじめに

近年、食品ロスが社会問題となっている。農林水産省の行った平成 27 年度推計によると日本における食品ロスは、1 年間で 646 万トンであり、その内、家庭からの食品ロスは、1 年間で 289 万トンと全体の半分弱を占めている¹⁾。これは国民一人あたりの 1 日の食品ロスの量としては、139g (ごはん茶碗 1 杯分程度) である。食品ロス削減を目的に、フードバンクや食べ残し削減等の取り組みが全国的に進んでいるが、大きな改善に至っていない。

岡山県では、食品ロス削減を目指して平成 30 年度より「地域を学んでのこさずたべよう事業」が行われている²⁾。この事業は、次世代を担う子ども達に、早期から食品ロス削減意識を醸成することを目的とし、大学生が主体となり小学生の意識改革とその意欲を促すための教材の作成及び出前講座等を実施するというものである。本学では、和気町立本荘小学校と連携し、食物栄養学科の学生が主体となり食育実践活動を行った。その活動内容と成果について報告する。

1)2)3)4)5) 山陽学園短期大学食物栄養学科

II. 方法

食育実践活動の日程は、表 1 に示した通りである。

表 1. 食育実践活動の日程

日 程	取組み内容
7 月上旬	給食の残食量調査
8 月上旬	生産者へのインタビュー (こんにゃく、チンゲンサイ、なす)
9 月 18 日、19 日	食育出前授業
9 月下旬～10 月上旬	残さず食べるための取り組みを 10 日間実施
11 月上旬	給食の残食量調査

1. 残食量調査

食育実践活動の前後における給食での残食量を比較するため、食育出前授業実施クラスである 5 年生 A 組と B 組を対象として、活動前の 7 月 2 日(月)～6 日(金)の 5 日間、活動後の 11 月 5 日(月)～9 日(金)の 5 日間、献立ごとの残食量の計量を行った。残食量は、盛り付け前の食缶重量と下膳後の食缶重量の差とした。

2. フィールドワーク

和気町内の小学校、中学校の給食は、3 つの給食センターで作られており、本荘小学校の敷地内にその 1 つが設置されている。この給食センター所長より紹介された給食食材の生産者(こんにゃく、チンゲンサイ、なす)に対して、平成 30 年 8 月上旬にインタビューを行った。

インタビューの内容は、食材の生産工程や苦勞、生産者の思いなど事前に児童から質問事項を聞き、とりまとめたものを中心に聞き取りを行った。なす生産者へのインタビューには、和気町立本荘小学校 5 年生の児童 1 名と校長先生も同行した。

3. 食育出前授業

食育出前授業は、フィールドワークの結果をもとに、和気町立本荘小学校 5 年生を対象として、本学食物栄養学科の学生が 45 分間の授業を行った。

4. リーフレットの配布

食育出前授業を実施しない学年の児童には、授業の内容や 5 年生の感想などについてリーフレットを作成し、配布した。同時に保護者へも児童を通じてリーフレットで伝えた。

5. 児童の実践活動

出前授業終了後 2 週間の期間、一人ひとりに目標達成シート(図 1 左)を配布し、残さ

ず食べるための個人目標を達成できた場合に毎日シールを1枚貼り、10日間のうち8日以上達成できた児童には、「のこさず食べ隊員」認定バッジ (図1右) を渡す取り組みを行った。



目標達成シート

「のこさずたべ隊員」認定バッジ

図1. 残さず食べる取り組み

Ⅲ. 活動成果

1. フィールドワーク

生産者個々のインタビューの結果は、次の通りである。

- ①こんにゃく工場は、江戸時代から300年続く老舗で、和気町産のこんにゃく芋を使った昔ながらのこんにゃくを作っている。
- ②チンゲンサイ農家では、ハウス栽培で1年中を通してチンゲンサイの栽培をされており、和気町以外にも倉敷市の学校給食に納品していた。そして毎年試行錯誤をしながら、品質の良いチンゲンサイを作っている (図2)。
- ③なす農家では、なすを病虫害から守るため、マリーゴールド等の植物を周りに植えている。また、同じ土地で連作ができないため、毎年農地を変えるなどの工夫や、なすのつやを出すために、水分を厳重に管理している。

これらのことから、どの生産者の方も子どもたちの成長を願いながら、おいしく安全な食材を作っていることが分かった。



図 2. チンゲンサイ農家へのインタビューの様子

2. 食育出前授業

本荘小学校 5 年 A 組、B 組を対象に、学生は、フィールドワークの情報をもとに指導案と教材を作成し、45 分間の食育出前授業を各クラス 2 回ずつ実施した。

第 1 回目（9 月 18 日(火)）は、授業のめあてを「給食に使われている和気町産の食材と生産者の思いを知る」とし、給食を題材に和気町産の食材には何があるか、また食材を作っている生産者の苦労や思いについて、クイズを交えながら児童に伝えた。

第 2 回目（9 月 19 日(水)）は、「給食を残さず食べるとどんな良いことがあるか考えよう」をめあてとし、給食の残食を題材に、給食を残さず食べるとどんな良いことがあるのかグループで考えてもらった。その後、残さず食べるための取り組みについてグループで話し合い、それをもとに個人の目標をたてた。個人毎の目標は、丸い色画用紙に書いてもらい、クラスで 1 つのぶどうの房を作り、掲示できるように工夫した。目標は、毎日取り組める内容とし、「好き嫌いをしない」、「作った人の気持ちを考える」、「みんなで協力して残さず食べる」などであった。



図1 食育出前授業の様子

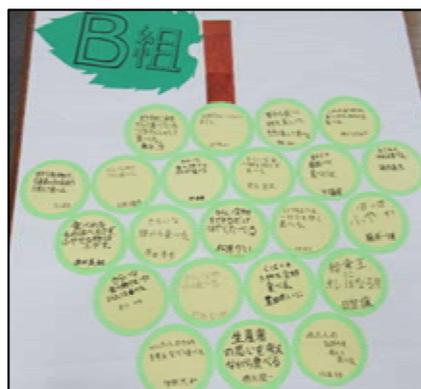
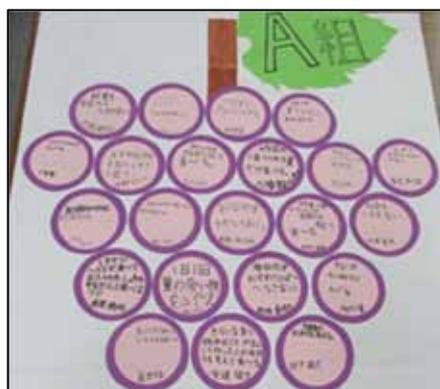


図2 個人目標を掲げたクラスのぶどうの房

3. 給食の残食量

食育実践活動前の給食における残量調査によると、表1-1,2に示したとおり、Bクラスはほぼ毎日残食があり、5日間の合計が約3.8kgと非常に多かった。しかし、食育実践活動後に、残食量は1/10以下の300gに減少した(表1-1,3)。

表1-1 食育出前授業前後の給食の残食量の変化(5日間の総重量)

	食育実践活動前	食育実践活動後
5年A組	776g	500g
5年B組	3,830g	300g

表 1-2 食育実践活動前の給食の残食量

日 程	5 年 A 組	5 年 B 組
7 月 2 日(月)	完食	豆腐のすまし汁 60g 牛乳 1 本 206g
7 月 3 日(火)	完食	ソフトめん 700g トマトソース 290g 大豆と切干し大根のサラダ 20g アップルシャーベット 160g 牛乳 1/2 本 103g
7 月 4 日(水)	キャベツともやしの酢の物 210g	むぎごはん 30g いかのねぎしおやき 130g キャベツともやしの酢の物 260g 野菜と豆腐のみそ汁 120g 牛乳 1 本 206g
7 月 5 日(木)	完食	パン 220g とりにくのごまソースがけ 60g かぼちゃのサラダ 120g とうがんスープ 100g
7 月 6 日(金)	なすとじゃがいもの煮物 360g 牛乳 1 本 206g	いわしのあずま揚げ 80g なすとじゃがいもの煮物 620g キャベツのレモンあえ 270g たなばたゼリー 75g

表 1-3 食育実践活動後の給食の残食量

日 程	5 年 A 組	5 年 B 組
11 月 5 日(月)	完食	完食
11 月 6 日(火)	完食	完食
11 月 7 日(水)	海藻サラダ 500g	完食
11 月 8 日(木)	完食	完食
11 月 9 日(金)	完食	手巻き寿司 100g みそ汁 200g

4. リーフレット

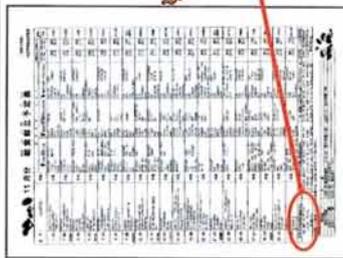
5 年生の食育の出前授業の内容を伝え、残さず食べようの輪を全校児童へ広げるため、リーフレットを作成し、全校児童および全教職員へ配布した(図 5-1,2)。保護者には、児童を通じて伝えた。

11月号

給食をのこさずたべよう!

みなさん! 給食はのこさず食べられていますか?
給食には和気町でとれた食材が使われています。給食で使われる食材を作ってくださっている生産者の方達に、インタビュアーをしてきました。どのような思いをこめて生産者の方が作っているのか、どうしたら給食をのこさず食べられるようになるのか、おたよりを通して伝えたいと思います。

11月の給食で使われている和気町の食材には何が
あるのか、献立表のこの部分
を見て確認してみましょう!



山陽学園短期大学
食物栄養学科

本荘小学校5年生の声!

のこさずたべるといいことたくさん!

- 食卓がからんになって、スツキリとした気持ちになる。
- 給食を作ってくれる人や生産者の人も、食べる人もうれしい気持ちになる。
- ごみが減り、環境にやさしい。
- 食べ物が増えなくなる(食品ロスをなくせる)。
- 食べた分だけ成長する! ● 元気になる!
- 好き嫌いが減る。

のこさずたべると決めたこと!!

- ◇ 作った人の気持ちを考える。
- ◇ 好き嫌いがない。◇ 嫌いなものにもチャレンジする。
- ◇ きらいなものも、へらさずがんばって食べる。
- ◇ 好きな物をふやしたら、たくさん残っている物をふやす。
- ◇ 声をかけて、みんなで協力して食べる。
- ◇ 時間に間に合うように話す時間をへらす。
- ◇ 運動しておなかをへらす。

クラスでの取組
A組: 完食隊長の活動
B組: わんこ団T.F.の活動

山陽学園短期大学
食物栄養学科

食育の授業と取り組みの感想

- ★ 残さず食べる大切さを学び、苦手なものもしっかり食べています。
- ★ 給食センターや生産者の方の気持ちを考え、給食をいただくことができました。
- ★ 嫌いなものが減った。★ 給食が楽しくなった!

山陽学園短期大学
食物栄養学科

図5-1 リーフレット (外面)



とっげき ちゅうしよく つか しゃくざい

突撃！給食に使われる食材はどこから来るの？

しゃくざい せいせき

食材がどこで、どのように作られているか
一緒に勉強しましょう！



のうか なす 農家さん

あんぜん せいぜん ちゅうりゅう せいか

安全でおいしいなすの生産を
心がけています。なすは調理
法によっていろいろな食べ方
や味が楽しめます。



せいせき せいせき せいせき

生産者の思い

えいよう ばんす かんが つく せいせき せいせき

栄養バランスを考えながら
残った給食を残さず食べて、
子どもたちが健やかに成長
してくれれば嬉しいです。



せいせき せいせき せいせき

昔ながらの本物のこんにやくを作ることを目標にしています。

そのために和気町で作られた良い芋
と良い水を使って作っています。



せいせき せいせき せいせき

300年の歴史

せんがらのほんぶつものこんにやくを
作ることを目標にしています。

そのために和気町で作られた良い芋
と良い水を使って作っています。



せいせき せいせき せいせき

こんにやくの作り方

1 こんにやくの皮を剥く
2 こんにやくを洗う
3 こんにやくを煮る
4 こんにやくを冷ます
5 こんにやくを切る
6 こんにやくを乾燥させる



せいせき せいせき せいせき

チンゲンサイ農家さん

どうすればおいしく安全なチンゲン
サイを安定して収穫できるか、日々
考えながら工夫をしています。病気に
かかっているか、水分量は適切
かなど、毎日様子を見ています。



せいせき せいせき せいせき

チンゲンサイの育て方

1 苗の準備
2 水やり
3 病状管理
4 収穫（10月～12月）



せいせき せいせき せいせき

なす農家さん

安全でおいしいなすの生産を
心がけています。なすは調理
法によっていろいろな食べ方
や味が楽しめます。



せいせき せいせき せいせき

次は、給食をのこさず食べると どんな良いことがあるか、考え てみましょう！

図 5 - 2 リーフレット (内面)

5. 児童の意識および行動変容

食育出前授業および実践活動終了後に、児童に感想を書いてもらった(表2)。その中に、「給食センターや生産者の方の気持ちを考えて給食をいただくことができました。」という感想があり、食育出前授業を通して生産者の方や給食センターの調理員の方の気持ちを知り、残さず食べることの大切さを学んだことが窺えた。そして、それが残食量の減少につながったと考えられる。

また、「のこさず食べた」、「のこさず食べるようにした」、「苦手な食べ物も食べている」、「きれいな物がへった」、「きれいな物が好きになった」などの感想から、児童が個々に目標を決めて、できるかどうか不安な気持ちをいだきながらも真剣に取り組んでくれたことも窺えた。

加えて、5年A組では以前から活動している「完食隊長」に任命された児童が食缶に残った給食をついでまわるという活動がより活発になっていた。そして、5年B組では新たに「わんこ団 TF」に任命された児童が、わんこそばのように食缶に残った給食をついでまわるという活動を始めていた。「TF」は「わんこ団」という名前を考えた児童の名前の頭文字からとっているとのことであった。このように、クラスで一丸となって残食を減らす活動が行われており、これからも残さず食べたいという意欲が感じられた。

以上の結果は、食育実践活動により、児童の意識の変化が行動変容を起し、残食量の減少につながっていること、また子どもたちの残さず食べようという意欲は、活動終了後も持続していることを示している。

表2 食育出前授業を終えての児童の感想(抜粋)

5年A組	5年B組
<ul style="list-style-type: none"> ・作ってくれる人の気持ちがよくわかりました。 ・取り組みが、楽しくもありやりがいもあった。この取り組みがまたしたいし、クラスのみんなと取り組みを工夫していきたいです。 ・目標やめあてを持つことは大切な事だと感じました。 ・食べきろうと思う人が増えた。 ・苦手な野菜をめあてどおり達成することができたから、良かった。 ・10日間の取り組みでは、2日間食べきれなかったのがよしかった。でも、8日間は食べきれた嬉しかった。これからも残さず食べてスッキリしたい。 ・はじめは、自分がきめた目標がまもれるか分からなかったけど、目標は必ず守り、へらさずがんばりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2回の授業をする前とした後で、残す量や減らす量が少なくなってきた。 ・2日間の勉強で給食を残さず食べることの大切さと10日間の取り組みを一回も忘れず食べられた。 ・食育の授業をしてもらってから、給食が楽しくなった。 ・残さず食べることの大切さがわかって、残さずたべようと思えるようになりました。 ・授業では、生産者の思いが伝わったので、残さず食べようと思いました。授業もわかりやすくよかったです。 ・授業が終わってもみんなで残った食べ物を配ったりして、あまり残らないようになっています。

6. 学生の感想

学生からは、「食品ロスはなくせることが分かった」、「食材や生産者の思いを知ることで、児童の残さず食べようという意識が高まることを実感した。」、「食品ロスの現状を調査する中で、自ら取り組むべき課題を考えるきっかけとなった。」などの感想があった。

学生自身も食品ロス削減の取り組みを行うことで、問題意識を持ち、食品ロス削減意識の醸成につながっていると感じた。また 45 分間の授業を行ったことは、児童に対する栄養指導の貴重な体験であったと考えられる。

IV. 考察

食品ロス削減の食育実践活動を行った結果、児童の意識に変化がみられ、給食の残食量が劇的に減少した。食育活動を行うことで、児童の食品ロス削減の意識を醸成することができることが分かった。また、その意識は、食育活動終了後も継続できていることが窺えた。

本事業に参加した学生も自ら主体的に取り組むことで、学生自身も食品ロス削減意識が高まったことが窺えた。加えて、45 分間の食育出前授業を体験したことで栄養指導の能力向上にもつながった。

今回の食育実践活動では、家庭へのアプローチが十分にできていないことが課題として残されている。今後、児童から家庭へと食品ロス削減の輪が広がり、連携を続けたい。

今後もこのような取り組みを続け、児童から家庭そして地域へと食品ロス削減意識の輪を広げていきたいと考えている。

V. 謝辞

本事業は、岡山県「平成 30 年度地域を学んでのこさずたべよう事業」の補助金により実施しました。

本事業にご協力、ご助言をいただいた本荘小学校校長磯本由美先生、5 年 A 組担任小橋佳林先生、5 年 B 組担任森靖記先生、和気町学校給食共同調理場所長水江恒夫様、和気町学校給食共同調理場 栄養教諭小坂幸子先生、和気町教育委員会菱川太一様、岡山県環境文化部循環型社会推進課の皆様にご感謝申し上げます。また、インタビューにご協力いただきました生産者の方に厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 農林水産省「食品ロスの削減に向けて」
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_4-88.pdf
- 2) 岡山県「地域を学んでのこさずたべよう事業」
<http://www.pref.okayama.jp/page/559535.html>

研究ノート

給食提供における幼稚園児の食事摂取状況

松井 佳津子¹⁾・槇尾 幸子²⁾

Katsuko Matsui, Sachiko Makio

キーワード：幼稚園児，食習慣，給食管理実習

要旨：「給食管理実習・学内」において幼稚園児へ給食を提供し、食事の摂取状況を把握することで、今後の課題を検討した。給食内容は、「食べられる食品が増える」あるいは「質の良い食事内容」など、給食のテーマやねらいに応じて献立内容や食材に変化をつけることで園児が目的をもって食事をする習慣を身に付けることが重要である。また子どもは周りの大人を通して、食生活や食にまつわる様々なことを真似しながら学んでいくことから食育実践に取り組む大人が意義と必要性を共有することが大切であると分かった。

緒言

平成17年(2005)に食育基本法が施行されてから、国民の食育に関する意識は高まってきたおり、現在「食育」への取り組みが盛んに行われている。本学科は山陽学園短期大学付属幼稚園園児に、長年「給食管理実習・学内」において給食提供を行ってきた。2017年度からは給食提供時における園児の食事摂取状況の実態把握をし、食育での教育効果を確認している。そのことが今後の「給食管理実習・学内」における園児を対象とした給食提供時の献立作成や学生による食の指導等の課題を見出すことの一助となる。

方法

2018年10月～2018年12月に、山陽学園短期大学食物栄養学科2年生(受講者数50名)の「給食管理実習・学内」において、本学付属幼稚園の年少(3～4歳児)38名、年中(4～5歳児)38名、年長(5～6歳児)37名の園児を対象に給食の提供を行った。3～5歳児の給食の給与栄養目標量は、日本人の食事摂取基準(2015年版)²⁾を参考に給与栄養目標量を設定した(表1)。給食管理実習では、クラスを4つの班に分け、各班がテーマに基づき幼稚園児を対象とした献立を作成した(表2)。2クラス編成のため、8回の給食提供を行った(図1)。また、11月6日と12月18日の2回は年中、年長の保護者(75名)へも提供し、幼稚園児はその保護者とともに配膳時から給食を体験した。

なお、給食提供時は幼稚園の各教室において、学生による給食のテーマやねらいに応じた5分程度の食の指導を行った(図2)。

1) 2) 山陽学園短期大学食物栄養学科

園児とその保護者が喫食した後、給食管理実習室にて料理別・クラス別に残食量を計量し、残食率を求め、園児の実際の栄養量と給与栄養目標量を比較検討した。比較検討にあたっては、給与栄養目標量に対する残食量から推定される摂取栄養量の充足率を用いた。

表 1. 給食管理実習における幼稚園児の給与栄養目標量

エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミンA (μg RE)	ビタミンB1 (mg)	ビタミンB2 (mg)	ビタミンC (mg)	食塩相当量 (g)
570	23.5	15.8	236	1.9	161	0.30	0.32	18	1.9未満
			286	2.6	350	0.35	0.37	20	

表 2. 提供給食のねらいと献立

給食提供日	テーマ	ねらい	料理名
10月16日	洋食・肉	野菜を美味しく食べる工夫を知り、丈夫な体をつくる。	きのこの洋風炊き込みご飯
			野菜たっぷりミートローフ トマトとコーンのスープ ピオーネ
10月23日	和食・肉	にんじんの働きを知り、元気な体をつくろうとする。	わかめごはん 肉じゃが ごまじゃご和え キャロットマフィン
			ご飯
11月6日	和食・肉	秋の食べ物を知り、旬のおいしさを味わうことができる。	さつまいもと豚肉の甘酢炒め ブロッコリーのツナ和え 秋の吹き寄せ味噌汁 黒ごまプリン
			ご飯
11月20日	洋食・魚	野菜の働きを知り、風邪に負けない体をつくろうとする。	いろいろチャーハン つけあわせ(ミニトマト) たらのマヨネーズ焼き クリームコーンスープ バナナ
			ご飯
11月27日	和食・魚	鉄を含む食材と働きを知ることができる。	さつまいもご飯 鮭のちゃんちゃん焼 かきたま汁 かぼちゃのきな粉団子
			ご飯
12月4日	洋食・肉	野菜の名前と働きを知り、積極的に食べようとする。	豆腐のふんわり揚げ キャベツスープ トマトゼリーヨーグルト
			ご飯
12月11日	洋食・魚	冬の食べ物を知り、寒さに負けない体をつくることができる。	たらのチーズフライ つけあわせ(キャベツ) ブロッコリーのさっぱりサラダ 白菜と豆腐のスープ スイートポテト
			ご飯
12月18日	和食・魚	魚の働きを知り、丈夫な体をつくろうとする。	さばの味噌煮 きんぴらごぼう 里芋とだいごんのみそ汁 さつまいもようかん
			ご飯



(10月16日提供)



(10月23日提供)



(11月6日提供)



(11月20日提供)



(11月27日提供)



(12月4日提供)



(12月11日提供)



(12月18日提供)

図 1. 提供給食

松井・榎尾：給食提供における幼稚園児の食事摂取状況



(10月16日実施)



(10月23日実施)



(11月6日実施)



(11月20日実施)



(11月27日実施)



(12月4日実施)



(12月11日実施)



(12月18日実施)

図2. 学生による食育の様子

表3. 実施献立の栄養価・充足率一覧

実施日	班名	料理名	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	糖質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	VA (μg)	VB ₁ (mg)	VB ₂ (mg)	VC (mg)	塩分相当量 (g)
10/16	A-1	きのこの洋風炊き込みご飯	230	4.7	5.0	41.1	6	0.5	61	0.11	0.08	4	0.5
		野菜たっぷりミートローフ	153	10.0	8.4	8.6	51	0.9	35	0.18	0.14	29	0.4
		トマトとコーンのスープ	26	1.0	0.2	5.5	7	0.2	10	0.03	0.02	5	0.5
		ピオーネ	12	0.1	0.0	3.1	1	0.0	0	0.01	0.00	0	0.0
		合 計	421	15.8	13.6	58.3	65	1.6	106	0.33	0.24	38	1.4
10/23	B-1	わかめごはん	144	2.5	0.4	31.2	6	0.4	1	0.03	0.01	0	0.1
		肉じゃが	159	7.2	7.7	14.6	26	1.1	103	0.09	0.09	18	0.5
		ごまじゃこ和え	47	2.5	2.9	3.7	108	1.1	54	0.06	0.05	21	0.2
		キャロットマフィン	131	10.9	5.7	8.3	36	1.0	158	0.02	0.03	1	0.2
		合 計	481	23.1	16.7	57.8	176	3.6	314	0.20	0.18	40	1.0
11/6	A-3	ご飯	143	2.4	0.4	31.0	2	0.3	0	0.03	0.01	0	0.0
		きつまいもと豚肉の甘酢炒め	179	8.9	6.8	18.7	24	0.6	75	0.42	0.11	15	0.7
		ブロッコリーのツナ和え	41	3.2	2.4	2.5	12	0.4	21	0.05	0.07	36	0.1
		秋の吹き寄せ味噌汁	62	4.0	3.0	6.5	37	0.9	0	0.07	0.06	0	0.9
		黒ゴマプリン	84	2.5	4.7	8.7	67	0.9	12	0.03	0.02	0	0.0
合 計	509	21.0	17.3	67.4	142	3.1	108	0.60	0.27	51	1.7		
11/20	B-2	いろいろチャーハン	252	11.2	7.2	33.1	31	1.1	46	0.18	0.16	4	0.6
		つけあわせ (ミニトマト)	10	0.4	0.0	2.4	4	0.1	26	0.02	0.11	11	0.0
		タラのマヨネーズ焼き	121	10.3	7.5	2.7	23	0.2	10	0.07	0.08	7	0.4
		クリームコーンスープ	38	1.0	0.2	8.4	12	0.2	72	0.02	0.03	5	0.8
		バナナ	35	0.4	0.1	8.6	2	0.1	2	0.02	0.02	6	0.0
合 計	454	23.3	15.0	55.2	72	1.7	156	0.31	0.40	33	1.8		
11/27	A-4	きつまいもご飯	170	2.7	0.7	36.6	15	0.5	1	0.05	0.01	4	0.4
		鮭のちゃんちゃん焼	140	11.2	7.3	8.3	33	0.7	132	0.11	0.13	14	1.1
		かきたま汁	46	4.1	2.4	2.1	64	1.1	69	0.06	0.11	7	1.0
		かぼちゃのきな粉団子	53	1.9	0.8	10.4	17	0.5	33	0.04	0.04	7	0.0
		合 計	412	19.9	11.2	57.6	129	2.8	235	0.26	0.29	32	2.5
12/4	B-4	ご飯	143	2.4	0.4	31.0	2	0.3	0	0.03	0.01	0	0.0
		豆腐のふわり揚げ	262	8.6	20.7	9.6	71	1.0	94	0.10	0.07	12	0.5
		キャベツスープ	45	2.5	2.1	5.1	44	0.3	46	0.06	0.06	15	0.7
		トマトゼリーヨーグルト	31	0.7	0.3	7.0	14	0.2	10	0.01	0.02	2	0.0
		合 計	481	14.2	23.5	52.7	131	1.8	150	0.20	0.16	29	1.2
12/11	A-2	ご飯	161	2.7	0.4	34.9	2	0.4	0	0.04	0.01	0	0.0
		たらのチーズフライ	176	11.9	10.5	7.0	45	0.3	19	0.07	0.09	0	0.6
		つけあわせ (キャベツ)	18	0.6	0.8	2.2	25	0.2	1	0.02	0.01	12	0.1
		ブロッコリーのきつぽりサラダ	27	0.9	1.1	3.6	10	0.3	18	0.03	0.04	23	0.2
		白菜と豆腐のスープ	58	3.2	3.6	3.3	39	0.4	41	0.06	0.03	7	0.9
		スイートポテト	96	0.6	3.5	15.6	23	0.2	33	0.04	0.02	9	0.0
		合 計	536	19.9	19.9	65.6	144	1.8	112	0.26	0.20	51	1.8
12/18	B-3	ご飯	143	2.4	0.4	31.0	2	0.3	0	0.03	0.01	0	0.0
		さばの味噌煮	132	8.6	7.4	5.0	12	0.9	15	0.09	0.09	0	1.1
		きんぴらごぼう	83	1.7	6.0	5.6	20	0.4	44	0.02	0.01	1	0.3
		里芋とだいごんのみそ汁	70	3.7	3.3	6.7	84	1.4	65	0.06	0.04	13	0.8
		きつまいもようかん	35	0.3	0.1	8.4	7	0.1	1	0.02	0.00	4	0.0
合 計	463	17.7	17.2	56.7	125	3.1	125	0.22	0.15	18	2.2		

結果および考察

提供した給食について、園児が完食した場合の実施献立の栄養価および給与栄養目標量に対する充足率は、表3に示した。また、園児の料理別の残食量および残食率は、表4のとおりであった。表4に示した残食率により、園児の実際の摂取栄養量の平均を算出し、給与栄養目標量に対する充足率を表5に示した。

残食率の結果において、主食の残食率が高かったのは、「いろいろチャーハン」35.9%、「きのこの洋風炊き込みご飯」37.8%、「さつまいもご飯」21.1%の順で、低かったのは「わかめごはん」7.8%であった。野菜やきのこの入った味付けご飯の残食が多く、塩味だけの味付けである「わかめごはん」やシンプルな「ご飯」の残食率が低かった。その差の要因として、「いろいろチャーハン」と「きのこの洋風炊き込みご飯」のような具材の多い味付けご飯は、園児にとって苦手な主食であったと考えられる。

次に主菜の残食率については、「タラのマヨネーズ焼き」40.4%、「鮭のちゃんちゃん焼」53.1%、「さばの味噌煮」33.3%の順で、低かったのは「肉じゃが」が15.2%であった。平成29年度の給食提供時においても、「鱈のホイル焼き」では「魚全量」を残している園児が多く見られた³⁾。平成27年度乳幼児調査結果⁴⁾からも、魚の摂取頻度が「週1~3日」と回答した保護者が52.5%であり、「週に1回未満」と合わせると約6割の家庭で「魚」が食べられていないことがわかる。しかし、「たらのチーズフライ」は19.5%と残食率は低く、「魚」を主菜に用いた場合、調理法が残食量に大きく影響しており、園児が日常的に食べている慣れ親しんだ魚を使い、子どもたちが好む味付けにすることが、喫食量を増加させることにつながることを示唆された。

副菜と付け合せについては、キャベツと小松菜を使った「ごまじゃこ和え」が45.1%と最も高く、次いで「ブロッコリーのツナ和え」35.0%、「ミニトマト」34.9%、「きんぴらごぼう」33.5%の順であった。主食や主菜の残食率と比較してみると、野菜を多く使用した副菜は残食率が高い傾向にある。

汁物については、「トマトとコーンのスープ」40.2%が最も高く、ついで「秋の吹き寄せ味噌汁」35.3%、「クリームコーンスープ」35.2%の順であった。本学幼稚園の園児の昼食は家庭からのお弁当であることから、昼食時に汁物を食べるという習慣がないことや副菜同様野菜を多く使用した具沢山の汁物が苦手な園児が多いのではないかと推測される。

フルーツやデザートについては、「黒ゴマプリン」42.6%、「トマトゼリーヨーグルト」・「バナナ」が共に28.2%の順であった。「キャロットマフィン」5.3%、「スイートポテト」7.9%、「さつまいもようかん」7.8%であった。「黒ゴマプリン」は、ごまの「苦み」を感じたり、「トマトゼリーヨーグルト」の「酸味」が強い等、「甘み」が少なく寒天やゼラチンを使った料理は、園児が好まない傾向であった。さつまいもを使ったデザートでは、洋菓子和菓子の残食率に差がなかった。園児は圃場で育てたさつまいもを収穫したり、学生によるさつまいもをテーマとした食育において働きを知ることで身近な食材として認識しており、「食べる」ことへの一助になったと考えられる。

表4. 提供した給食の残食率

給食提供日	料理名	出来上重量 (g)	残食量 (g)	残食率 (%)
10/16	きのこの洋風炊き込みご飯	20,800	7,865	37.8
	野菜たっぷりミートローフ	10,290	2,655	25.8
	トマトとコーンのスープ	16,000	6,425	40.2
	ピオーネ	2,443	431	17.6
10/23	わかめごはん	11,140	865	7.8
	肉じゃが	16,339	2,485	15.2
	ごまじゃこ和え	5,426	2,445	45.1
	キャロットマフィン	8,655	460	5.3
11/6	ご飯	15,010	1,274	8.5
	さつまいもと豚肉の甘酢炒め	14,767	4,865	32.9
	ブロッコリーのツナ和え	5,530	1,937	35.0
	秋の吹き寄せ味噌汁	27,255	9,630	35.3
	黒ゴマプリン	10,044	4,280	42.6
11/20	いろいろチャーハン	16,669	298	35.9
	つけあわせ(ミニトマト)	27,309	9,520	34.9
	タラのマヨネーズ焼き	13,268	5,365	40.4
	クリームコーンスープ	4,663	1,640	35.2
	バナナ	3,975	1,120	28.2
11/27	さつまいもご飯	12,816	2,710	21.1
	鮭のちゃんちゃん焼	12,690	4,455	35.1
	かきたま汁	37,682	10,120	26.9
	かぼちゃのきな粉団子	7,740	810	10.5
12/4	ご飯	10,328	1,560	15.1
	豆腐のふんわり揚げ	35,053	10,530	30.0
	キャベツスープ	61,331	18,640	30.4
	トマトゼリーヨーグルト	5,243	1,481	28.2
12/11	ご飯	12,330	1,940	15.7
	たらのチーズフライ	21,099	4,105	19.5
	つけあわせ(キャベツ)	36,323	7,360	20.3
	ブロッコリーのさっぱりサラダ	71,642	14,335	20.0
	白菜と豆腐のスープ	18,020	5,110	28.4
	スイートポテト	4,390	345	7.9
12/18	ご飯	15,257	1,641	10.8
	さばの味噌煮	40,746	13,559	33.3
	きんぴらごぼう	76,096	25,512	33.5
	里芋とだいごんのみそ汁	146,802	48,097	32.8
	さつまいもようかん	4,430	345	7.8

表5. 残食量から推測される幼稚園児の栄養摂取量と充足率

実習日	料理名	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	糖質 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	VA (μg)	VB1 (mg)	VB2 (mg)	VC (mg)	塩分相当量 (g)
10/16	きのこの洋風炊き込みご飯	143	2.9	3.1	29.6	3.7	0.3	38	0.07	0.05	2.5	0.3
	野菜たっぷりオートローフ	114	7.4	6.2	6.4	37.8	0.7	26	0.15	0.10	21.5	0.3
	トマトとコーンのスープ	16	0.6	0.1	3.3	4.2	0.1	6	0.02	0.01	3.0	0.3
	ピオーネ	10	0.1	0.0	2.6	0.8	0.0	0	0.01	0.00	0.6	0.0
	合計	283	11.0	9.4	37.9	47	1.1	70	0.23	0.16	27	0.9
充足率	49.6	46.9	59.5	45.4	19.7	57.8	43.4	76.1	50.0	150.0	47.7	
10/23	わかめごはん	133	2.3	0.4	28.8	6	0.4	1	0.03	0.01	0	0.1
	肉じゃが	135	6.1	6.5	12.4	22	0.9	87	0.08	0.08	15	0.4
	ごまじゃこ和え	26	1.4	1.6	2.0	59	0.6	30	0.03	0.03	12	0.1
	キャロットマフィン	124	10.3	5.4	7.9	34	0.9	148	0.02	0.03	1	0.2
	合計	418	20.1	13.9	51.1	121	2.8	268	0.16	0.15	28	0.8
充足率	73.3	85.6	87.9	61.2	51.3	147.4	165.0	52.0	46.9	154.1	42.9	
11/6	ご飯	131	2.2	0.4	28.4	2	0.3	0	0.03	0.01	0	0.0
	きつまいも豚肉の甘酢炒め	120	6.0	4.6	12.5	16	0.4	50	0.28	0.07	10	0.5
	ブロッコリーのツナ和え	27	2.1	1.6	1.6	8	0.3	14	0.03	0.05	23	0.1
	秋の吹き寄せ味噌汁	40	2.6	1.9	4.2	24	0.6	0	0.05	0.04	0	0.6
	黒ごまプリン	48	1.4	2.7	5.0	36	0.5	7	0.02	0.01	0	0.0
合計	366	14.3	11.2	51.7	86	2.1	71	0.41	0.18	33	1.2	
充足率	64.2	60.7	70.9	62.0	37.3	110.5	44.0	136.7	55.9	185.9	63.2	
11/20	いろいろチャーハン	162	7.2	4.6	21.2	20	0.7	29	0.12	0.10	3	0.4
	つけあわせ(ミニトマト)	7	0.3	0.0	1.6	3	0.1	17	0.01	0.07	7	0.0
	タラのマヨネーズ焼き	72	6.1	4.5	1.6	14	0.1	6	0.04	0.05	4	0.2
	クリームコーンスープ	28	0.6	0.1	5.4	8	0.1	47	0.01	0.02	3	0.5
	バナナ	24	0.3	0.1	6.2	1	0.1	1	0.01	0.01	4	0.0
合計	290	14.5	9.3	36.0	46	1.1	100	0.19	0.25	21	1.1	
充足率	50.9	61.8	58.8	43.1	19.5	57.4	62.4	63.3	75.1	119.1	60.1	
11/27	きつまいもご飯	134	2.1	0.6	29.0	12	0.4	1	0.04	0.01	3	0.3
	鯉のちゃんちゃん焼	93	7.3	4.7	5.4	21	0.5	86	0.07	0.06	9	0.7
	かきたま汁	34	3.6	1.8	1.5	47	0.8	50	0.04	0.06	5	0.7
	かぼちゃのきな粉団子	47	1.7	0.7	9.3	15	0.4	30	0.04	0.04	6	0.0
	合計	308	14.1	7.8	45.2	95	2.1	167	0.19	0.21	23	1.7
充足率	54.0	60.0	49.1	54.1	40.4	110.5	103.7	63.5	65.1	127.8	89.5	
12/4	ご飯	121	2.0	0.3	28.3	2	0.3	0	0.03	0.01	0	0.0
	豆腐のふんわり揚げ	183	6.0	14.5	6.7	50	0.7	66	0.07	0.05	8	0.4
	キャベツスープ	31	1.7	1.5	3.5	31	0.2	32	0.04	0.04	10	0.5
	トマトゼリーヨーグルト	22	0.5	0.2	5.0	10	0.1	7	0.01	0.01	1	0.0
	合計	357	10.2	16.5	41.5	93	1.3	105	0.15	0.11	19	0.9
充足率	62.6	43.4	104.5	49.7	39.4	66.4	65.2	50.0	35.5	109.6	47.4	
12/11	ご飯	136	2.3	0.3	29.4	2	0.3	0	0.03	0.01	0	0.0
	たらのチーズフライ	142	9.6	8.5	5.6	36	0.2	15	0.06	0.07	0	0.5
	つけあわせ(キャベツ)	14	0.5	0.6	1.8	20	0.2	0	0.02	0.01	10	0.1
	ブロッコリーのさっぱりサラダ	22	0.7	0.9	2.9	8	0.2	14	0.02	0.03	18	0.2
	白菜と豆腐のスープ	42	2.3	2.6	2.4	28	0.3	28	0.04	0.02	6	0.6
スイートポテト	88	0.6	3.2	14.4	21	0.2	30	0.04	0.02	8	0.0	
合計	444	16.0	16.1	56.5	115	1.4	89	0.21	0.18	41	1.4	
充足率	77.9	68.1	102.0	67.7	48.7	76.2	55.3	69.9	50.2	229.3	72.0	
12/18	ご飯	128	2.1	0.4	27.7	2	0.3	0	0.03	0.01	0	0.0
	さばの味噌煮	88	6.4	4.9	3.3	8	0.6	10	0.06	0.06	0	0.7
	きんぴらごぼう	57	1.1	4.0	3.7	13	0.3	29	0.01	0.01	1	0.2
	黒豆とだいごんのみそ汁	47	2.5	2.2	4.5	56	0.9	44	0.04	0.03	9	0.5
	きつまいもようかん	32	0.3	0.1	7.7	6	0.1	1	0.02	0.00	4	0.0
合計	352	12.4	11.6	46.9	85	2.2	84	0.16	0.11	14	1.4	
充足率	61.8	32.9	73.4	56.2	36.0	114.0	52.1	53.0	34.4	77.8	73.7	

結論

幼児期における食習慣が、幼児の健全な心身の成長や発育に影響を及ぼすことから、苦手なものがある園児ならびにその保護者への食育が必要であると考え。平成30年度における給食提供では回を重ねるごとに、食育時の園児の反応が大きくなったり、完食をする園児が増加したりと、「給食」を生きた教材とした教育効果が表れてきた。

今後の課題として、園児が苦手としている野菜の喫食量が増加するような献立内容の見

直しや食の指導が摂取量に影響するという報告もあることから指導内容の検討が必要である。「食育」の第一歩は、「楽しい食事」である⁵⁾。給食の時間が園児にとって「楽しい食事時間」となり、「食べる意欲」に繋がるよう幼稚園の教員と実習担当教員との連携が不可欠であり、家庭における園児の食事摂取状況の実態やその保護者の食意識の把握が必要である。

謝辞

本研究にご協力くださいました山陽学園短期大学附属幼稚園の教職員、保護者の皆様に感謝申し上げます。

引用・参考文献

- 1) 小野友紀, 島本和恵: 子どもの食と栄養 アイ・ケイコーポレーション
- 2) 食事摂取基準の実践・運用を考える会編: 日本人の食事摂取基準(2015年版)の実践・運用 特定給食施設等における栄養・食事管理, 第一出版株式会社
- 3) 松井佳津子, 槇尾幸子: 給食提供における幼稚園児の食事摂取状況と課題, 山陽学園大学山陽学園短期大学山陽論叢, 24, 155-160
- 4) 厚生労働省: 平成 27 年度 乳幼児栄養調査結果の概要
- 5) 小川雄三, 須賀瑞枝: 幼児期の保育と食育 保育園・幼稚園での食育のすすめ方, 株式会社芽ばえ社

氏の指摘はもつともであるが、「心の闇」が「子を思う親心」を表現する「歌ことば」として定着した理由には、兼輔歌が詠歌事情に頼ることなく、三十一文字として完結した世界を持ち、それだけで自立していたことも考慮されるべきではないだろうか。

他方、「心の闇」という歌ことばの嚆矢となつた『古今和歌集』『伊勢物語』の業平歌「かきくらす心の闇にまよひ(まどひ)にき夢うつつとは世人(今宵)さだめよ」は、詠歌事情から切り離されることなく享受されていった。だからこそ、「歌ことば」としての「心の闇」は、恋に迷妄する意味で詠まれることが極めて少なかったのではないだろうか。

注

(1) 和歌の引用は、『新編国歌大観』(角川書店)により、歌番号も同書による。ただし、適宜漢字表記に改めた箇所がある。

(2) 伊井春樹編『源氏物語引歌索引』(笠間書院 昭和五三年)による。

紫式部が『源氏物語』の中で兼輔歌を最も多く引用したこと、兼輔だけでなく、その子孫達の歌も物語中に引用していることについて、伊井春樹氏は、以下のように述べている。

彼女が曾祖父兼輔を頂点とする一族の歌をしばしば用いたのは、家の自覚とその系譜につながる一人であることを意識した結果によるのであらうと思う。

『むらさき』第一七輯 昭和五五年七月。のち『源氏物語論考』風間書房 昭和五六年 所収)

(3) 『大和物語』の引用は、新編日本古典文学全集(小学館)による。

(4) 緑川眞知子「源氏物語におけるトポスの確立と変容―「闇」の語をめぐる―」『源氏物語と平安文学 第四集』早稲田大学出版部 平成七年)

(5) 『新編国歌大観』第三巻所収の『業平集』による。第七巻所収の『業平集』の詞書では「そのかへし」とある。

(6) 平安文学輪読会著『斎宮女御集注釈』(塙書房 昭和五六年)

(7) 妹尾好信「人の親の心は闇か―『源氏物語』最多引歌考―」『源氏物語の展望』第十輯 三弥井書店 平成二三年)

(8) 渡辺徳正『心の闇』に『まどふ』人々『源氏物語』の表現構造―(國學院大學大学院文学研究科紀要) 第二輯 平成二年三月)

(9) 『源氏物語』の引用は、新編日本古典文学全集(小学館)による。

(10) 鈴木宏子氏は、源氏物語の「心の闇」について、以下のように述べている。「心の闇」は単に親心の深さを表す言葉なのではない。『源氏物語』

の人々は、この言葉を口にしつつ日常の埒を踏みこえて、自らの情動に身をまかせる。「心の闇」は理性のたが、がはずれるサインであり、同時に、そのようなあり方を自身にも他者にも認めさせてしまう免罪符なのである。『むらさき』第四三輯 平成一八年 一二月)

(11) 『全集』：日本古典文学全集(小学館)、『新全集』：新編日本古典文学全集(小学館)、『新大系』：新日本古典文学大系(岩波書店)、『大系』：日本古典文学大系(岩波書店)、『集成』：新潮日本古典集成(新潮社)

(12) 前掲(注8) 渡辺論文による。

(13) 津島昭宏「詐術としての『心の闇』(一)」『相聞』四八号 相聞の会 平成二四年)

(14) 前掲(注7) 妹尾論文による。

付記 本研究は、山陽学園大学・短期大学の学内研究補助金(平成二十九年度)を受けて追行された。

「心の闇」は、『古今和歌集』『伊勢物語』の業平歌を嚆矢とし、恋の迷妄を意味する「歌ことば」として用いられていた。しかし、業平歌以降、「心の闇」が「盲目の恋」を詠んだ「歌ことば」として用いられることは意外に少なく、八代集に二例を数えるに過ぎなかった。

他方、『後撰和歌集』『大和物語』に見える兼輔歌は、『古今和歌六帖』の「おや」の項目にも挙げられており、「子を思う親心」を詠んだ歌として、当時既に周知されていたようである。それが『源氏物語』の引歌として、繰り返し用いられたことで、「心の闇」という表現は「子を思う親心」を意味する「歌ことば」として、さらに定着したと言える。

「心の闇」は、釈教歌で用いられることから知られるように、仏教的煩惱による迷妄を表すことが多い。その一方で、日常的な場における失意や落胆、悲しみや絶望といった自分ではコントロールできない感情を表す「歌ことば」としても多く用いられていたことは注意されて良い。

また、平安後期になると、人の死に際し、弔慰を表す贈答歌で用いられるようになっていく。これは、愛する人の死を受け止めかねる心情の発露として「心の闇」が選ばれ、人々の共感を喚起する「歌ことば」として機能していたことに他ならないだろう。

ここで、改めて兼輔歌「人の親の心は闇にあらねども子を思ふ道にまどひぬるかな」について考えてみたい。

『後撰和歌集』と『大和物語』では、詠歌事情の異なることは先に述べた。前者の詞書では、うちとけた酒席で、つい子煩悩ぶりを発揮した父親が娘への情愛を込めて詠んだ歌となっていたが、後者では、娘桑子を入内させて間もない父兼輔が、帝の寵愛のいかなる

かを案じて詠んだ歌として語られる。実際、兼輔は従三位中納言まで昇り、娘桑子は帝の寵愛を得て、章明親王が生まれている。当該歌について、津島昭宏氏は次のように述べている。

やはり歌自体は、具体性を持たぬ観念的な歌だと言わねばなるまい。しかし、そうであるがゆえに、汚濁にまみれた我が身ではなく、それを歌う者も読む者も「心の闇」と「子を思ふ道」すなわち親の無償の愛というものにどっぷりと身を委ねたくなるのかも知れない。この歌が子を思う詠歌として広く知られ、物語の中で多く、引歌とされるのも、そうした純粋な親子愛を夢想するところに起因しよう。^⑬

兼輔歌を引用することで、子どもに対する親の純粋な情愛を表現することはもちろん、親の世俗的、政略的な思惑さえも、子を思う親の盲目的な愛に引き上げていくことができるという、津島氏の指摘は興味深い。

また、『源氏物語』と兼輔歌の関係については、先の妹尾氏に次のような指摘がある。

紫式部は極めて意図的に「心の闇」の語を兼輔歌の引歌表現のみ用いている。それまでは、業平の「かきくらす…」の歌を代表として激しい悲しみや心の乱れ・迷いを表す語であった「心の闇」を子を思う盲目の親心の意に特化して用いて、実に印象的な歌語として再生せしめたのであった。^⑭

紫式部が、「心の闇」という「歌語」を再生せしめたという妹尾

光源氏の歌について、『全集』の頭注は「心の闇」は「藤壺ゆえの恋の闇路」とし、兼輔歌による「子（冷泉院）ゆえに迷う親心」は一説として挙げている。『新全集』の頭注では「若宮を思う親心に、藤壺恋慕ゆえの心の闇が重なる」とある。この指摘は、既に『岷江入楚』でも「つきもせぬとは藤壺の御事、若宮の御事をかけたる詞なるべし」と述べられていた。他方、『新大系』の脚注では「無明の闇、藤壺への愛憐の情」とあり、『大系』『集成』も兼輔歌との関連は述べていない。

藤壺の立后は、東宮の「母宮をだに動きなきさまにしおきたてまつりて、強りにと思ぼす」（紅葉賀巻 三四八頁）という桐壺帝の政治的な配慮であったことを考えると、物語上、光源氏に与えられた役割として、若宮への秘めた親心も合わせ持たされていたと言えるのではないだろうか。

しかしながら、「雲居に人を見る」の「人」が、藤壺であることは言うまでもなく、和歌に詠まれた「心の闇」は藤壺恋慕に迷妄する光源氏の心そのものである。そうであるなら、『古今和歌集』『伊勢物語』六十九段の業平歌「かきくらす心の闇にまよひ（まどひ）にき夢うつつとは世人（今宵）さだめよ」も連想されるのではないだろうか。

ところで、『源氏物語』には、光源氏による次のような「心の闇」の用例がある。

殿の、御鏡など見たまひて、忍びて、「中将の朝明の姿はきよげなりな。ただ今はきびはなるべきほどを、かたくなしかならず見ゆるも、心の闇にや」とて、わが御顔は古りがたくよしと見たまふべかめり。
（野分巻 二七五頁）

本来は、非常に深刻な「心の闇」という言葉を、光源氏は息子の夕霧に対する冗談に仕立てて、自らの「親ばか」ぶりを自嘲する言葉として使っていることは注意されて良い。光源氏の血を引く唯一の娘であり、「后」になる明石の姫君に対する光源氏の「心の闇」が語られることは一度もなかった。このことから、子を思う親ゆえの「心の闇」に囚われることのない光源氏の姿が浮き彫りにされていると言えるだろう。

先の渡辺氏は、『源氏物語』の「心の闇」について、次のように述べている。

確かに個々の場面にはその場面なりの、「心の闇」に「まどふ」人々の嘆き、あるいは迷いといった「親心ゆえの心の乱れ」が効果的に文脈の中に盛り込まれている。だが、それは兼輔歌「心の闇」が持つ主題性の一部分にすぎないのである。⁽¹²⁾

渡辺氏の指摘するように、紫式部は、『源氏物語』という作品の全体構造の中で、兼輔歌成立の歴史的背景をも巧みに利用したことは確かであろう。一方、「歌ことば」のレベルにおいては、「子を思う親心」という兼輔歌の主題を定着させるとともに、その主題を多彩に詠み換え、「心の闇」という「歌ことば」の新たな表現を可能にしたと言えるのではないだろうか。

まとめ

以上の考察に基づき、歌ことばとしての「心の闇」について整理してみる。

「くれまどふ心の闇もたへがたき片はしをだに、はるくばかりに聞こえまほしうはべるを、私にも心のどかにまかだたまへ。(中略)生まれし時より思ふ心ありし人にて、故大納言、いまはとなるまで、ただ、『この人の宮仕への本意、かならず遂げさせたまつれ。我亡くなりぬとて、口惜しう思ひくづほるな』とかへすがへす諫めおかれはべりしかば、(中略)よこさまなるやうにて、つひにかくなりはべりぬれば、かへりてはつらくなむ、かしこき御心ざしを思ひたまへられはべる。これもわりなき心の闇になむ」
(桐壺卷 三〇〜三一頁)

母北の方の心中にある「たへがたき片はし」を形容する形で、兼輔歌は引歌として用いられている。故大納言の遺言の遵守による桐壺更衣の入内とその必然性と、帝の寵愛ゆえに更衣が横死したことに対する恨み言が「片はし」の内容であった。そして、再び同じ引歌を用いて、帝への批判を「親心ゆえの心の乱れ」として収束させているのである。

この場面において、「心の闇」は娘を亡くした親の深い悲しみを表現しているだけでなく、故大納言の遺言の遵守が、親としての「心の闇」であったことを語るものともなっている。

次に注目すべきは、明石巻で、光源氏に赦免の宣旨が下り、いよいよ帰京となり、光源氏、明石入道、明石君の三者で別れを惜しむ場面である。明石入道は、光源氏に次のように語る。

「世をうみにこころしほじむ身となりてなほこの岸をえこそ離れね
心の闇はいとどまどひぬべくはべれば、境までだに」と聞こえ

て、「すきずきしさまなれど、思し出でさせたまふをりはべらば」など、御気色たまはる。
(明石巻 二六九頁)

明石入道の「思し出でさせたまふをりはべらば」は、娘の将来を思い惑う親心であり、それを光源氏に訴える文脈の中で「心の闇」が用いられている。明石入道のこの思いは、若菜上巻で、娘の明石君が詠む次の歌によっても確認される。

世をすてて明石の浦にすむ人も心の闇ははるけしもせじ

(若菜上巻 一〇八頁)

娘の将来を案じ、心乱れる父明石入道の親心について、娘の側から父の「心の闇」を詠んでいるのである。明石入道にとつての「心の闇」は明石一族の子孫の繁栄を切望することに他ならない。明石姫君が今上帝へ入内し、懐妊し、東宮を出産するという物語の展開の中で、明石の君が詠んだこの歌の意義は大きいと言えるだろう。

さて、ここで光源氏が詠んだ歌の「心の闇」についても確認しておきたい。

まして、わりなき御心には、御輿のうちにも思ひやられて、いとど及びなき心地したまふに、すずろはしきまでなむ。

尽きもせぬ心の闇にくるかな雲居に人を見るにつけてもとのみ、独りごたれつつ、ものいとあはれなり。

(紅葉賀巻 三四八頁)

しよろこびに、右兵衛督いひたりし返事に……とある、重家からの贈歌(三五四)に対する、武衛の返歌(三五五)である。重家の家「子を思ふ闇」、武衛の「子を思ふ心の闇」は、いずれも経家の栄達を願う親心である。「心の闇」という言葉が、経家の親である重家ではなく、武衛の歌に用いられていることは注意されて良い。

③の歌は、徳大寺実定が息子公綱の死に際し、ある女房からの弔慰に対する返歌である。「子を思う親心」というより、愛する者を亡くした、果てしなく深い悲しみを「心の闇」と表現している。

④の歌は、知人の娘の法要に際し、寂然が贈った歌に対する返歌である。思いがけず亡くなった娘を思う悲しみの「心の闇」は、時が過ぎても決して変わることがない、と詠んでいる。

③④に共通するのは、子どもに先立たれた親の悲しみが、行き場のない、出口の見えない「闇」として心に巣くっている状態であろう。

⑤⑥⑦⑧の四首は、新古今歌人たちの詠歌であるが、「心の闇」は、仏教的煩惱による迷妄であり、それと対峙するために經典の思想内容を詠み込んだり、迷妄する心のしるべとして月を詠んだりしている。

⑨の歌に詠まれた「心の闇」は、「盲目の恋心」でも「子を思う親心」でも「仏教的な煩惱による迷妄」でもない。大井川の紅葉と一緒に見に行けなかった三位の中將に実国が贈った歌である。一緒に紅葉を見ることのできなかつた実国の心を「闇」に譬え、「錦」と見立てた「紅葉」をそれに対比させているのである。

⑩は、鎌倉末から室町期に活躍した頓阿の歌である。息子に先立たれた知人への弔慰を詠み、子を亡くした親の心を慮った表現として「心の闇」が用いられている。③④の歌も子を亡くした親への弔慰に対する返歌で「心の闇」が詠まれていたが、これは、子を亡くした親自身の心の状態であり、他人が子を亡くした親の悲哀を「心

の闇」と譬えた表現ではなかったのである。

五、『源氏物語』における「心の闇」

『源氏物語』の中で、最も多く用いられる引歌が、紫式部の曾祖父にあたる藤原兼輔の詠んだ「人の親の心は闇にあらねども子を思ふ道にまどひぬるかな」であり、実に二十六回も引歌として用いられていることは先に述べた。その引用箇所については、渡辺徳正氏による示唆に富んだ指摘⁸⁾があり、次のように整理している。

- 1 ある程度限られた人物達に関して用いられている。特に光源氏自身、及びその近親者達にほぼ限定できる。
- 2 特に第一部・第二部では、同一人物―桐壺更衣の母北の方、明石入道と明石君、光源氏と藤壺、朱雀院―に関して用いられ、その話題が物語の根幹を形成していて、物語の展開を領導する機能を持つ。
- 3 第三部は、第一部・二部ほどの統一性が見られず、話題も拡散して単発的である。
- 4 引用場面の多くが、内容的に子孫の行末、結婚、あるいは死に関するものであり、しかも最初と最後がいずれも娘の死に関するもので、いわば円環構造ともいえるような側面を持つている。

渡辺氏の指摘を参考に、兼輔歌が引歌として用いられた場面を見ていく。最初は桐壺巻で、更衣の母、北の方が娘の死を嘆く以下の場面である。

あさましやうき世のつねの夢にだに子はたぐふべきなげきならじを
(林下集・二八三)

返し

③限りなき心の闇の夢のうちをおどろかすにぞまたまどひぬる
(林下集・二八四)

ためもとの朝臣むすめにおくれて、はてのわざいとなみける日いひやりける

めぐりくるけふのあはれはわかれにしそのゆふぐれにおとりしもせじ
(唯心房集・一三八)

返し

④思はずにわかれしくれのめぐりきて心の闇もかはりやはする
(唯心房集・一三九)

月

⑤夜もすがら月をみがほにもてなして心の闇にまよふ比かな
(山家集・六四〇)

今比三界皆是我有其衆生悉是吾子の心をよめる

⑥子を思ふ道こそ聞けばうれしけれ心の闇もさとりはるなり
(長秋詠藻・四五七)

月五十首

⑦うきよいとふ心の闇のしるべかなわが思ふかたに有明の月
(秋篠月清集・九一)

心経

⑧むなしさをみよの仏のははならば心の闇を空にはるけよ
(拾遺愚草・二九五六)

皇后宮の女房もろともに大井川のみぢ見にまかり侍りしに、三位の中将にはかにさはる事ありてとどまりたりしかばいひつかはし侍りし

⑨もろともに君と見ぬまのみぢばは心の闇のにしきなりけり
(実国集・二六)

縫殿頭貞重、子息長貞におくれて侍りし八月十五夜に、月影のはるるこよひもわが袖の同じ涙になどくもるらん、と人に申して侍りし返しに

⑩よそまでも涙にくもる月影に心の闇を思ひこそやれ
(草庵集・一三五八)

『源氏物語』成立後に詠まれた歌の中で、「心の闇」が「盲目の恋」を象徴する例は一首もない。

「子を思う親心」に特化される形で「心の闇」が詠まれた例は、①②の二首である。

①の歌は、詞書から父親の娘に対する情愛を詠んでいることが知られる。しかし、基俊自身に娘の身を案じる何か特別な事情がある訳ではなく、昔の人が詠んだ古い歌の中に、子を思う親の情愛を「心の闇」とした歌があることに、しみじみとした感慨を覚え、それを娘に伝えようとする親心なのである。

②の歌は、詞書に藤原重家の長男経家の「四位して内還昇したり

以上、②を除く歌の「心の闇」について見てきた。②の歌は、諸本で詞書・本文に異同があり、解釈が難しい歌であるが、「女御殿」とは冷泉天皇女御怱子（師輔六女）で、「しのびて下り給ふ」とは、齋宮女御徽子女王が、齋宮として伊勢に下向する娘の規子内親王に付き従って行ったことを指すという指摘がある。⁶⁾この指摘に従えば、怱子が「色々と聞かされていることの多い私の方が、齋宮様につき従って参りたい気持ちです」と詠んできたのに対して、徽子女王は「噂に聞くだけのあなたよりも当事者である私は、子を思う心の闇に惑って伊勢までついてきたのです」と返歌したことになる。

『源氏物語』以前に詠まれたと推察される歌の中で、「心の闇」が「盲目の恋」を表現した例は、業平歌以外には見当たらない。一方、「心の闇」が「子を思う親心」を表す例は、兼輔歌以外では、『齋宮女御集』の例が挙げられるのみである。この徽子女王の歌が、兼輔歌を念頭に置いて詠まれた可能性について、妹尾好信氏は次のように述べている。

徽子女王は、特に兼輔歌を念頭に置いて詠んだわけではなく、当時、深い悲しみによる心の乱れや迷いを表す成語として使われていた「心の闇」の語を用いて、齋宮として伊勢に下る一人娘の身の上を思い、離れがたく思うがゆえの心の乱れを「心の闇」と表現しただけなのではないだろうか。⁷⁾

『源氏物語』以前の私家集において、「心の闇」という「歌ことば」が、「盲目の恋心」や「子を思う親心」として詠まれた例は意外に少ない。調査した用例を見る限り、落胆や絶望で閉ざされた心や、愛する人を亡くした悲しみ、愛する者を案じるがあまり、自分の心

をコントロールできない苦悩全般を「心の闇」として表現する傾向が認められる。これは、先の妹尾氏の指摘とも一致すると言えるだろう。

四、『源氏物語』以後の私家集における「心の闇」

次に、『源氏物語』以後の中古・中世の私家集で詠まれた「心の闇」について、整理しておく。

十二月廿日比いとさむきに、むすめにおもしろきふる歌
どもかきあつめてとらすとて、さうしのおくにかきつけ
侍りし

①むかし人むべもいひけん子を思ふ心の闇はさらとなりけり
(基俊集・一一七)

経家四位して内還昇したりしよろこびに、右兵衛督いひ
たりし返事に、院の還昇の事申されよといひて申しつか
はしし

きみならでたれの人かはみちびかむ子を思ふ闇にまどふわが
身を
返し
(重家集・三五四)

②みちびかむてはおぼえねど子を思ふ心の闇をはれせざらめや
(重家集・三五五)

少将きむつなみまかりにしこととひ侍るとて、ある女房
のもとより

しのびてくだり給ふ、なをとて、女御殿

鈴鹿山ふるのなか道きみよりも聞きならすこそ遅れがたけ

(齋宮女御集・一三〇)

御かへり、いせより

② 鈴鹿山おとに聞きけるきみよりも心の闇にまどひにしか

(齋宮女御集・一三一)

いひおこせたり

③ おろかなる心の闇にまどひつつうき世にめぐる我が身つら

な
(増基法師集・一六)

④ かきくらす心の闇にまどひつつ憂しと見る世にふるぞわびし
き
(好忠集・四二五)

⑤ 月みれど心の闇にまどふかな山のあなたやわが身なるらん
(大弐高遠集・三五五)

ゑに、もののけつきたる女のみにくきかたかきたる後ろ
に、鬼になりたるもとの妻を、小法師のしぼりたるかた
かきて、をとこは経よみて、もののけせめたるところを
見て

なき人にかごとはかけてわづらふもおのが心の鬼にやはあら
ぬ
(紫式部集・四四)

返し

⑥ ことわりや君が心の闇なれば鬼のかげとはしるく見ゆらむ
(紫式部集・四五)

授学無学人記品

世尊慧灯明、我聞授記音、心歡喜充滿、如甘露見灌

⑦ あきらけき法の灯なかりせば心の闇のいかではれまし

(発心和歌集・三三)

同じ女御の御母うへうせ給へるに、院より

すみぞめの衣になりし人ゆゑににほひも闇にまどふころかな

(冷泉院御集・五)

御返し

⑧ 墨染の心の闇になりしよりにほへる春の花も知られず

(冷泉院御集・六)

①～⑧の中で、仏教的煩惱による自らの心の迷妄を詠んだと言え
るのは、③⑤⑦の歌である。

①の長歌は、遠国に赴任しなければならぬ不安と嘆きを「心の
闇」で表現し、④の歌は、上の句で『古今和歌集』の業平の恋歌を
彷彿させ、下の句ではそれが「沈淪の嘆き」へと一転している。①
④いずれの歌も仏教的煩惱の迷妄というより、落胆や絶望で閉ざさ
れた心を「闇」と捉えているのである。

⑥の歌は、贈歌の「心の鬼」に呼応する形で「心の闇」が詠まれ
ており、この「闇」は自分の心の闇ではなく、相手の心の内に見え
た「闇」である。

⑧の歌は、贈歌の詞書から、母を亡くした娘の悲しみを詠んだ歌
であることが知られる。「子を思う親心」ではなく、「亡き親を思う
子の心」であるが、これは親に限らず、愛する人を亡くした者に共
通する深い悲しみの「闇」に他ならないだろう。

つく言葉を詠み込み、「出家」の決意や「述懐心」などの題詠で詠まれていた。そのような中で、次の三首には、八代集には見られなかった「心の闇」の特徴がある。

母のみまかりて七日にあたりける日、法華経かき供養し侍るとて

⑤子を思ふ心の闇を照らすとてけふかかげつる法の灯火

(玉葉・釈教・二六七二・藤原実経女)

惟宗光庭大内記になされて侍りける比、権大納言公明家にて歌よみ侍りける

⑥君が代に心の闇のはれ行くや窓の螢の光なるらむ

(新千載・雑上・一七四八・惟宗光吉)

嘆く事侍りけるにながあめすこしはれまある比よめる

⑦五月雨の空もかぎりはあるものを心の闇のはるるまぞなき

(新統古今・哀傷・一五六五・藤原頼頼)

⑤の歌は、詞書に「母のみまかりて七日にあたりける日」とあり、子から親への思いを詠んだ歌であることが知られる。亡くなった母親が、子を思うゆえに迷妄していることを案じ、その闇を照らすように灯明をかかげたと解釈できる。「心の闇」が「子を思う親心」の象徴として捉えられ、それが親の側からではなく、子の側から詠まれていたことは注意されて良いだろう。

⑥の歌は、詞書から惟宗光庭が大内記の職務に就いている頃に、権大納言公明の家で詠まれたことが知られる。作者の光吉は、君が

代に「心の闇」が晴れると詠み、それは螢の光のようだと言っている。「心の闇」に迷う苦悩や不安を詠むのではなく、闇を照らす存在を詠んでいる点に特徴が見られる。

⑦の歌は、十三代集の中で、唯一、哀傷歌として詠まれた例である。五月雨の時節でも長雨は止み、晴れる時もあるのに、自分は亡くなった人を思い、悲しみのために「心の闇」は晴れる時がない、と解釈できるだろう。亡き人への思いに囚われる感情は、出口の見えない、まさに「闇」であり、自分ではコントロールできない「心」である。

三、『源氏物語』以前の私家集における「心の闇」

八代集と十三代集に分けて、勅撰集における「心の闇」を見てきたが、私家集についても検討する。先に『後撰和歌集』の兼輔歌が、『源氏物語』に最も多く引歌として用いられていることを述べた。そこで、「心の闇」「心は闇」の語を含んだ歌を『新編国歌大観』CD-ROM版で検索し、『源氏物語』以前に詠まれたと推察される歌を整理してみる。「心の闇」を詠んだ『古今和歌集』の業平歌は、『業平集』⁵⁾では詞書に「をとこ、いたくないて返し」とあり、「心は闇」を詠んだ『後撰和歌集』の兼輔歌は、『兼輔集』では詞書に「子のかなしきなど人のいふところにて」として見えるが、ここではそれらを除く歌を引用する。

①あづまのみちも みえざりき 心のやみに まどひつつ あふさか山を こえいでて… (忠岑集・八四)

二、十三代集における「心の闇」

ところで、八代集以降の勅撰集において、「心の闇」「心は闇」の表現史はどのように展開するのであろうか。十三代集における用例数と部立を以下に示す。

- 『新勅撰和歌集』 (1) 雑歌一首
- 『続後撰和歌集』 (2) 雑歌二首
- 『続古今和歌集』 (2) 雑歌二首
- 『続拾遺和歌集』 (1) 釈教歌一首
- 『新後撰和歌集』 (2) 釈教歌一首・雑歌一首
- 『玉葉和歌集』 (2) 釈教歌二首
- 『続千載和歌集』 (2) 釈教歌一首・雑歌一首
- 『続後拾遺和歌集』 (1) 釈教歌一首
- 『風雅和歌集』 (1) 雑歌一首
- 『新千載和歌集』 (2) 雑歌二首
- 『新拾遺和歌集』 (1) 釈教歌一首
- 『新後拾遺和歌集』 (0)
- 『新続古今和歌集』 (5) 釈教歌三首・哀傷歌一首・雑歌一首

十三代集において、「心の闇」という表現は二十二首見られるが、「心は闇」という表現はない。部立別に見ると、雑歌十一首、釈教歌十首、哀傷歌一首で、恋歌に詠まれることはなかった。また、「心の闇」が親の側から「子を思う心」として詠まれた例は次の四首である。

定家、少将になり侍りて、月あかき夜、よろこび申し侍りけるを見侍りて、あしたにつかはしける

① みかさ山みちふみそめし月かげにいまぞ心の闇は晴れぬる
(新勅撰・雑二・一一五九・藤原定家母)

題不知

② たらちねの心の闇を知るものは子を思ふ時の涙なりけり
(続古今・雑下・一七六九・藤原基良)

元亨三年八月十五夜月五十首歌に、雑月

③ 月見てもなぐさみなましなぞもかく心の闇に子を思ふらん
(新千載・雑中・一九六二・藤原経継)

おなじ品の心を

④ 迷ひこし心の闇をしるべにて子を思ふ道に月を見るかな
(新続古今・釈教・八六六・権律師玄覚)

①の歌は、息子定家の昇進を聞いた母が、その喜びを「心の闇」が晴れるようだと言っている。②の歌は、煩惱に迷う心を知るのは、親が子を思う時の涙だ、という意味である。③の歌は、月を見ても心が慰められることがないのは、子を思うゆえの親心の迷妄であろうと詠んでいる。④の歌の詞書の「おなじ品」とは「厳王品」のことで、子を思つて迷妄する心としるべとして月を見ることだと解釈できる。

十三代集の「心の闇」は、釈教歌に限らず、雑歌でも十一首の中、九首までが「法の灯」や「悟りの月」といった仏教的な境地と結び

を「心の闇」としてゐる。

八代集における「心の闇」の用例は、以上の五首であるが、「子を思う親心」を詠んだ例はなく、恋心ゆえの「闇」は①④⑤の三首、②③の二首は、人間が心の内に抱える不安や挫折や絶望といった負の感情を「心の闇」と表現しているのである。

ところで、「心は闇」と表現する例歌が『後撰和歌集』に一首見える。

太政大臣の、左大将にて、相撲の還饗し侍ける日、中将にてまかりて、事終りて、これかれまかりあかれけるに、やむごとなき人二三人ばかりとどめて、客人、主、酒あまた、びの後、酔にのりて、子どもの上など申しけるついでに

⑥人の親の心の闇にあらねども子を思ふ道にまどひぬるかな

(後撰・雑一・一一〇二・藤原兼輔)

太政大臣とは、藤原忠平のことで、彼が左大将だった時、相撲の還饗後の二次会のような打ち解けた場で、客も主人もしたたかに酔い、やがて話題が子どものことになり、この歌を詠んだという。詞書から、父親の子煩悩ぶりを發揮した歌となっていることが知られるのである。

作者の藤原兼輔は、紫式部の曾祖父で、当該歌は『源氏物語』の中で、最も多く(二十六回)引歌として用いられている。⁽²⁾

また、この歌は『大和物語』四十五段にも見え、『後撰和歌集』とは異なる詠歌事情を伝えている。

堤の中納言の君、十三のみこの母御息所を、内に奉りたまひけるはじめに、帝はいかがおぼしますすらむなど、いとかしこく思

ひなげきたまひけり。さて、帝よみて奉りたまひける。

人の親の心は闇にあらねども子を思ふ道にまどひぬるかな
先帝、いとあはれにおぼしめしたりけり。御返しありけれど、
人え知らず。⁽³⁾
(大和物語・四十五段)

「帝」は醍醐天皇、「十三のみこ」は醍醐天皇の第十三皇子章明親王、「十二のみこの母御息所」とは、醍醐天皇の更衣であった兼輔の娘、桑子のことである。宮仕えして間もない娘が、帝の寵愛を得ることができると案じて、帝に奉って詠んだ歌、という具体的な設定になっている。このことから、『後撰和歌集』よりも切実な父親の迷妄ぶりを読み解くことができるのではないだろうか。

この歌の解釈について、緑川眞知子氏は次のように指摘する。

上の句では、「理性を失った状態」が「闇」で譬えられ、「人の親は理性を失っている訳ではないが」と解釈できる。しかし、この理性を失う状態は下の句では「道にまどう」事に譬えられている。この二つの異なった隠喩の存在が上の句から下の句への論理的、合理的解釈を拒否する。が、まさにそこに一首の詩的効果があると思われる。⁽⁴⁾

子を思う親の情は「闇にあらねども」、つまり物事の判断ができないとか、是非善悪の分別に迷うこととはなく、道理は分かっているのだが、それでも子どものこととなると、まるで闇の中で迷うように理性を失ってしまうという解釈が成り立つのである。

子を思う親心、②盲目の恋心、③仏教的煩惱の迷妄の三つに分類している。

以上のことから、古典文学作品における「心の闇」は、分別を見失った心を闇に見立てて言う語で、物事の判断ができないことや、是非善悪の分別に迷うことが原義であり、「歌ことば」としては、「煩惱に迷う心」を盲目の恋心と、仏教的煩惱に分け、それとは別に「子を思う親心」に大別されていることが知られる。本稿では、「心の闇」の表現史を辿り、「歌ことば」としての一面を考察する。

一、八代集における「心の闇」

「心の闇」は『万葉集』には見えず、和歌表現においては、以下に引用する『古今和歌集』の業平歌が早い例である。

業平朝臣の伊勢の国にまかりたりける時、齋宮なりける人
にいとみそかに逢ひて、またの朝に、人やるすべなくて思
ひをりけるあひだに、女のもとよりおこせたりける
君やこし我やゆきけむ思ほえず夢かうつつか寝てか覚めてか
(古今・恋三・六四五・よみ人知らず)

返し

①かきくらす心の闇にまよひにき夢うつつとは世人さだめよ
(古今・恋三・六四六・業平)

この贈答歌は『伊勢物語』六十九段にも見え、①の歌には、第三句「まどひにき」、第五句「今宵さだめよ」と異同がある。業平歌の「心の闇」は、恋情のために理性や分別を失った心の状態を比喩的に表

現したものであるが、八代集において「心の闇」は、どのように詠まれているのだろうか。

筑紫に下り侍りけるに、明石といふ所にてよみ侍りける

②物を思ふ心の闇し暗ければあかしの浦もかひなかりけり

(後拾遺・羈旅・五二九・藤原伊周)

殿上申しけるころせざりければよめる

③思ひきや雲の月をよそに見て心の闇にまどふべしとは

(金葉二度本・雑上・五七一・平忠盛)

(題不知)

④君恋ふる心の闇をわびつゝはこの世ばかりと思はましかば

(千載・恋五・九二五・二条院讚岐)

(建仁元年三月歌合に、遇不遇恋の心を)

⑤あはれなる心の闇のゆかりとも見し夜の夢をたれかさだめん

(新古今・恋四・一三〇〇・藤原公経)

②の歌は、太宰権帥として左遷され、筑紫へ下向する伊周が、地名「明石」の掛詞「明し」と対比させ、物思いに沈む心を、闇に閉ざされたように暗いと表現している。③の歌は、殿上という望みが叶わず、心が晴れない状態を「心の闇」としている。④の歌は、相手を恋い慕う妄執を「心の闇」と捉え、それがこの世だけでなく、未来永劫に続くことへの恐れを詠んでいる。⑤の歌は、業平の歌の本歌取であり、恋心のために是非の判断もつかなくなっている状態

論文

歌ことばとしての「心の闇」

佐藤雅代

1)

キーワード…歌ことば、心の闇、引歌、勅撰集、私家集、伊勢物語、

大和物語、源氏物語、在原業平、藤原兼輔

はじめに

「心の闇」という言葉は、現代社会においては、常人の理解を超えた不可解で「不気味な」犯罪などを形容する際にも用いられる。一方、日本の古典文学では、愛情ゆえの迷妄を表現するが、人々の深い共感を喚起する言葉として機能しており、日本人の精神的な基底とも言うべき表現であった。

ところで、辞書類では、「心の闇」という語はどのように定義されているのだろうか。まず『日本国語大辞典』第二版（小学館）の説明を引用する。

① 煩惱に迷う心を闇にたとえていう。思い惑って是非の分別を失うこと。迷妄の心。

② 子に対する愛から理性を失って迷う親心をいう。子ゆえの闇。

次に『角川古語大辞典』から引用してみる。

分別を見失った心を闇に見立てて言う語。物事の判断ができないこと。是非善悪の分別に迷うこと。特に子どもを盲目的に愛する親心や、煩惱・妄執など、仏教的な迷いにいうことが多い。

『王朝語辞典』（東京大学出版会）の「こころ」の項には、以下の説明が見える。

「心の闇」には二つの用法がある。一つは、「かきくらす心の闇にまどひにき夢うつつとは今宵さだめよ」（伊勢・六九段）を原拠として、煩惱に迷う心を闇にたとえたもの。もう一つは、「人の親の心は闇にあらねども子を思ふ道にまどひぬるかな」（後撰・雑一・藤原兼輔・一一〇二）を原拠として、子への愛執に迷う親心をいう。

また、『歌ことば歌枕大辞典』（角川書店）では、「心の闇」を①

1) 山陽学園大学総合人間学部 言語文化学科

2019年3月15日印刷

2019年3月19日発行

編集者 山陽学園大学・山陽学園短期大学紀要委員会

発行者 山陽学園大学・山陽学園短期大学

〒703-8501 岡山市中区平井1丁目14-1

<http://www.sguc.ac.jp/>